

(仮称)広島西ウインドファーム事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

2021 年 4 月

電源開発株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	4

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して 1 か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 3 年 1 月 26 日（火）

(2) 公告の方法

令和 3 年 1 月 26 日（火）付の日刊新聞紙「中国新聞」「読売新聞」に掲載した。（別紙 1 参照）

また、下記において電子縦覧を実施した。

- ・電源開発株式会社 ホームページ（別紙 2 参照）

<https://www.jppower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

※広島県、広島市、廿日市市、安芸太田町のホームページにも方法書の縦覧に係るお知らせを掲載した。

(3) 縦覧場所

関係地域を対象に、以下に示す 18 箇所にて縦覧を実施した。(参考資料参照)

また、電源開発株式会社のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。(別紙 3 参照)

- ・広島県環境県民局環境保全課（広島県広島市中区基町 10-52）
- ・広島県西部厚生環境事務所（広島県廿日市市桜尾 2-2-68）
- ・広島県西部厚生環境事務所広島支所（広島県広島市中区基町 10-52）
- ・広島市役所環境局環境保全課（広島県広島市中区国泰寺町一丁目 6-34）
- ・佐伯区役所区政調整課（広島県広島市佐伯区海老園二丁目 5-28）
- ・佐伯区役所湯来出張所（広島県広島市佐伯区湯来町大字和田 166）
- ・湯来西公民館（広島県広島市佐伯区湯来町多田 2712）
- ・湯来南公民館（広島県広島市佐伯区湯来町伏谷 13-1）
- ・合人社ウェンディひと・まちプラザ（広島県広島市中区袋町 6-36）
- ・広島市湯来農村環境改善センター（広島県広島市佐伯区湯来町大字麦谷 2501）
- ・広島市湯来交流体験センター（広島県広島市佐伯区湯来町大字多田 2563-1）
- ・廿日市市役所環境産業部環境政策課（広島県廿日市市下平良一丁目 11-1）
- ・廿日市市吉和支所（広島県廿日市市吉和 3425-1）
- ・廿日市市佐伯支所（広島県廿日市市津田 1989）
- ・安芸太田町役場住民生活課（広島県山県郡安芸太田町大字戸河内 784-1）
- ・安芸太田町役場筒賀支所（広島県山県郡安芸太田町大字中筒賀 1693-1）
- ・安芸太田町役場加計支所（山県郡安芸太田町加計 3505-4）
- ・安芸太田町役場安野出張所（広島県山県郡安芸太田町大字穴 886-1）

(4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間：令和 3 年 1 月 26 日（火）から令和 3 年 2 月 25 日（木）まで
- ・縦覧時間：開庁時間に準ずる。

なお、電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数（縦覧者名簿への記入者数）

縦覧者数（縦覧者名簿への記入者数）は 35 名であった。

※縦覧場所に設置した縦覧者名簿への記載により把握した。なお、縦覧場所のうち、湯来西公民館、湯来南公民館、合人社ウェンディひと・まちプラザ、広島市湯来農村環境改善センター及び広島市湯来交流体験センターには縦覧者名簿は設置していないため、ここでの縦覧者は含まれていない。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 27 号)第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を以下のとおり開催した。

開催日時	開催場所	参加者数
令和 3 年 2 月 9 日 (火) 18 時 30 分～20 時	廿日市市 吉和福祉センター	42 名
令和 3 年 2 月 10 日 (水) 18 時 30 分～20 時 40 分	湯来農村環境改善センター	36 名
令和 3 年 2 月 15 (月) 18 時 30 分～20 時 35 分	湯来西公民館	49 名
令和 3 年 2 月 16 日 (火) 18 時 30 分～21 時 05 分	安芸太田町戸河内ふれあいセンター	48 名
令和 3 年 2 月 17 日 (水) 18 時 30 分～21 時 03 分	安芸太田町川・森・文化・交流センター	41 名
令和 3 年 2 月 18 日 (木) 18 時 30 分～21 時 15 分	安芸太田町筒賀福祉センター	35 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 3 年 1 月 26 日 (火) から令和 3 年 3 月 11 日 (木) まで
(郵送の受付は、当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

方法書に対する環境保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた (別紙 3 参照)

- ①電源開発株式会社への書面の郵送
- ②方法書縦覧場所に設置した意見書箱への投函

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 1280 通 428 件であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は420件であった。このほか、環境の保全の見地以外の意見については、参考として、表2に示す。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対するの見解は、表1のとおりである。

表1 環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
1	事業の目的及び内容	風車の耐用年数は20年程度ですが、事業終了後は事業地や道路などはどうするのでしょうか。 事業終了後も風車を放置したままでは、風車の劣化や景観悪化等の悪影響がでます。風車を撤去する場合には、風車の完全撤去から現状回復までを完全履行することを確認し、原状回復までの計画を示してください。ちなみに、撤去・原状回復にかかるコストや、自治体に移管した後の維持費などは事業者負担なのでしょうか。地権者に責任が生じたり、住民の税金から支払われることになるのでしょうか。事業者が負担するべきと思いますが、万が一事業者が倒産などした場合はどうなるのでしょうか。 作業道については、地権者に返還する場合には完全な形で原状回復し返還すべきだと思います。また、事業終了後に事業個所の崩壊や事業が原因である災害が発生した場合の損害賠償責任はどうなるのでしょうか。この問題についての事業者の具体的な説明と見解を求めます。	耐用年数経過後の対応については、現在検討中ですが、状況が許せば風力発電機の更新（建て替え）を行い、事業を継続できればと考えております。 なお、更新（建て替え）又は撤去、現状復旧にあたり発生する費用については予め事業計画の中で見込み、その資金を確保することとしており、事業者が責任をもって負担・対応いたします。 事業終了後の施設の撤去や森林法に基づく植栽復旧計画については関係行政等と協議し、検討いたします。 住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、情報公開に努めてまいります。
2	事業の目的及び内容	風車は20年しかもたないと聞きました。素人からすると短いように感じますが、いかがでしょうか。また、20年経ったら撤去し原状に戻すとのことですが、道路の造成や森林伐採により一度破壊した自然をもとに戻すのは非常に困難だと思います。原状回復ができなかった場合の責任を保証してください。	風車は20年間メンテナンスフリーではなく、適切に維持管理しながら保守をしておりますが、メーカーにより耐用年数は20年程度とされています。 なお、事業期間を終えた後、設備の更新（建て替え）を行う取り組みは、弊社として実績がございます。また、撤去を行う場合の事業地の原状回復方法は事前に関係行政や地権者様と確認し、適切に実施します。原状回復については弊社の責任で実施します。本計画は森林法の規制の対象である森林内での計画であり、必要な原状回復について許認可手続きを通じて確認することから、原状回復できなかった際、法的な責任を問われる場合があり、弊社としては責任を十分に果たしてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
3	事業の目的及び内容	撤去の際にも環境に相当な負荷がかかります。人や動植物にも影響を及ぼすことが予想されますので、撤去の際に生じる環境への影響の調査、予測及び評価も追加し、計画提出をお願いします。	「事業」とは、環境影響評価法第2条により「特定の目的のために行われる一連の土地の形状（これと併せて行うしゅんせつを含む。）の変更並びに工作物の新設及び増改築」と規定され、撤去は含まれておりません。更新（建て替え）事業の場合は、再設置に先立ち実施する撤去を含み、法令に従った環境影響評価を実施する場合があります。 そのため、将来的に更新（建て替え）を計画する場合は、既存設備の撤去工事の工程等を踏まえ、法令に従い、既存設備の撤去及び更新する設備の新設を対象に、環境影響評価を実施いたします。更新（建て替え）を行わず、撤去工事のみの場合にも、自主的な環境調査や環境配慮を検討いたします。
4	事業の目的及び内容	風車の破損や故障が発生した場合、交換部品1本を海外から輸送するのでしょうか。非効率的だと思います。導入する風車メーカーが決まっておらず、メーカーの経営状況も把握していない中で、20年後も継続するというのは根拠がないように思います。採用予定の数社を具体的に上げ、各社の事業持続性なども示しつつ、20年だけの使い捨ての施設にならないことを示してください。	発電事業の継続性の観点からも主要な部品は発電所近傍に設置する管理事務所にて保管いたします。風車メーカーは未定ですが、事業持続性も含めて弊社が審査し、検討いたします。
5	事業の目的及び内容	2011年の東北大震災、福島第一原発事故後、原子力の代替電源として石炭火力発電の建設ラッシュがありました。2017年には、FIT法の改正によりバイオマス発電の買取価格が値下がりしたこと、バイオマス発電の駆け込み申請がありました。太陽光発電でも、FIT価格の高い時期に申請後、設置はせず転売されるといった事態がありました。そして、今回はFIT制度の変更に伴う陸上風力発電建設ラッシュが起きています。 電源立地には長期的な視点が必要です。景観破壊や土砂災害の懸念、生物多様性の喪失等のおそれを冒してまで山地での陸上風力が必要であるならば、FITに頼らない事業計画を練るべきだと思います。また、生物すべてが物質循環、食物連鎖のつながりの中で多様な生を全うする地球環境を視野に入れた電源開発はいかにあるべきか、深く考えるべきです。	弊社としても持続可能なエネルギーの供給を通じて、持続可能性のある社会の発展に貢献してまいります。
6	事業の目的及び内容	風車の建設後、稼働中のメンテナンスや故障時の修理等にかかるコストはどうなるのでしょうか。自治体では負担しきれず、次世代に負の遺産を残す事になるのではないかと懸念しています。 建設時だけでなく、稼働中の道路や周辺法面等の補修、事業終了後の撤去、原状回復までの確約がなければ、我々や次世代の大切な土地に手を加えてほしくありません。 事業途中で他企業に売却したり、譲渡したりすることなく、最後まで責任をもって維持管理をするという確約をしてください。	維持管理、原状復旧にあたり発生する費用については予め事業計画の中で見込み、その資金を確保することとしており、事業者が責任をもって負担・対応いたします。 事業終了後の施設の撤去や森林法に基づく植栽復旧計画については関係行政等と協議し、検討いたします。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
7	事業の目的及び内容	「2021 年度以降の調達価格等に関する意見 2021 年 1 月 27 日 調達価格等算定委員会」p50、【参考資料 36】によると、2020 年 6 月時点での風力発電導入量は 440 万 kW、FIT 前+FIT 認定量は 1160 万 kW であり、エネルギーミックスの値 1000 万 kW を上回っています。また、日本風力発電協会が推計した開発状況（2019.6 で FIT 認定の有無 2019.9 で環境アセスメントの手続きを確認 第 47 回調達委員会等算定委員会資料）によると、陸上風力は 1192 万 kW(171 件)、洋上風力 1259 万 kW(29 件) 計 2451 万 kW が 2030 年までに運転開始すると見込まれ、アセスメントで手続きが行われている計画を含めると、エネルギーミックスの値を大幅に超えることが予想されます。 このように、2030 年の目標値をすでに超えているにもかかわらず、なぜ開発を急ぐのでしょうか。 また、方法書には風力発電の積極的な導入が期待されているとの記述がありましたが、何を根拠にしているのでしょうか。確かに、2050 年までに再生可能エネルギーの主力電力化に向けてグリーン成長戦略が示されており、風力発電については洋上風力が大きく取り上げられていますが、陸上風力については記述はありません。適地がないにもかかわらず、脱炭素化という風潮だけで突き進むべきではありません。	事業計画認定申請、所謂 FIT 認定申請は一定の要件を充足すれば認定されるものです。認定を取得したものの運転に至らない計画があることも想定されます。弊社としては引き続き、政府が掲げる 2030 年および 2050 年のエネルギーミックスの実現に貢献してゆく考えです。 また、洋上風力発電には弊社としても取り組んでゆく考えですが、陸上風力発電は技術的にも実現性が高く、再生可能エネルギーの中では発電効率の高い電源と捉えております。将来に向けてこれら再生可能エネルギー電源を主力化する中では、陸上風力発電の積極的な導入も期待されているものと考えております。
8	事業の目的及び内容	本事業の実施によって得られる最大の発電量は、設備利用率 20%とすると、中国電力の 2018 年売電実績の 0.5%に過ぎません。計画地周辺の自然の価値と比較するとあまりに少ないと思います。また、風力発電は不安定であり、CO₂ の削減効果が疑わしく、風車の製造による CO₂ 排出量や森林伐採による CO₂ 吸収量の減少量、発電量を補うための火力発電作動を考慮すると、むしろ温室効果ガスの排出増加につながるのではないのでしょうか。実際、NEDO 海外レポート NO.1021 によると、フランスの持続可能な環境連盟(FED)は風力発電が「二酸化炭素の排出削減にはあまり貢献しない上、化石燃料の消費増をもたらす」ことを指摘しています。本事業によって今ある化石燃料による火力発電が減るとは思えませんし、CO₂ の排出量を削減したいならば unnecessary 電力消費をやめればよいと思います。 そこで、以下のデータを算出し、本事業を実施した方が良いという根拠を示してください。もし、風車による牧歌的イメージを利用した大規模投資事業であるならば、当該地域の自然環境、人的環境、人への直接的影響を考慮し、課題を解決できる製品や工法ができるまで事業を止める等適切な対応をお願いします。 ・大型重機が通れるサイズの作業道の整備に係る CO₂ 排出量、化石燃料使用量 ・風車の製造、設置に係る CO₂ 排出量、化石燃料使用量 ・森林伐採と土木工事に係る CO₂ 排出量、化石燃料使用量	現在、現地において詳細な風況調査を実施しており、その結果を基に、計画を具体化していきます。 風力発電のライフサイクル CO₂（製造から廃棄までの一連の流れで排出される CO₂ の総量）は、LNG 火力が 473.5 g-CO₂/kWh であるのに対し、風力発電は 26.5g-CO₂/kWh（陸上設置、40MW のウインドファームの場合）となっており、化石燃料から自然エネルギーへの転換で、CO₂ 排出量は大きく削減されると考えられます （資源エネルギー庁資料 https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/joho-teikyo/lifecycle_co2.html）

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
9	事業の目的及び内容	山を開発することで、実質的に CO₂ を排出していることとなります。これを再生可能エネルギーでカバーするには何年必要なのでしょう。開発をした場合としなかった場合の数値が知りたいです。 また、たった 20 年利用するために破壊した自然が、1000 年かけて回復するまでに損失した CO₂ の量を教えて下さい。	風力発電のライフサイクル CO₂（製造から廃棄までの一連の流れで排出される CO₂ の総量）は、LNG 火力が 473.5 g-CO₂/kWh であるのに対し、風力発電は 26.5g-CO₂/kWh（陸上設置、40MW のウインドファームの場合）となっており、化石燃料から自然エネルギーへの転換で、CO₂ 排出量は大きく削減されると考えられます。 （資源エネルギー庁資料 https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/joho-teikyo/lifecycle_co2.html）
10	事業の目的及び内容	風力発電先進国であるドイツでは、生態系や景観、騒音、健康被害などが原因で、2019 年から建設が進んでいません。 日本では他国と比較して風力発電の実績が少なく問題が顕在化しにくいので、風力先進国の問題点を十分に検証し、環境影響を上回る利点があるという結果や専門家の見解を示してください。 上記がない限り事業の中止を求めます。	日本では既に数十年以上の風力発電の実績があり、弊社もその開拓者の一員として事業に取り組んでまいりました。その中で様々な課題に取り組み解決しております。 環境影響評価手続きはまさに環境影響の程度を調査・予測・評価する手続きであり、専門家の見解を踏まえた審査を受けるものです。弊社としては本手続きを通じて環境影響の程度を明らかにし、事業計画を検討してまいります。
11	事業の目的及び内容	風力発電機 1 基あたりの面積が 2000～3000 m²と比較的大きくないとのことですが、住民の認識と乖離があります。山林面積としてはかなり大きく、それだけ環境破壊につながると考えられます。	風力発電機設置に伴う伐採による環境影響につきましては、「造成等による一時的な影響」として、水質、動物、植物、生態系、廃棄物等について環境影響評価を実施いたします。 今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。
12	事業の目的及び内容	2020 年 12 月、秋田県由利本荘市にある「ユーラス西目ウインドファーム」において、ナセルが焼ける事故が発生しています。この火災事故は、風車につながる道が積雪で閉ざされていて消火活動ができなかったそうです。大規模な山火事につながることを考えられますので、消火作業や対策などについてどのように考えているのか、具体的に回答をお願いします。 また、周辺の住居や施設、人体等に影響や被害が及んだ場合の対応と保証を具体的に示してください。	弊社は、除雪も含めた対応により、発電所へのアクセス性の確保を含めた保守体制を構築します。そもそも防火設備を設置しますが、万が一、火災が発生した際は速やかに消化活動をするべく関係行政との連携の下、対応します。 また、一般的に林道の整備は、発電所が原因であるかどうかに関わらず山火事が発生した際の消火活動に貢献するものと考えられます。 なお、発電所が原因で第三者へ損害を与えた場合は、個別に協議し、誠意をもって対応いたします。
13	事業の目的及び内容	本事業は日本最大級の風力発電事業であり、配慮書にあった「工事内容が一般的な風力発電事業と同程度で重大な環境影響が想定されない」というのは不適切であると思います。本事業が一般的であるとするならば、その根拠を示してください。 また、配慮書において工事による影響を評価の対象外としていましたが、工事を前提に影響について評価しなければ正しい計画は作れないと思います。	配慮書では、工事計画が未定であること、他の一般的な風力発電事業と同程度の工事であり重大な影響は想定されないことから、工事時の影響は対象外としております。本事業は、風力発電機の基数等、規模は比較的大きいですが、工事内容としては一般的な風力発電事業と大差はありません。 工事時の影響については、方法書第 6 章に示したとおり、工事の実施についても、本事業により影響が生じるおそれがある環境要素として選定しております。今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 工事用車両の進入路の設定等、詳細な工事計画については、今後、詳細検討を進める予定です。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
14	事業の目的及び内容	本事業はどのくらいの規模の開発でしょうか。 (市有地面積＝歳入・歳出・費目、調査・査証・検証、法的根拠・条例制定・違反状態、私有地面積＝認可)	事業規模については検討中です。
15	事業の目的及び内容	方法書の図 7.2-9『対象事業実施区域の検討結果』は理解しがたいです。模型や立体図等で分かりやすく説明してください。 また、区域内のどの部分がどの位活用されるか等の詳細を教えてください。	今後の図書の縦覧及び説明会の実施にあたりましては、分かりやすい表現や手法の使用等、住民の皆様のご理解をいただけるように努めてまいります。 方法書は、対象事業実施区域を踏まえた環境影響評価手法について記載している図書であり、対象事業実施区域における改変範囲等の具体的な事業計画は検討中のため、準備書以降の図書において記載いたします。また、具体的な事業計画を踏まえた事業影響の予測・評価結果についても、準備書に記載することとなります。
16	事業の目的及び内容	安芸太田町内の区域について、本事業の事業実施想定区域は、旧筒賀村の水源地域総合整備事業の実施区域と重なっており、この点について 2020 年 12 月に、事業者に「水土保全機能強化総合モデル事業」が施工された地域の図面を渡して修正していただくよう要請しました。にもかかわらず、方法書において対象事業実施区域が拡大されているのはなぜでしょうか。筒賀財産区では、本事業で風車の建設が計画されている稜線部分に手を付けてはならない、いわば聖域としています。このことから、現在方法書で示されている対象事業実施区域のうち、安芸太田町の区域（旧筒賀村有林）の部分は消去していただきますようお願いします。 駄荷地区付近に追加された区域について、搬出入道路予定地としては広すぎるように思います。なぜ広い土地を付け加えているのでしょうか。また、追加した区域には新たに動植物調査地点を追加すべきだと思います。 湯来町付近では、配慮書から方法書での区域の変更はないようですが、一極集中化又は掘削土処分の関係でしょうか。木材、土石、機材、生コンの搬出入路を明記してください。	配慮書提出後に、詳細な地形状況等の把握を踏まえ事業計画の検討を進め、風力発電機の設置想定範囲を絞り込むとともに、搬入道路の計画を見直し、利用が想定される最大限の範囲を対象事業実施区域に設定いたしました。 行政財産等における事業実施にあたりましては、関係行政等と協議の上、検討を進めてまいります。 駄荷地区付近において拡大した範囲につきましては、施工条件等を踏まえ、設定しております。調査地点については、改変面積は風力発電機設置ヤードが最も広くなることから、風力発電機設置想定範囲内の環境類型区分に応じて設定しております。 対象事業実施区域における搬出入路等の具体的な事業計画は検討段階であり、準備書以降の図書において記載いたします。
17	事業の目的及び内容	環境省が提案した植生自然度による立地適正化の判断に従うと、風力発電機設置想定範囲からは植生自然度 10 及び 9 の区域は外される傾向にあります。しかし、かつて塩田やたたらのために自然林が県内全域に渡って伐採された広島県の地域特性を考慮すると、植生自然度 8 の区域も計画地から外すべきと考えます。	今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、植生調査を実施いたします。植生自然度については、環境省の区分に従いつつ、専門家等の助言を得て判断してまいります。自然植生に対して、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
18	事業の目的及び内容	方法書には、事業計画の詳細は一つ示されていません。輸送路や風車位置、土捨て場、管理道、送電線及び変電所位置、荷揚げ港も示さないままで、今後の調査計画、事業計画や運用についてもどのようにしていくのかわかりません。輸送路ルートはどうなるのか、調査する既存林道はどこなのか、風車の実働年数は何年を想定しているのか、きちんと示してください。 人と自然との触れ合いの活動の場の調査では、「工事用資材等の搬出入に用いる関係車両の運行が予定されている道路」との記載がありますが、搬出入路が明確に示されていないため検討できません。現在わかっている場所だけでも示すべきではないでしょうか。 環境影響評価に当たっては、全項目について住民の納得できる最新の知見を含めたより詳細な調査を行い、事業計画を見直してください。また、調査した結果について、改ざん・隠ぺいせず適切に情報開示してください。	対象事業実施区域における輸送路、風力発電機の配置等の具体的な事業計画は検討段階であり、準備書以降の図書において記載いたします。 人と自然との触れ合いの活動の場の調査計画に当たっては、工事用資材等の搬出入に用いる関係車両の運行の可能性がある道路として、地点設定を行っております。 今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 上記の対応にあたっては、最新知見のほか、他事例の引用に努めます。住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、情報公開に努めてまいります。
19	事業の目的及び内容	人口減少により電力過剰となった場合、すべて撤去して撤退することはあるのでしょうか。	ご指摘の通り、日本社会は人口減少が想定され、また、省エネ化も進んでおります。一方で、エネルギーの電化推進も想定されます。したがって、国は2030年以降においても電力需要は大幅には減少しないとの予測をしています。 そういった背景において、火力発電に代わって風力発電を主力電源化する取り組みがなされているものであると認識しており、電力の余剰を理由として風力発電設備を撤去し、撤退することは想定しておりません。
20	事業の目的及び内容	エネルギー基本計画において、原発再稼働や新規稼働も計画されている中で、低炭素社会に向け化石燃料を抑える計画もあり、全体のエネルギーの方向性がわかりません。	再生可能エネルギーは、平成30年7月に閣議決定された「第5次エネルギー基本計画」において、2050年に向けた対応として「再生可能エネルギーの主力電源化」が掲げられ、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう期待されており、従来の化石燃料に代わるエネルギー供給源として期待が高まっています。なかでも風力発電は、国内の導入ポテンシャルが高く、将来的に大型電源としての活用が見込まれることから、その積極的な導入が期待されています。
21	事業の目的及び内容	本事業の計画を立案したのはいつですか。机上での検討か、現地を十分に調査してののでしょうか。調査したとすれば、いつ、どのような調査をしているのでしょうか。	本計画は2019年に実施した机上および現地調査を通じて事業候補地とし、現地での風況観測調査を実施しております。今後、さらなる詳細調査を実施してまいります。
22	事業の目的及び内容	現時点で、どのような経緯・進捗状況でしょうか。 (戸別訪問数、同意事項、同意件数、契約金支払い状況、説明会の回数、日時・内容・整理事項・見切り発車？森林伐採状況、道路整備進捗、環境汚染場所・指数)	個別の説明状況、協議状況についての回答は致しかねます。なお、本事業は実施が決定しておらず、工事にも着手しておりませんので、本事業に関する森林伐採、道路整備等は現時点では実施しておりません。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
23	事業の目的及び内容	どのような契約・取引交換等をしてきたのでしょうか。 （「J パワー」の要求事項、公的機関等の条件提示と環境影響調査・地質調査・地震調査・崩落等危険調査・土砂災害防止・最終処分等の要求、地主への説明・地主との折り合い・地主の条件提示、周囲の賛否・説明責任、市有地（私有地も）＝財産売買の権限根拠・法的根拠・条例制定、憲法・地方自治法・国定公園規定等・「開発」事業法との整合性、1ha 当たり価額・時価との比較・他地域との比較、具体的契約事項・契約内容、仲介不動産、違約金の発生、契約解除の条件、内部の意思形成の日時・記録・問題整理、など）	地権者様との契約等に関する事項については、契約実績を含め、回答は致しかねます。
24	事業の目的及び内容	風力発電機の建設・稼働による環境影響だけでなく、風力発電機等設置位置の土地に関する契約状況など、今回の建設前後に係る法的側面についても可能な限りオープンにする必要があると思います。（当然地主の個人情報を守る必要はあります。） 契約内容によっては、地権者だけでなくその周辺住民にも影響を及ぼすことがものもある（地上権設定契約など）ので、風力発電機が災害等によって倒壊した場合の復旧の責任はどこにあるのか、倒壊等により地域住民に被害が及んだ場合どこまで対応するのかなどは明らかにしていただきたいです。「建てたら終わり」などではなく、建て終わった後のことについても説明していただきたいです。	本計画に関する地域の皆様のご関心事項については事業者として可能な限り説明を尽くしてまいります。個別の契約内容について第三者へ開示することは、通常の契約慣習の中では認められません。 なお、弊社が通常行う契約においては、設備が原因となる第三者への損害について地権者様へ責任を転嫁することはあり得ません。
25	事業の目的及び内容	本事業で予定されているような巨大風車を支えるには、基礎部分が重要です。計画地は尾根部であるため沿岸部の平地での実績とは異なるはず。地下の断面図や杭基礎の構造図をはっきりと示してください。また、深さはどの程度でしょうか。600m³のコンクリートを標高 1000m のところに置くのに影響がないということは無いと思います。穴を掘ることで水脈断絶や残土処理が発生することを想像すると、本当に不安になります。 また、工事の説明や工事後の責任がどうなっているのが気になります。	構造物等の具体的な事業計画は検討段階であり、準備書以降の図書において記載いたします。 工事に伴い発生する残土は、埋戻し及び盛土等により、対象事業実施区域内で可能な限り再利用に努め、造成計画での切土量、盛土量のバランスを取ることで、極力発生しないように努めます。その上でも発生する残土については、土捨て場を設ける、場外にて処理するなど、適切に処理いたします。なお、土捨て場を設ける場合には、その影響についても、本事業による影響として予測及び評価を実施いたします。
26	事業の目的及び内容	耐用年数が 10～20 年と極めて短いので建設を開始すればほぼ連続して大小の土木工事がくり返されると考えられます。	工事期間は概ね 4 年間で予定しております。風力発電機の設置後は土木工事を実施いたしません。将来的に、風力発電機の更新（建て替え）を行う場合は、耐久年数（20 年を想定）後に既存設備の撤去工事を実施し、更新する設備の新設工事を実施いたします。
27	事業の目的及び内容	計画地周辺において、大量の木材が伐採され、連日大型トラックで搬出されている様子が目撃されています。本事業はまだ認可もされていないのに、なぜこのようなことが起きているのでしょうか。事業者を確認したところ、本事業とは無関係、間伐ではないかと回答されましたが、間伐にしては杉の大木が混じっていたり全体量も多いようです。林道色梨線の熊押峠付近では道路整備も始まっているようで、疑わしいです。	住民説明会時のご回答を指しているものと推察いたしますが、ご回答いたしましたとおり、本事業は各種法令手続を進めているところで、まだ着工しておりません。工事着工は環境影響評価手続を適切に実施し、関係許認可等を取得した後の着工を予定しております。そのため、現地を目にされたという作業は、本事業に関するものではありません。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
28	事業の目的及び内容	本事業者は石炭火力発電や原子力発電もしています。 石炭火力発電の中止は温室効果ガス排出削減の最大の目標となっており、国民が FIT 制度を許容し再エネ発電賦課金を支払うのは、石炭火力のような CO₂ 排出量の多い発電を抑制したいからです。にもかかわらず、事業者は石炭火力を推進するとともに FIT 制度を活用しており、国民の願いを踏みにじる行為をしています。石炭火力発電事業者として、真に地球温暖化防止の取り組みに向き合ってください。 また、福島原発事故を起こした他事業者に対して、どのようにお考えでしょうか。事故のせいで故郷や仕事を失った人や汚染される自然に対し賠償など全くできていません。同じ原発事業者として福島の復興と福島第一第二原発の廃炉への貢献、核廃棄物処理技術の確立を求めます。また、青森の大間原発と同じ事業者が計画する風力発電など許せません。	弊社はこれまで水力発電、火力発電等を通じて電気を供給してまいりました。原子力発電所は計画中ですが、令和 3 年 4 月現在、原子力による発電は実施しておりません。 石炭火力発電は燃料調達の安定性、経済性に優位性があり、日本の経済成長において、電気を安定供給する中で一定の役割を果たしてきたことは事実です。 一方、現在は地球温暖化対策を目的として、脱炭素の取り組みが必要です。弊社としては世界最高水準の効率を持つ石炭火力発電所の開発や、CO₂ の分離・処理等の技術開発に取り組んでまいりました。今後、一定の期間の中で CO₂ の排出を伴わない電源へ切り替えていく取り組みをしてまいります。 なお、他事業者の原子力発電事業と本計画は無関係なので回答は致しかねます。
29	事業の目的及び内容	本事業で発電した分、事業者の原発を減らすのでしょうか。	原子力発電は発電による CO₂ を排出しないこと、エネルギー自給率の向上に貢献することから国は 2030 年の電源構成において一定の役割を期待しております。 なお、原子力発電の廃炉については各事業者の判断になるため、弊社としては回答いたしかねます。
30	事業の目的及び内容	本事業者が建設中（現在建設中断中）の青森県大間原子力発電所について、今後運転できず、費用の回収もできずで破綻を起こすのではないのでしょうか。そして、そのツケは風力事業にも及ぶのではないのでしょうか。 この風力発電事業は、何年で建設費を回収できて運転ができるのか、事業者の原発などの不採算事業を受けて破綻して撤退するのではないのでしょうか。数年で起きる可能性があり、残った施設は放置されてしまうのではないのですか。	更新（建て替え）又は撤去、現状復旧にあたり発生する費用については予め事業計画の中で見込み、その資金を確保することとしており、事業者が責任をもって負担・対応いたします。
31	容 事業の目的及び内容	そもそも原発の再稼働による電力供給などの議論も十分にされないまま、新たに別の発電所を建てて環境破壊を拡大する必要性はあるのでしょうか。 疑問に答え得るデータも併せて提示し、説明をお願いします。	現在の日本の電源構成は、東日本大震災前の割合に比べて、原子力発電による発電量が減少し、火力発電の比率が高くなっています。国は 2030 年の段階で少なくとも火力発電の割合を震災前の程度まで戻す方針です。その中で再生可能エネルギーの普及が喫緊の課題となっています。
32	事業の目的及び内容	北海道の核のごみの受け入れ調査に応じた町長が風力発電の発電量を日々チェックしていて、「カネになることは何でもやる」（電力を売り物として考えていて、そればかり気にしている）といったことを言っているニュースを見てショックを受けました。こうした風力発電が入口にあって、北海道のように核のごみなども受け入れていってしまうのではないかと不安に思っています。	弊社としては本事業計画地において、そのような計画を把握しておりません。
33	び 事業の目的及び内容	建設工事に当たって、計画地周辺で特に交通量の多い国道 186 号と 191 号は利用されるのでしょうか。利用する場合の利用頻度を明確に示してください。	輸送路等の具体的な事業計画は検討段階であり、対象事業実施区域内の輸送路等については準備書以降の図書において記載いたします。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
34	事業の目的及び内容	400 億円以上かけて建設して、コストパフォーマンスは大丈夫なのでしょうか。風力発電は現在の技術では安定した電力を得られないのではないのでしょうか。設置費用や環境影響の対策費用はかなり掛かると思います。最初から事業実施を前提とするのではなく、環境影響が大きい、あるいはコストパフォーマンスに疑問がある場合は、計画を白紙に戻す等柔軟な対応をしてください。また、風車の建設費、道路工事費、維持管理費等の総額を算定し、本事業の予算額を提示してください。	現在、現地において詳細な風況調査を実施しており、その結果を基に、計画を具体化していきます。
35	事業の目的及び内容	本事業による固定資産税は総額 30 億円を見積もっているとのことでしたが、税収増により増加分の 75%の交付金が減額されるため、財政上は実質 7.5 億円の増収になります。これを 3 自治体で等分したとすると、各市町には 20 年間で 2.5 億円、年間だと 1,250 万円の増収となるかと思えます。またこの数字はエネ発電設備に係る固定資産税の軽減措置による減税を考慮していませんので実際はさらに少なくなります。この計算には、建設費を 500 億円として計算したとのことですので、事業者側の売上総利益は 20 年間の売電売り上げ 976 億円から建設費を引いて 500 億円を見込めます。公共の資源である風と自然の提供を受けておきながら各市町へのメリットはあまりにも少ないと言わざるを得ません。 一度破壊された森林や道路は、何十年経っても元には戻りません。一時的な固定資産税のために、その後何十年も被害を享受しなければならなくなります。自然破壊は、周辺の人々だけでなく海まで被害をもたらします。	ご記載された事業費等は、国が公表している一般的な陸上風力のモデルケースを参考とし、固定資産税等を想定されたものと理解します。 まず、ご記載された数字の確度については、弊社としては保証いたしかねます。具体的な事業費は今後の精査の中で決定し、それに基づいて固定資産税を自治体が算出するものと考えます。 ご記載された数字の正確性の議論は別として、税収によるメリットの大小は各自治体の計画の中でそれぞれの住民の皆様がご判断されるものと認識しております。 また、森林内での造成は森林法に基づき適切に実施します。何十年も周辺の森林に影響を与える計画は許認可審査において認められないものと考えます。
36	事業の目的及び内容	1 年半後に FIT の対象から外れ、市場に連動した価格になれば、再三の見通しが立ちにくくなる可能性があるのではないですか。事業者の利益も固定資産税も激減することが考えられます。	本事業は FIT 制度の適用を前提とした計画となっております。所要の認定手続きを適切に行っております。
37	事業の目的及び内容	計画されている風力発電事業は国内最大級であり、大きな人工物が山の上に立つのはとても恐ろしく、西中国山地の貴重な大自然を犠牲にするなど到底理解できません。風力発電は騒音、低周波音による健康被害やバードストライク、動植物の生息地減少、大規模な自然環境破壊、景観悪化、森林伐採による保水力の低下、災害の発生、落雷による火災等の発生など、様々な問題があると聞きます。一度破壊された環境は元には戻らず、再生可能エネルギーのために重大な環境影響が生じるのでは本末転倒です。自治体の環境計画等を読んでも、再生可能エネルギーの利用は進められていますが、自然環境を破壊してまで風力発電事業を行ってよいとは思えません。もし風力の活用について記載してあるならば、具体的な文書を明らかにし、該当箇所を示してください。	今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。また、具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		に、その流れに逆らって新規で山岳地帯に設置する理由もわかりません。基本的に何かを犠牲にするのではなく、自然環境や住民の生活及び健康に全く悪影響を与えない事業でなければ意味がないと思います。そもそも、人口減少していて電力の足りている現在において、今まで大切にしてきたものを壊し将来にわたって危険が伴う風車の建設は必要なのでしょうか。次世代に負の遺産を残す事はしたくないです。本事業について、地域住民だけでなく、電気を使用する人たちにもしっかり考えてもらいたいと思います。第三者の地域をよく知る専門家による再調査及び事後調査を実施し、様々な視点から事業を検討しなおしてください。 住民の心理的負担や失われる自然の事を考えると、本事業は中止すべきだと思います。	
38	事業の目的及び内容	日本では火力発電の液化天然ガス発電が最大の発電量ですが、産出国の情勢等により価格の上昇が懸念されます。それが電気料金に跳ね返る可能性が高いため、国内で賄える電力の確保は必要だと思います。 また、新聞で再生可能エネルギーで地域活性化という記事を見ました。2050年までに脱炭素社会を実現するとのことで、風力発電にもリスクは多々あるようですが、住民が納得できる説明をしていただき、メリットを最大限に生かすように事業を行なってください。 事業により地域が活性化すると嬉しいです。	本事業に対するご理解をいただき、誠にありがとうございます。本事業は、当該地域の資源である豊かな風力を活用し、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給に資することを目指しております。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。 自治体への納税のほか、地元企業との協働、地域イベントへの協賛等、地域経済の発展及び活性化への貢献については、関係自治体とともに協議し、検討させていただきます。
39	事業の目的及び内容	災害等が発生した場合について、少し古い資料ですが下記の通りとなっています。この点について事業者でどのように受け止めるのか、見解を示してください。なお、仮定のことなので想定していないという見解は認めません。 1. 山崩れを防ぐために人の手で行う場合の経費 8 兆 4421 億円／年 2. 水質汚染を復元する場合 14 兆 6361 億円／年 3. 雨水を蓄えるための作業にかかる経費 8 兆 7407 億円／年 4. 二酸化炭素を吸収する作業を人の手で行う 1 兆 2391 億円／年 5. ほかに、「洪水を防ぐ」「動物の住処になる」「木材を生産する」など、森林には数えきれないほどの働きがあります。	ご提示された試算の妥当性については、回答いたしかねます。本計画は森林法の規制の対象であり、改変箇所により、周辺の森林機能を損なわないことが前提となります。弊社としては森林機能を踏まえつつ、災害を発生しない設備の設計に努めてまいります。
40	事業の目的及び内容	原子力発電や化石燃料による火力発電に比べれば、今後取り組むべき有効な自然エネルギーの一端として期待するところではありますが、人の生活を犠牲にしてまで冒していいものではないと思います。本当に地球環境の事を考えるのであれば、事業者と地域住民が互いに納得した上での自然環境への取り組みになるかと思っています。エネルギー問題への企業の貢献と地域住民ができる協力は無いでしょうか。	方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境等への影響について、住民の皆様からのご懸念が大きいと理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
41	事業の目的及び内容	持続可能な事業なののでしょうか。 事業が失敗した際、施設が撤去できず、そのまま負の遺産として残るのが不安です。	更新（建て替え）又は撤去、原状復旧にあたり発生する費用については予め事業計画の中で見込み、その資金を確保することとしており、事業者が責任をもって負担・対応いたします。 事業終了後の施設の撤去や森林法に基づく植栽復旧計画については関係行政等と協議し、検討いたします。
42	事業の目的及び内容	建設前提の環境影響評価について、説明を聞くまでもなく白紙撤回を望みます。 事業者は、説明会において何度も、この地域は風という資源があると述べられていました。この風は誰のものなののでしょうか。それは誰も個人としては所有してはならない、地域住民共有のものであり、山を愛し、山に登ることを喜びとする、そうした人々のものです。決して、20 年そこらの企業の目先の利益を上げるために、企業が独占するものではありません。利益追求のための資源ではありません。何のため、誰のための事業なのか、根本的に見直す必要があると思います。 よって、この計画の白紙撤回、どの地域にも風力発電所はいりません。	再生可能エネルギーは、平成 30 年 7 月に閣議決定された「第 5 次エネルギー基本計画」において、2050 年に向けた対応として「再生可能エネルギーの主力電源化」が掲げられ、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう期待されており、従来の化石燃料に代わるエネルギー供給源として期待が高まっています。なかでも風力発電は、国内の導入ポテンシャルが高く、将来的に大型電源としての活用が見込まれることから、その積極的な導入が期待されています。安全を最優先し、経済的に自立し、脱炭素化した再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減するとされています。本事業は、当該地域の資源である豊かな風力を活用し、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給に資するクリーンエネルギーの供給を通じて、我が国や広島県、広島市、廿日市市及び安芸太田町を含む周辺自治体等の取組みに即し、事業を通じて地域経済の発展及び活性化に貢献することを目指しております。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境等への影響について、住民の皆様からのご懸念が大きいと理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
43	事業の目的及び内容	本事業は、約 2,700ha の山林を開発し、高さ 150m 以上の風車を 36 機も製造するとして強力かつ強権に押し進めようとしていると聞きます。ゆえに自然破壊による重大な影響も考えられますので、現時点における経緯・進捗・状況をはじめ「電源開発」事実などを、関係者の皆さんから確認をさせていただきます。この問題に対して、さまざまな危惧・不信・疑念・疑惑などが渦巻いております。憲法などの国内法ないしは国際保健機構および国際環境保護条約などの国際法にも違反しているのではないかと思います。この懸念や不安を払拭できるよう以下の点について説明責任を果たし、情報提供することを求めます。 ・広域の大開発・道路拡張・森林伐採・建造などにより大気汚染・水質汚濁・海洋破壊、里山破壊・田畑荒廃・居住移転、住環境破壊などの悪環境になること ・国策とする原子力発電推進計画にみる同様・同質な不当・不正・不法なる建造問題があること ・国策とする限り、政界・官界・司法界（三権分立）の無権能が経済界・報道界にも及び、政治的環境・経済的環境・報道環境など全てが作為的環境の下で、透明性・公正性・公共性を保持できず資質・姿勢・態勢・体制も崩れる、付度・利害得失関係の“ムラ社会”を形成し非民主主義社会に煽動するカネ・モノの虜になり、権力支配で人事・情報・法・自治などに横行闊歩すること ・電源政策・電源事業とする歴史的経緯を鑑みて、推進計画にみる山林購入・「開発」事業・「環境整備」などの工程で、さまざまな立場にある人の犠牲・差別・侵害・搾取などを伴う過酷な労働環境などに置かれ、賃金・条件・福祉・衛生などにおける人間性破壊を惹起させてしまうこと ・地元での暮らし次の世代に引き継ごうとする多くの人々の全ての環境破壊を齎すとりわけ「災害弱者」である身重の人・幼児らと障害者・女性・老人・病人らの人命・健康・生活等を脅かす ・国策・風力発電建造計画によって、地元住民をはじめ市域住民を分断・差別で諍いを齎すこと	本事業は各種法令を遵守の上、関係機関との協議を前提に進めております。 今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
44	事業の目的及び内容	本事業に関し多くの被害を考慮した結果、ここに風力発電建設の反対を表記します。大気汚染や東日本大震災の原発事故により、膨大な電力確保が期待できる、原子力発電や火力発電などの撤退が余儀なくされ、再生可能エネルギー（今回は風力発電など）に頼るしかないのが現状ですが、再生可能エネルギーをこのまま進めてもいいのでしょうか。 そもそも日本は土地が狭く、居住区が過疎と過密で明確です。過疎地域に発電所を建てるということは、人の手が加わっていない場所を開拓することを意味し、豊かな森の資源を壊すこととなります。それでは、環境を考慮して進めている再生可能エネルギーも土地を開拓し森林破壊をしている為、本末転倒と考えます。そして森林破壊による人間への影響は大きいのです。農業や畜産に影響が出れば食料も不足し電気が足りないどころの話では済みません。今回の風力発電の設置だけでは国を揺るがす大きな被害とまではいかないと思いますが、このような小さな積み重ねが人類の滅亡へ進むといっても過言ではありません。私は便利な生活を優先し滅亡に進むよりも、自然と共存し、次の世代に繋げていくことが大切だと考えています。だから、多少の電力不足も我慢しろ！と言いたいところですが、実際に自然と密接に暮らしている過疎地域の人にしか理解がないのも問題ですよね。私からせめて言えることは、ここに暮らす住民が自然を愛し、環境保全に対し強い意志を持っていることです。そして必ずしも全ての人が便利な世の中を求めている訳でもないことを十分に理解して頂きたいです。以上の理由により、地域をよく知る専門家（第3者）による再調査、事後調査を求めます。	今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。また、具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。 自然と共存し、次の世代へとつなげていくために、再生可能エネルギーを普及させることにも弊社として取り組んでまいりたいと考えております。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
45	事業の目的及び内容	大型風車建設に明確に反対します。 地球温暖化防止の為、再生エネルギーを増やしていこうとする方針には大賛成ですが、豊かな自然を破壊するのは止めて下さい。 木々は二酸化炭素を吸収します。根がしっかりと土壌をつかみ、土砂の流失を抑え、山崩れを防止します。葉や幹、根を通して水を蓄えダムの役割を果たします。そしてゆっくりと地下水となり湧水となり、山の養分をたっぷりと吸った水は川から海へと流れ、海を豊かにします。自然は動植物を育み、農業、林業、牧畜など、人の暮らしも支えます。 本当に愛国心があるなら美しい日本の国土を破壊しないでください。 電力が大切なら、自然を生かす発電は可能です。中国では100%再エネ発電を目指すと言っています。原発120機分の発電が可能との事です。日本でも太陽光パネルを農地の上にすき間を開けて置いたり、農業ハウスの屋根に置いたり出来るし、農家だけでなく一般住宅の屋根の上や公共施設の屋根、高速道路の上や側壁にも置けるのではないのでしょうか。その地域の地方自治体の収入にもなりますし、小規模建設会社の仕事にもつながります。 今、自民党政権がやろうとしているのは原発回帰です。住民の危険の上に大型風車を作るということは、住民の反発を計算に入れ、住民を巻き込んで原発に戻そうとしています。3・11を経験しながら何も学んでいないです。この地震大国で未だにデブリ取り出しも出来ず、使用済み核廃棄物の置く場所もなく「将来の技術を期待して」と都合良く言うだけの政策です。そしてどうしようもなくなったら「実は安全です」と言って、汚染水も海洋投棄をしようとしています。日本を住めない国にしてしまう「自分達だけ今だけのお金の為」の政策です。	今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 弊社においては、本事業のような陸上風力発電のほか、洋上風力発電、地熱発電、リサイクル・バイオマス事業等に取り組んでおりますが、各種発電形式のメリット・デメリットを踏まえ、適地選定を行っております。
46	事業の目的及び内容	住民説明会の際、マッチングできなかったらどうするのか？という質問に対し、「事業を進められない」との回答をしていました。 その事をここに明記します。	ご意見のとおり、説明会にてご回答いたしました。
47	事業の目的及び内容	風力発電は、環境にやさしいとか風車が格好いいというイメージがありますが、実際にはデメリットもあると思います。風力発電のメリット、デメリットを公平に公にすべきであると思います。 また、山間地に設置する場合と海岸沿いに設置する場合のメリット、デメリットの違いも教えてください。	風力発電のメリットとしては、発電による二酸化炭素等を排出しないこと、他の再生可能エネルギーによる発電方法より比較的エネルギーの変換効率が高いこと、太陽光発電と異なり夜間でも発電可能なことが挙げられます。デメリットとしては、発電量は風況に左右されること、騒音、バードストライク、景観等への影響の可能性があること、設置適地が限られることが挙げられます。これらのデメリットに対しては、事前の適地選定、風況調査や環境影響評価等によって対応いたします。 また、一般的に山岳地は海岸沿いに比べて風車の輸送距離が長いこと、地形的制約が多いこと等がデメリットであり、塩害等の対策が不要であること等がメリットと考えられます。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
48	事業の目的及び内容	そもそも、風力発電をエネルギー源としてみた場合、稼働率 20%で効率が悪く、実用性が無いと思います。少なくとも今に依存するような電力源ではありません。なぜ国は補助金まで出して風力発電を押しすすめているのか、それは京都議定書にもとづいた政策を今に実行しているからに他なりません。風力発電はキロワットあたり発電コストが 11 円から 12 円に下がったと言う人がいますが、通常は 10 円から 24 円というふれ幅が広いです。しかも低いコストの発電実証実験は、小規模の発電で 20 キロワットとか 20 万キロワットとかいうではないですか。 何万キロワットも発電する場合には、風車を巨大化して日本中に建てなくてはなりません、陸地にそんな大きなものを建てて並べて弊害の出ない場所などあるわけではないです。	風力発電は再生可能エネルギーの中では効率的な電源と認識しております。本計画で検討している風力発電機 1 基が一年間で生み出す電力量は、標準的な一般家庭約 2,000 世帯が一年間で使用する電気の量に相当すると想定されます。 国は陸上風力発電の発電コストを低下を目指す方針を掲げていますが、弊社も発電コストを低下させる取り組みを致します。
49	事業の目的及び内容	すでに稼働している風力発電所周辺地域では、多くの問題点が指摘されています。過去の事例と照らし合わせても、本事業は何の利益も生み出さないように思います。新設候補地に住む人たちにとっては、こうした論的整理を明確にしないと、到底受け入れられないことは明白です。行政と地域が一体となって道筋を示さなければならず、計画ありきでは将来大きな禍根を残すことになります。	今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
50	事業の目的及び内容	現状なくても成立しているのであれば、そのままが良いです。新しく何かを作るより、豊かさとは何か？幸福度とは何か？ということに着目して生きていきたいです。ハイデガーがいう「総駆り立て体制」から少しでも離れることが生きることの辛さを軽減させるのではないのでしょうか？山にあるものだけを食べる。そんな生活はもうできないのだけれど、少しでも生きることが辛くなる社会を作っていければ良いと思います。	方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
51	容 事業の目的及び内容	重要な地形および地質に配慮し、かつ、超低周波の騒音を配慮した配置をし、かつ、風車の影の影響を配慮した配置をし、動植物や生態系への影響に配慮し土地改変の最小化が本当に実現してからの着手をお願いします。	今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
52	事業の目的及び内容	再生可能エネルギーに対する各自治体の考えは、 ア)「第二次安芸太田町長期総合計画(2015～2024)」p104で「木質資源の活用による地球温暖化対策を進めます」とあります。 イ)「第2次廿日市市環境基本計画」では、「太陽光、地熱、中小水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した設備の導入に努めます」とあるだけで、風力は想定されていません。 ウ)「第2次広島市環境基本計画」p41でも「太陽光発電、バイオマス発電等を促進し、太陽光エネルギー等の再生可能エネルギーの最大限の導入を目指す」風力は想定されていません。むしろ関連産業の育成に重点を置いています。 エ)2021年度からの広島県環境基本計画が検討中です。2020年10月「第3次広島県地球温暖化防止地域計画の骨子案、環境政策課」には、「大規模な再生可能エネルギー発電設備の設置には、反対する立場からの意見もあり、環境や安全への配慮がより求められるようになるなど、設置のハードルが上がる一方で、地元への還元に乏しいなどの問題も指摘されています。更なる再生可能エネルギーの導入拡大のため、周辺環境への配慮をしながら、経済的な自立をするための課題を整理し、県として可能な取組を検討していく」と大規模な再生可能エネルギーについては慎重な姿勢をみせています。 地域に吹く風は、貴重な地域資源です。これを、広島市民、廿日市市民、安芸太田町民がどのように利用していくのか、議論が必要です。	関係自治体の各種計画を念頭に、本事業の在り方について関係自治体との協議を進めてまいります。 今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
53	事業の目的及び内容	現在、国際的には木材から化石燃料へエネルギー資源を転換した産業革命以来の大転換期にあります。1960年代、中東地域での石油の発見により、国内でも安価な石油を利用した社会へ転換が行われました。その中で何が起こったのか、呑山さんの俳句は静かに訴えています。杜氏の仕事は大きく変わりました。「寒造唄大樽に響きけり」(1963年)「酒作り化学の力で歌もなく」(1966年)生業としていた樽づくりは廃業に追い込まれます「輪をしめるそばに子猫のじゃれており」(1965年)「桶屋さんもう用はないポリバケツ」(1969年)そして、心の支えであるふるさとすでになくなっていました。「故郷は紅葉映したダムと化し」(1972年)人々の悲しみの上に、今の生活があると考えこんでしまいます。 この想いを繰り返さないような文明の転換が必要ではないでしょうか。今もCovid-19のパンデミックが続く中、豪雨が続き、災害が多発しています。因縁生起く一切の事物は、様々な条件(縁)や原因(因)が寄り集まってできている>で、気候変動、生物多様性の喪失と捉えるべきです。長期的な多面的な思考が求められています。そして、その先にある足るを知る生活、「心地よさ」(ブータンの幸せ)を目指すべきです。第二次安芸太田町長期総合計画	方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		(2015 年～2024 年)の表紙にある呼びかけ「豊かさあふれ、つながりひろがる安芸太田～ほどほど便利 とびきり幸せ 笑顔かがやく里山のまち～」をかみ締めたと思います。	
54	事業の目的及び内容	多くの住民はこの計画に対し、不安や不信を抱いています。このまま計画が進捗していくことは反対です。全ての影響は、風車が建ってからはっきり出てくるものであり、いくら事業者が適切に対処すると言っても、それでは遅いのです。また、地域内では事業に対する賛否が分かれコミュニティが崩壊しています。建ってからどこか、着工後では遅すぎるぐらいだと思います。 予防原則にのっとり、悪影響が出る前に、白紙撤回すべきです。	方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
55	事業の目的及び内容	風力発電は日本の気候や土壌には適合しませんのでそもそも必要性ありません。必要ない物に巨額を投じるより、もっと大切なことに役立ててほしいです。	再生可能エネルギーは、平成 30 年 7 月に閣議決定された「第 5 次エネルギー基本計画」において、2050 年に向けた対応として「再生可能エネルギーの主力電源化」が掲げられ、なかでも風力発電は、国内の導入ポテンシャルが高く、将来的に大型電源としての活用が見込まれることから、その積極的な導入が期待されています。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
56	事業の目的及び内容	これからの地球において、再生可能エネルギーによる人間社会の構築は決定事項であることから、今現在化石燃料で行っている社会活動を変換していくことが急務であるかと思います。よって、既存の自然環境や景観に配慮するのは当然の事ながら、輸入に頼っている化石燃料やそれらを使用して発電した電力に依存している社会や町、国となると世界的に見て明らかなエネルギー後進国ということになります。このようなことを含めて考えると、本事業はこの地域の発展または衰退の大きな分岐点だと考えます。100 年に一度以上の大変革の時期向上なくして現状維持はないです。先を見据えたバランスの良い判断が必要だと考えます。自然の美しい景観を著しく壊している高速道路の橋脚、朝も夜も関係なく騒音を撒き散らしながら高速走行する車。それらはある一面から見るとネガティブな出来事でしかないでしょうが、もしこの世に高速道路が無ければ家族で楽しく USJ に行くのですら骨が折れます。 繰り返しになりますが、物事の良し悪しは多角的に物事をとらえたバランスにより決められるべきだと思います。	ご意見を踏まえ、今後も、本事業の意義、環境への影響の程度、地元の要望等、多角的に事業の内容を検討するとともに、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
57	事業の目的及び内容	計画地から1km以内には民家や寺が存在し、近年では大雨のたびに避難指示がでます。土砂崩れの誘因や川の水質汚濁、井戸水の枯渇、光と影の転回や騒音、低周波音などによる健康被害や生態系への影響、鳥は激減し、山中の熊や猪などは凶暴化して里へ出るなど、様々な懸念がある地域の山々や尾根筋に、高さ150メートルの巨大風車が最大で36基も建つ、国内最大級の規模のものとのこと。本事業は、住民にとって「百害あって一利無し」です。 ゼネコンの稼ごのために、住民は先祖伝来の不動産や文化資源（寺々や公共施設）、自然を失っているのでしょうか。 私たち地元住民は、方法書の縦覧期日に広島市議会や広島県に建設反対の署名や意見書を提出しています。このままでは計画の白紙撤回または延期がない限り、4年もたてば完成してしまうでしょう。河野太郎行革担当相が風力発電に関するアセスの基準を緩和せよ、と環境省に強く求めていることもあって全くもって予断を許さない状況です。	今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
58	事業の目的及び内容	本工事計画は政府が進める2050年目標の地球温暖化対策工事として、温室効果ガスの削減を目指す一貫の工事施策と思いますが、この地域においては自然が守られてこそ温暖化対策の一助となっていると思います。 澄みきった穏やかな川の流れ、手つかずの自然の山々、木々、一度壊してしまえば二度と再生はできません。 どうかこの美しい日本の一風景を後世に残す意味でも本工事計画の中止を強く求めます。	今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
59	事業の目的及び内容	住民への説明や合意もなく、短期の電力のために自然環境を破壊して災害を誘引し、故障したらそのまま放置するようなことは反対します。 国土を喪失して人が住めなくなります。あまりにも愚かな計画といわざるを得ません。住民の気持ちを理解してください。	今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 維持管理、建て替え又は撤去、原状復旧にあたり発生する費用については予め事業計画の中で見込み、その資金を確保することとしており、事業者が責任をもって負担・対応いたします。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
60	事業の目的及び内容	地球環境の事を考えると、これ以上山を切り崩すのはやめてほしいです。本事業により失われる自然環境を思えば、事業を実施すべきかについては疑問に思います。 本事業の実施により得られる風力発電量で、エネルギー転換は可能なのでしょうか。 将来世代の若者には重要なことであり、若者も交えて議論すべきだと思います。	今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。 弊社としては将来的なエネルギー転換も目的として再生可能エネルギーの普及に取り組んでおります。
61	事業の目的及び内容	配慮書に対する住民意見⑧「利益優先で計画を進めているように見えますが（中略）住民の理解、環境保全を第一に考えて頂き」の回答の中で、「第5次エネルギー基本計画において、2050年に向けて、従来の化石燃料の代わり「再生可能エネルギーの主力電源化」が上げられ、風力発電の積極的な導入が期待されていることに基づき、計画しているものです」と述べてあります。しかし、風力発電が過渡期の技術であり、一方的に導入するため、多くの問題を抱えたままであることも忘れてはなりません。エネルギー基本計画の中では、変動電源は調整力の確保のため、系統の整備、蓄電池の利用等が必要とされ、それらの経済性を勘案することが説かれています。また、FIT電源からの自立化を図る、農林地と調和・共生のとれた活用（ゾーニング制度）もあげられています。これらの問題についての見解を明らかにすべきです。	風力発電の主力電源化に向けてはご記載の事項について検討してゆく必要があると弊社も考えます。環境影響評価手続き等を適切に実施し、適切な事業計画を策定してまいります。
62	事業の目的及び内容	事業の周知や事前調査、説明会での報告等、事業者の対応は杜撰であり、誠意が感じられませんでした。住民にとってデメリットしかないように感じます。過疎化にも拍車がかかると感じます。建設だけして、保証はないのでしょうか。稼働中の運営主体や責任の所在はどこにあるのでしょうか。20年後の事業終了後の保証はどうするおつもりですか。事業者が倒産したりして設備の管理ができなくなる可能性もあることを思うと、事業を受け入れられません。住民説明会などを開いて明確にご回答ください。 事業者と住民との距離感が遠いように感じます。運営子会社をここに建てたり、会社責任者がこの地に移住してはどうかと思います。社会インフラの建設・運営を一民間企業が利益のために実施するというのでは不安があります。風力発電の建設は地域住民すべてが納得した上での計画としてください。	自治体への納税のほか、地元企業との協働、地域イベントへの協賛等、地域経済の発展及び活性化への貢献については、関係自治体とともに協議し、検討させていただきます。 維持管理、更新（建て替え）又は設備の撤去、原状復旧にあたり発生する費用については予め事業計画の中で見込み、その資金を確保することとしており、事業者が責任をもって負担・対応いたします。また、保守に関する事務所は地域に設置する予定です。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による安全・防災面等への影響について、地元の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、ご説明に努めてまいります。
63	事業の目的及び内容	すでに風力発電を始めている地域で撤退する所が増えているのは何故なのでしょう？ 事業者側として、将来的にきちんと責任を取れるという保障がないため、中止を要望します。	維持管理、更新（建て替え）又は撤去、原状復旧にあたり発生する費用については予め事業計画の中で見込み、その資金を確保することとしており、事業者が責任をもって負担・対応いたします。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
64	事業の目的及び内容	本社に直接電話した際、個人には対応していないといわれました。また、説明会において、「国が低周波被害はないと認めた」という軽はずみな発言をされていました。 このような言動をする事業者の事は信用できません。	弊社では個人の皆様からのお問合せについて、その都度お伺いし、必要に応じてご説明させていただいておりますが、環境影響評価手続きに関する具体的なご意見等については個別にお答えさせていただくのではなく皆様に開かれた場として、環境影響評価手続きにおける説明会や事業者見解を通じてお答えさせていただく場合がございます。 説明会における事業者回答では、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会第22回電力安全小委員会において「風力発電等導入支援事業／環境アセスメント調査早期実施実証事業／環境アセスメント迅速化研究開発事業既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書」(平成30年2月、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)等の現地調査結果を踏まえて超低周波音による影響が認められないことが示されていることをご説明させていただきました。本事業においては、住民の皆様のご懸念を考慮し、方法書に記載のとおり、超低周波音について環境影響評価項目として選定しております。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。 今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、説明に努めてまいります。
65	事業の目的及び内容	どんな配慮をしてくれるのかと説明会で質問があった際、「国の基準に従って」と解答されました。 私たちやここにいる動植物への配慮なのに、国の基準のみで判断するのは、配慮になっていません。	「国の基準」については、騒音・振動等の基準又は目標等が定められている項目を意図しております。動植物については、基準等が定められているものではございません。いずれの環境項目につきましても、基準等以外に、環境影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかをもって評価してまいります。
66	事業の目的及び内容	年々増加を続け、2019年に国内総設備容量が3,900MWに達する風力発電施設では住民とのトラブルや、自然環境の破壊などの事例も増加しています。これは既存の法令や規制では十分に対応できていないことの現れです。かつて国の特殊法人であり、現在も日本を代表する電力会社である貴社は、他の電力事業者の規範となる企業コンプライアンスが求められています。コンプライアンスとは法律として明文化されていなくとも、社会的ルールとして認識されているルールに従って企業活動を行うものです。しかしながら貴社が示した方法書は既存のものと同様であり、貴社の持つ社会的責任を果たしているものとは言えません。環境影響評価法の趣旨は「国民、地方公共団体から意見を聴き、環境保全の観点から総合的かつ計画的により望ましい事業計画を作り上げる制度」です。地域の専門家や私たちは貴社の事業が十分に環境を保全し、他社の見本となる事業計画になる為に労力を惜しみません。 事業想定区域や周辺を丹念に歩き、専門家の助言を受け、住民の話を丹念に聴取されること	弊社としてもコンプライアンスを遵守し、社会的な責任を果たしてまいりたいと考えます。 また、事業実施区域や周辺の十分な調査や、専門家への相談、住民の皆様のご意見聴取に取り組んでまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		を望みます。	
67	事業の目的及び内容	クレームや被害のデータがないというのは会社としてどうなのでしょう？ そのような事に対して、対応をまったくしていないのですか？	弊社事業に関する、地域住民の皆様からのお問合せやご意見があった場合は、適切にその詳細をお伺いし、その内容に応じて必要な対応をさせていただきます。
68	事業の目的及び内容	一般住民に対して被害が起きた場合の対応や補償も示さず、安全保障もなされません。責任の所在さえ不明確です。事業ありきで住民を無視した無責任な事業に対して中止を求めます。もし建設される場合には、基金を積み立て、土砂災害や人的影響などが起きた場合には切り崩し、補償するべきです。 事業による健康被害、土砂災害被害、事故等、住民の生活や財産、生命に影響があった場合の対応や保証を示してください。	まず、本事業による住民の皆様へ被害等が生じない計画を策定することが前提ですが、万が一、弊社事業が第三者へ損害を与えた場合には誠意をもって責任を全うします。ただし、補償の可否、程度は個別の事例について、しっかりと状況を伺い、適切に実施しなければ実効性がないと考えるため、その内容については、実際に事象が発生する都度、ご協議させていただきます。
69	事業の目的及び内容	重大な被害を低減できる可能性が高い、というのは非常によくある曖昧な言い回しで、要は、保証はないと言っているのと同じです。万が一、影響が生じた場合、その保証の範囲を具体的に各項目ごと影響の度合い別に明記を求めます。これは第三者機関に求めるべき内容ですが、同レベル設備の既存エリアにおける、調査方法と事前予測、および建設後の地域環境や住民への影響と実態（生の声）の事例があるなら参考資料としてください。前例やまとめた事例がないなら、尚更、なぜ影響低減の可能性が高い、といえるのか、根拠の説明を求めます。	補償についての考え方は、No.68 への回答の通りです。なお、環境影響評価の審査基準は過去の事例等の調査を踏まえて国が策定しているものです。そのような審査基準を踏まえて調査、予測、評価することで適切な事業計画を目指してまいります。
70	事業の目的及び内容	事業者及び委託先は「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業評価書」において、調査で確認されたコヤマコウモリの死体を準備書では不明種として公表し、一般・環境大臣意見を聴取する手続きがない評価書でコヤマコウモリと明らかにしました。国内のコウモリ類では同定の検索表が整理されており、標本があれば同定可能であり準備書段階の未同定は一般的に考えて理解しがたいです。法手続きに対する事業者の姿勢が疑われるようなことがあると、住民等としては事業に厳しい姿勢を持たざるを得ません。本事業の方法書においても環境保全や一般意見に対する不誠実さが目立ち、強い不信感を抱いています。	上ノ国第二風力発電事業で確認されたコヤマコウモリについては、死骸発見当時は北海道内に記録の無い種であったことから、同定に慎重を期し、ヒナコウモリ科の一種として準備書に記載しました。評価書の作成にあたっては、その後北海道内にも生息が知られ、当該種であることが確認できたため、コヤマコウモリとして記載しました。 科学的知見に照らし、今後も適切な環境影響評価の実施に努めてまいります。
71	事業の目的及び内容	事業用地の取得は買い上げ・賃貸・区分地上権の設定など、どのような方法で行う予定でしょうか。形態によっては、災害発生時・発生後の事業予定地の環境に重大な影響が及んでも、その回復について困難な事態も予想されます。関係住民等に安全な環境、安心な環境を保証するうえでも事業用地の取得の形態と災害が発生した場合の損害賠償責任の所在についての事業者の具体的な説明と見解を求めます。	事業用地に関する契約形態についての具体的な回答は、差し控えさせていただきます。なお、いかなる形態であっても、弊社事業が原因で発生した損害については弊社に責任があるものとして対応しております。土地所有者様へ責任を転嫁することは、弊社風力発電事業における一般的な契約事例では想定されません。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
72	事業の目的及び内容	島根県や淡路島で、風車が破損・倒壊する事故が発生していますが、住民や登山者への被害が起こるのではないのでしょうか。地球温暖化で暴風発生率が高くなると事故が増えるのではないかと懸念しています。また、計画地付近は米軍機の演習場となっており、米軍による事故の発生も懸念されます。今回の計画地は山の尾根であり、落下事故や発火があると思うと、恐ろしいです。また、破損した風車が修理もされずに放置されるのではないのでしょうか。 このような懸念に対し、どのような対策をお考えでしょうか。また、風車の破損・倒壊による被害が出た場合、どのように責任をとっていたのでしょうか。	風車の基礎及び本体については軍用機に限らず航空機の安全航行を確保するため、航空法等に基づく手続きを適切に実施いたします。 また、台風等による暴風については地域で想定される最大瞬間風速よりもさらに厳しい風速においても基礎及びワター等の本体が耐えられる設計を致します。 そして、風車の破損や自然発火がないように設備のメンテナンスは適切に行います。また、発電所が原因で第三者へ損害を与えた場合は、個別に協議し誠意をもって対応いたします。
73	事業の目的及び内容	対象事業実施区域は米軍の低空飛行訓練が行われている、エリア 567・ブラウンルートに重なっています。安芸太田町、廿日市市では、低空飛行による航空機騒音の測定が行われています。吉和市民センターでの測定では、70dB以上の航空機騒音が、2018年(149日、352回) 2019年(144日 400回) 2020年(81日、220回) 記録されています。2018年4月、F16が高森風力発電所(岩手県)の風車より低く、飛行する映像が公開されたことがあります。このような事実は、風力発電所による事故発生が起こるのではないのか、住民の不安をかき立てます。問い合わせをし、見解を明らかにすべきです。	風車の基礎及び本体については軍用機に限らず航空機の安全航行については航空法等に基づき適切に確保します。
74	事業の目的及び内容	現段階で市町が開発に賛同する理由は何でしょうか。なぜ人間の生命・人権・生活・財産・環境などを脅かし幸福追求権、平和的生存権などを侵害する「開発」事業に推進・加担するのででしょうか。そして住民の差別・分断をはかり民主主義形成に逆行する動きをなし環境破壊を推し進めるのでしょうか。(正式な同意のない、正当な手続を踏まない、公正に情報を知らせない、危機に晒す、深刻な差別性・侵害性を孕む、次世代に「負の遺産」とする、など) 「開発」側との度重なる協議・要求事項、「開発」許可の事由(開発側の正式な手続きの下での科学的・論理的・法理的な根拠のある)、法的根拠(憲法・地方自治法・情報公開法・国家賠償法・行政手続法・開発事業法と開発条例・規則等との整合性、今次にむけての条例の制定、説明責任・情報提供の内実、など以上が正当性・妥当性・法的適合性があるとする証拠・論拠・根拠)、議会日程・協議状況・議事録公開・決定事項など教えてください。	現時点で個別の行政と本事業計画の開発について賛同を得ている事実はなく、今後、適切にご協議をいたします。また、本計画について住民の皆様のご理解を得られるよう引き続き十分な説明をしてまいりたいと考えております。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
75	事業の目的及び内容	九州電力管内では、過剰に建てられた風力発電で電気が余っており、そちらを買い取らなければならないので、一般家庭で作られた電気の買い取りは制限されているそうです。現在、広島には風力発電がないので太陽光発電の電気の買い取りは行われていますが、この先大規模な風力発電ができ大量に電気が作られるようになると、余ってしまう一般家庭の太陽光発電の買い取りを制限することになると思います。電源開発さんでは、太陽光発電は行ってらっしゃらないので、太陽光はいわばライバルですので、太陽光を減らして大規模風力に切り替えていくような構想だと想像します。企業であるからには、競争しながらより多くの利益を追求するのは当然ですが、個人のささやかな老後の糧を奪う計画は、人道に反するのではないかと感じています。	それぞれの地域における各電源の出力抑制については需要と供給のバランスに応じて、国が定めたルールに基づき決定されるものですが、弊社としては電源構成において国が掲げる再生可能エネルギー電源の普及に貢献するべく取り組んでまいります。
76	事業の目的及び内容	自然保護や景観等沢山の問題点があるのは理解できます。しかし現在のままのエネルギー消費では、将来温暖化などで大変なことになると考えます。太陽光発電なども理解できます。勉強不足で、今なにをどうすればよいか整理できませんので上記のような回答しかできないのでお許し下さい。	本事業に関心をお持ちいただき、ありがとうございます。今後も、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、情報公開に努めてまいります。
77	事業の目的及び内容	期待するほどの発電ができず、助成金を当てにしたお金目的の事業でないか不安です。	現在、現地において詳細な風況調査を実施しており、その結果を基に、計画を具体化していきます。
78	事業の目的及び内容	原子力に続く風力発電は全国で繰り広げられていますが、かかる費用に対して成果は上がらず、撤退しているという報告もあります。自然のことはもとより、関わる企業、行政、成果、お金の流れも透明性を求めます。 特に、個人的利益を得られる利権者を公表すべきと思います。それら利権者からどこへ金が出て誰が計画を政治的に進めようとしているのか徹底的に調べる必要があります。	現在、現地において詳細な風況調査を実施しており、その結果を基に、計画を具体化していきます。
79	事業の目的及び内容	日本との様々な政治的問題を抱えた、特定の国家の企業や組織の利益に日本の経済が使用されることへの懸念があります。	弊社は日本のエネルギー自給率を向上、電力を安定供給するとともに、日本社会の持続可能な成長に貢献するべく取り組んでまいります。
80	事業の目的及び内容	多くの人から、疑問や意見が出されていると思いますが、納得のいく回答が得られず、懸念事項が一扫されない場合には、人や環境への悪影響は回避できないとみなさざるをえません。本事業計画には、ゼロオプションの設定をお願いします。	方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念が大きいと理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。 今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
			討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。
81	事業の目的及び内容	配慮書に対する意見の中で、ゼロオプションを求める意見に対して、設定しない根拠として「発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方 2013 年経産省商務流通保安グループ電力安全課」を持ち出し、「この考え方と一致する」という回答をしています。しかし、この見解は、電力自由化の時代に入り、現実にはそぐわないものになっています。「発電事業の事業特性」の中で「複合的観点から発電所の設置は決定されるため、設置の計画の立案に当たっては柔軟性のある対応ができない場合がある。(中略) 電気事業者は、電気事業法第 29 条に基づき毎年度、発電設備の立地や規模等を含めた発電事業全体の発電設備の設置及び運用についての計画を作成し経済産業大臣に届出が義務づけられている。電気事業者は、発電所を設置するに際しては、社会的混乱が生じないように、こうした供給計画及び電気事業者が作成する個別の発電所の設置計画で位置、規模等を決定・公表した後に、配慮書手続を開始することが一般的であると想定される」現在では、供給計画は公開されず、個別の設置計画も配慮書手続以前には明らかにされていません。事前に立地計画が公表されていれば、そのことについて住民も知りえて、議論できますが、私たちが広島西ウインドファーム計画を知ったのは、配慮書においてです。矛盾した回答です。	発電所の配置案を含む立地計画は環境影響評価手続きを通じて、環境影響上の影響の有無や程度を十分に検討しながら計画いたします。関係する手続きや調査を踏まえた発電所計画について、今後検討し、住民の皆様に説明してまいります。
82	事業の目的及び内容	他の風力発電施設では一切反対はなかったのでしょうか。建設されてよかった、成功したという場所があれば、町村名を教えてください。	弊社事業に限らず、公共事業等においても開発の計画段階で一切の反対やご懸念がない計画の策定は難しいものと考えます。その中で計画についてのご懸念等がある場合もございますが、地域の皆様との合意形成を図りながら、計画を進めさせて頂いております。 また、個別自治体に関する記載は控えさせていただきますが、弊社風力発電所の立地自治体において、発電所が町づくりに貢献している事例は多数あります。
83	事業の目的及び内容	事業者の既設風力発電所や風力発電が活発に行われている国の事例を教えてください。 特に、事業者の既設地域では環境影響評価項目について個々の調査を実施済のことと思いますので、稼働前後の環境の変化（もちろん土砂災害の有無も含めて）や地元住民の体調（身体的・精神的）の変化等について検証された結果を住民に提示してください。	個別の事例についての記載は控えさせていただきますが、弊社の環境影響評価手続きの対象事業である風力発電所においては、適切に環境影響評価に関する調査を実施し、環境影響評価法に基づく環境影響調査の結果を取りまとめた評価書として、法令に定められたルールに則り開示させて頂きました。 本事業におきましても今後、調査を十分に実施し、その調査、予測、評価の結果を住民の皆様にご説明してまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
84	事業の目的及び内容	環境破壊や災害、健康被害の危険、自然に囲まれた穏やかな暮らしが奪われるという影響に対し、地域貢献策によるメリットが少ないように感じます。地元へのメリットは、どのようなことを考えていますか。税金以外にも、風力発電所を観光地化したり、電気料金の割引や雇用創出（管理道の維持管理等）、冬季の除雪作業等、住民が感じられるメリットがあると良いと思います。既設の風力発電所周辺の住民が感じているメリットや地域住民の声などを教えていただきたいです。 また、この地域は自然と別荘が売りの土地柄ですので、風力発電により豊かな自然環境が失われると、別荘の住人は去り、新規で別荘を買う人もいなくなるのではないかと懸念しています。	自治体への納税のほか、地元企業との協働、地域イベントへの協賛等、地域経済の発展及び活性化への貢献については、関係自治体とともに協議し、検討させていただきます。
85	事業の目的及び内容	昨年 12 月の説明会では地域貢献について、地権者への借地料や伐採補償料の支払いを挙げ、資料にもそのことが載っていました。しかし、今年 2 月の説明会の説明資料には記されていませんでした。なぜですか。その理由を明らかにしてください。	2021 年 2 月に実施した環境影響評価方法書に関する説明会は、環境影響評価に関する事項を説明する趣旨であることを踏まえて資料を作成いたしました。
86	事業の目的及び内容	地域貢献について、いくつかあげられていますが、どれも地域を侮っているとしたかと思えない内容です。『自治体への固定資産税』について、莫大な利益を上げながら、固定資産税はわずか、さらにこの固定資産税の大方は地方交付税で相殺されます。『地域の雇用に貢献』についても、そもそもどのような工事がどれくらいの規模で発注されるのか、全く明らかにされていません。『観光、環境教育の場の創出』こんな人工物がなくても、当町は自然に恵まれており、巨大風車は必要ないばかりか、景観を害します。反面教師として環境破壊についての教材になるかもしれませんが、それは必要ありません。『林業への貢献について』大切に育林してきた山を破壊するような行為のどこが、林業に貢献することなのでしょうか。『お祭りに参加』ふるさとの祭りを楽しみに帰省してくる子ども達がたくさんいます。このようなことまであげられると、憤りすら覚えます。	今後具体的な調査や検討をさせていただく中で、弊社としてご提案できる地域貢献策を検討し、ご地域の皆様のご理解をいただけるよう取り組んでまいります。
87	事業の目的及び内容	この事業について、メリットは、事業者の利益、土地所有者の収入、自治体の税収、工事関係者等地元業者の仕事受注、林道が作られることへの林業者の利益が考えられます。一方、デメリットとしては、健康被害、自然破壊、生態系への影響、水質汚濁、景観を損なうこと、土砂災害リスクが上がることなどが指摘されています。メリットはある特定の個人や事業者のみが享受する内容であるのに対し、デメリットは地域全体にかかるものです。地域住民にとってはデメリットしかない事業であり、地域の幸せに寄与するとは考えにくいです。地域貢献という視点から、事業計画の再考をお願いします。	今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
88	事業の目的及び内容	事業によって地域が発展した成功例について、説明会で回答のあった事例地域について調べました。福島県郡山市布引高原風力発電所は、観光客を呼んだとのことでしたが、広大なひまわり畑やコスモス畑と、観光用の設備や道路と併せて観光地化されているからです。阿蘇にしはらウィンドファームも同じく、見学者を想定した設計となっています。こうした開発とするには、計画段階から自治体や観光協会、地元の活動団体等との協議が必要で、ソフト面も含めて多くの準備や計画を要するプロジェクトではないでしょうか。今回こうした展開を期待するのであれば、既に多くの関係団体との協議が行われていなければならず、現段階ではそうした計画ではないと思います。 そもそも、風力発電施設を観光地化したい、教育の場として活用したいという、地域の意志がなければその方向へ動くことはありません。また、両事例とも、風力発電がまだ建設され始めてからそう経っていない、15年くらい前に稼働し始めた地域です。当時はまだ珍しい風車で、観光客を呼び込むこともできたかもしれませんが、全国に建設が進んだ現在、風車で人を呼ぶことはかなり難しいと思います。どちらにせよ、風力発電施設を地域活性化に役立てるならば、地域の住民や活動団体、観光協会、行政などとの対話が不可欠であり、「どのようなまちづくりを行っていくのか」というテーマに大きく関わるものです。住民や、関係者、関係団体等へ、アンケートやヒアリング、協議を行い、大きな「地域づくり」の観点から事業計画を考えていただきたいと思います。	風力発電所が観光地の一環として地域に共存することが成功している事例を紹介させていただきました。今後、本計画地域の行政や地域の皆様等のご意見を伺いながら、事業計画を検討させていただきたいと考えております。
89	事業の目的及び内容	説明会資料では地域貢献について言及されました。果たして真の意味での地域貢献となるのでしょうか。方法書に示された最大風力発電所出力 154,800kw に設備利用率と FIT 制度による買取単価をかけると、20年間累計の貴社の売電売り上げは 976 億円と予想できます。貴社が得る利益と地域への貢献に過大な格差があれば大企業による一方的な搾取との謗りを免れません。貴社が社会的要請を満たし地域に貢献するのならば、この問いに関して、環境の保全の見地の意見でなくとも真摯に向き合う必要があると考えます。	設備利用率等の事業性は今後各種条件を詳細に検討しながら精査してまいります。地域社会の皆様と共存共生させていただける事業計画を検討させていただきたいと考えております。
90	事業の目的及び内容	地方行政や諸団体、地元住民へ落とす経費はそれぞれいくらの見込みでしょうか。「地域貢献」を力説なさるならその裏付けを明らかにしてください。	地域貢献策については今後具体的に検討させていただきます。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
91	事業の目的及び内容	第五次エネルギー基本計画 p8 には、「太陽光や風力など変動する再生可能エネルギーは火力・揚水等を用いて調整が必要であり、それ単独では脱炭素化を実現することはできない。天候次第という間欠性の問題から、供給信頼度は低く、その依存度が高まるほど自然変動によって停電を防ぐための品質の安定（周波数の維持）が困難になる」p18 には「需要規模が大きい電力管内には供給の変動性に対応する十分な調整力がある一方で、北海道や東北部の風力適地では、必ずしも十分な調整力がないことから、系統の整備、広域的な運用による調整力の確保、蓄電池の活用等が必要となる」と周波数の維持のためにとるべき広域運営、蓄電池の活用が説かれています。 中国エリアでは、2017 年風力の出力制御枠を 109 万 kW を超えたため、年間 720 時間を超えた無償での出力制御に同意することを前提に接続契約申込の受付に切り替えています。2018 年には「中国エリアにおける再エネの設備増加に伴う発電事業者への優先給電ルール」で出力制御を明確にしています。北海道電力では、2018 年より系統側蓄電池の設置の計画が始まり、蓄電池併設型風力も出現しています。追加の資本費が必要となり、電気料金に跳ね返ります。また、蓄電池の設置場所が必要であり、環境影響を考えるべきです。単純に風力が脱炭素につながるわけではありません。	地球温暖化防止対策として、将来的に風力発電をはじめとする再生可能エネルギーを主力電源化する取り組みが必要であると考えております。 脱炭素の取り組みの中で陸上風力発電の導入は現時点における現実的な実施策の一つと考えます。
92	事業の目的及び内容	冠山の持ち主は承諾しているのでしょうか。	個人情報に関わる事項であることから、回答を控させていただきます。
93	事業の目的及び内容	地権者には、土地を返還する際の状態や環境の変化等の情報を正しく伝えてください。	地権者様との調整におきまして、ご意見いただいた点に留意いたします。
94	事業の目的及び内容	安芸太田町財産区にいち早く話が行っているのはおかしいと思います。地権者ファーストなのは、経産省へ FIT 制度の申請をするため環境への配慮になっていません。	地権者様をはじめとするご関係者様へご説明することと、環境影響へ配慮することは関連性がないと考えます。弊社としては環境影響評価手続き適切に実施し、環境へ配慮した事業計画を検討いたします。
95	事業の目的及び内容	準備工事の影響や撤収時の対応など、稼働時以外の影響も検討結果を示すべきです。	「事業」とは、環境影響評価法第 2 条により「特定の目的のために行われる一連の土地の形状（これと併せて行うしゅんせつを含む。）の変更並びに工作物の新設及び増改築」と規定されています。 そのため、準備工事も含めて予測評価を行います。撤去は含まれません。 なお、更新（建て替え）事業の場合は、再設置に先立ち実施する撤去を含み、法令に従った環境影響評価を実施する場合があります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
96	事業の目的及び内容	人口減少、省エネの普及、工場の減少等により、電力需要は減少しているかと思いますが、既設の設備だけでは電力が足りないということでしょうか？環境を破壊してまで電力確保の風力発電を行うのではなく、節電対策を優先すべきと考えます。 また、地域の電力需要を勘案しながら、自然破壊が始まる前に同計画の見直しを求めます。	人口減少、省エネの普及等の背景がありながらも、エネルギーの電気依存度は向上する流れの中で電気の需要は大きく減少しないとの想定を国は示しています。地球温暖化対策の観点から、現在の電源を再生可能エネルギーに置き換えていくことが必要と考えます。
97	事業の目的及び内容	建設に伴い、風車の輸送路等の道路の拡幅や造成が必要になります。この道路工事の際にも森林伐採は行われ、環境破壊になります。輸送路等のルート案の提示と、ルート上を踏査する調査を要請します。ルートが示せず面的調査から始めるならば、準備書の前までにはルートと踏直ルートを重ねて示し、不足部分を補足調査するという代替策を求めます。 又、輸送路等は資材を運ぶだけの臨時道路なので、資材を運べば後は路肩が崩れようが法面が崩壊しようが道が雨で流されようが知ったことではないのでしょうか。国の大規模林道をみても、それをつくるためには、側溝を作り、表面をコンクリートやアスファルト舗装しなければならない訳です。重量計算をしなければならず、そうとうな強度が必要になって来ます。莫大な費用がかかって来ます。目的は道路を作る事ではないから建設会社はそんなことはしません。採算が合わないのです。	対象事業実施区域における輸送路等の具体的な事業計画は検討段階であり、準備書以降の図書において記載いたします。 輸送路については工事用資材等の搬出入のほか、施設の稼働後の管理用道路として長期的に使用いたします。造成にあたっては、法面保護や排水等、対策を講じます。
98	事業の目的及び内容	自然を開発して電力事業を行うのであれば、東京ではなくその地域の会社が事業を行うべきだと考えます。首都集中で税金も東京に収められていく事業計画であるならば納得がいきません。再生可能エネルギーといえども、あの福島原発と東京電力の関係と何ら変わらないように思えます。 地域にある会社だからこそ、共に環境に気を配り続けられるのであり、電力のために今まで大切にしてきた豊かな自然を開発するのであれば、一時の地域貢献（経済循環や固定資産税等）では、住民が犠牲にするものと釣り合いません。 要は、住民がその開発責任を受け止めるべきだということです。他人事であること自体がいのちを犠牲にしている事になります。	自治体への納税のほか、地元企業との協働、地域イベントへの協賛等、地域経済の発展及び活性化への貢献については、関係自治体とともに協議し、検討させていただきます。
99	事業の目的及び内容	限定されたエリア内での大型設備に、どれほど配備検討の余地があるのか具体的に説明してください。	風力発電事業における対象事業実施区域とは、「発電所又は発電設備の設置に係る電気工作物全て、対象事業の実施に必要な工事用仮設道路・工事用資材等陸揚げ用仮設港湾施設等、土捨て場、工事用濁水処理施設、工事用ヤードの敷地及びこれらの間にある小規模な面積の空間地を含む区域」とされています。そのため、方法書でお示しした対象事業実施区域は、今後これらを実施する可能性がある場所を網羅するよう、広く設定しています。 風力発電機の設置基数につきましては、最大で36基を予定しており、環境影響の予測評価結果に応じて配置を検討できるようエリアを設定しておりますが、今後の予測結果によっては基数の削減を行うこともあり得ると認識しており、具体的な

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
			配置の検討状況などは、準備書以降の図書で順次、お示しすることとなります。
100	事業の目的及び内容	この地域は全村公園化構想を背景として地元住民が自然を大切に守ってきており、西中国山地国定公園、県立自然公園、鳥獣保護区、保安林に指定されています。人工構造物は設置する必要がないと考えます。風車設置想定範囲から 1km の範囲には多くの住居などがあるにもかかわらず、なぜこの地域が選定されたのか、根拠を教えてください。山頂部の破壊は下流域まで影響しますし、静かで自然が取り柄の山間地ではなく、町中など問題の無い場所に建てればよいと感じます。人口が少ないからだとすると、冠山の麓には住居や学校、お寺、温泉があり、この地を愛している住民がいるのです。 また、三里塚では空港反対の農民が 10 数 M の鉄塔を建て看板設置したら強制執行で撤去させられているのに、米軍訓練区域に 150M の機器を建てる事は理解に苦しみます。	本事業は全国を対象に行った風力発電事業の候補地選定結果のうち、広島西地域を対象とした事業です。 計画段階の事業実施想定区域の設定は、(ア) 事業性配慮：風況条件の整理、(イ) 規制配慮：法令等の規制を受ける区域への配慮、(ウ) 事業性配慮：地形状況・既存道路の整備状況の確認、(エ) 環境配慮：学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設等への配慮、(オ) 環境配慮：その他の配慮といった検討を経た上で、広島西地域の複数の好風況地点の中から、事業実施想定区域の設定を行っております。 上記の検討において、自然公園区域、自然環境保全地域の状況を把握し、これらと重ならない場所を、本事業の事業実施想定区域として設定しております。鳥獣保護区（特別保護地区）においては、風力発電機の設置は行わないものの、事業実施想定区域内に分布することから、今後の事業計画検討の上で、関係機関と協議を行います。 保安林については、今後、関係機関への聞き取り、協議を行います。その上で影響が生じる可能性がある場合は、配置計画の見直し等を含めて影響が回避又は低減できるよう努めます。また、森林法に基づく関係許認可についても適切に協議、申請を行います。 今後の環境影響評価手続において、現地における風況調査、土木設計等による施工可能性検討結果、各種法令への配慮の検討結果や関係機関との協議結果、並びに、現地調査や予測及び評価結果を踏まえて、環境影響の回避・低減等の諸条件を考慮しつつ、風力発電機の配置等の具体的な計画を検討します。
101	容 事業の目的及び内容	事業なので推進される方向で取り組まれています、安芸太田町の実施予定地は町有地であり、行政や議会が反対すれば風力発電はできないと思います。 町民の多くも反対であり、早急に事業計画は中止してほしいと思います。	行政財産の使用にあたっては、関係行政等と協議の上、検討を進めてまいります。
102	事業の目的及び内容	これまでの設置場所は、海岸近くが多いのに、なぜ今回、山なのでしょう？単純に建設するまでのコストがかかりすぎるのではないかと感じます。実際はどうですか？	本事業は全国を対象に行った風力発電事業の候補地選定結果のうち、広島西地域を対象とした事業です。 計画段階の事業実施想定区域の設定は、(ア) 事業性配慮：風況条件の整理、(イ) 規制配慮：法令等の規制を受ける区域への配慮、(ウ) 事業性配慮：地形状況・既存道路の整備状況の確認、(エ) 環境配慮：学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設等への配慮、(オ) 環境配慮：その他の配慮といった検討を経た上で、広島西地域の複数の好風況地点の中から、事業実施想定区域の設定を行っております。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
103	事業の目的及び内容	先日上関の上盛山に行ってきました。海に向かってウインドファームが三基立っていました。海に向かって立っているウインドファームは優雅でした。 こんなところにウインドファームがあるのは良いと思いました。 今、日本の電力は火力発電、水力発電、風力発電、原子力発電と変わってきています。 狭い日本の中での発電は大変と思います。上関のように海辺に立って風を浴びているのは良いと思います。 我が広島において、山を愛するものとしては、山々の森林、山野草の群生地に山を削って大地を荒らして作るのはいかがでしょうか。これを立てるために、莫大な土地、それに機材を持ち込むための林道を作らないといけません。山はどんどん削られていきます。環境が損なわれます。 私達は山を愛し季節々々の山野草を愛でて参りました。心が癒され健康にもよいです。 これらを考えても、もう少し設置する場所を考えてもらいたいと思います。 海上設置とか、海辺の（漁業に関係ないところ）とか、無人島とか色々あると思います。今決まっているところは機材搬入に便利な場所を選んでいと思います。民家にも近く環境破壊です。どうか私たちの愛する山々を削らないでください。	本事業は全国を対象に行った風力発電事業の候補地選定結果のうち、広島西地域を対象とした事業です。 計画段階の事業実施想定区域の設定は、(ア)事業性配慮：風況条件の整理、(イ)規制配慮：法令等の規制を受ける区域への配慮、(ウ)事業性配慮：地形状況・既存道路の整備状況の確認、(エ)環境配慮：学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設等への配慮、(オ)環境配慮：その他の配慮といった検討を経た上で、広島西地域の複数の好風況地点の中から、事業実施想定区域の設定を行っております。 今後の環境影響評価手続において、現地における風況調査、土木設計等による施工可能性検討結果、各種法令への配慮の検討結果や関係機関との協議結果、並びに、現地調査や予測及び評価結果を踏まえて、環境影響の回避・低減等の諸条件を考慮しつつ、風力発電機の配置等の具体的な計画を検討します。
104	事業の目的及び内容	現在の水力発電は設備も古く恐らくあと 20 年もしたら使えなくなる設備も増えてくると思います。そこに変わる電力も最小限は必要です。作る作らない以前に、みなさんも電気は使いますよね？ただ、反対をするのは誰でもできます。しかし、電気を使わない方法を打ち出し新しく作る必要がないようにすることが必要なのではないのでしょうか？今までの意見をみていて、確かに、一度壊した自然は元に戻るのには時間がかかりますが、電気は使う。これでは、矛盾していますよね。たとえば、電気を大切にしようって全国に発信していく事が最善の策だと思います。	本事業に対するご理解をいただき、誠にありがとうございます。本事業は、当該地域の資源である豊かな風力を活用し、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給に資するクリーンエネルギーの供給を目指しております。
105	事業の目的及び内容	風力発電所の耐用年数と、地震や暴風等の災害に対する耐久性を教えてください。	風力発電機の耐用年数は20年程度想定しております。地震、防風等の災害に対する耐久性は当該地点状況と採用する風力発電機の機種によって定まりますが、国の審査において安全性が厳格に審査されます。
106	事業の目的及び内容	風速 2m から発電し始めると方法書説明会でしましたが、本当でしょうか？データ、論拠を示して下さい。 また、2m の風を追って風車のフェイスの方向をバックアップ電力を用いて変えるのはムダかと思うので、2m から発電するという説明は納得性に欠けます。 2m の風で、フェイスの向きを変えるのですか？	採用する風力発電機により発電を開始する風速は異なりますが、2m 程度の風速から発電するものを採用する可能性もございます。 一般的に弊社が採用する風力発電機では、主風向に対して効率的に風を受けることができる様に制御を行っております。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
107	事業の目的及び内容	電力は安定供給が原則だと思います。この地域は、一年を通して安定した風力を得られるのでしょうか。事業者の既設風力発電所は沿岸部に集中しており、風況が良いのだと思いますが、本計画地はあまり風況が良いとは思えません。方法書 18 ページに載っているのは加計町における観測値で、山頂での計測については記載がありませんでしたが、計画での風車が稼働する風量は安定して得られるということを調査済みなののでしょうか。このような場所に、「エコの象徴」みたいな形でつくられるのは反対です。	現在、現地において詳細な風況調査を実施しており、その結果を基に計画を検討しております。
108	事業の目的及び内容	電気は現代の生活になくってはならないものだということは十分に理解しています。地球の未来を考え、脱炭素をすすめないといけないことも理解しています。太陽光、風力発電とも自然でクリーンなエネルギーです。しかし、風まかせ自然まかせですから、いつも一定量の電気が発電されるものではなく、これが主要な電力にはなり得ません。それだけのために自然の重要な「木」をたくさん切ってしまう事業を進めることには同意しません。風力発電事業の中止を求めます。	現地での詳細な風況観測調査に基づき、十分な電力を供給できることを確認しながら計画を検討させていただきます。
109	事業の目的及び内容	福島沖の洋上風力発電でさえ採算性に疑問符がつく状況で、中国山地で安定した発電ができるとは到底思えません。実現性があるのであれば先行して 2～3 基設置して、採算性の先行検証を行うのが望ましいと考えます。また、仮に事業化して採算性が合わず事業を終了する場合、風力発電機の撤去と伐採地への在来種の植林義務を負わせるべきと考えます。	現在、現地において詳細な風況調査を実施しており、その結果を基に計画を検討しております。 また、風車を撤去する場合は、森林法等を踏まえて必要に応じて植栽復旧を含めた原状回復を致します。
110	事業の目的及び内容	山の上に 36 基、巨大風車を建設されると、日本の再生可能エネルギーの普及の一助となるの見解ですが、同規模の風力発電で成功例はあるのでしょうか。あるとすれば、年間どれだけ風が吹けば採算がとれ、広島建設予定地ではどれだけ風が吹いているかをお示しいただきたいと思います。	同規模程度の基数による風力発電所計画は国内にもございます。 また、現在、現地において詳細な風況調査を実施しており、その結果を基に計画を検討しております。
111	容 事業の目的及び内容	安定した電力を発生させるエビデンスが無いのは何故ですか。	現在、現地において詳細な風況調査を実施しており、その結果を基に計画を検討しております。
112	容 事業の目的及び内容	一基当たりの最大出力は約 4300 キロワットで、合わせて 15 万 4800 キロワットといいますが、不安定な風力だけでは無理です。火力発電などのフォローあつての数字で、単なる想定数ではないですか。	出力はメーカーが提示する資料を基に最大値をお示ししています。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
113	事業の目的及び内容	変電所、送電線ルートが明らかにされていません。昨秋、湯来本多田近くの山に送電線の鉄塔があれよあれよという間に建てられた、吉和に変電所につなげるのだろうか、平地での鉄塔建設に伴う土地買収はないのだろうか、噂が飛びかっています。送電施設をつくるために、さらに森林伐採を進めることにもなるのでしょうか。また、風車間をつなぐ送電線ルートは地下送電線なのでしょうか。電磁波の影響は、山歩きする人達へ及びます。送電線は、景観にも影響します。ルートを明らかにすべきです。	対象事業実施区域における具体的な事業計画は検討段階であり、準備書以降の図書において記載いたします。
114	事業の目的及び内容	脱炭素化は重要だと思いますが、洋上風力や水素発電、バイオマス発電など、二酸化炭素の排出減に向けた新しい取り組みの記述が全くなく、発電力の確保と自然破壊を天びんにかけた時、どちらが人間、動植物にとってベストなのか考えると、積極的に風力発電を受け入れられないと感じます。また、本事業の実施により、火力発電を運転中止されないのでしょうか。本事業が化石燃料に代わるエネルギー供給源として位置づけられているのであれば、成果としてどの部分が再生可能エネルギーにシフトされるのか明確にしていきたいです。 また、潮流発電などの新開発や、省エネの開発、小型発電機による安全で維持管理が容易なものなどが良いのではないのでしょうか。	弊社においては、本事業のような陸上風力発電のほか、洋上風力発電、地熱発電、リサイクル・バイオマス事業等に取り組んでおりますが、各種発電形式のメリット・デメリットを踏まえ、適地選定を行っております。 風力発電機の機種等は、今後の環境影響評価手続において、現地における風況調査、土木設計等による施工可能性検討結果、各種法令への配慮の検討結果や関係機関との協議結果、並びに、現地調査や予測及び評価結果を踏まえて、環境影響の回避・低減等の諸条件を考慮しつつ、具体的な計画を検討します。
115	事業の目的及び内容	再生可能エネルギーの活用が国を挙げて期待されているからという理由だけで、この西中国山地に事業計画を立ちあげることに納得がいきません。本来、環境にやさしいはずの風力発電が、環境を壊すことになるなら、本末転倒だと思います。環境を壊さない発電方法を望みます。元国策会社であるなら、国民に負担のない電源開発を行っていただきたいです。この事業に必要な経費金額をもって、そのような開発はできないのでしょうか。 風車が大型すぎて、圧迫感があります。もっと小型で発電効率の良い日本製の物があったと思います。東広島製作所の風力発電は電信柱一本でできます。お金をかけなくても電気を作る方法はあるはず。「地産地消」程度のミニ電力ならまだしも、50階建てのビル相当の物体をどうして無理やり持ち込むのでしょうか。原発に頼らない、炭酸ガスを出さない発電をしなければいけないことは当然ですが、小型の風力発電や小水力発電など環境に対して影響の少ない発電計画が多くなっています。環境に大きな悪影響を与える、大きな羽根の風力発電は既に過去のものとなりつつあります。 建設後の設備や道路等の保守点検に不安があります。今予定されているたくさんの風車が、環境に対する悪影響の為採算が取れないとなった時、困るのは風車だけ残される地元です。建設計画を今一度見直していただくことを要望します。	弊社においては、本事業のような陸上風力発電のほか、洋上風力発電、地熱発電、リサイクル・バイオマス事業等に取り組んでおりますが、各種発電形式のメリット・デメリットを踏まえ、適地選定を行っております。 今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 維持管理、原状復旧にあたり発生する費用については予め事業計画の中で見込み、その資金を確保することとしており、事業者が責任をもって負担・対応いたします。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
116	事業の目的及び内容	貴社の水力発電の技術を生かした小水力発電の開発と地産地消エネルギーの推進をお願いします。将来、私たちの地域とパートナーシップを構築し、未来のエネルギーの在り方を進め、持続可能な社会を構築していきましょう。	弊社は水力発電に長年取り組んでまいりましたが、本事業の計画地においては風という資源が十分にあることが期待されており、風力発電事業についても検討させていただきたいと考えております。地域の皆様のご理解を得られるように説明を重ねさせていただき、社会の持続可能な成長に貢献できるよう検討させていただきます。
117	事業の目的及び内容	カーボンニュートラル、再生可能エネルギー普及は急務ですが、自然破壊を伴う風力発電の設置については危惧しています。今年に入り、これからは国が洋上を進めて行くとニュースでみました。洋上や沿岸部など、もっと影響が少なく効率の良い場所に建設すべきです。洋上でなく貴重な自然環境が残る地域に建てるメリットはどれだけあるのかなど、疑問に答えるデータもあわせて提示し説明をお願いしたいです。	弊社においては、本事業のような陸上風力発電のほか、洋上風力発電、地熱発電、リサイクル・バイオマス事業等に取り組んでおりますが、各種発電形式のメリット・デメリットを踏まえ、適地選定を行っております。 洋上風力のデメリットとしては、建設コストが大きいこと、維持管理が容易ではないことが挙げられます。
118	事業の目的及び内容	人間が電気使用量を減らす努力をすれば、発電量も少なくすみ、新しい発電施設は必要なくなるようになるのではないかと思います。	省エネ化の取り組みを前提としつつ、地球温暖化防止対策の観点から、既存の化石燃料を用いた発電所を再生可能エネルギーによる発電所に置き換えてゆくことについても取り組ませていただきたいと思います。
119	事業の目的及び内容	山深いこの地域の貴重な景観を残す山の上に、巨大な風車を立て、都会へ電力を送電するためにさらに都会迄の田舎の山林を破壊するのでしょうか。エネルギーを多く必要とする地域は、その地域内で循環できる仕組みを作るべきです。発電も地域の技術、施行で生産、供給し、その経済を地域内で循環できれば目指す脱炭素社会も持続可能になると考えます。 長野県などでは、地域発の技術で生産し、経済も地域内で循環するモデルが生まれており、そうしたケースを参考にしたいと思っています。これ以上自然を破壊するのはやめて欲しいです。一度壊した自然は、完全には元に戻らないです。私たちの大切な山川を守ってください。	将来的にはエネルギーの地産地消といった課題にも取り組んで行くべきものと考えます。山林での事業検討に当たっては地域が大切にされている自然環境等への影響についても十分に調査、予測、評価し、事業計画を検討させていただきます。
120	事業の目的及び内容	自然を壊してまですることでしょうか。太陽光を増やすなど、他の選択肢はないのでしょうか。稼働率が低いので他の電気エネルギー源（水素発電など）にすぐ取って代るのではないかと思います。自然環境を崩さないエネルギー研究が進んでいる所があると聞きます。誰からも喜ばれる事業を考えて頂きたい。風力発電建設絶対反対です。	弊社においては、本事業のような陸上風力発電のほか、洋上風力発電、地熱発電、リサイクル・バイオマス事業等に取り組んでおりますが、各種発電形式のメリット・デメリットを踏まえ、適地選定を行っております。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
121	事業の目的及び内容	詳細な調査を行うとともにその結果の公表をしてほしいです。それができない場合は、事業計画そのものを中止してほしいです。今回はあくまでも環境調査に対する方法書ということで「①風力発電事業実施後の運営主体、責任の所在」「②土砂崩れ、道路等の保持・補修、健康被害が出た時の対応や補償」「③人的被害、健康被害が出た時の対応や保障」「④風車そのものが破損、故障した時の対応」などが明確に示されていません。これらについても、明確に回	今後環境影響評価手続きに関する調査結果を適切にお示ししてまいります。また、地域の皆様からのご理解を得られるよう今後も説明を行って参ります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		答いただけるよう住民説明会などを開いて頂きたいです。	
122	事業の目的及び内容	国の許認可を得て莫大な利益を得ようとしているのではないのでしょうか。クリーンな自然エネルギーで、CO₂を削減し地球温暖化防止というのは欺瞞であると思います。この地域は水力発電で川の環境が大きく壊れました。自然を中心に考え付加価値を付けて提供するのがこの地域の役割と考えています。自然エネルギーどころか自然破壊エネルギーとなる本事業を受け入れられません。	風力発電のライフサイクル CO₂（製造から廃棄までの一連の流れで排出される CO₂ の総量）は、LNG 火力が 473.5 g-CO₂/kWh であるのに対し、風力発電は 26.5g-CO₂/kWh（陸上設置、40MW のウインドファームの場合）となっており、化石燃料から自然エネルギーへの転換で、CO₂ 排出量は大きく削減されると考えられます。 （資源エネルギー庁資料 https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/joho-teikyo/lifecycle_co2.html） 今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。
123	事業の目的及び内容	建設目的が明確に理解できない、理解させようとする努力が見えません。建設が未来永劫すべてのことに対していいことならば、そのいいことの説明をしてください。そもそも J パワーによる「開発」する意図・動機・目的・方針・計画などの丁寧な説明と資料等の提示はあるのでしょうか。 方法書の調査内容では十分でなく、地域をよく知る専門家の意見を参考にし、調査の再検討を求めます。また十分に効果のある影響回避と事後調査を求めます。それらが十分に行われない場合は、本事業についての計画の大幅な見直し、もしくは中止を要望します。	方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。 今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。また、具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。
124	事業の目的及び内容	方法書「2.1.対象事業の目的」において、『第2次廿日市市環境基本計画が掲げる基本目標の一つ「地球にやさしい低炭素のまち」を実現するための基本的施策として「再生可能エネルギーの利用を進めます」と記載されています。上記の状況の中、当該地域の資源である豊かな風力を活用し、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給に資するクリーンエネルギーの供給を通じて、我が国や広島県、広島市、廿日市市及び安芸太田町を含む周辺自治体等の取組みに即し、事業を通じて地域経済の発展及び活性化に貢献することを本事業の目的とする。』と記述がありますが、再生エネルギーの利用を進めるという文言だけを取り出して、風力発電事業等クリーンエネルギーを供給する事業は廿日市市の取り組みに即したものであるとするのは誤りで、他の基本目標、基本施策と照らし合わせて解釈する必要があります。 本事業計画は大規模であり、事業の実施に伴い、吉和地域の自然環境を破壊し、景観を台無しにし、災害のリスクを高め、風力発電機の稼働により発生する超低周波音を含む騒音による人や動物への健康被害を発生させることとなります。そのため、吉和地域において、環境基本計画基本目標 1 「人と自然が共生するまち」、同基本目標 2 「きれいで暮らしやすいま	関係自治体の各種計画を念頭に、本事業の在り方について関係自治体との協議を進めてまいります。 今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		ち」の実現ができません。 都市計画においても、吉和地域全域を対象として西中国山地の豊かな自然環境の保全が掲げられています。本事業は西中国山地の豊かな自然環境の保全に寄与しないものであり、土砂災害等のリスクも高くなるため、都市計画に即したものだと言えません。	
125	事業の目的及び内容	そもそも、あなたたちのお金儲けのために、なぜこの地域に住む人たちが犠牲にならないといけないのでしょうか。頼まれてもいないのに勝手に外から来て、よその地域をめちゃくちゃにしながら、自分たちは利益を得て安寧な生活をするというのは、どのような倫理観なのでしょうか。 こんなエネルギー植民地みたいなことは、やめませんか。そういう姿勢が、御社の株価の低迷に現れているように思えます。環境破壊をしながら「エコ」な発電をしているというのは、株主に対する裏切りですし、事実が明るみに出れば、さらに株価は下がっていくと思われます。	弊社は事業を通じて地域の皆様の生活を犠牲にする考えはありません。環境影響の程度については今後適切に調査・予測・評価し、お示しいたします。
126	事業の目的及び内容	方法書 2-1 では「第 5 次エネルギー基本計画」を引き、「なかでも風力発電は、国内の導入ポテンシャルが高く、将来的に大型電源としての活用が見込まれることから、その積極的な導入が期待されている。」としています。再生可能エネルギーの導入は望まれるところですが、日本政府による「生物多様性国家戦略 2012-2020」には「生物多様性の維持・回復と維持可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する」とあります。広島県「未来へつなげ命の環！広島プラン～生物多様性広島戦略～」(平成 25 年)では基本理念として「生物多様性がもたらす、豊かな恵みを将来の世代に継承できる人間と自然が共生する社会の実現」とあります。化石燃料から再生可能エネルギーの転換は期待されるわけではありませんが、他の方法による発電施設に比して、陸上風力発電所は発電量が少なく、生物多様性の上で県内有数の森林の棄損に対して、見合うものとは考えられません。生物多様性の棄損に対して CO₂抑制の効果が十分ではなく、「第 5 次エネルギー基本計画」および「第 4 次広島県環境基本計画」の求めるところとは一致していません。 安芸太田町長期総合計画では目指す将来像を「豊かさあふれつながりひろがる安芸太田町」として「県内最高の恐羅漢山をはじめとする山々に囲まれ、美しい自然環境とともに産業や暮らしを築いていきました」としています。私たちの町を囲む山々の景観と自然環境はこの町にとって重要です。長期総合計画後期基本計画策定の際の住民アンケートには町の誇りに大半の住民が「自然環境・景観」と上げています。安芸太田町は自然環境を活かした定住(移住)促進や観光振興政策を進めており、自然資源への棄損の大きな本事業は、町の方針	関係自治体の各種計画を念頭に、本事業の在り方について関係自治体との協議を進めてまいります。 今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		(第二次安芸太田町長期総合計画後期計画)にも反し、風車による景観の改変や自然環境の棄損は町の住民にとって許容しがたいものであると指摘します。	
127	事業の目的及び内容	方法書 2-1 は事業の根幹であり私たちの環境への悪影響を許容する理由となるものですが、その内容と現実の相違は明らかです。上記の意見は環境の保全の見地からの意見ではないと捉えられますが、環境の保全が必要な状態を引き起こすのが事業であり、事業の正当性を問うものです。住民が事業の正当性を認めるからこそ、環境の棄損を受け入れるものです。その上で環境の保全の見地からの意見を述べ、よりよい事業計画が作られます。また事業目的が間違っていれば事業実施の大義が立たず、企業利益のために東京に本社を持つ会社が遠くの田舎の資源である風を搾取し、自然環境を破壊したとの誹りを免れません。住民と事業者が事業目的を合意して事業が実施されるべきです。	方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
128	事業の目的及び内容	約 40 億年という地球史の中で、3000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれています。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に物質循環、食物連鎖を通して支えあって生きています。この多様性を維持、回復するために生物多様性条約は、2050 年「自然との共生」を目指し、安芸太田町はこの趣旨を実現しようとしています。 「第二次安芸太田町長期総合計画（2015 年～2024 年）」には、「太田川上流域の清らかな河川環境と深入山をはじめとする中国山地の豊かな自然環境は、住民みんなの誇りです。また、本町の自然には、貴重な生物多様性が守られており、希少な動植物が生息しています。（中略）また、こうした貴重な自然環境と生態系を未来に継承するため、生物及び生態系の調査、生物多様性地域戦略の策定検討、自然環境を守る人材育成と仕組みづくりを進めるとともに、環境教育の充実を図ります」とあります。また、地域での産業の方向性として「地域資源・地域産業・産業人材のつながりを強化し、自立型産業を確立するまちの実現」「地域内発型の産業興しと地域内資金循環の仕組みづくり、安芸太田町の豊かな自然や資源を活用して生産されたモノやサービスが地域の中で消費され、資金が地域内で循環しています」を目指しています。 環境省が第五次環境基本計画で提唱した地域循環共生圏の実現を目指していると考えられます。この町づくりの趣旨に、今回の風力の計画が合致するでしょうか。	関係自治体の各種計画を念頭に、本事業の在り方について関係自治体との協議を進めてまいります。 今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
129	事業の目的及び内容	一般意見において、県や市の環境基本計画を利用して風力発電を進めるという解釈が妥当としても、それを検討し進めるのは地域の自治体及び住民であるという 15 行の意見に対し、事業者見解は、地域経済の発展及び貢献については、関係自治体とともに協議、検討させていただくという、たった 3 行の簡潔なものでした。しかも、住民との合意についての文言がなく、住民との合意形成を軽視している態度が見えます。もっと丁寧に見解を述べ、大規模風力発電が必要であると納得できる説明をしてください。	再生可能エネルギーは、平成 30 年 7 月に閣議決定された「第 5 次エネルギー基本計画」において、2050 年に向けた対応として「再生可能エネルギーの主力電源化」が掲げられ、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう期待されており、従来の化石燃料に代わるエネルギー供給源として期待が高まっています。なかでも風力発電は、国内の導入ポテンシャルが高く、将来的に大型電源としての活用が見込まれることから、その積極的な導入が期待されています。安全を最優先し、経済的に自立し、脱炭素化した再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減するとされています。本事業は、当該地域の資源である豊かな風力を活用し、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給に資するクリーンエネルギーの供給を通じて、我が国や広島県、広島市、廿日市市及び安芸太田町を含む周辺自治体等の取組みに即し、事業を通じて地域経済の発展及び活性化に貢献することを目的としております。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境等への影響について、住民の皆様からのご懸念が大きいと理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
130	事業の目的及び内容	それぞれの項目に不安や心配があります。客観的に広島西ウインドファームを作るリスク、同時に作らなかった時のリスクを並べて欲しいと思います。そのためには方法書に関わった専門家以外（逆の知見の専門家）の調査を行っていただきたいです。その上で現状の計画がよいのか、変更が必要なのか判断したいです。	方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境等への影響について、住民の皆様からのご懸念が大きいと理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。 今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。
131	事業の目的及び内容	ブレードの輸送時、交差点で右折左折可能か、タワーやナセルの高さの輸送時、横断歩道橋を通れるのか、橋の重量制限を満たしているか（特に林道内）など輸送にかかわる問題は多くあります。何トンぐらいあるのでしょうか。輸送が不可能だと判断されると、その地点の土地改変が行われ、地域の人に迷惑をかけます。 人と自然のふれあいの場の調査地点、石ヶ谷峡等 10 地点は、「アクセスルートが大型資材の搬入路等」という理由で調査対象になっています。しかし、事業内容では、アクセスルートが未定であるという理由で明らかにされていません。調査地点を考える場合、アクセスルートが必要です。 港湾からの輸送ルート明らかにして、そのルート周辺の住民に説明が必要です。	対象事業実施区域における輸送路等の具体的な事業計画は検討段階であり、準備書以降の図書において記載いたします。 人と自然との触れ合いの活動の場の調査計画に当たっては、工事用資材等の搬出入に用いる関係車両の運行の可能性がある道路として、安全側で地点設定を行っております。 住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、情報公開に努めてまいります

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
132	騒音、超低周波音及び振動	配慮書に対する住民意見の回答で「超低周波音については、2020 年 8 月参考項目から除外された」とあります。経済産業省産業保安グループ電力安全課から、一般社団法人日本風力発電協会に出された「稼働中の風力発電設備から発生する超低周波音に対する適切な対応について（依頼）」では「風力発電設備からの超低周波音に対する住民の方々のご不安やご懸念に対し、発電事業者は環境アセスの項目として調査、予測及び評価することも含め、引き続き丁寧な説明等の対応を行うこと。なお、新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループにおいて、住民の方々のご不安やご懸念等のご意見を十分に伺い、丁寧な説明を行っていくことが重要であるとの指摘がありました」とあります。この依頼についての見解を示してください。	配慮書に対する事業者見解のとおり、超低周波音は環境影響評価の参考項目から除外されました。一方で、「稼働中の風力発電設備から発生する超低周波音に対する適切な対応について（依頼）」のように、住民の皆様のご不安やご懸念を考慮し、方法書に記載のとおり、本事業の環境影響評価では、超低周波音を環境影響評価の対象としております。今後も、環境影響評価法の手続に則った説明会のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
133	騒音、超低周波音及び振動	「風車音はしないのに、夜眠れない。眠りについても夜中 2 時か 3 時頃になると、毎晩妙な感じとともに目が覚めてしまう。音ではなく、耳の奥で『グワ、グワッ』と渦巻くように聞こえてくる」（愛知県田原市）、「運転開始から音に悩まされ、十分な睡眠が取れない状況が続く、風車が強くまわると胸がドクドクし、胸で音を聞いているような何とも言えない不快感を覚えました。半年後には、耳鳴りが始まり、それは現在も続いています」（愛媛県伊方町）のように 2007 年頃から、全国各地で相次いだ住民の訴えから風車騒音の問題は起こりました。過去、様々な低周波音被害者の診断にあたってきた医師故汐見文隆さんは問題解決に向けて精力的に動かれました。入院中に教えていただいたのは「個人差はある。風車の稼働時と停止時のデータを比べると、純音のピークが著しい。被害が起こるのは、この純音によるためであると考えられる。エコキュートなどでの測定、被害者の診断で実証済みである」という見解でした。被害者の訴えに基づいた健康調査を行い、耳鳴り・頭痛・イライラがなぜ起こったのか、説明すべきです。 また、2016 年 11 月の「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」報告書を読むと、風車の翼の回転により発生するスイッシュ音・振幅変調音（シューシューという音）とナセルから発生する純音（ブーン、ウィーンという音）が風車騒音の元凶であると認識していますが、健康影響の調査もせずにアノイアンス（わずらわしさ）だと主張しています。一方で、報告書では「純音性成分の評価等の人への影響に関することは知見が不足している」と認めています。最新の知見に基づく JPOWER 独自の見解を示すべきです。	今後は、環境影響評価手続に則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。上記の対応にあたっては、最新知見のほか、他事例の引用に努めます。 方法書に係る住民説明会や意見書を通じた、本事業による環境面等への影響に関する住民の皆様からのご意見も踏まえながら、今後も環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、説明に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
134	騒音、超低周波音及び振動	2009 年、環境省は風車騒音の調査を始め、検討の結果、2017 年に風車騒音についての指針を示しました。そのもとになったのは、長島風力発電所(2400kWx21 基・鹿児島県)での疫学調査です。「2061 メートル離れたところでも、騒音として聞こえている場合があった。静かな環境では、風力発電施設から発生する騒音が 35～40 デシベルを超えると、わずらわしさの程度が上がり、睡眠へ影響を及ぼす可能性がある」とまとめられています。(出典 環境研究総合推進費による研究「5-1307 風力発電等による低周波・騒音の長期的健康影響に関する疫学的研究 代表石竹達也 2013～2015」)しかし、健康調査は行われず、耳鳴り・頭痛・イライラがなぜ起こったのかは、未だに明らかにされていません。疫学調査をやり直すべきです。	今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。上記の対応にあたっては、最新知見のほか、他事例の引用に努めます。 方法書に係る住民説明会や意見書を通じた、本事業による環境面等への影響に関する住民の皆様からのご意見も踏まえながら、今後も環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、説明に努めてまいります。
135	騒音、超低周波音及び振動	騒音規制法と振動規制法による区域指定の根拠を示してください。	騒音規制法と振動規制法による区域指定の根拠は以下のとおりです。 「特定工場等における騒音の規制基準」(昭和 48 年県告示第 171 号) 「特定工場等における騒音の規制基準」(昭和 61 年広島市告示第 96 号) 「騒音の規制に関する定め」(平成 24 年廿日市市告示第 75 号) 「特定建設作業騒音の規制基準」(昭和 48 年広島県告示第 171 号) 「特定建設作業のしおり」(令和 2 年 3 月閲覧、広島市環境局) 「特定建設作業のしおり」(令和 2 年 3 月閲覧、廿日市市 HP https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/30/10086.html) 「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正平成 23 年環境省令第 32 号) 「自動車騒音の限度」(昭和 61 年広島市告示第 96 号) 「騒音の規制に関する定め」(平成 24 年告示第 75 号) 「特定工場等における振動の規制基準」(昭和 53 年広島県告示第 58 号) 「特定工場等における振動の規制基準」(昭和 61 年広島市告示第 97 号) 「振動の規制に関する定め」(平成 24 年廿日市市告示第 76 号) 「特定建設作業振動の規制基準」(昭和 53 年広島県告示第 58 号) 「特定建設作業のしおり」(令和 2 年 3 月閲覧、広島市環境局) 「特定建設作業のしおり」(令和 2 年 3 月閲覧、廿日市市 HP https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/30/10086.html) 「道路交通振動の要請限度」(昭和 53 年広島県告示第 58 号) 「区域の区分の指定」(昭和 61 年広島市告示第 97 号) 「振動の規制に関する定め」(平成 24 年廿日市市

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
			告示第 76 号)
136	騒音、 び振動 超低周波音及	工事中の騒音について、工事を行う上で、機械や運搬等の騒音は仕方のないことであるため深く追及するつもりはありません。しかし、事前にどれくらいの期間、どれくらいの音の大きさであるのか、学習・作業等の日常生活にどれくらい影響するのかだけでも知っておきたいです。	対象事業実施区域における具体的な工事計画は検討中のため、準備書以降の図書において記載いたします。また、具体的な工事計画を踏まえた事業影響の予測・評価結果についても、準備書に記載いたします。準備書について、今後、縦覧・説明会・意見聴取を実施いたします。
137	騒音、 超低周波音及 び振動	配慮書に対する住民意見で「騒音が人体に与える影響を具体的に教えてください」の回答で「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」を根拠に「健康影響については、明らかな関連を示す知見はない」と回答されています。しかし、意見は影響を問うものですから、最低限「指針値について」にある「わずらわしさを増加させ、睡眠への影響のリスクを増加させる可能性があることが示唆されている」と回答すべきです。	ご意見のとおり、回答不足となっておりました。今後の図書にあたりましては、分かりやすい表現等、住民の皆様のご理解をいただけるように努めてまいります。
138	騒音、 超低周波音及 び振動	「風力発電施設から発生する騒音等への対応について 2016 年 11 月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」には、行政（国、地方公共団体）による活用と課題の中で、風車騒音の影響・評価に関する事項として「知見の集積を図り、今後必要に応じて評価の目安を見直す」と提言しています。既に設置されている風力発電施設の現地における事後調査の分析結果を踏まえた風車騒音の伝搬等に関することや、純音性成分の評価等の現時点で知見が不足している風車騒音の人への影響に関すること、今後風力発電施設が超大型化した場合の騒音等の影響に関することについて、JPOWER が各地で稼働させている風力発電の事後調査の分析結果を公開してください。	環境影響評価手続きにおける事後調査結果は定められた適切な方法で公開いたします。
139	騒音、 超低周波音及 び振動	環境省報道発表資料「風力発電施設から発生する騒音・低周波音の調査結果について(2009 年度)」に、愛知県豊橋市、田原市、愛媛県伊方町での測定結果が示してあります。どの測定でも、純音でのピークがあります。また、環境研究総合推進費による研究「S2-11 風力発電による低周波音の人への影響評価に関する研究 2010～2012 代表橋秀樹」には、全国各地の低周波音の測定結果が掲載されています。ここでも、純音のピークが見られます。しかし、不定愁訴とこのデータの関連性は調査されていません。 また、航空機騒音、道路騒音等に悩む住民が、現在もなお、解決を求めて、裁判を起こしています。このようなことが続く原因は「まだ我慢できるでしょう」という騒音規制の甘さと、アノイアンス「わずらわしいだけでしょ」という健康影響を考えない政府の基準づくりにあります。2009 年 WHO（世界保健機関）欧州事務局は、心疾患などの健康影響を問題にしたガイドラインをたて、対策を始めましたが、国内では出発点にすらついていません。健康影響を調査し直し、指針値を改めるべきです。	今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。上記の対応にあたっては、最新知見のほか、他事例の引用に努めます。 方法書に係る住民説明会や意見書を通じた、本事業による環境面等への影響に関する住民の皆様からのご意見も踏まえながら、今後も環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、説明に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
140	騒音、超低周波音及び振動	工事中、建設作業中に発生する振動は規制基準を超えるのではないのでしょうか。 また、本事業の前例のない最大級の風車を建てるのに、地下に打ち込む杭はどれほどの大きさなのか、またどれだけ多いのでしょうか。それらが地下に振動をを起こして伝えるのではないのでしょうか。工事中、建設後に振動が及ぼす影響を懸念しており、振動の影響を詳しく知りたいです。	対象事業実施区域における構造物等の具体的な事業計画は検討中のため、準備書以降の図書において記載いたします。また、具体的な事業計画を踏まえた事業影響の予測・評価結果についても、準備書に記載いたします。準備書について、今後、縦覧・説明会・意見聴取を実施いたします。
141	騒音、超低周波音及び振動	計画地周辺の集落には、十数の寺があります。このうちの半数は2～3km 圏内にあり、中でも善福寺が最も計画地に近いようです。善福寺には、お寺を土砂災害から守るために江戸後期に構築された土木遺産兼史跡の『石罫』や、その内側には極楽苑（自然公園）がありますが、これらは風車から数百 m の位置になる可能性もあります。極楽苑には門信徒用墓地や納骨堂、水場、「花鳥亭」など二つの東屋、月見台、山草園や数々の花木があり、盆や彼岸、紅葉シーズンなどには多くの人出で賑わいます。また、門信徒（多くは現地住民）にとって「心の実家」で、先祖代々の懇念の結晶であり、単なる住居の1軒とは違います。 このような場所が配慮対象施設から除外されているのはなぜでしょうか。寺院はせめて病院同等に配慮対象にするべきです。	「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和2年11月）によると環境影響を受けやすい対象として住宅、学校、病院、福祉施設が挙げられています。これを踏まえ、本事業では、常時、多数の人が滞在する施設を配慮が特に必要な施設と考えております。
142	騒音、超低周波音及び振動	騒音・超低周波調査地点位置図は、可視領域と重ねた図と赤色立体図の2枚あります。見えるところに、風車騒音が届きやすいことはわかりますが、赤色立体図は何のために方法書にあるのか、明らかにしてください。	風力発電機の稼働に伴う騒音及び超低周波音については、地形条件も関わることから、参考情報として、赤色立体図を載せております。
143	騒音、超低周波音及び振動	生活の視点での寄り添いという形で環境評価もしてほしいです。生活面への影響を調査すべきで、方法書の調査内容では十分でなく、地域をよく知る専門家の意見を参考にし、調査の再検討を求めます。また十分に効果のある影響回避と事後調査を求めます。	今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。また、具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
144	騒音、超低周波音及び振動	JPOWER がスポンサーになっている「音のソノリティ」というテレビ番組があります。「#820 ハクモクレンの花が落ちる音」、「#857 三滝寺の秋」、「#864 タゲリの鳴き声」、「#865 柿の木に集う野鳥」等を興味深く聞きました。三滝寺の近くに風車が立っても「音のソノリティ」で紹介できるのでしょうか。このように地域に残る音を大切にしているのですから、計画地周辺での音も聞いていると思います。地域で大切な音は地域資源として残すべきであり、風車騒音でかき消すべきではありません。	今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
145	騒音、超低周波音及び振動	騒音の測定は、「風車の有効風速範囲の風況下で測定であるため、騒音の測定と同時期に、風車のハブ高さにおける風況を把握する必要がある」とマニュアルにあります。そのため、風況観測塔を設置します。計画地点は広範囲（立岩山から市間山への尾根、鷹ノ巣山から小室井山にかけての尾根、湯来冠山から滝谷山の尾根）にわたっていますが、立岩山に一カ所となっています。一カ所で代表できる根拠を明らかにすべきです。また、これまでの調査で風況観測は数地点で行われていますが、そのデータをもとに、風況に相関があることを示してください。	本事業に関する風況観測は2カ所で実施しています。現状、風況観測中であることから、その結果を踏まえた予測・評価結果等については、準備書に記載し、縦覧・説明会・意見聴取を実施いたします。
146	騒音、超低周波音及び振動	吉和診療所、吉和福祉センター、高齢者デイサービス施設「せせらぎ園」、高齢者の泊りの施設「ほっと吉和」が集まる地点は、建設計画地から約 2km の地点にあります。病気や疾患のある方、高齢者が多く集まるこの地点について、方法書では調査地点に含まれていません。また、吉和保育園、吉和小中学校、湯来西中学校についても調査地点に含まれていません。法律に添って調査を進められると言いますが、実際に住んでいる人々の現在の状態を事前に把握できるように、屋内（家の中）、保育所、学校、老健施設、そして牧場など生物（家畜）のいる施設を調査対象に加えるべきと考えます。 そして2km（3km）で風車が見えるもしくは、地形によって響きやすい立地の建物について、事業者から直に事業説明すべきと考えます。風車からの騒音、超低周波音、振動について、十二分に説明と事前事後の調査を必ず行って、住民が安心して生活ができるように徹底していただきたいと要望します。	「風力発電所施設から発生する騒音等への対応について」（平成 28 年、風力発電所施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）に記載の影響周囲 1km を踏まえ、安全側を考慮して施設の稼働による騒音の調査範囲は風力発電機設置想定範囲から 2km の範囲を対象としています。「よしわけせせらぎ園」、「ほっと吉和」、「吉和保育園」、「吉和小中学校」、「湯来西中学校」は、風力発電機設置想定範囲から 2km の範囲外であるため、調査地点を設定しておりませんが、2km 範囲内の調査地点において影響の程度を把握していきます。 「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和 2 年 11 月）によると環境影響を受けやすい対象として住宅、学校、病院、福祉施設が挙げられています。これを踏まえ、本事業では、常時、多数の人が滞在する施設を配慮が特に必要な施設と考えております。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
147	騒音、超低周波音及び振動	建設工事に係わる騒音の調査地点で重要なところは、基礎工事の際のコンクリート・ミキサ車による運搬です。(固まるので、基礎の場所から約1時間以内、1基につき延べ140台)日数は限られていますが、交通騒音、排気ガスの影響が激しくなります。このことを考慮しての調査地点の選定でしょうか。見解を示してください。 また、山等の地形により、風の影響を受けない住居は、現在の騒音が小さいことが考えられます。この地形の影響を考えて、調査地点を選んでいるのでしょうか。見解を示してください。	建設機械の稼働に係る騒音及び施設の稼働に伴う騒音の調査地点は、騒音の発生源ではなく、配慮対象(集落)を踏まえて設定しております。また、地形条件が騒音の伝搬に影響することから、風力発電機の可視領域や地表面の状況を考慮して、調査・予測を行います。対象事業実施区域における具体的な風力発電機の配置や工事計画は検討中のため、準備書以降の図書において記載いたします。
148	騒音、超低周波音及び振動	計画地周辺にある立岩山～市間山縦走ルート、湯来冠山、小室井山は、登山のために使われる場所です。もし、風力施設が建設されれば、騒音の影響は計り知れません。どの程度の増加量になるのか、それぞれの場所で、測定をすべきではないのでしょうか。 また、県立もみの木森林公園の中に調査地点が1地点ありますが、サイクリングロード、アスレチック、自然観察のためのバリアフリーコース、デーキャンプ場、オートキャンプ場などの多くの施設にも人の出入りがあります。これらを考慮して数か所測定点を設けるべきです。他にも、広島県の指定地域である東山溪谷緑地環境保全地域は、野鳥のさえずり、虫の音、川のせせらぎ等が森林に響き渡る地点です。風車騒音が遮らないのか、測定地点を設けるべきです。	「発電所に係る環境影響評価の手引」(令和2年11月)によると環境影響を受けやすい対象として住宅、学校、病院、福祉施設が挙げられています。施設の稼働に伴う騒音の調査地点は、風力発電機設置想定範囲から2km範囲内の配慮対象(集落)を踏まえて設定しております。
149	騒音、超低周波音及び振動	風力発電機設置想定範囲から1km圏内に国際規格の射撃場「つつがライフル射撃場」が存在しており、アジア大会、広島国民体育大会、山口国民体育大会が行われています。さらに、地元の加計高校には射撃部というクラブ活動があり、高校生が日常的に利用しています。騒音及び超低周波音が発生する可能性があるから避けられるべきであり、2km以上離すべきと考えます。また、近辺を環境騒音、超低周波音、道路交通騒音、振動の調査地点に選ぶべきです。予測評価を求めます。	「発電所に係る環境影響評価の手引」(令和2年11月)によると環境影響を受けやすい対象として住宅、学校、病院、福祉施設が挙げられています。騒音・超低周波音、振動の調査地点は、風力発電機設置想定範囲から2km範囲内の配慮対象(集落)を踏まえて設定しておりますが、関係自治体等との協議により、必要に応じて、「筒賀ライフル射撃場」への配慮を検討します。
150	騒音、超低周波音及び振動	配慮書に対する住民意見で「筒賀ライフル射撃場」の件で「現地調査を行います、関係自治体等との協議により、必要に応じて筒賀ライフル射撃場への配慮を検討します」と回答されています。しかし、建設工事、稼働にかかわる騒音、人と自然のふれあいについての調査地点になっていません、調査地点に追加すべきです。また、現地調査を行ったのでしょうか。	「発電所に係る環境影響評価の手引」(令和2年11月)によると環境影響を受けやすい対象として住宅、学校、病院、福祉施設が挙げられています。騒音・超低周波音、振動の調査地点は、風力発電機設置想定範囲から2km範囲内の配慮対象(集落)を踏まえて設定しております。また、人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点は、資料調査及び関係自治体へのヒアリングにより設定しております。今後の関係自治体等の協議により、必要に応じて、「筒賀ライフル射撃場」への配慮を検討します。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
151	騒音、超低周波音及び振動	方法書において、騒音、超低周波音及び振動が野生動物に与える影響を懸念する意見に対し、事業者見解は「風力発電機の稼働に伴う騒音、超低周波音及び振動が野生動物へ影響を与えるということは、現在のところ弊社他地点の事業で聞き及んでおりませんが、今後も引き続き最新の知見の収集に努めてまいります。」という内容でした。このことから、この件についてほとんど調査していないことが見受けられ、真摯さが感じられません。熊も鳥も影響を受けることは科学的に証明されていますが、設置者は、その因果関係を認めようとしません。賠償問題がでてくるからであると思われる。専門家の意見に耳を傾けていない、経済優先の姿勢であると感じます。また、環境評価項目として取り上げてはいても、その対応として「回避または極力低減できるよう・・・」としか表現されておらず、具体的な方法が全く示されていません。具体的かつ有効な対応策の提示を要望いたします。	騒音、超低周波音及び振動が野生動物に与える影響について、国が定める各種のガイドライン、手引き等においても、調査・予測・評価手法は確立されておらず、研究・知見等も不十分な現状にあります。今後も引き続き最新の知見等の情報収集に努めます。
152	騒音、超低周波音及び振動	配慮書に対して、『よしわ診療所、よしわせせらぎ園に対する配慮が必要』との市長意見が出ているにもかかわらず、方法書では回答されていませんでした。方法書の不備ではないでしょうか。	「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和2年11月）のとおり、市町長意見は、広島県知事からの照会を受け、県知事に意見がなされるものです。それを踏まえ、広島県知事から事業者に向け、意見がなされます。方法書では、県知事意見に対し、事業者見解を述べております。 なお、「風力発電所施設から発生する騒音等への対応について」（平成28年、風力発電所施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）に記載の影響周囲1kmを踏まえ、安全側を考慮して施設の稼働による騒音の調査範囲は風力発電機設置想定範囲から2kmの範囲を対象としています。「よしわ診療所」、「よしわせせらぎ園」は、風力発電機設置想定範囲から2kmの範囲外であるため、調査地点を設定しておりませんが、2km範囲内の調査地点において影響の程度を把握していきます。
153	騒音、超低周波音及び振動	風力の定格出力の増加に伴う、パワーレベルの増加が懸念されています。4300kW、定格出力でのパワーレベルはおおよそどのくらいなのでしょう。	風力発電機の機種等の具体的な事業計画は検討中のため、パワーレベル等は準備書以降の図書において記載いたします。また、具体的な機種等を踏まえた事業影響の予測・評価結果についても、準備書に記載いたします。準備書について、今後、縦覧・説明会・意見聴取を実施いたします。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
154	騒音、超低周波音及び振動	方法書にある「超低周波の評価(ISO-7196)等」の「等」について JPOWER に聞いたところ、「ISO-7196 超低周波を感じる最小音圧レベル 100dB」での評価であるが「審査の過程で変わる可能性があるので、等と書いた」との回答でした。この表現は何とでも解釈できます。審査の段階で、「他の評価方法も取り入れるべきだ」と言われても、「等と書いています」と答えれば、言い逃れができるため、現時点での考え方を示すべきです。 これまでの環境影響評価では、低周波音の評価方法として、ISO-7196 と周波数毎の指針「建物とのがたつきがはじまるレベル（低周波音の測定方法に関するマニュアル、環境庁 H12 年）」、「圧迫感、振動圧を感じるレベル（環境アセスメントの技術 H11 年環境情報科学センター）」との比較が一般的でした。この評価方法を採用すべきです。 また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」は、残留騒音+5dB までならよいという指針です。最近の環境影響評価では、大気・水質でも、現状より非悪化という原則で評価されています。都会並みの騒音よりも静かなのだから、我慢しなさいという都会スタンダードな考え方こそ改めるべきです。非悪化の原則を貫き、対策として人家等からの距離を確保すべきです。	ご意見を踏まえ、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境庁、平成 12 年）に記載のある「建具のがたつきが始まるレベル」、「環境アセスメントの技術」（社団法人環境情報科学センター、平成 11 年）に示される「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」の採用を検討いたします。 今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や風力発電機の配置等の事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。
155	騒音、超低周波音及び振動	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」は、全国各地から風車騒音に対する訴えに対して、睡眠障害を防止するために決められた指針です。しかし、残留騒音は 1 日の平均値で表されます。睡眠障害防止の指針ですから、夜間での測定値の平均も併記すべきです。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成 29 年 5 月、環水大大発第 1705261 号）との整合が図られているかを検討するとともに、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年、環境省告示第 64 号）との整合が図られているかを検討します。
156	騒音、超低周波音及び振動	方法書に「既存の事例の引用、騒音の予測式に準じた伝搬理論による予測」と記されていますが、具体的な意味がわかりません。JPOWER に問い合わせると「ISO9613-2 式を用いる」ことがわかりました。まず、このことを周知すべきです。	今後の図書にあたりましては、分かりやすい表現等、住民の皆様のご理解をいただけるように努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
157	騒音、超低周波音及び振動	「ISO 規格による騒音伝搬予測計算法 井清武弘」(安全工学 1997 年 36 巻 6 号 444-450)に、ISO9613-2 の適用限界についての解説があります。「この規格の前提としている環境条件が、「音の伝搬しやすい環境」を想定している点にあります。この条件については「順風伝搬」とか「地表面（からの放射冷却）による逆転層が中程度に発達した条件」のように抽象的な定義しかされていません。また、規格の中でもこの予測法の精度についても触れられていますが、100m までの伝搬距離で音源あるいは受音点の高さが 5m 以下の時は±3dB、音源あるいは受音点の高さが 5～30m の範囲では±1dB、伝搬距離が 100m 以上、1000m までの場合は、音源、受音点の高さに関係なく±3dB としています。この規格の計算法については、その理論的背景や研究基礎が明確にされていない点もあり、今後予測精度などについては、予測実績と実測値の比較データの積み重ねをして、評価・検討を行うことが必要と考える」とあります。 20 年以上も前の論文ですから、予測精度も改善されていると考えられます。各地にある JPOWER の風車での予測実績と実測値を明らかにしてください。計算結果に 3dB も幅があると、指針値との比較が無意味になります。また、ISO9613-2 の減衰項の一つであるその他（気象条件による補正）は、ドイツで改良が加えられています。文献にあたるべきです。	今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。上記の対応にあたっては、最新知見のほか、他事例の引用に努めます。
158	騒音、超低周波音及び振動	環境省「低周波音問題に関する Q&A」で、『参照値』を風車には適用できない理由を『参照値』は、ある程度の時間連続して低周波音を発生する固定された音源からの音圧レベル変動の小さい低周波音を対象として設定したものです。【風車からの騒音・低周波音は、風速によってローターの回転や出力が変わるため音圧レベルや周波数特性が変化する、風向によって音が拡散する方向が変化するという特徴があります】この見解に基づく、予測式での計算はかなり煩雑になります。予測式で風車騒音の特徴はどのように反映されているのでしょうか。それぞれの風車サイトで、風速毎、風向毎に周波数毎の音圧レベルを足し合わせていくのでしょうか。	音源の形状及びパワーレベルなどを設定し、音の伝搬理論式により騒音レベルを予測いたします。なお、空気減衰としては、JIS Z 8738「屋外の音の伝搬における空気吸収の計算」(ISO9613-1)に基づき、対象事業実施区域及びその周囲の平均的な気象条件時に加え、空気吸収による減衰が最小となるような気象条件時を選定いたします。騒音予測に当たっては、風力発電機による寄与レベルを、メーカー値に基づき、算出・整理いたします。各風力発電機の稼働による寄与レベルに対し、現況値として現地調査結果を合成することで、将来の騒音レベルを求めます。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
159	騒音、超低周波音及び振動	計画地から 1km 以内には学校、寺、公園があり、騒音や低周波音が人体に与える影響、健康被害が出るのかが気になります。既存の施設周辺では、8km 離れていても睡眠障害となるという話を聞きました。住民説明会の際、科学的に立証されていない、明確な法規制がないから示しようがない、説明する義務がないとおっしゃっていましたが、因果関係が不明であることは調査をしない理由にはならないと思います。また、以前よりも風力発電の技術が向上し、音が小さくなっているとのことですが、超低周波音に関しては人が感知できない周波数域であるということに不安を感じます。風力発電機から発生する騒音はどのようなものなのかも気になります。 このような住民の不安を払拭できるよう、同規模の他施設での調査実施や調査地点の追加（寺、別荘地等）、環境省の定める手法によらない海外で用いられる手法による調査、専門家による調査などを実施し、その結果を報告してください。また、計画地付近には、めがひらスキー場があり、圧雪車等の騒音がひどいです。この騒音と本事業による騒音が一緒になるとどうなるのかも調査してください。 また、事業によって体調不良になったり、夜眠れなくなるなどの健康被害が出た場合や、方法書で示されているすべての学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設での被害について、その責任の所在はどこにあるのでしょうか。具体的にどのように配慮しようとしているのか、どのような対応をしていたのか教えてください。事業を始める前に、保証をしていただけないことを示してください。もしも対応できない、保証を確約できないのであれば、納得のいく理由を示してください。	超低周波音については「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環水大大発第 1705261 号、平成 29 年 5 月 26 日）において、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とされており、発電所アセス省令（令和 2 年 8 月 31 日施行）により参考項目から除外されましたが、住民の皆様のご懸念を踏まえ、本事業においては、方法書に記載の通り、環境影響評価項目として選定しております。 今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 現地調査にあたりましては、ご意見いただきました点を踏まえ、調査地点、調査手法等を検討いたします。 方法書に係る住民説明会や意見書を通じた、本事業による環境面等への影響に関する住民の皆様からのご意見も踏まえながら、今後も環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、説明に努めてまいります。
160	騒音、超低周波音及び振動	両側に風車が立つ坂原地区の方の生活環境は音や振動が谷間に響いて、どういう響き方をするのか、他の地域において先進事例があるのでしょうか。	坂原地区においても想定される騒音を環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。また、その結果についてご関係する地域の皆様へ説明いたします。 弊社における先行した風力発電所事例について地形的に両側に風力発電設備が立地する地域はありますが、そのことを理由として音の程度が著しく増加するなどの事象はありません。
161	騒音、超低周波音及び振動	説明会で、「J-power の風力発電事業における健康被害の連絡は、各事務所に入っていない」と言われてましたが、私の友達は J-power の風力発電の近くに住んでいて、ヒアリングも行われ、市や県も知っています。 うその説明があったのがショックです。 J-power には建てるで欲しいと思います。	現時点で、風力発電による健康被害に関する継続した相談があることは把握していない旨の回答を致しました。事実に関する嘘の説明はしておりません。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
162	騒音、 超低周波音及び振動	低周波、超低周波の人体への影響はわかっていないことが多く、不安です。 問題がないレベルであるという根拠は何でしょうか？測定方法に関する説明をもっと詳しくしてください。	超低周波音については「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環水大大発第1705261号、平成29年5月26日）において、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とされており、発電所アセス省令（令和2年8月31日施行）により参考項目から除外されましたが、住民の皆様のご懸念を踏まえ、本事業においては方法書に記載の通り、環境影響評価項目として選定しております。 今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。測定法の詳細等の内容については、準備書に記載し、縦覧・説明会・意見聴取を実施いたします。
163	騒音、 超低周波音及び振動	デンマーク、ドイツ、スウェーデン等では、風車の翼の回転により発生するスイッシュ音（シューシューという音）とナセルから発生する純音（ブーン、ウィーンという音）に対しても規制がかけられています。採用予定の風力発電施設では、このような音は発生しないのでしょうか。データをもとに周波数特性を明らかにしてください。	風力発電機の機種等の具体的な事業計画は検討中のため、準備書以降の図書において記載いたしますが、風力発電機の特性として、スウィッシュ音及び純音は発生いたします。具体的な機種等を踏まえた事業影響の予測・評価結果については、準備書に記載いたします。準備書について、今後、縦覧・説明会・意見聴取を実施いたします。
164	騒音、 超低周波音及び振動	方法書において、風車稼働時における騒音による生活環境への重大な影響に対する懸念に対し、事業者見解では風力発電施設等を住居から隔離するとの見解を示していましたが、どの程度の距離をもって隔離したといえるのでしょうか。ある専門家によると、既設の風力発電所周辺住民は5km離れていても時には騒音等の影響があると証言しています。風車の規模と風車からの距離に比例して被害が大きくなっていると聞きますが、今回国内で例のない最大級規模の4300kwでは、さらに広範囲での影響も予測され、過去の知見から定めた環境省基準の2kmのみの調査では不十分だと考えます。2km圏内に関しては、「影響の回避又は低減に努める」とあるだけで、具体的にどのような調査を行いどのような方法で回避するのか説明されていません。またどのレベルまで低減することで「安全」と言えるのか、基準が示されていません。風車のない現状と比較すれば、地域住民にとって影響は「低減」ではなく「増大」であり、影響回避とならない限り事業による不利益となります。調査を最低でも5km、できれば10kmに広げて、地域住民の健康を確実に守る計画とすることを求めます。 この点に関して、説明会では最近の風車の性能はよいので一概に規模が大きいと危ないとは言えないとの回答でしたが、どのように性能が上がり影響が低減されているのか、実際の事例とともに詳細な説明を求めます。また、性能が上がっていて安全であるにも関わらず、先行して導入している欧州でも多くの苦情や訴訟が起こっており、政府も風力発電から撤退し始	「風力発電所施設から発生する騒音等への対応について」（平成28年、風力発電所施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）に記載の影響周囲1kmを踏まえ、安全側を考慮して施設の稼働による騒音の調査範囲は風力発電機設置想定範囲から2kmの範囲を対象としています。 方法書第6章に示すとおり、現地調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電機の配置（住居からの隔離）等を検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。隔離距離の検討にあたっては、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29年、環境省）を参考にいたします。本指針によると、風力発電施設から発生する騒音は、風力発電施設の規模、設置される場所の風況等でも異なり、さらに騒音の聞こえ方は、風力発電施設からの距離や、その地域の地形、植生や舗装等の地表の被覆状況、土地利用の状況等により影響されるとされていることから、その点を踏まえ、調査・予測を行います。 今後、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		めているのはなぜだと考えているのでしょうか。	
165	騒音、超低周波音及び振動	施設の稼働に係る騒音、超低周波音について、既存事例の引用を充分に行っていただきたいです。超低周波音については音の伝搬理論式のみでなくこちらも既存事例を挙げるべきであると考えます。安全を証明するために、実例を含めた説明がないと安心できません。 屋外の観測と理論式による予測では、家屋内での騒音超低周波音は把握できないのではないのでしょうか。既存事例での施設稼働中の家屋内調査を実施して公開して欲しいです。 大気環境の騒音予測の手法について、山間であるという地形を考慮しなければ実質的な意味はなく役立ちません。2つの山にはさまれた谷あいではどうなるかを出さねば環境影響はわからないこととなります。EN-3、WN-3となっている坂原地域について、干渉シミュレーションを示して欲しいです。	今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。上記の対応にあたっては、最新知見のほか、他事例の引用に努めます。 地形条件が騒音の伝搬に影響することから、風力発電機の可視領域や地表面の状況を考慮して、調査・予測を行います。なお、騒音調査の調査手法は環境省により定められており、環境影響評価では定められた手法に則り調査を実施します。屋内調査については、生活音も拾ってしまうために純粋な調査とならないことから、実施の予定はありません。 坂原地区等の谷合の地区について、両側の風力発電機による寄与が想定されますが、寄与を合成して予測・評価を実施いたします。
166	騒音、超低周波音及び振動	巨大風車は超低周波音（ここでは聞こえない音と閾値以下の聞こえない音を含めて便宜上超低周波音と記述させていただきます）による健康被害など公害の原因にもなります。これについてはその因果関係が確かめられていないと言われていますが、近年多くのことがわかってきています。 2018年11月4日放送のドイツ ZDF のサイエンスドキュメント「風車から発生する超低周波音」が紹介したところによると、それらは次の通りです。 ドイツの地球科学・資源研究所(BGR)は、5MW の風車の場合、20km 離れた所でもバックグラウンド騒音に消されることなく、超低周波音シグナルを検知しています。その場合の測定方法は、音響学で常識的に行われているような周波数をグループ化して音圧のピークを平均化したり補正する(A 特性や G 特性など)のではなく、個々の周波数のフラットな音圧測定です。さらに、風車が発する構造伝導音(振動)と空気中を伝わる音は、互いに関係しあっており、強い振動があると、空気中を伝わる音が小さな音圧でも不快の原因になるといいます。つまり、振動は超低周波音の感受性を高めている事実があるのです。加えて、家の中での超低周波音の音圧は、戸外よりも高いレベルが検出されることもあると言います。内耳生理学の世界的権威であるワシントン大学のアレク・ソルト教授によると、人間の耳は聴覚とは別の経路で超低周波音に反応しており、脳のストレスを処理する部位を活性化すると言います。つまり、聞こえても聞こえなくても、音エネルギーは人間の体に物理的な影響を及ぼしているのです。聞こえないから問題ないとする事は誤りなのです。人間は聞こえる音は無視できても、聞こえない音(超低周波音)は無視できないから、危険性があると言われています。超低周波音はすべての人に同じ効果を与えるわけではなく、これに曝された 10～30%の人に睡眠障害、心	超低周波音については「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環水大大発第1705261号、平成29年5月26日)において、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とされており、発電所アセス省令(令和2年8月31日施行)により参考項目から除外されましたが、住民の皆様のご懸念を踏まえ、環境影響評価項目として選定しております。 今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 今後、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。超低周波音に係る合意形成の手法について、ご意見を踏まえて検討いたします。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		臓病、認知障害、めまいや吐き気などの症状をもたらすとのことです。これらのことを踏まえると、予定されている調査方法ではまったく不十分であると言わざるを得ません。むしろ、高い音圧の超低周波音は聞こえず、体の不調との因果関係もわからないという従来の結論を導き出すための調査でしかありません。 振動調査、周波数をグループ化しないフラットな超低周波音測定、屋内での測定など調査方法を完全に改めることを要求します。 同時に、御社の既存の風力発電施設で、上述のような考え方と方法に基づいて、超低周波音の測定をし、近隣住民の健康状態の医学的な調査を実施し、その結果を公表することを合わせて要求します。 広島西ウインドファームが、超低周波音による健康被害をもたらすものでないとするなら、既存施設での調査によって傍証することは非常に重要なことのはずです。	
167	騒音、超低周波音及び振動	騒音、低周波音、振動の調査地点に風力発電機設定想定範囲に近い日入谷集落を追加すべきです。 この意見に対して誠実な回答を求めます。	今後、現地の状況を踏まえ、地点の追加を検討いたします。
168	騒音、超低周波音及び振動	低周波音について「風車からの低周波音は身近な低周波音と比較して大きいものではありません。身近にある低周波音と変わりありません。」との事業者の見解です。このことを証明するためにも、風車建設後は風車のすぐそば 50～1000 メートルの場所でお一人最低一年以上は寝泊りを続ける生活を実行して下さい。 この意見に対して誠実な回答を求めます。	現時点で、本地点での弊社保守員の宿泊地をお約束することはできませんが、弊社の既設風力発電所では、実際に保守員が発電所近傍に居住し、生活している例があります。
169	騒音、超低周波音及び振動	全国各地で問題になっている風車による騒音や低周波音被害の事例を報告してください。実際に症状を訴えている人たちの悲痛な声に耳を傾けてください。	ご意見を踏まえ、事例等の収集に努めます。方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
170	騒音、超低周波音及び振動	湯来には、河鹿まんじゅうや河鹿荘等、カジカガエルに因んだ所やものがあります。カジカガエルの美声を聞ける場所のため、風車騒音が美声を遮ることがないのか、検討が必要です。湯来の観光資源として、大切にしている生き物です。	カジカガエルへの影響は、「動物」の項目において、環境影響評価を実施いたします。施設の稼働に伴う騒音については、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
171	騒音、超低周波音及び振動	発電施設が稼働することに伴う、騒音・低周波音・振動などによる健康被害を、住民は一番懸念しています。この評価についての根拠は、今のところ住民に分かりやすく説明されていません。 方法書には4季×3日間屋外での調査とありますが、この3日間の選定方法が不明です。風が無い日と強い日では、全く値が異なります。また健康被害の1つに睡眠障害があるので、室内での調査も必須と考えます。	方法書手続は、環境影響評価の調査・予測・評価の方法を決める手続であり、開発事業の影響の程度や環境保全措置について言及するものではありません。 今後は、環境影響評価手続に則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。その内容については、準備書に記載し、縦覧・説明会・意見聴取を実施いたします。 環境騒音の測定時期は、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月、環境省）に基づき、風配図等により地域の年間の風況を把握した上で、風車が稼働する代表的な風況を把握できる時期を選定いたします。なお、測定時期の選定にあたっては、年末年始、盆、台風等の激しい雨等、騒音が大きく変化する時期を避け、セミ類・鳥類・カエル類等の声等に注意しつつ、平均的な状況を呈する時期を選びます。なお、屋内での測定では、遮音により適切でないと想定されるため、屋外での測定といたします。
172	水環境	広島県ではカキが名産であり、それは山、森林の栄養分が川を通して海に流れ込むからです。広島市では、太田川源流の森林を取得し、雨量を蓄えて水源の枯渇や洪水を防ぐ「緑のダム」として保全・整備を続けています。 山、森林が乱れれば、川、海は当然汚れてしまい、下流地域におけるカキ養殖等にも関わっていく問題であり、名産のカキにも悪影響となるのではないのでしょうか。	本事業の対象事業実施区域は河川の上流域で計画しているものであり、水質に係る環境影響評価は、上流域の河川・沢で実施いたします。 今後は、環境影響評価手続に則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 よって、上流域の河川・沢において、影響を回避又は極力低減に努めることで、海域への影響についても回避又は低減できるものと考えます。
173	水環境	計画地周辺は、清水、名水、源泉などの貴重な水資源の宝庫です。これらの地下水や湯来温泉等の源泉は、周辺環境の変化や地震等の振動により枯渇、減量すると思われ、貴重な水環境が破壊されれば、二度と復活できません。計画地周辺には、少なくとも20か所の名水、温泉がありますが、そのすべてを把握していますでしょうか。湧出量等の調査無くしては工事による影響の評価はできないと思います。その調査を実施してください。なお、実施しない場合はその明確な説明を求めます。 また、建設後、源泉が枯れた場合、どのような対応をとられるのでしょうか。	環境影響評価を行う参考項目は、「改正主務省令※」第21条第1項第6号に定める「風力発電所別表第6」に基づき設定しております。温泉については、風力発電所において環境影響評価を行う参考項目となっていないことから、扱わないこととしております。 ※「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日通商産業省令第54号）」

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
174	水環境	調査期間は四季に各1回、降水時1回、測定項目は流量とSSとなっており、豪雨時の予測のための調査はどのようにして行うのでしょうか。重要なのは、時間雨量の設定をどうするかです。2018年7月に広島県での豪雨では、長時間雨量で200年に一度の降雨、短時間雨量でも100年に一度の降雨を観測しています。気候変動に関する各機関のシミュレーションに基づいた降雨量を想定するべきです。また、最低限広島で起こったことは反映するべきです。	予測条件として日常的な降雨のうち強いと考えられる5～10mm/h程度の降雨時を考慮しており、調査時期は梅雨時期を想定しております。ご意見を踏まえ、豪雨時の予測を行うため、調査時期は台風時期の追加を検討いたします。ただし、台風時には、流量が多く安全面を確保できないことも想定されることから、安全を考慮して調査可能な状況にて実施することといたします。
175	水環境	計画地周辺には、瀬戸内海へと流れ込む清流太田川の【源流の森】があります。この森が破壊されると川が汚染され、川の生態系が壊されるため、広島県は「源流の森」の保全活動の推進に力を入れています。 方法書で示されている調査、予測及び評価の手法について、水の濁りと有害物質のみの調査では不十分と考えます。工事用道路の増設・拡幅や林道の整備などによって搬出される大量の土砂の保管場所や、谷間など埋められた場合の、台風や集中豪雨による被害は想定しているのでしょうか。	工事に伴い発生する残土は、埋戻し及び盛土等により、対象事業実施区域内で可能な限り再利用に努め、造成計画での切土量、盛土量のバランスを取ることで、極力発生しないように努めます。また、区域内での土捨て場等の設置について現時点では未定ですが、必要となった場合は、地形や施工性に加えて、植生や河川の分布状況にも配慮して、対象事業実施区域内で処理する計画を検討いたします。もしくは、対象事業実施区域外において、他事業での有効活用が行われるよう調整を進めるとともに、専門の処理業者に委託し、対象事業実施区域外で適正に処理することも検討いたします。 対象事業実施区域内で処理を行う場合は、太田川等の周辺河川への影響を極力低減するため、排水処理策や土砂流出防止対策を講じます。
176	水環境	土砂災害は、環境影響評価の手続きの中で、水質の項目で部分的に検討されます。環境影響評価の審査にあたる経済産業省商務情報政策局産業保安グループに問い合わせたところ「工事を始めた時、土地改変で、土砂が流れないかを検討します。水の濁りの項目で、下流域の動植物に影響しないか、希少生物の餌場に流れ込まないか、生態系全体で判断します。最大降雨量は事業者を確認しており、影響の懸念がある場合には、準備書段階で設置基数を減らす、または場所の変更を勧告します。顧問審査会には、地質を専門にしている人もいます。昨今の豪雨のことは気にしており、検討のために、計画と土砂災害の地域を重ねて示すように事業者をお願いしている」と回答されました。広島では豪雨災害が多発している県のため、尾根に風車を設置した場合、何が起こると予想されるのか、住民の不安は増大する一方です。広島県では環境影響評価技術審査会が審査にあたります。委員の中に地質の専門家がいるのか、不明です。配慮書に対する経産省の意見の中で「土地の改変に伴う自然環境に対する影響」で「土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえること」とあります。しかし、方法書で「必要に応じて、専門家からの助言を」と回答しています。専門家の意見を必ず聞くべきです。 また、経産省も土地改変に慎重を要する地域であると認めています。開発が規制されている地域は、砂防指定・地すべり等防止・急傾斜地	風力発電整備等の配置等の検討に当たっては、土砂災害の危険性について、環境影響評価法以外の許認可手続き等の中で審査されます。事業者として、これらの許認可手続き等の中で適切に対応させていただく所存です。 環境影響評価手続においては、「水質」、「動物」等の項目において、環境影響評価手続に則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		崩壊危険地域、土砂災害危険区域・土砂災害特別警戒区域が該当します。搬入道、管理道路、風車サイト等、この規制地域を避けて計画すべきです。	
177	水環境	配慮書に対して安芸太田町、広島市、廿日市市からの意見で利水への影響が懸念されています。安芸太田町からは、「事業実施想定区域は広島県の重要な川である「太田川」の上流部で良好な水環境を有しており、工事等に伴い、生活用水である地下水及び表流水量の減少や水質悪化が懸念される。」との意見があります。各自治体の意見は、県知事意見をしてまとめられています。各自治体の意向も尊重すべきで、関係自治体との協議で、水環境に関する意見について、聞き取りをしているのでしょうか。	関係自治体からのご意見に対しては、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 ご意見を踏まえ、今後の関係自治体との協議において、水環境等、留意すべき事項について把握いたします。
178	水環境	調査予測では、「予定されている沈砂池、土地改変が予定される管理道路からの濁水が到達するか」が問われるため、水質の調査地点を選ぶときは、濁水の流下経路に最も近い沢、河川の把握が重要です。方法書 p313 の図では、集水区域をどのようにして把握したのでしょうか。現地踏査を行っているのか、出典等を明らかにすべきです。	集水区域図は、「基盤地図情報 数値標高モデル」(国土交通省)のデータについて、ArcGIS の水文解析ツールを用いて作成しております。今後の図書にあたりましては、分かりやすい表現等、住民の皆様のご理解をいただけるように努めてまいります。
179	水環境	計画地は太田川源流域であり、周辺の住民は山水や井戸水等を使用しているため、工事や事業が原因で発生する土砂災害による水質汚濁、水源の枯渇、保水機能の低下、農業への影響が心配です。また、周辺には坂原簡易水道浄水場や筒賀中央簡易水道貯水池もあります。 地下水等について、工事前後での変化についてどのように調査されるのか、具体的に示してください。また、道路や風力発電建設場所からの排水が溪流に大量に流下することのないような工事をどのように行うかについて、具体的に説明してください。また、水質汚濁や水源枯渇、保水機能の低下、農業への影響に対して、どのような対応をするのか答えてください。特に太田川流域に対しての影響を回避するための具体的な方法を示してください。 一度土石流などによって水環境が汚染されれば、復元は不可能です。水質に詳しい専門家や水道局等に出向き、その見解を示してください。	対象事業実施区域における工事計画や濁水流出防止対策等の具体的な事業計画は検討中のため、準備書以降の図書において記載いたします。 今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 風力発電整備等の配置等の検討に当たっては、土砂災害の危険性について、環境影響評価法以外の許認可手続き等の中で審査されます。事業者として、これらの許認可手続き等の中で適切に対応させていただき所存です。 なお、環境影響評価を行う参考項目は、「改正主務省令※」第 21 条第 1 項第 6 号に定める「風力発電所 別表第 6」に基づき設定しております。地下水については、風力発電所において環境影響評価を行う参考項目となっていないことから、扱わないこととしておりますが、必要に応じ専門家からのご助言や最新の知見を踏まえ、地下水等への影響の程度について把握し、事業計画へ反映します。 ※「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年 6 月 12 日通商産業省令第 54 号）」

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
180	水環境	計画地及びその周辺は太田川の源流部にあたり、森林の伐採等による改変や風力発電設備工事で発生する土砂や濁水が大変危惧されています。水源への影響は多大です。良好な水環境を有していますが、土地改変等による濁水や水質悪化、水量減少が起こり得ます。計画地に面する湯来町の上水内地区では、井戸水や山水を生活用水としている住居は数多く、上水道が通っていない集落もあります。実態調査もなされていません。「適切な水環境の調査を行う」のであれば、利水状況の聞き取りをすべきです。水の濁りについての調査地点の追加は必須です。遠方より水を汲みにくる方々もいるほど良質な水環境です。私たち住民にとっては大切な水資源です。生活用水に支障があれば住民はこの地で暮らしてはいけません。支障の出た場合の対処方法や補償内容等を具体的に文書で確約してください。 この意見に対して誠実な回答を求めます。	ご意見を踏まえ、対象事業実施区域及びその周囲における利水状況の聞き取り及び調査地点の追加を検討いたします。 今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 今後、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。 なお、環境影響評価を行う参考項目は、「改正主務省令※」第21条第1項第6号に定める「風力発電所 別表第6」に基づき設定しております。地下水については、風力発電所において環境影響評価を行う参考項目となっていないことから、扱わないこととしております。 ※「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日通商産業省令第54号）」
181	水環境	水環境の調査では法律的に建設機械の稼働について、水の濁りと有害物質の調査は行われないということですが、山から田の方に水をひいている農家さんもおられるので地域のために調査するべきではないでしょうか。	風力発電事業においては、海域で工事を行うばあいのみ、建設機械の稼働による水質への影響を選定することとなっております。ご意見をいただきました、本事業のような陸上における風力発電事業における工事の実施に伴う水質への影響は、「造成等の施工による一時的な影響」として整理することとなっております。 本事業においても、造成等の施工による一時的な影響として、周辺への水質への影響について、調査、予測及び評価を実施させていただきます。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
182	水環境	運搬路が谷をまたぐと、谷を埋めたりして影響が下流に広がる可能性があります。計画地周辺には、数多くの沢、支流、地下水脈が存在し、それらは河川環境だけでなく生活用水にも大きな影響を持っています。しかし、方法書では水質や水の濁りについて浮遊物質、土壌のみとし、調査地点も表流水が集合する可能性がある地点と特色を示す土壌の代表地点のみに限っています。全ての沢や支流、地下水脈についても調査し、公開することを求めます。また、地域をよく知る専門家の意見を参考にし、調査の再検討及び十分に効果のある影響回避と事後調査を求めます。	陸上における風力発電事業に伴う水質悪化の要因は濁水であり、汚水の発生は想定されないことから、水質は水の濁り（浮遊物質）を対象としております。土壌については、水質の予測にあたり沈砂池における土質に応じた沈降条件とするため、改変の可能性がある対象事業実施区域内の土壌区分に設定しております。 水質の調査地点は、対象事業実施区域の改変に伴い濁水が流入する可能性がある集水区域の河川・沢の上流であることに加え、利水を行うであろう集落の分布や調査の安全性を踏まえて設定しております。 今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえ、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。また、具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。 なお、環境影響評価を行う参考項目は、「改正主務省令※」第21条第1項第6号に定める「風力発電所 別表第6」に基づき設定しております。地下水については、風力発電所において環境影響評価を行う参考項目となっていないことから、扱わないこととしております。 ※「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日通商産業省令第54号）」
183	水環境	建設される風車には可動域の潤滑性を得るために潤滑油が使われていますが、強風あるは地震で倒壊した際、潤滑油が水源を汚染しないよう、環境安全性が担保された材料を使用していますか。	潤滑油が漏れにくい設計の風力発電機を選定し、遠隔監視システム等を通じた設備面での監視に加えて、保守員による巡視等を通じて漏油の発生について厳格に監視いたします。風力発電機を選定する中で、環境への安全性が高い製品を使用する機種の選定に努めます。
184	水環境	方法書 p313 の水質調査地点図にある調査地点 WP6、WP7、WP8 が坂原水源、布原水源の上流または、下流に設定されているのか図を拡大しなければ判読できません。事業者見解で、拡大図を示してください。 また、簡易水道で表流水の取水地点である坂原水源、布原水源に留意した調査地点を追加すべきです。	水質調査地点の拡大図について、準備書への掲載を検討いたします。 水源位置について、今後、関係自治体へ問い合わせを行い、情報収集に努めるとともに、地点追加を検討いたします。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
185	水環境	本計画は確実に住民の暮らしに負の影響を与える事業なので、将来的に補償が必要になる可能性が高いと思われます。よって、住民の生活の質に関わる環境的な変化をみるためのベースライン調査を行うべきですが、方法書では、その視点が欠落しています。少なくとも、住民が飲用している湧水や井戸水のミネラル量等の水質、水田に引いている水及び水田で収穫される米の収穫高や品質等について調査をお願いします。	住民の皆様のご健康に関わる事項のうち、環境影響評価法に該当する環境項目について、「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和 2 年 11 月）に従い、対象としております。今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。ご意見にある本事業の環境影響評価の対象とならない項目については、合意形成にあたり、検討いたします。
186	水環境	風車発電機設置想定範囲は尾根であると読み取れます。立岩山―市間山ルートでみれば、工事に伴う排水は、坂原・馬越・布原方面に流すとして、水の調査地点が決められていると考えられます。風車発電機設置場所の詳細な図がなければ、この排水計画でいいのか読み取れません。もし、設置場所が確定してないのなら、尾根から反対方向の地点も検討すべきです。他の尾根についても同様です。	対象事業実施区域における風力発電機の配置等の具体的な事業計画は検討段階であり、準備書以降の図書において記載いたします。 水質の調査地点は、対象事業実施区域の改変に伴い濁水が流入する可能性がある集水区域の河川・沢の上流であることに加え、利水を行うであろう集落の分布や調査の安全性を踏まえて設定しております。
187	水環境	「発電所の環境影響評価の手引き」の風力発電所に係る「参考手法」の具体的内容、水質（水の濁り）には、「調査地域について一般排水の排出先である河川等の公共用水域とし、河川等の状況が的確に把握できる範囲を選定する。なお支流、利水状況を考慮し、調査地域及び調査地点の配置に留意する」と利水状況を考慮すると書かれています。また、配慮書に対する広島県知事意見「水道の水源や井戸、温泉の泉源が存在し地域住民に利用されている。（中略）風力発電設備の配置等の検討に当たっては地下水を含めた水環境について専門家や関係自治体等の助言を踏まえるとともに」に対する事業者見解では「風力発電設備の配置等の検討に当たっては、適切に水環境の調査を行い、必要に応じ専門家や関係自治体等の助言を踏まえるとともに、近年の降雨実態を反映させた降雨条件を考慮し、予測評価を行い、（以下略）」と「適切に水環境の調査」をすると回答しています。 しかし、方法書の水質調査地点図には、湯来水道ステーションのみ図示されているだけで、利水状況を考慮した調査地点はありません。一方で、方法書に水道水源の取水状況（簡易水道、上水道）、浄水場及び給水区域が示してあります。調査地点を検討する時、この利水状況に配慮したのでしょうか。利水を考慮した調査地点を追加すべきです。	調査地点の設定にあたり、対象事業実施区域の改変に伴い濁水が流入する可能性がある集水区域を 9 万分の 1 の図面でお示ししており、この図郭内では、湯来水道ステーションのみ該当いたします。湯来水道ステーション、浄水場及び給水区域のいずれも、濁水が流入する可能性がある集水区域に該当しないため、これらを踏まえた地点設定はしておりません。水道水源については、今後、関係自治体へ問い合わせを行い、情報収集に努めるとともに、必要に応じて地点追加を検討いたします。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
188	水環境	「工事用道路の改変に伴って影響が生じる可能性がある河川も調査地点に含むよう配慮する必要がある」（風力発電所の環境影響評価の実施に係る事例集 2017年12月 環境影響評価審査の検証 風力発電所事例集 検討委員会 p21）とあります。方法書で加えられた搬出道路候補地として県道から上がる林道鷹ノ巣線では、搬出入路の工事が行われると鷹ノ巣川の浄水場に濁水が流れ込む可能性があります。また、石堂谷川付近、石原地区でも搬出道路を建設の際に、土砂の流出が考えられます。 現在の調査地点 WP04 の下流、水源近くと石堂谷川、WP09 付近に調査地点を追加すべきです。	水質の調査地点は、対象事業実施区域の改変に伴い濁水が流入する可能性がある集水区域の河川・沢の上流であることに加え、利水を行うであろう集落の分布や調査の安全性を踏まえて設定しております。ご意見を踏まえ、調査地点の追加を検討いたします。
189	水環境	日入谷から冠山方面に上がるシオイシ谷（「西中国山地 桑原良敏 溪水社 1982」）は風車発電機設置想定範囲に近接しています。土石流危険渓流主流路（土砂災害危険箇所 イーダス）でも確認できます。水の濁りを考えるためには、重要な地点です。善福寺北の川に調査地点を設けるべきです。	水質の調査地点は、対象事業実施区域の改変に伴い濁水が流入する可能性がある集水区域の河川・沢の上流であることに加え、利水を行うであろう集落の分布や調査の安全性を踏まえて設定しております。ご意見を踏まえ、調査地点の追加を検討いたします。
190	水環境	旧筒賀村は、簡易水道以外に、井戸を利用する生活をしています。工事により地下水量が減少する可能性もあります。打尾谷では、上水道が通ってなく、山からの水、井戸を利用しています。「西中国山地 桑原良敏 溪水社 1982」によれば、冠山からミズヨコロ谷を流れる沢が図示してあります。 配慮書に対する広島県知事意見では、専門家の意見を求めています。実態把握のために、水利用についての聞き取り調査をするとともに、専門家の意見を聞き、調査地点を決めるべきです。	ご意見を踏まえ、対象事業実施区域及びその周囲における利水状況の聞き取り及び調査地点の追加を検討いたします。 今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。地域の専門家へのヒアリングについては、上記の過程で検討をいたします。 なお、環境影響評価を行う参考項目は、「改正主務省令※」第21条第1項第6号に定める「風力発電所 別表第6」に基づき設定しております。地下水については、風力発電所において環境影響評価を行う参考項目となっていないことから、扱わないこととしております。 ※「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日通商産業省令第54号）」
191	水環境	方法書に掲載されている浄水場及び給水区域を見ると、湯来温泉近くの集落には、上水が行き渡っています。しかし、上水内で上水を利用しているところは、ほとんどありません。江戸時代「芸藩通誌 多田村」の図には、河内社、河内があちこちに見られます。小祠には水波龍女神が祭られ、自然の恵みである谷川、山からの水に感謝しています。現在も、この状況は変わりません。井戸と上水の併用、井戸、山からの水の利用、谷からの水だけに頼る家もあります。まず、上水内の利水状況を聞き取り調査で明らかにすべきです。その上で、水の濁り調査	ご意見を踏まえ、対象事業実施区域及びその周囲における利水状況の聞き取り及び調査地点の追加を検討いたします。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		地点を検討しなおすべきです。	
192	水環境	もみの木森林公園内を流れる加下川の調査地点は、WP10 地点となっています。しかし、大聖寺湖の上流に、もみのき湿原があり、湿原特有の植物「オオミズゴケ」「マアザミ」「ヤマドリゼンマイ」などが自生していることを考えますと、もみの木湿原上流にも、水の濁りの調査地点を設けるべきです。	湿原の植物については、「植物」の項目で対象といたします。今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。
193	水環境	沈砂池からの流出量は、風車サイトで集められる単位時間あたりの降水量で算出すると考えられますが、沈砂池を設計する場合、地域の最大降水量をどのように考慮して設計するのでしょうか。また、沈砂池から水があふれないこと、貯まった土砂が流出に影響しないこと、風車サイト以外での降雨が沈砂池に流入しないためにどのような対策が立てられているのでしょうか。	対象事業実施区域における沈砂池等の具体的な事業計画は検討段階であり、準備書以降の図書において記載いたします。
194	水環境	尾根筋並びに取付道路の拡張に伴い大規模な掘削を行ない、広大な裸地を生ずる建設工事は、近年相次ぐ集中豪雨による沢崩れの原因となることが容易に想定されます。これらは谷筋の生態系の崩壊のみならず、水量変化、河川の汚濁につながり、カワネズミやヤマメ、アマゴ、カジカ、オオサンショウウオ、ホタルなどの水生生物に大きなダメージを与えます。 方法書の調査内容では十分でなく、地域をよく知る専門家の意見を参考にし、調査の再検討を求めます。また十分に効果のある影響回避と事後調査を求めます。	対象事業実施区域における工事計画や濁水流出防止対策等の具体的な事業計画は検討中のため、準備書以降の図書において記載いたします。 「水質」、「動物」について、今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。また、具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。
195	水環境	計画地周辺は、広島市民が水源とする太田川の源流域です。造成等の施行による一時的な影響であっても嚴重に予測しなければ困ります。雨水排水は建設後、稼働中と長期にわたり発生するので大変重要な問題です。集中的豪雨の発生の可能性が高いことを解析に入れて、1 時間 100 ミリの場合で予測してほしいです。 また当地域は国が定めた豪雪地帯対策特別措置法に定められた豪雪地帯を含み、冬季の積雪が春に溶けだすため、造成地区が削られていくと予想されます。凍結による破損に伴う土砂流出と水質汚濁を防止するように現地地形の綿密な実地調査として現地事情に詳しい専門家に立地のアドバイスを受けるべきで、土壌調査地点も計画地周辺にあるすべての土壌で調査を行うべきです。	予測条件として日常的な降雨のうち強いと考えられる 5～10 mm/h 程度の降雨時を考慮しており、調査時期は梅雨時期を想定しております。ご意見を踏まえ、豪雨時の予測を行うため、調査時期は台風時期の追加を検討いたします。ただし、台風時には、流量が多く安全面を確保できないことも想定されることから、安全を考慮して調査可能な状況にて実施することといたします。 風力発電整備等の配置等の検討に当たっては、土砂災害の危険性について、環境影響評価法以外の許認可手続き等の中で審査されます。事業者として、これらの許認可手続き等の中で適切に対応させていただく所存です。 土壌については、水質の予測にあたり沈砂池における土質に応じた沈降条件とするため、改変の可能性のある対象事業実施区域内の土壌区分に設定しております。
196	水環境	工事計画では風車ヤードの雨水・排水対策に触れており、水の濁りの予測・評価は沈砂池からの排水に関してのみとなっています。新たに新設する管理用道路建設についての水の濁り対策、予測・評価は、記載されていないため、明らかにするべきです。	対象事業実施区域における工事計画や濁水流出防止対策等の具体的な事業計画は検討中のため、準備書以降の図書において記載いたします。 今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
197	水環境	「水源域で水道などへの利用がある場合、また漁業権設定のある場合には、環境基準との比較に加えて、現地調査で得られた結果と比較し、現状非悪化となるようにすることが考えられる」（風力発電所の環境影響評価の実施に係る事例集 2017年12月 環境影響評価審査の検証 風力発電所事例集 検討委員会 p22）とあります。現状非悪化の原則をとるべきです。 また、沢水等が、田んぼに引き込まれている場合、水の濁りは水稻の生育に悪影響を与えることが明らかにされています。3年前の豪雨災害の時、田んぼ等に土砂が流入し、作物の収穫量が減少しています。水の濁りの調査結果の評価として、農業（水稻）用水質基準（水質・土壌基準（農水省） p215、https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/h_sehi_kizyun/pdf/05230112suisitu-dojou.pdf）との比較を行うべきです。	住民の皆様のご健康に関わる事項のうち、環境影響評価法に該当する環境項目について、「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和2年11月）に従い、対象としております。今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。ご意見にある本事業の環境影響評価の対象とならない項目については、合意形成にあたり、検討いたします。
198	水環境	保安林、水源涵養林は、川の水量及び飲料水、田畑の水の確保に重要なものです。保安林、水源涵養林に対して何も触れられていなく、どのように開発するのでしょうか。保安林等を解除して開発することはしないことを強く要求します。	保安林等については、今後、関係機関への聞き取り、協議を行います。その上で影響が生じる可能性がある場合は、配置計画の見直し等を含めて影響が回避又は低減できるよう努めます。また、森林法に基づく関係許認可についても適切に協議、申請を行います。
199	水環境	配慮書意見書への見解 7-23 (34) において、伐開に伴う保水力の低下は可能な限り樹木伐採を避けることで影響が生じないと想定していますが、そのような場所が存在していますか。取付道を整備する、林道を拡張するだけで風の通りがよくなり周辺の木は枯れ、風で倒れ、拡大再生産的に保水力が低下することは明白です。 また、影響が明らかな場合、適切な環境保全措置を講じるとありますが、具体的な方法が示されていません。保水能力で言えば、川より遠い山頂や周辺の破壊は致命的と言えます。何割かの単位で保水力が失われます。	保水力に与える間接影響につきましては、関係機関との協議の中で、必要に応じ、対応を検討してまいります。
200	水環境	配慮書に対する住民意見「現状の保水力と予測される低下量はどの程度でしょうか」の回答で「設置位置の検討にあたっては、既存の裸地や草地を選定するなど、可能な限り樹木伐採を避けることから、森林の保水力に大きな影響はないと想定しています。仮に本事業の影響により森林の保水力に大きな影響を与えていることが明らかな場合には」とあります。西中国山地は太田川の源流域であり、重要な水源涵養林即ち「緑のダム」が多数あります。計画地周辺は源流域の中でもとりわけ雨が多いと感じているので「緑のダム」としての機能の働きも大切であると考えられます。本事業の工事に際し落葉広葉樹林は相当なダメージがあり、ダメージからの回復も長期間要すると考えられることから「緑のダム」の働きにも一時的・恒久的な影響が生じると思いますがこの点の調査がないです。方法書の調査内容では十分でなく、地域をよく知る専門家の意見を参考にし、調査の再検討をしてください。	保水力に与える間接影響につきましては、関係機関との協議の中で、必要に応じ、対応を検討してまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
201	水環境	方法書 p311、予測の基本的な手法で「森林作業道開設の手引き」(h24 年 森林総合研究所を参考として、沈砂池からの排水が河川に流入するか否かを判定するとあります。手引き p13 に Trimble&Sartz(1957)が提唱した「重要水源地における林道と水流の間の距離」の図が掲載され、図中に近似式が引かれています。(他の文献では、近似式が濁水到達距離(m)=2.5×傾斜(度)+15 となっています) この近似式は最小自乗法で引かれた式でしょうが、図中のデータの数があまりにも少なく、式の妥当性が疑われます。図、式の導出はどのようにして行われたのでしょうか。また、この図が正しいという検証は、日本のどこかの林地でされているのでしょうか。適用範囲を明らかにしてください。	「発電所に係る環境影響評価の手引」(令和 2 年 11 月)において、水質の予測の基本的な手法として、「造成工事の実施に伴い、河川等公共用水域に流入する工事排水の SS の濃度及び負荷量を把握し、事例、文献等から予測する。」とされていることから、風力発電所の環境影響評価事例で一般的に採用されている予測手法としております。
202	水環境	方法書に地下水の利用状況が記載されていますが、水道事業における利用状況のみで、計画地周辺の民家の井戸等の利用状況が記載されていません。浄水場及び給水区域以外では、山水、井戸水を利用しているため、聞き取りなどで、詳細を明らかにすべきです。 簡賀説明会で「立岩山、鷹ノ巣山が地域住民の飲料水の源流となる谷であり、川となっている。貴重な水資源が損なわれるのではないか。」という質問に対して「水質の予測調査地点は、文献調査、行政へのヒアリングだけで決めたので、地元からのそのような話を知りたく、意見書であげて欲しい。」と回答しています。住民が意見書であげるまでもなく、方法書での水道水源の取水状況、浄水場及び給水区域が示してあるのですから、利水状況を気にしていれば、事業者が調査地点の検討の時に考慮できたはずで、説明会での回答が、その場しのぎのものであると言わざるを得ません。	水質の調査地点は、対象事業実施区域の改変に伴い濁水が流入する可能性がある集水区域の河川・沢の上流であることに加え、利水を行うであろう集落の分布や調査の安全性を踏まえて設定しております。ご意見を踏まえ、対象事業実施区域及びその周囲における利水状況の聞き取り及び調査地点の追加を検討いたします。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
203	風車の影	風車の影が人体に及ぼす悪影響について、住民説明会では科学的に立証されていない、明確な法規制がないから示しようがない、説明する義務がないと言っていました。これらは調査をしない理由にはなりません。健康にかかわることなので、専門家による調査を行い結果を報告してください。 また、健康被害によって生活や生命が脅かされた場合、どのように対処していただけるのでしょうか。事業実施前に保証を示してください。	説明会における事業者回答にて誤解が生じてしまったようですが、方法書に記載のとおり、風車の影について、環境影響評価項目として選定しております。 今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえ、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 また、今後も、環境影響評価法の手続に則った説明会のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
204	風車の影	方法書 p285 に風車の影を調査項目に設定した理由として「住居等が存在し、施設の稼働に伴う風車の影の発生による影響のおそれがある」と記されています。風車の影の影響が具体的に示していませんが、明らかにしてください。 また、日照権の事例を読むと、住居で日当たりが悪くなった、洗濯物が乾かない等のことが考えられます。先行している太陽光発電パネルが影になることはないのでしょうか。さらに、地域にふりそそぐ太陽光は、地域の山々の森林、植物を育てています。また、農作物等の食料生産に必要なものです。この基本的な問題を考えるべきです。風車の影の評価として、「風力発電所環境影響評価のポイントと参考事例」(H25 年、環境省)の指針値を取り上げています。海外の事例で、影になる時間が年間 30 時間以内とありますが、指針値の根拠がわかりません。国内では、建築基準法で日照権についての規制がありますが、この規制は適用されないのでしょうか。	風車の影(シャドーフリッカー)とは、晴天時に風力発電機の運転に伴い、ブレードの影が回転して地上部に明暗が生じる現象であり、住宅等がシャドーフリッカーの範囲に入っている場合、この影の明暗により不快感を覚えることが懸念されております。このような現象であることから、国内の建築基準法に基づく日照権の規制とは性質が異なっており、また、国内には風車の影(シャドーフリッカー)に関する基準等が存在しないことから、海外の事例を参考とする計画としています。 住民の皆様のご健康に関わる事項のうち、環境影響評価法に該当する環境項目について、「発電所に係る環境影響評価の手引」(令和 2 年 11 月)に従い、対象としております。今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 ご意見にある本事業の環境影響評価の対象とならない項目については、合意形成にあたり、検討いたします。
205	風車の影	風力発電を建設した世界各国について、風車羽根の陰によるフラッシュ現象、ストロボ効果等で健康被害が生じています。特にヨーロッパ諸国では文献も出されて規制されているのにも関わらず、残念ながら我が日本では、この問題が大きくとりあげられておらず、実際に睡眠障害や共鳴振動などのストレスを感じ、鬱病、心臓疾患、内臓疾患、早産、高血圧への影響を受け健康被害への危険性をオープンにされていません。このような睡眠障害、共鳴振動などの健康被害が少しでも懸念されるのであれば、住民が我慢して生活する必要は無いと思います。 そのため、方法書の調査内容では十分でなく、地域をよく知る専門家の意見を参考にし、調査の再検討を求めます。風車の影の影響を配慮した配置、十分に効果のある影響回避と事後調査を求めます。	今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や風力発電機の配置を含む事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。また、具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
206	重要な地形及び地質	活断層はないので、地質調査はしないのですか。	風力発電事業に係る環境影響評価においては、「学術的に重要な地形・地質」を扱うこととなっています。現段階の事業計画では学術的に重要な地形・地質への影響の程度は小さいと考えられることから、調査、予測及び評価を実施する考えはありません。 一方で、ご心配されている活断層による影響については環境影響評価の範疇外となりますが、事業計画の検討に際しては、活断層についてもその詳細を確認するとともに、各種手続きに基づき適切な設計強度を確保するとともに必要な対策等を講じてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
207	重要な地形及び地質	冠山断層について、国土地理院の資料に基づいて評価したのはなぜですか。具体的な説明と見解を求めます。 また、方法書において、冠山断層は「方法書以降の環境影響評価項目として選定しない」としていますが、この事業者見解は不適切と考えます。既設道路の拡幅問題にほとんど影響ないとの見解ですが、「冠山断層」ではなく「筒賀断層」であれば、分岐断層が坂原地区から北東方面に伸びる林道沿いに分布しており、かなりの長さにわたって影響を受けます。しかも、この活断層が動くことにより、風力発電機の損傷だけでなく、既設道路や新たな尾根の道路、風力発電機建設地点の造成地や残土・盛土等広範な箇所での土砂災害の危険性が生じる危険性があります。地震による土砂災害はそののちの豪雨時にさらに重大な土砂災害の危険性も伴います。ひいては住民の生活環境に甚大な影響が及ぶばかりか、住民の命と暮らしを奪いかねません。 詳細な検討・評価を求めるとともに、関係住民への納得のいく説明を求めます。 上記の事から、冠山断層は「方法書以降の環境影響評価項目として選定しない」との記述を撤回し、「筒賀断層」と記述を訂正し適切な対応を求めます。	風力発電事業に係る環境影響評価においては、「学術的に重要な地形・地質」を扱うこととなっています。そのため、方法書においては「日本の典型地形」（令和 2 年 3 月閲覧、国土交通省国土地理院 HP）を基に、「冠山断層」という名称を採用しました。 なお、同じ断層が、政府地質調査研究推進本部により「筒賀断層」という名称の活断層として扱われていることは承知しております。よって、準備書においてはこのことも併記するようにいたします。 また、方法書に記載の通り、当該断層と重複する箇所への風力発電機の設置は行いません。ご心配されている風力発電機の倒壊や土砂災害等による影響については環境影響評価の範疇外となりますが、住民の安全を脅かす構造物や、倒壊の危険がある風力発電機を設置することは、法的にも許されないものであると認識しています。よって、ご指摘の活断層についてもその詳細を確認するとともに、各種手続きに基づき適切な設計強度を確保するとともに必要な対策等を講じつつ、事業計画の検討を行ってまいります。
208	地質 重要な地形及び	重要な地形および地質に配慮し、かつ、超低周波の騒音を配慮した配置をし、かつ、風車の影の影響を配慮した配置をし、動植物や生態系への影響に配慮し土地改変の最小化が本当に実現してからの着手をお願いします。	事業による各種影響につきましては、環境影響評価手続きに基づき、適切に回避及び低減に努める所存です。
209	動物	一般鳥類調査について、方法書で設定している調査地点での定点観測だけでは調査地点が少なく、計画地及びその周辺の鳥類相の把握は困難だと思います。そのため、ラインセンサス方も併用して広く計画地をカバーした鳥類相調査を実施してください。 計画地周辺には、広島県により絶滅危惧Ⅰ類に指定されているコノハズク、準絶滅危惧に指定されるヤマセミ、要注意種に指定されるオシドリなどが繁殖期に生息していることを確認しているので、これらに留意して繁殖に影響のないように十分な配慮を行なったうえで詳細な現地調査を実施して下さい。	一般鳥類については、定点観察法による空間利用調査のほか、調査範囲において任意踏査による任意観察調査を実施し、対象事業実施区域及びその周囲における鳥類相の把握を行います。 ご意見のとおり、コノハズク、ヤマセミ、オシドリ等の重要種の繁殖への影響に配慮の上、現地調査を実施いたします。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
210	動物	サツキマスは生息域が海域・海岸の為影響はないと予測していますが、サツキマスの河川陸封型のアマゴには大きな影響があると思います。 工事中、降雨による土砂崩れや濁水の発生により漁場の水産動植物に影響が及ぶのではないのでしょうか。河川・魚への被害他、貴重な自然環境が破壊され、又事業計画地の希少種に重大な影響を与えます。 工事場所の各渓流地点における工事前、工事中、工事終了後の各期間中の降雨による濁水との因果関係について予測検討した資料を示してください。また、降雨及び濁水について常時監視し、その測定値を Web 公開等する予定はありますか。工事を実施する場合には、常時モニタリングする必要があると思います。工事中、降雨に伴い濁水が発生した場合の濁水管理値の検討資料及び管理値以上になった場合の対応とその改善策について検討している資料をお示してください。 また、魚類調査について、目視調査、さで網、たも網、セル瓶等による捕獲調査を実施すると記載されていますが、方法書で挙げられている方法では、有用魚種のアユや天然記念物のゴギ等について、正確な生息状況を把握できないと思われます。このため、潜水、釣り、定置網も用いて調査してください。ゴギについては、源流に生息しているので源流を調査してください。 調査手法や評価手法について、関係機関への説明を求めます。	方法書第 4 章（計画段階配慮）についてご指摘いただき、ありがとうございます。 今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえ、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 予測結果や環境保全措置、事後調査の必要性等は、準備書においてご提示いたします。 調査手法については、いただいたご意見を参考に検討させていただきます。今後も、環境影響評価手続きの中で、関係機関・団体への説明を行います。
211	動物	数が少なくなったと言われ、希少種になったオヤニラミ、アカザ（デンキラ）が住める水内川であり続けられるのでしょうか。町を流れる太田川は広島市に通じる一級河川の源流であり、天然ウナギ、ヤマメ、イワナ、鮎などが取れる今となつては貴重な自然が残る地域です。自生するウナギがいなくなったらこんなに悲しいことはありません。	今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえ、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
212	動物	計画地及びその周辺は、絶滅危惧Ⅰ類に分類されているツキノワグマの生息地です。また、西中国地域個体群として環境省により絶滅の恐れのある地域個体群に指定され、「第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画」（2017 広島県）で保護対策がとられています。ツキノワグマは広島県の絶滅危惧種であるため開発される可能性のある場所は、すべて個体数を確認すべきです。事業が実施されれば、広島市長意見でも指摘されている通り、ツキノワグマの移動に適した連続性のある森林等の分断や餌となる堅果類の減少により、個体数の減少や人との軋轢の増加が懸念されます。「クマ目撃 1000 件上回る 広島県内 20 年 4 月～12 月人身被害 4 件」（中国新聞 2021.2.3）、市町村別の目撃情報（安芸大田町 222 件、広島市 193 件、廿日市市 107 件）と住民との軋轢をまねいています。ツキノワグマとどのようにして共生していくのかは、地域住民にとっては大きなテーマです。「風車はクマの生息場所を奪うのではないか」「クマが里に下りてくる回数が増えるのではないのか」両面からの不安はぬぐい切れません。 方法書の生態系、動物の項目を見ると、ツキノワグマに関する影響評価はこの懸念に対して適切なものではないと感じられます。ついては、ツキノワグマの生態について環境影響評価項目に追記してください。重要種として調査・予測・評価がされると考えられますが、人との関りを考えた場合、人を含めた生態系の上位種として、追加すべきです。生態系の項目での調査を実施しない場合には、動物の哺乳類調査にてツキノワグマの調査を追加実施してください。	ご指摘の通り、ツキノワグマは「広島県の絶滅のおそれのある野生生物（第 3 版）」（平成 23 年、広島県）において絶滅危惧Ⅰ類に指定されており、重要な種であると認識しています。そのため、今後の調査においてはツキノワグマについても情報を取得し、その結果を踏まえ、連続性のある森林等の分断など、ツキノワグマの生息環境に対する影響についても予測及び評価を行うとともに、その影響の回避及び低減に努める所存です。 なお、ご心配の通り、ツキノワグマについては人との軋轢も懸念される動物ですが、ツキノワグマと人との軋轢の原因は多様であり、本事業による影響のみに起因するものではないと認識しています。そのため、本事業においては、ツキノワグマへの影響の回避及び低減を図ることが、人との軋轢の拡大防止にも繋がるものと考えます。

213	動物 コウモリ類のバットストライクは、ライトアップをしていなくても発生しています。これについて事業者は P386「ライトアップをしないことは保全措置とはしていない」などと主張していますが、つい昨年末に縦覧された事業者の準備書には、「ライトアップをしないのでコウモリ類の影響はない」との予測をしています※1。事業者（電源開発株式会社）及び委託先（アジア航測株式会社）の図書は誤謬（詭弁）多く信用できません。また、P386「事業者として不本意」と主張していますが、「不本意」であっても「追加的保全措置をした実績」はひとつもないようです。よって、事業者らが本事業において「環境影響の低減に努める」としても、信用に値しません。 なお、国内で報告されたバットストライクの事例には下記のものがあります。実際には、スカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測されます。また、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」との記載はなく、「カットイン風速を上げることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてあります。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明しているにもかかわらず、事業者らは本事業においてなぜ行わないのでしょうか。このような状況を踏まえ、追加的保全措置を実施しない理由を述べてください。 ※1「（仮称）北鹿児島（西地区東地区）風力発電事業環境影響評価準備書」（令和 2 年 11 月、電源開発株式会社）p 1109 ※45 個体（4 種、1～32 個体）、2015.07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22（1）、9-11、2017） ※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」（重昆達也ほか、東海自然誌（11）、2018）静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド）青森県 ※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体 「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県） ※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成 31 年 4 月株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道 ※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体 「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価準備書」（令和	ライトアップはバードストライク防止対策として過去に推奨されていたものであり、事業として必ずしも必要なものではなく、また昨今はバードストライクを誘発する危険性も指摘されているものと認識しています。よって、本事業においては、ライトアップを実施する予定はありません。 また、上記のとおり、ライトアップを実施しないことを回避措置や低減措置として位置付ける考えはありません。具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。また、具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。
-----	--	--

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		元年 8 月東北自然エネルギー株式会社) 秋田県 ※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体 「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」 (令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社) 青森県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体 「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」 (2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社) 北海道 ※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体 「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書 (第 2 回)」 (令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社) 秋田県 ※ヒナコウモリ 3 個体 「姫神ウィンドパーク事業 事後調査報告書」 (令和 2 年 10 月 コスモエコパワー株式会社) 岩手県	
214	動物	コウモリ類の事後調査について、以下の通り意見します。 ○死骸探索調査 コウモリ類の死骸は、スカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失します※。仮に月 2 回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」と主張されても、信用できません。よって、コウモリ類の死骸探索調査は、1 基あたり連続 3 日間の調査を月 2 回以上 (もしくは週 1 回の調査を月 4 回以上) 実施してください。また、調査は日の出より開始し、個々の発電機について、探索可能面積の割合を記録してください。 ※平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業 (既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書) p 213.NEDO.2018 ○自動録音バットディテクター調査 ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調査してください。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要であると考えます。コウモリの活動量を調べるために、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没 1 時間前から日の出 1 時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録してください。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 "Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014 " EUROBATSPublication Series No.6 」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_NO_6_Japanese.pdf)	具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
215	動物	以下の4つの理由により、事後調査は信用できません。 ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がいない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。	具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。
216	動物	事業想定区域には配慮書意見書で示しており、特例認定特定非営利活動法人三段峡一太田川流域研究会会員により環境省が絶滅危惧種Ⅱ類に選定しているモリアブラコウモリ、ヤマコウモリ、クロホオヒゲコウモリなどの貴重なコウモリ類の生息が確認されています。また、近隣の山林には広島県により絶滅危惧Ⅱ類に選定されているヒナコウモリ、テングコウモリ、オヒキコウモリ、準絶滅危惧に選定されているニホンコテングコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリなどの生息が確認されています。これらの確認を慎重に実施してください。 広範囲の稜線に立ち並ぶ風車はコウモリの移動経路を分断し、バットストライクによる希少コウモリ類への影響が懸念されます。また、一旦沢崩れが発生すれば、周辺では大規模な砂防工事を実施することとなり、砂防ダム工事にもなう河川の汚濁は、希少コウモリ類の餌となるユスリカ類をはじめとする水生昆虫の減少を招く恐れがあります。	今後の調査にあたりまして、ご意見いただきました種について留意いたします。 今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえ、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。

217	動物 建設予定地には、配慮書段階での意見書で示したとおり、環境省が絶滅危惧種Ⅱ類に選定しているモリアブラコウモリ、ヤマコウモリ、クロホオヒゲコウモリなどの貴重なコウモリ類の生息が確認しています。また、近隣地域にも広島県が絶滅危惧Ⅱ類に選定しているヒナコウモリ、テングコウモリ、オヒキコウモリ、準絶滅危惧に選定されているニホンコテングコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリなどの生息を確認しています。建設予定地の付近に希少なコウモリ類が休息・冬眠に利用している鍾乳洞が存在しており、地元のコウモリ研究者の指導の下に適切な調査をすることを求めます。 周辺の山林ではオヒキコウモリやヒナコウモリなどの集団移動するコウモリの生息が確認されており、これらの渡りのルート上に巨大な風車が建設されれば、方法書でも予測されているように深刻なバットストライクが懸念されます。 ○捕獲調査について 調査地点として捕獲調査を落葉広葉樹林に1点設定したとあるが、コウモリは環境によって生息種が異なります。建設予定地は、南北11km、東西6kmと広域であるので、植生や空間の開放度の異なる10か所程度を稜線上に設定しないと生息種の把握は困難です。また、建設場所のみならず、工事の影響を受ける可能性が高い導入路や、工事時に土砂の流入が想定される谷や沢筋にも15か所の捕獲調査場所を設定することを求めます。 コウモリの活動は天候などで左右されるため、各季1回では到底把握できるものではないです。連続した数日を設定すると当該時期の活動状況は把握できると考えられるため、快晴、曇天など条件の異なる日を各季3～4日選定し、連続調査を実施することを求めます。 また、ハーブトラップだけでは林内の林道上など適切に使用できる環境が限られ、高空を飛翔するヤマコウモリやヒナコウモリの捕獲は難しく、捕獲できる種に偏りが生じるため、高所設置を含めたかすみ網とアコースティックルアーの併用、音声調査も同時に実施することを要望します。 ○音声モニタリング調査について 音声モニタリング調査地点が風況観測塔1地点のみですが、渡りルートは解明されておらず、調査地点としては不十分です。そのため、2地点の風況観測塔に設置するとともに、建設予定の稜線部500m毎に観測地点を設置することを要望します。また、稜線上を飛ぶコウモリだけでなく、森林内や溪畔林沿いを生活の場とする種も多く存在し、これらの種は建設工事に伴う道路の拡張工事などの影響を大きく受けることが想定されるため、これらの地域においても音声モニタリングを行なうことを求めます。 ○夜間調査	今後の調査にあたりまして、ご意見いただきました種や生息地について留意いたします。 ○捕獲調査 調査対象としましては、方法書の専門家等へのヒアリング記録の通り、「生息するコウモリ類の全ての種を捕獲や目視により確認することは不可能であるため、既存文献やヒアリングにおいて生息するとされた種を全て予測対象候補種とすることは良い」とご了承いただいています。 コウモリ類の捕獲調査は、改変面積は風力発電機設置ヤードが最も広くなることから、風力発電機設置想定範囲内の環境類型区分に応じて設定しました。準備書においては、この点も明確となるよう、記載を見直します。 調査日程及び調査方法につきましては、ご意見を踏まえて、現地の状況に合わせて検討いたします。 ○音声モニタリング調査 音声モニタリング調査地点については、風況観測塔の設置条件等の制約があるため1地点としておりましたが、全ての風況観測塔に設置することを検討いたします。上記のとおり、既存文献やヒアリングにおいて生息するとされた種を全て予測対象候補種とすることにより、風況観測塔における結果を補完する考えです。 ○夜間調査 上記のとおり、既存文献やヒアリングにおいて生息するとされた種を全て予測対象候補種とすることにより、結果を補完する考えです。配慮書及び方法書でヒアリングを実施した専門家は、コウモリに関する論文等の執筆の実績を有する方です。今後のヒアリングにあたりまして、引き続き、適切な専門家等を対象とするよう留意いたします。 ○その他 哺乳類全般を対象に、計20地点において自動撮影カメラの設置を予定しております。
-----	---	--

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		コウモリは種、季節によって活動時間帯が異なるため、ロードセンサス的な調査では全容を把握することは到底不可能です。当該地域の環境は複雑で多様性に富んでいるため、500m ほどの定点を設け、それぞれの地点で夕暮れから明け方までの継続調査を求めます。また、録音された音声データは、地方研究者や日本哺乳類学会などの有識者に解析結果の確認を行うことを求めます。なお、方法書の意見聴取結果を見る限り、当該専門家への確認作業は、有効な結果を引き出せるものとは考え難いです。 ○その他 自動撮影カメラにコウモリが撮影されることもあるので、そういった別の手法もあわせて検討するべきだと思います。	

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
218	動物	欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されています。国内でも風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきであると考えます。コウモリ類の調査について、以下の通り意見します。 ○調査地点 ・対象事業実施区域が約 2,700ha で 36 基の風力発電機が設置されるのに対して、捕獲調査地点、音声モニタリング調査地点が各 1 地点では風力発電所建設におけるコウモリ類の影響予測に資するデータは得られず、適切な保全措置は実施できないと思われます。少なくとも、捕獲調査はモグラ・ネズミ類の捕獲地点と同程度の 15 地点、音声モニタリング調査はすべての風況観測塔での調査が必要であると考えます。 ○バットディテクター調査 ・夜間調査で使用するバットディテクターの機種を示してください。また、すべての音声は録音に残してください。 ○自動録音バットディテクター調査 ・自動録音バットディテクターは、ナセル高で長期間（冬眠期を除く年間）のモニタリングが必要であると考えます。 ・地上からの調査については、すべての風力発電機設置位置において、日没前から日の出まで自動録音調査が必要であると考えます。 ・自動録音バットディテクターは、日没 1 時間前から、日の出 1 時間後まで録音してください。以下のガイドラインに記載があります。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 "Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014" EUROBATSPublication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_NO_6_Japanese.pdf) ○捕獲調査 ・一般的に使用される「かすみ網」を使用しない理由を示してください。また、かすみ網も用いた丁寧な調査を実施すべきだと考えます。	方法書に記載のとおり、コウモリ類について、今後の方法書以降の手続きにおいて、調査、予測及び評価を行います。 ○調査地点 調査対象としましては、方法書の専門家等へのヒアリング記録の通り、「生息するコウモリ類の全ての種を捕獲や目視により確認することは不可能であるため、既存文献やヒアリングにおいて生息するとされた種を全て予測対象候補種とすることは良い」とご了承いただいています。 コウモリ類の捕獲調査は、改変面積は風力発電機設置ヤードが最も広くなることから、風力発電機設置想定範囲内の環境類型区分に応じて設定しました。準備書においては、この点も明確となるよう、記載を見直します。 音声モニタリング調査地点については、風況観測塔の設置条件等の制約があるため 1 地点としておりましたが、全ての風況観測塔に設置することを検討いたします。 ○バットディテクター調査 コウモリ類の夜間調査においては、フルスペクトラム方式の Ciel EAM micro trio CDB505、Wildlife acoustics Echo Meter touch 2 Pro for Android、Wildlife acoustics Song Meter Mini Bat の使用を想定しております。準備書においては、使用した機種を記載いたします。音声の記録について検討いたします。 ○自動録音バットディテクター調査 方法書にも記載しておりますとおり、風況観測塔を用いて、ブレード回転域のデータを取る計画としています。春から夏にかけて録音する予定であり、使用する機材のプログラムの関係から、日没の 30 分前から、日の出後 30 分までの録音を実施いたします。 なお、紹介いただきました情報も参考に、適切に調査を実施します。 ○捕獲調査 現地の状況に合わせて適切な機材の使用を検討いたします。
219	動物	ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生しています。これについて、事業者は「ライトアップをしないことは保全措置とはしていない」などの主張をしていますが、つい昨年末に縦覧された事業者の準備書には、「ライトアップをしないのでコウモリ類の影響はない」との予測をしています※。事業者（電源開発株式会社）及び委託先（アジア航測株式会社）の図書は誤謬（詭弁）が多く信用できません。 ※「（仮称）北鹿児島（西地区東地区）風力発電事業環境影響評価準備書」（令和 2 年 11 月、	ライトアップはバードストライク防止対策として過去に推奨されていたものであり、事業として必ずしも必要なものではなく、また昨今はバードストライクを誘発する危険性も指摘されているものと認識しています。よって、本事業においては、ライトアップを実施する予定はありません。 また、上記のとおり、ライトアップを実施しないことを回避措置や低減措置として位置付ける考えはありません。具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		電源開発株式会社) p 1109	
220	動物	方法書における専門家への意見聴取は、本地域のコウモリ相について、必要最小限の見識さえあるとは到底思えない的外れかつ、見識が不十分であると推察される内容であると言わざるを得ません。配慮書意見書でも示した通り、地元のコウモリ研究者の意見も取り入れるとともに、日本哺乳類学会等の専門家の意見を通すことを強く要望します。	配慮書及び方法書でヒアリングを実施した専門家は、これまでにコウモリに関する論文等を多数執筆している方です。今後のヒアリングにあたりましても、引き続き、適切な専門家等を対象とするよう留意いたします。
221	動物	新たな知見によると、コウモリ類の保全措置としてカットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）の値を上げることと風車を風と平行にすること（フェザリング）が記載されています。（※1）このような「科学的に立証された保全措置（※2）」を実施しないのはなぜですか。本事業において、カットイン風速を上げること、フェザリングすることをコウモリ類の保全措置として実施してください。 なお、これらの保全措置はコウモリを殺す前、すなわち「試運転開始日から」実施してください。事後調査でコウモリが死んだのを確認してから保全措置を検討するのでは意味が無いと思います。もし、事後調査前に追加的保全措置を検討実施しないのであれば、その理由を教えてください。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べてください。 ※1：「コウモリ学 適応と進化」 p229 （2020年8月、船越公威） ※2：Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	現在は方法書手続き中であり、環境保全措置の検討を行う段階にはありません。 風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
222	動物	国内の風力発電施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類への悪影響が生じています。しかし、本事業者を含む国内の風力発電事業者の中に、「予測に不確実性を伴う」ことを理由に適切な保全措置を検討・実施せず事後調査に保全措置を先送りにする事業者が散見されます。そもそも、「予測の不確実性」という言葉の定義が曖昧であり、意味が良くわからないので、本事業において「予測の不確実性」に言及する場合にはその定義と出典を述べてください。また、アセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討することとなっているので、「予測の不確実性」を理由に保全措置を実施しないのは不適切であると考えます。よって、事業者の課題は「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響への回避・低減するか」ではないかと考えます。そのための調査を準備書までに実施してください。	風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。 環境影響評価法に基づき適切に対応するとともに、ご意見も参考としながら、分かりやすい図書の作成に努めます。 なお、「追加的な環境保全措置を実施しない理由」とのことですが、現在は方法書手続き中であり、環境保全措置の検討を行う段階にはありません。よって、追加的な環境保全措置の実施の有無についても図書には記載しておりません。具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
223	動物	樹木から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹木性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなります。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる状況です※。事業者は「風力発電機は樹木から 200m 以上離して設置して欲しい」という住民等からの具体的な要望を無視し、コピペ回答により論点をすりかえています。事業者らは住民等意見を軽視しており、その姿勢は適切とは言えないと思います。 ※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）	具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
224	動物	今後、事業者が「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」と主張するかもしれませんが、この主張には「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れています。しかし発電所アクセス省令では、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」との記載はありません。また、「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」と主張するかもしれませんが、国内では 2010 年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されています。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではなく、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはなりません。 これらの事について、事業者の見解とその理由を丁寧に述べてください。	風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。 具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。また、具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。
225	動物	コウモリ類の予測について、本事業で採用する風力発電機はカットイン風速未満でもブレードが空回りするようなので、この点を前提として予測を行ってください。また、自動録音バットディテクターを使用した調査は定量調査であり、予測手法も既に存在する（例：「WIND BAT」http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）ものであるため、予測は定量的に行ってください。準備書においては、バットディテクターの機種名、分析ソフト名、感度範囲（m）、マイク高さ、稼働時間、欠測時間、自動録音システムの設定状況を記載してください。 予測に当たって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第 2 項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めてください。	準備書以降における予測、評価の実施及び環境保全措置の検討にあたっては、方法書審査の結果も踏まえ、いただいたご意見及び情報についても参考とさせていただきます。 また、ご意見も踏まえ、適切に図書を作成します。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
226	動物	地元の人々と一緒に山をあるいて、私たちがどれだけ大切にしているか、そしてどれだけ無謀な計画かが分かります。ホタルの里をなくさないでください。バードストライクという直接被害ばかりでなく、蜜バチがいなくなれば植物は育たなくなります。 ヒサマツミドリシジミのようなチョウの仲間は、トラップでは、調べられないと思います。地元の人などにも調査に協力を仰いだら、平等に、そして効率的にできると思います。 方法書の調査内容では十分でなく、地域をよく知る専門家の意見を参考にし、調査の再検討を求めます。また十分に効果のある影響回避と事後調査を求めます。それらが、十分に行われない場合は、本事業についての計画の大幅な見直し、もしくは中止を要望します。	今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。また、具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。 これらの手続きを通じて、環境に配慮したより良い計画となるよう努める所存です。 なお、昆虫類については、トラップによる調査のほか、任意踏査による採集調査を予定しております。
227	動物	建設時の森林伐採および風車の稼働によって生息地や餌資源を奪われた動物が集落に下りて来るのではないのでしょうか。今でもクマやイノシシが民家の方に下りて来るという話を頻繁に耳にしますし、事業による生息環境の変化で、有害鳥獣の人慣れや、今以上に民家近くに生息区域を移したり、市街地の方まで出没するようになったりするのではないかと懸念しています。危険動物の出没が増えると、観光客の減少にもつながります。農作物に被害もです。また、クマやイノシシ等が狂暴になり、人に被害を及ぼすなどのトラブルが増加するのではないのでしょうか。このような被害が広がれば、集落の存立をも脅かすことになります。風力発電の建設が生態系のバランスをくるわせ、人との住み分けにも影響してしまうことを心配しています。森林を破壊すると、元には戻らないため反対です。環境にやさしい生活をする時代です。自然ゆたかな地域であり、環境破壊はやめて下さい。 駆除にかかる費用や人員についても含めて教えてください。また、人と動物とのトラブルについて、どのような対策をしていただけるのでしょうか。子供達に危害をおよぼすのでは、と心配です。人的被害が出ることにに対する回答を下さい。農業被害等が起きた場合の保証はどのようにお考えでしょうか。 また、保護計画においては、「中国山地の脊梁部を中心に安定的に存続、人里付近など周辺密度は低く抑える分布を目指します。」とあり、さらに「奥山でのクマにとって良好な生息環境の保全・回復に努めることとしています。」とうたわれています。この指針との整合性を、説明可能なレベルで住民に示してください。	環境影響評価においては、ツキノワグマを含む重要な種や、注目すべき生息地について、調査、予測及び評価を行うとともに、その生息環境等への影響の回避及び低減に努める所存です。 なお、ご指定のような獣害被害や人との軋轢の原因は多様であり、本事業による影響のみに起因するものではないと認識しています。そのため、本事業においては、ツキノワグマを含む重要な種への影響の回避及び低減を図ることが、獣害被害や人との軋轢の拡大防止にも繋がるものと考えます。 なお、情報をお寄せいただきました保護計画についてはその内容を確認するとともに、必要に応じて関係機関とも協議の上、適切に対応いたします。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
228	動物	ツキノワグマの生息地を動物の注目すべき生息地とするべきです。フン、足跡、木の上のクマ棚、木への爪跡を現地調査に記録をとどめるよう留意してください。特にツキノワグマの生態はわかっていないことが多く、例えば、中国地方のツキノワグマがどの程度冬眠しているかすらほとんど掴めていない状況です。それをわずかな期間で調査しても、個体数すら十分につかめないと思われます。ツキノワグマやイノシシの獣害について、食糧となる動植物の変化、棲みかとしての適地の変化、この山域に棲息する個体群の個性等をしっかり調査することを要求します。方法書の調査内容では十分でなく、獣害についても評価項目にあげ、調査、予測及び評価の実施をしてください。また、地域をよく知る専門家(第三者)の意見や調査等、調査の再検討を求めます。また十分に効果のある影響回避と事後調査を求めます。獣害について、事業開始前と開始後で比較できるような聞き取り調査等をしてください。その結果については、分かりやすく説明し、住民が納得できるようにしてください。それが不十分で不安が解消されない場合は、本事業についての計画の大幅な見直し、もしくは中止を求めます。20年間以上のお付き合いになるため、住民の皆さんの不信を解く必要があります。地元が無理強いはできないのではないのでしょうか。	哺乳類調査では、フィールドサイン法として、ご意見にあるようにフン、足跡、木の上のクマ棚、木への爪跡等によりツキノワグマの確認を行います。注目すべき生息地については、現地調査結果や文献等を踏まえて検討いたします。 また、その結果を踏まえ、ツキノワグマを含む重要な種の生息環境に対する影響についても予測及び評価を行うとともに、その影響の回避及び低減に努める所存です。 なお、ご心配の通り、ツキノワグマやイノシシについては人との軋轢も懸念される動物ですが、その原因は多様であり、本事業による影響のみに起因するものではないと認識しています。そのため、本事業においては、ツキノワグマを含む重要な種への影響の回避及び低減を図ることが、人との軋轢の拡大防止にも繋がるものと考えます。 また、具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。
229	動物	方法書に大規模な掘削工事由来の土砂の多くは盛土や埋土するとあり、谷筋を土砂で埋め、大型土嚢で堰き止められる工事が予想されます。谷筋の溪流にはチュウゴクブチサンショウウオ(準絶)等の小型サンショウウオ類やサツキマス陸封型(アマゴ準絶)が生息しており大きな影響が考えられます。ニホンヒキガエルの産卵地も多数あるはずで、大型土嚢は紫外線で劣化が起り、徐々に砂泥が流れ始め、溪流の礫間を埋め、水生昆虫が出来ずに上位の生き物に徐々に影響が表れます。事業想定区域は脆弱な地質です。尾根筋並びに取付け道路の拡張に伴い大規模な掘削を行ない、広大な裸地を生ずる建設工事は、近年相次ぐ集中豪雨による沢崩れの原因なり谷筋の生態系の崩壊のみならず、直接河川の汚濁につながり、カワネズミやアマゴ、オオサンショウウオ、ホタルに代表される水生生物に大きなダメージを与えます。着工から稼働にかけて、河川の水質が変調する事により、毎年放流されているアユの稚魚や、ブナなどの原生林や貴重な山草への破壊も懸念されます。改変された環境は工事が終わっても元には戻りません。一旦沢崩れが発生すれば、周辺で大規模な砂防工事の実施が必要となり、さらなる河川の汚濁を招きます。地元研究者や有識者から意見を集約し、慎重な地質調査を重ねて求めます。	今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえ、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。影響の予測、環境保全措置の検討にあたりましては、ご意見いただいた点に留意いたします。 また、土木設計等の施工可能性検討にあたり、慎重に地質調査等を実施いたします。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
230	動物	計画地とその周辺は土砂災害特別警戒区域等に指定され、地盤が脆弱であることが予想される地域です。尾根筋で掘削工事を行い、広大な範囲で裸地を生ずる本事業が、近年相次ぐ集中豪雨による沢崩れの原因となることが予想され、いったん沢崩れが発生すれば、その周辺では大規模な砂防工事を実施することとなり、その砂防ダム工事によるクマタカの繁殖への影響も懸念されます。また、クマタカだけでなく、周辺の沢沿いで繁殖するヤイロチョウやアカショウビンなどへの影響も同様です。そのため、少なくとも土砂災害特別警戒区域とその隣接地での風車の建設には慎重を期すべきであると考えます。	今後の準備書以降の手続において、異常気象による災害の可能性を考慮し、風力発電設備の配置等の検討を行うとともに、必要に応じて関係機関と協議の上、予防対策を検討します。また、災害対応を含めた施設の維持管理体制については関係行政と十分に協議し、策定いたします。風力発電事業の実施にあたっては、法令等に従い、適切に維持管理を行います。 上記の対応により、クマタカ等の鳥類の生息環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。
231	動物	計画地周辺には環境省が絶滅危惧ⅡB類に指定するクマタカ、イヌワシ、ヤイロチョウ、絶滅危惧Ⅱ類のサシバ、ハヤブサ、準絶滅危惧種のハチクマ、オオタカ、ハイタカ、ヨタカ、また、世界自然保護連合（IUCN）により絶滅危惧Ⅱ類に指定されているコウライアイサなど、多くの希少鳥類が生息しています。クマタカについては繁殖も確認されています。善福寺の極楽苑には東屋「花鳥亭」もあり、各種鳥の声が聴こえますが、これらの自然を風力発電によって犯す事も許容できないです。善福寺の本堂裏のこの極楽苑を調査していただきたいです。 風車を建設するということは、風の通り道、風を利用して空を飛ぶ野鳥の通り道でもあるはずで、これらの鳥類が風車の大きさや高さ、ブレードの直径、風力の影響によりバードストライクの被害を受け、個体数が激減するのではないのでしょうか。山陰側の現在設置されているもの、計画中のものも含め風力発電群の影響をみるため、限定的な調査だけでなく総合的な調査を求めます。鳥類の調査地点の追加や詳細な現地調査を実施すべきです。この意見に対して誠実な回答を求めます。 野鳥の専門家（第3者）による詳細な調査を実施し、分かりやすく結果を公開して下さい。バードストライクについて、渡り鳥や希少性に配慮した踏み込んだ影響回避を行ってほしいです。鳥への影響などを抱えた施設の隣にすることは、精神的な負担が大きくなり、とても苦しいです。自然と共に生きられる豊かな地域に暮らし続けさせてください。野鳥へ何らかの影響があるならば事業の中止を求めます。	今後の調査にあたりまして、ご意見いただきました種について留意いたします。 今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。予測においては風力発電機のブレードへの接近・接触による影響（年間衝突個体数の推定）についても、取り扱う予定です。 住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、情報公開に努めてまいります。
232	動物	コロナ禍で森林伐採をするのはいかなものかと思えます。人獣共通感染症を引き起こすリスクが高められると言われていたと思いますが、ご存じありませんか。この点についてどういった意見をお持ちなのかお聞きしたいです。	許認可関連の関係機関より、本事業の実施に伴う人畜共通感染症の増加の可能性が指摘された場合は、その指示に従い、事業者として真摯に対応したいと考えております。
233	動物	本事業によって森林が伐採され、自然環境が破壊されると、動物を絶滅に追いやりたり悪影響が出るのではないのでしょうか。計画地は西中国山地の外縁部に当たり、集落との結節部における二次林帯は多くの野生生物の生息地としてその重要性は高まっています。広島県内でも古くからの植生が保たれ、貴重な動植物がいる	今後の調査等にあたりまして、ご意見のとおり、重要な動植物の生息・生育に留意いたします。 今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できる

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		場所として知られ、西中国山地の生物多様性の維持にとって極めて重要かつ最後の砦ともいえる地域です。計画地周辺にはニホンヤマネやモモンガ、コテングコウモリなどの小型コウモリ類といった野生動物が生息していますが、個体群動態はもちろん、食性や繁殖生態、環境利用などの生活史に関する具体的な生活状況はほとんど把握されていません。「生物多様性ひろしま戦略」では、RDB種の出現状況が地図で示されていますが、存在が示されていない地域にはRDB種が不在というわけではなく、むしろ、生息・生育している可能性が高いと考えるべきであり、しっかりと踏査し、分布状態を確認しなければならないです。事業想定区域では植物も貴重な種が多数確認されており、両生類・魚類・昆虫類・蘇苔類・地衣類など含め入念な調査をお願いします。 動物には移動能力があるとはいえ、環境の激変は生活の維持そのものに直結する可能性が高く、個体群の維持という点から見れば、森林を改変して大きな人工構造物を設置することは大きな変化となる可能性が高いと思います。調査方法及び種が限定的で、地域をよく知る専門家の意見を参考にし、調査の再検討を求めます。単にいかなる種が生息しているか否かといった動物相調査では個体群の維持に関する評価はできません。影響評価をするならば、少なくとも個体群の動態を含めた生活史の実態を把握するための調査を、時間をかけて実施する必要があります。この地域にはかなり貴重な種及び観光自然資源としても重要な種が見られます。移動能力の低い動物群集や植物、生活範囲の狭い動物たちに与える影響はさらに大きく、発電力の確保と自然破壊を天秤にかけた時にどちらが人間、動植物にとってベストなのかを考えると、積極的に風力発電を受け入れられないと思います。西中国山地国定公園及びその周辺山地の貴重な自然環境は、人間だけのものでなく、動植物にも等しく与えられたものであり、人間の都合だけでその権利を奪ってはいけないとも考えます。事業によって破壊される自然環境はどのように補うのでしょうか。植林などをしても、元通りには戻らないと思います。工事の為に森林を伐採して動物に影響がないと言えますか。以前説明会で、「動物は慣れます。」と回答されたようですが、何を根拠に言われたのでしょうか。 動物や植物の地元の専門家（第三者）による調査、十分に効果のある影響回避及び事後調査を求めます。外部の調査団だと表面的な影響しか見えません。それが不十分で不安が解消されない場合は、本事業についての計画の大幅な見直し、もしくは事業の中止を求めます。	よう努めます。また、具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
234	動物	方法書において、騒音、超低周波音及び振動が野生動物に与える影響を懸念する意見に対し、事業者見解は「風力発電機の稼働に伴う騒音、超低周波音及び振動が野生動物へ影響を与えるということは、現在のところ弊社他地点の事業で聞き及んでおりませんが、今後も引き続き最新の知見の収集に努めてまいります。」という内容でした。このことから、この件についてほとんど調査していないことが見受けられ、真摯さが感じられません。専門家の意見に耳を傾けていない、経済優先の姿勢であると感じます。家畜やペットへの影響もきちんと調べてもらいたいです。	騒音、超低周波音及び振動が野生動物に与える影響について、国が定める各種のガイドライン、手引き等において、調査・予測・評価手法は確立しておらず、研究・知見等も不十分な現状にあります。今後も引き続き最新の知見等の情報収集に努めます。
235	動物	風車による超低周波音は鳥にも影響があるのではないのでしょうか。野鳥の専門家(第3者)による詳細な調査し分かりやすく結果を公開して下さい。野鳥へ何らかの影響があるならば事業の中止を求めます。	騒音、超低周波音及び振動が野生動物に与える影響について、国が定める各種のガイドライン、手引き等において、調査・予測・評価手法は確立しておらず、研究・知見等も不十分な現状であると認識しています。今後も引き続き最新の知見等の情報収集に努めます。
236	動物	当該事業想定区域一帯には優れた自然が多く存在しており、何物にも代え難い広島県の宝であり、当該風力発電施設を建設することは環境省が推進する生物多様性保全の観点からきわめて損失が大きいと考えます。 自動撮影調査は生息種の概況を把握するには優れた方法ですが、わずか2晩のカメラ設置ではあまりに不十分であり、せめて各所各シーズンに各1か月のカメラ設置を望みます。また、捕獲調査地と重なり、お互いに結果に負の干渉が生じる恐れがあるため、最低でもそれぞれの調査は1週間以上の期間を開けて実施を求めます。また、調査の時期は年間を通じて行われるべきであり、一定期間だけの調査では正確性に欠けます。調査地は建設予定の稜線のみとなっていますが導入路をはじめ、工事期間中に土砂の流れ込みが想定される谷筋や、河川周りにおいても稜線部と同等の15～20か所の調査地点を設置することを求めます。現地踏査も実施すると書いてはありますが、どれくらいの人数、どれくらいの時間、どれくらいの網羅的に(面積的に)実施するのかを明らかにしてください。 方法書に示された調査及び予測・評価だけでは不十分であり、意見書の内容を真摯に受け止め、誠実に調査・予測・評価を行うことを強く求めます。専門家による調査報告に基づいて懸念事項を解消された上で行われるべきであり、見きり発車で建設するべきではないです。 本事業について、地域住民並びに広島県民の立場に立ち、専門家の意見を聞き、具体的かつ有効な調査方法・対応策を示し、真に適切な調査の実施、影響評価、影響回避策の検討、事後調査の実施などがされないのであれば、本事業については事業計画の中止または大幅な見直しを強く要望します。	自動撮影調査の期間等、ご意見を踏まえ、検討いたします。調査地点については、環境類型区分ごとの動物相や餌資源量等を把握することを目的にしています。改変面積は風力発電機設置ヤードが最も広くなることから、風力発電機設置想定範囲内の環境類型区分に応じて設定しました。準備書においては、この点も明確となるよう、記載を見直します。また、踏査の日数、ルート等につきましても、準備書に置いて記載いたします。 今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。また、具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
237	動物	計画地に予定通り風車が建設されると、南北 11km、東西 6km の範囲に最大高 150m 超の大型風車が 36 基立ち並ぶことになり、全国的にも類のない大規模風車群がはじめて広島県内に出現することになりますが、計画地とその周辺で生息を確認している希少猛禽類をはじめ、希少なコウモリ類や多くの動植物の生息が困難になると予測されることが、経済産業大臣をはじめ、環境大臣、広島県知事、広島市長からも意見の中で指摘されています。本計画では、計画地が南北に 2 つに分かれており、また、計画地の中で風力発電機設置想定範囲が計 3 つに分かれています。環境影響をそれぞれの計画地または想定範囲で評価を行うだけでなく、これらを一つの計画地として捉えて累積的な影響の評価を具体的かつ慎重に実施してください。	本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及び風力発電機設置想定範囲を一体と捉えて、調査・予測・評価を実施いたします。
238	動物	計画地及びその周辺において、希少猛禽類が生息しているのを確認しています。これらの希少猛禽類への累積的影響について慎重に評価して欲しいです。 方法書においては、猛禽類調査を「1 回当たり連続 3 日間とし、各月一回※営巣期（12～8 月）の調査は 1 営巣期実施する（9 回）」と記載していますが、クマタカは隔年で繁殖するつがいが多く、1 営巣期の調査ではクマタカの繁殖を確認、または巣を発見することは困難であると思われます。2 営巣期に渡って調査することを求めます。これにより繁殖や巣を発見できる可能性が高まりますが、それにはまず、つがいの行動におけるコアエリア（高度利用域）を確定することが必要であり、そのためには方法書にあるよりも詳細な希少猛禽類調査を実施すべきです。 具体的には、各月 1 回 3 日間程度にこだわらず、繁殖ステージごとに適切な調査時期や頻度を選定し、できるだけ多くの日数で調査を実施してください。また、視野図を作成するなどして、計画地内を飛翔または止まりをする希少猛禽類を見逃すことのないように定点を配置し、飛翔状況の正確な把握のためにレーザーレンジファインダーの使用を検討すべきと考えます。 また、調査により、クマタカのつがいのコアエリアの位置や範囲を把握した場合、風車の設置位置はコアエリアの外郭から少なくとも 1km 以上隔離させることを求めます。	希少猛禽類調査は、繁殖状況のほか、生息状況（飛翔経路・高度等）を把握することを目的としています。ことから、定量化のため、調査頻度は各月 1 回としています。この中で繁殖個体の繁殖ステージごとの指標行動も把握できるよう、留意いたします。ご意見いただきましたとおり、視野図を作成する等、希少猛禽類の繁殖状況に応じた視野をなるべく確保できるよう、定点配置に留意いたします。紹介いただきました手法も参考に、適切に調査を実施します。 今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえ、適切な環境保全措置や風力発電機の配置を含めた事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。
239	動物	事業想定区域は国指定天然記念物ヤマネの生息が強く予想されますが、方法書では記載がないです。ヤマネは法律により保護が義務付けられており慎重な調査が必要です。年間を通じて巣箱による捕獲調査を 2,000 か所以上で求めます。また事業による影響回避はヤマネの移植が必要と思われます。しかし捕獲率が低いことからヤマネが退避できるよう慎重な伐採計画が必要です。また移植したヤマネが生活するための落葉混成広葉樹林の育成を求めます。工事は落葉混成広葉樹林の十分な成長をまって実施しなければならないと指摘します。文献等を参考にしながら十分な調査を行い、影響を完	方法書第 3 章におきまして、文献調査による確認種としてヤマネをお示ししております。ヤマネについては、方法書に記載のとおり、哺乳類調査（フィールドサイン法及び直接観察による調査、自動撮影調査）により生息の把握に努めます。 今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		全に回避できるよう対策を行わなければならないです。	
240	動物	本流には国指定天然記念物オオサンショウウオの生息が確認されています。方法書において、オオサンショウウオには影響はないと予測していますが、搬入路等の工事の土砂は谷筋に投棄され、その砂泥が数年をかけて、本川（水内川）に流れ込み、巢内にうめ込み、生息巣穴、繁殖巣穴を減少させ、10～20年後に新しい個体が見られなくなる可能性は大きいと思います。このような影響は10年以上の時間をかけて現れ、気が付いた時には責任の所在を明らかにするのを難しく、対処もできません。科学的に合理性のある影響回避策を求めます。 建設予定地には絶滅危惧種であるブチサンショウウオ等の小型サンショウウオ類も生息しています。配慮書の住民意見「計画地周辺の河川にはオオサンショウウオを含むサンショウウオ類やアマゴ、川ネズミ等が生息しており留意が必要」の回答で「現地調査を行い、必要に応じ専門家や関係自治体等の助言を踏まえるとともに」とあります。専門家の意見では、小型のサンショウウオ類についても言及されており、小型のサンショウウオの調査もすべきです。両生類は水と湿った地面、隠れ家になる落ち葉や倒木がある限られた条件の場所でしか生息できません、特に小型のサンショウウオは行動範囲が狭く、生息域の水筋が改変すると簡単にその場の群は絶滅してしまいます。小型サンショウウオの貴重なすみかを安易に掘り返したり埋めたりすることが行われないよう、詳細な調査が必要と考えます。また、工事用土砂を谷筋に投棄することの無いように、生息地を避けて搬入路を工事したり、十分な土留めを行うなどの配慮をお願いします。 方法書の調査内容では十分でなく、地域をよく知る専門家の意見を参考にし、調査の再検討を求めます。また十分に効果のある影響回避と事後調査を求めます。それらが、十分に行われない場合は、本事業についての計画の大幅な見直し、もしくは中止を要望します。	方法書第4章（計画段階配慮）においては、計画段階配慮として「主な生息環境」への「地形改変及び施設の使用」による影響を対象とし、工事計画が未定であること、他の一般的な風力発電事業と同程度の工事であり重大な影響は想定されないことから、「造成等の施行による一時的な影響」は対象外としております。そのため、「地形改変及び施設の使用」によるオオサンショウウオへの影響について、ご意見のとおり予測結果となります。「造成等の施行による一時的な影響」については、準備書以降で取扱います。 具体的には、方法書第6章に示したとおり、工事の実施についても、本事業により影響が生じるおそれがある環境要素として選定しております。今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。また、具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。 小型サンショウウオ類につきましては、両生類全般の調査において、沢沿い等の水辺を任意踏査することにより確認を行うほか、環境DNAによる確認を検討しています。 工事用車両の進入路の設定等、詳細な工事計画については、今後、詳細検討を進める予定です。
241	動物	方法書において、動物の重要な種としてダルマガエルを挙げていましたが、いないと思います。 また、第4章の表4.3-14（4）で、樹林を主な生息環境とする種について「チュウゴクブチサンショウウオ、モリアオガエル他（5種）」としていましたが、他の3種も記載すべきではないでしょうか。	ダルマガエルについてご指摘いただき、ありがとうございます。 他の分類群と同様、代表して2種を記載し、残りは「他」としていました。チュウゴクブチサンショウウオ、モリアオガエル以外の3種は、ヒダサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、ニホンヒキガエルです。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
242	動物	計画地である一帯は年に2回日本列島を移動する渡り鳥のルートであり、春秋の渡りの時期に尾根筋を通過するハチクマ、サシバ、ハイタカ、ハリオアマツバメ、アカショウビンやブッポウソウなどの多くの渡り鳥の飛翔が確認されています。これらの鳥類の移動経路上に風車が建設されると、バードストライク等の深刻な影響が懸念されます。 方法書では、渡り鳥調査は春季3回、秋季3回（春季：3～5月、秋季：8～10月）とし、定点観察法で調査するとしていましたが、計画地及びその周辺は中国地方でも重要な鳥類の渡り経路となっていることから、方法書に記載している調査方法にこだわらず、適切な時期に適切な回数の調査を実施し、計画地及びその周辺の渡り鳥全般の飛翔状況の詳細を明らかにしてほしいです。 また、計画地及びその周辺では夜間に渡る鳥類も多いので、レーダーを使用した夜間調査も実施してほしいです。	今後の調査にあたりまして、ご意見いただきました渡り鳥について留意いたします。 渡り鳥の調査手法については、専門家等へのヒアリングを行い、そのご助言を踏まえ、適切に予測、評価が行えるように調査頻度、調査手法を含め、調査計画を検討いたしました。今後も、渡り鳥の飛翔状況によっては、必要に応じて専門家等へのヒアリングを行い、調査計画の見直しを検討いたします。レーダーを用いた調査につきましては、現地の状況や調査目的に応じて検討した結果、非採用といたしました。
243	動物	計画地とその周辺では、春および秋の渡りの時期に尾根筋を通過するハチクマ、サシバ、ハイタカ、ハリオアマツバメなどの多くの渡り鳥が飛翔しています。これらの鳥類の移動経路上に風車が建設されれば、貴社が自ら予測しているようにバードストライク等の深刻な影響が発生します。方法書では、渡り鳥調査は春季3回、秋季3回（春季：3～5月、秋季：8～10月）とし、定点観察法で調査するとしていますが、計画地とその周辺は中国地方でも重要な鳥類の渡り経路となっていることから、貴社は方法書に記載した調査方法にこだわらず、適切な時期に適切な回数の調査を実施し、計画地およびその周辺を通過する渡り鳥全般の飛翔状況の詳細を明らかにすべきです。計画地とその周辺では夜間に渡る鳥類も多いため、レーダーを使用した夜間調査も実施することを求めます。	今後の調査にあたりまして、ご意見いただきました渡り鳥について留意いたします。 渡り鳥の調査手法については、専門家等へのヒアリングを行い、そのご助言を踏まえ、適切に予測、評価が行えるように調査頻度、調査手法を含め、調査計画を検討いたしました。今後も、渡り鳥の飛翔状況によっては、必要に応じて専門家等へのヒアリングを行い、調査計画の見直しを検討いたします。レーダーを用いた調査につきましては、現地の状況や調査目的に応じて検討した結果、非採用といたしました。
244	動物	渡り鳥の調査では、ほぼ全てが対象事業実施区域からはずれた地点になっていますが、それはなぜでしょうか。環境影響評価は、風力発電事業による環境への影響を回避、低減するためにするものなので、調査はまったくの無意味になると思います。環境の事をきちんと考えて調査を行ってほしいです。	渡り鳥の調査地点は、対象事業実施区域及びその周囲の上空を通過する渡り鳥を確認するために設定いたしますが、対象事業実施区域内には上空を広く見渡せる場所が限られることから、対象事業実施区域の周りに地点を設定しております。
245	植物	対象事業実施区域内の広島市佐伯区と安芸太田町界上の1020.5mピーク周辺にブナの巨木が存在します。この巨木に悪影響を及ぼさないように事業実施をしてください。	今後は、方法書に記載のとおり、植生・巨樹調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえ、とともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、ブナ林・巨樹への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
246	植物	ここのエビネは絶滅危惧種に指定されているラン科のサルメンエビネです。山の案内の本を見ると、「中国四国 9 県里地・里山を歩こう」で 82 コースを紹介する中で市間山をオススメ度、魅力満足度共に最高点で「知らざるブナの聖地」「まるでおとぎの国に迷い込んだような気分になれる」と大変な褒め方です。山と溪谷社の「分県登山ガイド・広島県の山」では、ここの穏やかな稜線を「こんなすばらしいところはあまりないかもしれない」と述べ、サラサドウダン、ベニドウダンツツジ、ウスギョウラクツツジなどの花がみごとで、秋の紅葉もすばらしいと記され、「隠れた名山」と評しています。「ちゅうごく山歩き 2」で「・・・ブナの原生林が広がる。市間山まで約 1 キロの尾根は、桃源郷のよう」と称賛され、キャッチコピーに「天然林にツガの巨樹圧巻」としておられます。「広島県のブナ林四季を歩く 59 山」で、ここだけ自然林が残った理由をこう述べられておられます。「時の村長が『あそこは自然林を残しておこう』。このツルの一声で決まった」。このように先人たちが残しておいてくれた手つかずの自然林を壊すことは、自然の中で生きている私達人類への犯罪行為で到底認められません。この地域に風力発電ができると、大切な動植物がいなくなるのは自然が大好きな私にはとてもさみしいことです。	今後の調査にあたりまして、ご意見いただきました重要植物、自然林・巨樹について留意いたします。 今後は、環境影響評価手続きに則り適切に、現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。
247	植物	事業が植物に与える影響は大きいと思います。尾根筋あるいはそれに近いところの森林伐採、道路開設などは、植生の変化や乾燥化、周辺一帯の枯死をもたらすと考えられますし、新しく出現する法面には外来種の侵入も予見されます。絶滅の危機に追いやられるものもあるでしょう。また、風力発電が風を奪うため木々はあまり成長しなくなり、森が成長しなくなります。松茸なども激減し、善福寺裏山の崖のコウタケも採れなくなるのではないのでしょうか。 計画地は、国定公園外ではありますが西中国山地の一部であり、県内では貴重となった古来からの自然林と二次林が多く残されています。特に市間山、立岩山には美しいブナ林があり、サルメンエビネ等の希少な植物も生育しています。また、計画地は筒賀財産区の所有地に隣接し、国有林や県有林もあります。この自然環境の破壊は、人間にとって多大なる損失で取り返しのつかないことだと考えます。植林などしても元通りにはならないと思います。 発電力の確保と自然破壊を天秤にかけた時、どちらが人間、動植物にとってベストなのか考えると、積極的に風力発電を受け入れられないと感じます。	今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 行政財産や国有林、県有林等については、今後、関係自治体への聞き取り、協議を行います。その上で影響が生じる可能性がある場合は、配置計画の見直し等を含めて影響が回避又は低減できるよう努めます。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
248	植物	配慮書意見書への見解において、植物生態に対する影響を回避又は極力低減できるよう努めるとしていますが、具体的方法が全く示されていないです。過去の事例から、移植やコンクリートによる土留めなどは効果がないことが実証されており、事前に具体的かつ有効な方法を提示していただきたいです。動植物や生態系への影響に配慮し土地改変の最小化が本当に	今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 環境保全措置の内容は、調査・予測の結果を踏まえることから、準備書に記載いたします。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		実現してからの着手をお願いします。動植物たちへの最大限の配慮と説明をお願いしたいです。	
249	植物	第一にとてつもなく大規模な自然破壊を伴います。山の中に一定の距離で何基も建てるには、重機の運びこみ、道路の建設など、かなりの範囲で木を伐採し、山を削らなければならないのではないのでしょうか。諸外国では、すでに陸上の風力発電をやめつつあります。貴重な西中国山地の照葉樹林帯をこわさないで下さい。湯来冠山から小室井山、立岩山、市間山に広がる2700haもの広大な山々が無惨にも破壊されることを許すわけにはいきません。ここにはブナの素晴らしい自然林もあり、サルメンエビネなど希少種植物もたくさんあります。ブナの聖地とも言われる各山域のブナ林は夏に秋に素晴らしい光景を見せてくれています。 「木」は何十年、何百年も経たないとそこには存在しません。風力発電の風車のように少しの時間でできる物ではありません。樹木は雨の恵みを受けとめ土壌中に水分を貯め森のダムの役割をし、動物や野鳥には食べ物とすみ家を提供しています。たくさんの命を守っています。そんな大切な木をたくさん切ってまでする事業ではないと思います。一度、破壊した自然林を同じ形で再び再生することは、長い年月を要します。事業を終えた後も含め、原状復帰を行うことは、事実上困難だと考えます。すでに僅かしか残っていない自然林（国民の財産）を奪わないでください。 建設する前に、第3者による専門家の再調査をお願いします。それによって、不安が解消されないのなら、建設は中止すべきだと思います。	今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面等への影響について、住民の皆様からのご懸念が大きいと理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
250	植物	植物への被害（木の伐採による土地の乾燥・山を切り崩す）動物への影響（低周波、木の伐採）等、重大な被害が予想されるものについても、この方法書の調査方法では不十分すぎます。 山頂のブナ林伐採や広葉樹伐採は、動物たちのすみかや行動にも大きな影響を与えることが予測されます。ブナ林は多種多様な生物の楽園です。植生等の調査で、重点的に調べるべきです。植物については、樹木だけでなく貴重な山野草が多く存在します。これらは貴重な自然資源であり観光資源にもなっています。これらについては、地域を良く知る専門家等の意見を参考にした調査の再検討や第3者の複数の専門家から調査を求めます。外部の調査団だと表面的な影響しか見えないです。また十分に効果のある影響回避と事後調査を求めます。さらには、だれにでも分かりやすく、調査結果等の資料の公開・説明を求めます。これは、自然資源の重要な資料ともなります。問題があるならば、私達が納得できるように改善してください。	今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。また、具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面等への影響について、住民の皆様からのご懸念が大きいと理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
251	植物	植物相に重大な影響を生じさせるのは、風車の設置場所および風車を山頂へ運び上げるための道の設置です。運搬路のルート案の具体表示と、ルート上を踏査する調査を求めます。あるいはルートが示せず面的調査から始めるなら、準備書の前までにはルートと踏査ルートを重ねて示し、不足部分を補足調査するという代替策を求めます。立岩山一市間山山塊は大きな山塊です。立岩山や市間山山塊の植物相は貴重な種が多数生育しています。運搬路が谷をまたぐと、谷を埋めるなど影響が下流に広がります。このような場所の特定と対象の沢筋の丹念な調査を求めます。県のレッドデータブックでは蘇苔類や藻類、菌類、地衣類もリストアップされています。これらの分類群も調査対象として調査を求めます。事業実施想定区域内に環境省絶滅危惧Ⅱ類のキレンゲショウマ、サルメンエビネ、ナツエビネや環境省絶滅危惧のゲンカイツツジやエビネなどの希少植物があり、市間山の山頂部には広範なブナ林が見られます。シラカシやウラジロガシ林からモミ・ツガ林、ブナ林まで成立する地域であり、事業想定区域では最低 1000 の植生調査を行い、植物社会学的な表操作による群落区分を求めます。現地の植物相に詳しい専門家へのヒアリングや調査への参加要請を求めます。	対象事業実施区域における搬出入路の具体的な事業計画は検討段階であり、準備書以降の図書において記載いたします。そのため、現地調査においては、搬出入路の可能性のある範囲（対象事業実施区域）を対象に踏査ルートの設定を行います。 今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。植生調査地点は、対象事業実施区域の面積及び群落区分を考慮して設定いたします。群落区分にあたっては、群落組成表を作成いたします。 なお、環境影響評価における植物に関する調査すべき情報は「種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況」とされており、本事業においても他の事業と同様、種子植物を対象とする計画です。
252	植物	事業地周辺で「広葉樹」として示されている森林は、自然度が高く、保全が求められる「ブナ・ミズナラ群集」や「クリーミズナラ群集」です。これらを始めとする自然度が高い植物群集については、改変が行われないようにしなければなりません。 「生物多様性ひろしま戦略」では、RDB 種の出現状況が地図で示されていますが、存在が示されていない地域には RDB 種が不在というわけではなく、むしろ、生息・生育している可能性が高いと考えるべきであり、しっかりと踏査し、分布状態を確認しなければならないです。	今後の調査等にあたりまして、ご意見のとおり、重要な動植物の生息・生育に留意いたします。 今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、植生調査を実施いたします。植生自然度については、環境省の区分に従いつつ、専門家等の助言を得て判断してまいります。自然植生に対して、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。
253	植物	市間山・立岩山は周辺の大部分が人工林になった中で、先人たちが残しておいてくれた手つかずの自然林で、ブナなどの広葉樹林帯の稜線歩きができ、秋は紅葉を、初夏には新緑だけでなく、サラサドウダン、ベニドウダン、ウスギヨウラクなどのツツジの花やランの仲間サルメンエビネ（絶滅危惧種）の群落を楽しむことができます。このため、書籍にあるように、山の案内本にはどれも展望よりも植物群のすばらしさを絶賛しています。秘境 100 選に選定理由となったブナ林は、「時の村長が『あそこの自然林は残しておこう』。このツルの一声で決まった」と「広島県のブナ林 南々社」に記されています。また山の稜線も美しい景観資源です。この計画は先人の判断を無にします。保全すべきです。工事中も含め今回の事業実施により、これらの貴重な登山道とその周辺の山岳自然を損壊しないでください。	今後の調査にあたりまして、ご意見いただきました重要植物、自然林について留意いたします。 今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
254	植物	私は湯来の自然が大好きで癒され生活してきました。風の流れが妨害された状態が森林で起きると木々の葉から放出された水蒸気が風に流されないで葉が呼吸できなくて窒息死させます。湿度が上がりカビや菌が増殖しやすくなります。	ご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。ご懸念のようなご心配があること、認識しました。今後の事業計画を進めるにあたり、参考とさせていただきます。 なお、風力発電機は風の力をエネルギーとして発電をするものですが、完全に風の流れを止めるものではなく、風力発電機の風下側にも風の流れは発生します。例えば、複数の風力発電機を建設した場合、風向の関係から一時的に他の風力発電機の風下側となってしまう風力発電機も存在しますが、この風下側の風力発電機も風を受けて回転し、発電を行うこととなりますこと、補足させていただきます。
255	植物	今回計画の中心となるのは奥の原地区ですが、旧筒賀村時代に取り組んだ「みどりゆとりの創造」を目的とする諸施策の集大成として取り組んだ「水土保全事業機能総合モデル事業（日本全国4か所）は、林野庁、広島県、旧筒賀村が5年間総額30億円を投入して取り組んだものです。いわば「森林・林業の木材生産だけでなく、国土の保全、水資源のかん養、生活環境の公益機能と森林の保健・文化・教育的利用に対する要請に応えようとするものです。これは、他地区の自然環境保護事業、森林セラピー対応事業等と連携した事業で、現在も広島県森林技術センターは、関係データの収集と成果の確認を行っています。 もみのき森林公園～鷹の巣山コースの風力発電計画地域は、「水土保全機能強化総合モデル事業」区域と重なる部分が多いです。それは、財産区（旧筒賀損）が受けた多くの顕彰を確認すれば明確です。 ・内閣総理大臣賞受賞 ・朝日森林文化賞受賞 ・日本秘境百選受賞（引き明けの森） ・日本秘境百選受賞（わが町の秘境 立岩山他） ・自然環境保全地域（広島県第1号指定・龍頭峽を含む） ・井仁の棚田百選 これらの総合的集約されたものを補完し、将来取り組む課題を先取りし、試験的に取り組んだものが多いです。ことに調査、研究等の作業は、数十年がかりで継続的に行う必要があります。 ・複層林の造成（樹種、樹高、樹冠（形・大きさ）の異なった種々の樹木の混成 ・浸透促進施設の整備は、溪流と林内における地表水などを積極的に浸透させるし、下からうえまで連続した林層を形成している。 ・林況・植生調査、土壌調査、降水量調査などを行う。	行政財産の使用については、今後、関係自治体への聞き取り、協議を行います。その上で影響が生じる可能性がある場合は、配置計画の見直し等を含めて影響が回避又は低減できるよう努めます。 地域にとって重要な事柄と共存できる計画を、検討させていただきます。
256	植物	建設計画されている地域には希少種の動物の生息域があり、それらの調査を全く専門知識の無い者が調査して報告書を出されても意味が無いです。専門知識のある者に調査してもらって報告書を出してもら必要があります。また調査の時期は年間を通じて行わべきであり、一定期間だけの調査では正確性に欠けます。建設をするのであれば専門家による調査報	現地調査は、生物を専門とする環境コンサルタントにより実施します。調査時期については、年間を通じて、動植物の生態に応じた時期とし、方法書に係る専門家ヒアリングにおけるご助言を踏まえて設定しております。 今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏ま

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		告に基づいて懸念事項を解消された上で行われるべきであり、見きり発車で建設するべきではないです。	え、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。
257	植物	動物は調査地点が明らかにされていますが、植物は、調査ルート、植生を代表する地点が明らかにされていません。踏査ルート、定点観測の場所など植生図に図示する必要があるのではないのでしょうか。 風力発電のヤード、工事用仮設道路、改変を伴う管理道路にある植物は、重点的に調べる必要がありますが、どのようにして調べるのでしょうか、明らかにすべきです。 巨木調査は、環境省マニュアルでは「地上から 130cm 高さ幹囲 300cm 以上を検討対象」とありますが、「幹囲が 300cm 以下でも巨樹の仲間」として、300cm 以上に育たない、あるいは育ちにくい樹種の例があげられています。これらも対象とすべきです。	植物の調査地点及び調査ルートにつきましては、現地の状況に応じて、適宜設定するものであることから、あらかじめ方法書ではお示ししておりません。準備書において、植生図といった現地調査結果とともに記載いたします。 対象事業実施区域における搬出入路の具体的な事業計画は検討段階であり、準備書以降の図書において記載いたします。そのため、現地調査においては、搬出入路の可能性のある範囲（対象事業実施区域）を対象に踏査ルートの設定を行います。 巨樹調査につきましては、「巨樹・巨木林の基本的な計測マニュアル」（環境省、平成 30 年 3 月改訂）を参考に、300cm 以上には育たない、あるいは育ちにくい樹種の代表種も対象といたします。
258	植物	計画地に予定通り風車が建設されると、南北 11km、東西 6km の範囲に最大高 150m 超の大型風車が 36 基立ち並ぶことになり、全国的にも類のない大規模風車群がはじめて広島県内に出現することになりますが、計画地とその周辺に生息・生育する多くの動植物の生息が困難になると予測されることが、経済産業大臣をはじめ、環境大臣、広島県知事、広島市長からも意見の中で指摘されています。本計画では、計画地が南北に 2 つに分かれており、また、計画地の中で風力発電機設置想定範囲が計 3 つに分かれていますが、環境影響をそれぞれの計画地または想定範囲で評価を行うだけでなく、これらを一つの計画地として捉えて累積的な影響の評価を具体的かつ慎重に実施してください。	本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及び風力発電機設置想定範囲を一体と捉えて、調査・予測・評価を実施いたします。
259	生態系	土地の改変に伴い外来種の侵入が想定されるため、どの程度生態系に影響があるのかが分かる調査することを求めます。	弊社他事業では、関係車両が場内に入る場合にはタイヤの洗浄を行うなど、事業による外来種の侵入防止策に努めており、本事業でも同様に侵入の防止に努める所存です。
260	生態系	事業想定区域は西日本有数のブナ林・渓谷林を有し、過去には「たたら製鉄」による環境破壊（森林の皆伐）を免れました。西中国山地に生息する生き物の「箱舟」的地区としてもっとも重要な一帯です。事業想定区域は当地を含む周囲の生態系に重大な影響を与えると危惧しています。山が不健康だと山も海も生物も影響を受けます。生態系循環機能不全により、動物とウイルス等との共生関係の破壊で人間社会に立ち入る動物との確執・ウイルスの突然変異で、経済・開発至上主義への警告などが派生します。生態系に多くの影響を与え人が住めない地域に代わってしまいます。 工事による影響は事業実施期間を超えて影響を及ぼします。長期的な影響は工事によるものか判断が困難です。事業想定区域は巨大な山塊であり、広範囲に自然度の高い森林が複数対象となっています。環境影響評価法が求める以上の入念な調査が社会的要請といえます。方法書に記載された調査では不十分であり地域を良く知る専門家の協力・指導を得ての調査・予測・評価の方法を定めてください。また、専門	今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。また、具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面等への影響について、住民の皆様からのご懸念が大きいと理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		家（第三者）による調査、事後調査を求めます。自然破壊のない持続可能なエネルギーの生産に向け、ご尽力いただき、この度の風力発電の計画は中止していただきますようよろしくお願いいたします。	
261	生態系	風力発電は確かにエコに見えますが、周辺の生態系（エコシステム）を軽視するのは果たして本当にエコなのでしょうか。地球温暖化対策に、呼応しているかもしれませんが、生態系との関係を蔑ろにしているものではないです。自然を破壊するのは反対です。動物や生き物の住処を奪ってはいけません。人間も地球の一部です。人間らしく正しい行いをわたしたちはしていかなければいけません。	事業者として、自然環境等への影響を軽視する考えはありません。今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努める所存です。
262	生態系	方法書では、動植物相及び植生を現地調査するようですが、この地域に長年関わってきた専門家や地域に詳しい方による調査を求めます。そして、どのような種がどの程度生息しているかだけでなく、それぞれの種の動態や種間の相互作用を長い期間かけて調査していく必要があるはずで、1年や2年で済むようなことでなく、長い期間をかけた動態調査を求めます。また、調査結果の公表を求めます。環境の変化による予測も必要です。	現地調査は、生物を専門とする環境コンサルタントにより実施します。今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、情報公開に努めてまいります。
263	生態系	計画地は太田川源流であり、森林伐採や工事作業、道路の造成等により多くの生物が損なわれ、乾燥化や外来種の侵入が進み、生態系に多大な影響が及ぶのではないのでしょうか。土壌が悪くなれば森から川や海に流れる栄養素が少なくなり、魚が育たなくなります。このように自然を壊すと生態系全てに影響を与えかねませんし、最終的に私たちの生活にも影響を与えます。 この点についてどのような意見をお持ちなのか、教えてください。	今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 行政財産や国有林、県有林等については、今後、関係自治体への聞き取り、協議を行います。その上で影響が生じる可能性がある場合は、配置計画の見直し等を含めて影響が回避又は低減できるよう努めます。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
264	生態系	某山林生態学者は、「風力発電は百害あって一利なし。山々に建てれば、動植物が最初の被害者。新道のノリ面の草を食べる鹿を除いて、熊や猪は凶暴化し、里に逃げてくる。ゼネコンは地域の林業に貢献—などと言うが、金儲けのための森林破壊。20年以内の風車寿命後の対処に関しては不透明。せいぜい切断の束にして山中に残す事例も。地権者は後で泣きを見る」と忠告しています。	環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努める所存です。 なお、弊社はこれまでも風力発電事業を手掛けてまいりましたが、耐用年数経過後に風力発電機を放置したり、その残骸を放置するようなことは行っておりません。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
265	生態系	方法書では、計画地及びその周辺を対象に、個体の生息状況調査をすることとなっていますが、森林内では、菌類や植物及び動物など、それぞれの生き物が相互に作用して生きています。そのため、個体の生息状況を調査するだけでは不十分と思われます。それぞれの相当数の生き物が、どのように関連しながら生活しているのかを十分時間をかけて調べ、その全体像を適切に把握する調査を求めます。	ご意見を頂きました内容は、まさに環境影響評価法における生態系に関することと認識しております。 生態系の環境影響評価について、「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和２年１１月）では以下の記載があります。 ----- 網羅的に把握するためには、時間的、経済的、技術的に限界があるので、上位性、典型性、特殊性の視点から比較的生態的情報の蓄積がある数種の代表種を取り上げて、可能な限り生態系への影響の把握に努められたい。 ① 上位性（生態系の上位に位置する性質を言う） ② 典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質を言う） ③ 特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質を言う） ただし、上位性、特殊性については、適切な注目種がいないと判断される場合には、選定しない場合もあり得る。 ----- このことから、本事業では、当該地域の生態系のうち、風力発電事業による生態系の機能と構造の変化を捉えるにあたり適切と考える種として、上位性の種としてクマタカを、典型性の種としてカラ類を選定し、調査・予測・評価を実施する計画としております。 今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努める所存です。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
266	生態系	自然の生態系を考える場合、生産者・消費者・分解者の三者のバランスが不可欠といえます。しかし、方法書では分解者の菌類・細菌類が取り上げられておらず、蘇苔類や地衣類、藻類についても同様です。県のレッドデータブックでは蘇苔類や藻類、菌類、地衣類もリストアップされており、これらの分類群も調査対象分類群として調査を求めます。自然の成り立ちを全く考慮していない姿勢といわざるをえず、この姿勢では当地域の自然環境の保全ではなく破壊を招くことが明らかといえます。方法書では、専門家の指摘に対し「今後の事業計画検討等を踏まえ、調査を検討する」とされていますが、この期に及んでも「調査を検討する」としか回答しない姿勢は、不適切といわざるをえません。この問題についての事業者の具体的な説明と見解を求めます。	ご意見を頂きました内容は、まさに環境影響評価法における生態系に関することと認識しております。 生態系の環境影響評価について、「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和２年１１月）では以下の記載があります。 ----- 網羅的に把握するためには、時間的、経済的、技術的に限界があるので、上位性、典型性、特殊性の視点から比較的生態的情報の蓄積がある数種の代表種を取り上げて、可能な限り生態系への影響の把握に努められたい。 ① 上位性（生態系の上位に位置する性質を言う） ② 典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質を言う） ③ 特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質を言う） ただし、上位性、特殊性については、適切な注目種がいまいと判断される場合には、選定しない場合もあり得る。 ----- このことから、本事業では、当該地域の生態系のうち、風力発電事業による生態系の機能と構造の変化を捉えるにあたり適切と考える種として、上位性の種としてクマタカを、典型性の種としてカラ類を選定し、調査・予測・評価を実施する計画としております。 今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努める所存です。
267	生態系	生態系に係る注目種とその選定理由について、オオタカとサシバは「当該地域の大部分をなす山地の森林環境よりも丘陵地の森林環境を中心とした生態系を代表する種であるために非選定とした」とありますが、近年、オオタカとサシバは山地の森林環境においても繁殖する個体群がみられるようになり、事実、計画地周辺でサシバとオオタカの生息が繁殖期に確認されています。したがって、オオタカとサシバも上位性の注目種として取り上げることが求めます。	生態系の環境影響評価は、注目種（代表種）により事業による当該地域の生態系の機能と構造の変化を予測及び評価することがその目的となっています。 ご意見のとおり、オオタカ及びサシバも山地の森林環境において繁殖し得ると考えますが、山地の森林環境をより代表する猛禽類はクマタカであると考えます。また、オオタカ及びサシバより上位（最上位）のクマタカを上位性の種として選定することにより、オオタカ及びサシバを包括する生態系の環境影響評価が可能であると考えます。なお、オオタカ及びサシバについては、動物の重要種として、調査・予測・評価の対象として取り扱います。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
268	生態系	計画地周辺は本州におけるツキノワグマの生息最西端地域であり、ツキノワグマは野生動物の生命連鎖における重要な種であると思います。また、広島市長意見でもツキノワグマの個体数減少や人との軋轢の増加に対する懸念が指摘されていることから、ツキノワグマを生態系調査の対象として追記することを求めます。また、方法書において生態系の注目種からツキノワグマが除外されている明瞭な事業者側のご見解を求めます。 ツキノワグマは、方法書で選定されている『クマタカ』の生態系と比較しても、同等もしくはそれを十二分に上回る『生態系上位性、典型性及び特殊性の観点から地域を特徴づける生態系』であることに疑問の余地はないと考えます。 もし、なんらかの事由において、生態系の項目にての追加を躊躇される可能性がある場合には、動物調査項目の哺乳類の範疇での同様の現地調査項目への追加を提案いたします。 また、方法書の調査内容では十分でなく、地域をよく知る専門家の意見を参考にし、調査の再検討を求めます。また十分に効果のある影響回避と事後調査を求めます。それらが、十分に行われない場合は、本事業についての計画の大幅な見直し、もしくは中止を要望します。	生態系の注目種は、風力発電事業による生態系の機能と構造の変化を捉える上で、相応しいと考えられる種を選定する必要がある、上位に位置する動物の中でも風力発電機の稼働による影響を受ける可能性があるクマタカを選定しています。 今後は、方法書第 6 章に示すとおり、哺乳類調査の一環としてツキノワグマの調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討し、ツキノワグマへの影響を回避又は極力低減できるよう努めます。また、具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。
269	生態系	安芸太田町戸河内地区説明会でツキノワグマについて注目種とするようにと求められ、アジア航測社員が検討すると回答しました。西中国山地個体群は広島県・島根県・山口県が連携して保全に取り組んでいます。西中国を中心としたいくつかの地域で個体群の絶滅が懸念されており（環境省、2014）、国際的にも絶滅の危険性が高いと認識され、国際自然保護連合のレッドデータブックでは危急種に指定されています。しかし本種は里への進出により人間社会との軋轢が生じ、人命や農作物との被害軽減と保護に苦慮しています。このような状態で風力発電施設建設によりツキノワグマの生息地の減少や人里への進出が懸念されています。安芸太田町加計地区説明会で事業者は自社の既存の風力発電施設ではクマが里に出るようになったとの報告はないと言いましたが、事業者の感覚的な意見ではなく、科学的な個体群の行動変化のモニタリングが必要です。人と共存しなければならないツキノワグマを注目種として、事業想定区域を主に行動する個体群の生態調査及び行動調査と予測・評価及び影響回避の方策と事業実施後のモニタリング調査を求めます。	生態系の注目種は、風力発電事業による生態系の機能と構造の変化を捉える上で、相応しいと考えられる種を選定する必要がある、上位に位置する動物の中でも風力発電機の稼働による影響を受ける可能性があるクマタカを選定しています。 今後は、方法書第 6 章に示すとおり、哺乳類調査の一環としてツキノワグマの調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討し、ツキノワグマへの影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 なお、ご指定のような獣害被害や人との軋轢の原因は多様であり、本事業による影響のみに起因するものではないと認識しています。そのため、本事業においては、ツキノワグマを含む重要な種への影響の回避及び低減を図ることが、獣害被害や人との軋轢の拡大防止にも繋がるものと考えます。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
270	生態系	方法書の生態系に係る注目種とその選定理由においてコウベモグラは当該地区の大部分をなす山地の森林環境よりも丘陵地の森林環境や農耕地を中心とした生態系を代表する種であるため非選定としたとあります。建設予定地周辺の山林には広島県により絶滅危惧Ⅱ類のミズラモグラが生息している可能性が極めて高いと思われます。モグラ類は風力発電機から発生する低周波音の影響を強く受けることが予想されるので、ミズラモグラ、アズマモグラを注目種として選定することを求めます。	生態系の環境影響評価について、「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和２年１１月）では以下の記載があります。 ----- 網羅的に把握するためには、時間的、経済的、技術的に限界があるので、上位性、典型性、特殊性の視点から比較的生態的情報の蓄積がある数種の代表種を取り上げて、可能な限り生態系への影響の把握に努められたい。 ① 上位性（生態系の上位に位置する性質を言う） ② 典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質を言う） ③ 特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質を言う） ただし、上位性、特殊性については、適切な注目種がいないと判断される場合には、選定しない場合もあり得る。 ----- このことから、本事業では、当該地域の生態系のうち、風力発電事業による生態系の機能と構造の変化を捉えるにあたり適切と考える種として、上位性の種としてクマタカを、典型性の種としてカラ類を選定し、調査・予測・評価を実施する計画としております。 モグラ類に対する事業による影響は明らかとなっておらず、また、ミズラモグラは個体数も少ない種であると認識しております。そのため、現地における確認状況から重要な種として扱うものであり、生態系の注目種としてはそぐわないものと考えます。 今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努める所存です。 本事業においては、重要な種や生態系注目種への影響の回避及び低減を図ることが、モグラ類を含む動物への影響の回避及び低減にも繋がるものと考えます。
271	景観	広島県景観条例によると、計画地及びその周辺では、安芸太田町の旧筒賀村及び旧戸河内町が景観形成地域に指定されており、大規模工事を実施する際は届け出が必要となります。これについて、届出のみで、許可は必要ないのでしょうか。 また、事業による景観の変化をシミュレーション画像で示し、自治体の許可を得られるのか、明確に答えてください。 無機質な巨大風車は日本の原風景とは相いれないと思います。美しい日本とはどんな日本なのか、定義を含めて真摯に説明してください。	今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。環境保全措置の内容といたしましては、周辺景観との調和に配慮した色彩の採用等を想定しており、現状の地域景観にできる限り配慮する考えです。なお、ご意見にある「美しい日本」は「地域景観」に読み替えております。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
272	景観	広島県の『ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例』（平成3年広島県条例第4号）において、『西中国山地国定公園周辺景観指定地域として、旧吉和村、旧筒賀村、旧戸河内町及び旧芸北町全域を指定する』と記載されており、同時に指定地域基本計画が施行されています。この表記が正しいのであれば、今回予定している工事予定区域には、その指定されたエリアが相当分含まれています。そこで、これらの指定地域に対しての工事申請及び許可などの透明性・公平性・公共性を担保するような、事業者側から地域住民への情報公開を求めます。 また、広島県大規模行為景観形成基準の基本的遵守事項の中には、『景観条例第30条に規定する景観形成住民協定又は関連法令に基づく景観形成のための地域協定がある場合は、当該協定に配慮するとともに、景観形成住民協定、同条例第32条に規定する特定事業景観形成協定及びこれらに準じる協定を積極的に締結し、優れた景観の形成を図ること。』との記載があります。今回の工事予定における環境影響評価項目が、この規定に抵触していないことを証明できる根拠をお示しください。	今後、関係自治体等への聞き取り、協議を行います。 また、環境影響評価法の手続に則り、調査・予測・評価の結果について、準備書としてとりまとめ、縦覧及び説明会を実施いたします。そのほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、情報公開に努めてまいります。 環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。環境影響の回避又は極力低減にあたりまして、上記の関係自治体との協議を踏まえ、広島県大規模行為景観形成基準の基本的遵守事項等の配慮を行っていく考えです。
273	景観	『景観資源』の再選定に向けて、地域住民・行政などへの丁寧なヒアリングを行うとともに、再選定された景観資源の価値に対する客観的な評価ができる地域住民・行政担当者との合同現地調査を提案いたします。この再選定においての『景観資源』とは、文化庁の規定する『歴史的文化的価値のある人文景観資源』も含みます。特に、下記の人文景観資源を候補として推挙いたします。参考文献として、旧吉和村誌、旧湯来町町誌をご精読ください。 ・駄荷（地区の名前）エリアにおける、日の平山信仰の対象とされる日の平山。 ・立岩・市間・十方山を結ぶ山岳修験や遊行者、杣人の山道。 ・熊崎城や駄荷城跡、周辺古墓群などの古跡群。 ・善福寺裏手の山腹にある『日入谷石罫』（安芸太田町史跡指定、土木学会推奨土木遺産選定）などには、この地区における防災意識と防罫技術といった歴史的文化的価値が蓄積されていますので、この『石罫群』。 善福寺の石罫については、管理者をはじめとする関係者と合意形成を果たしてください。環境影響に関する調査、予測、評価及び環境保全対策の検討を行った結果、環境影響を回避又は十分低減できない場合は、事業計画を見直すことを求めます。	ご意見を踏まえ、景観資源を再検討いたします。また、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。景観資源に係る合意形成について、ご意見を踏まえて検討いたします。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
274	景観	広島市景観計画では広島市全域が景観計画区域に指定されており、「湯来温泉・湯の山温泉地区」は、恵まれた豊かな自然環境の保全を図るとともに、新たな交流施設や自然を生かした歴史のある温泉地としての観光促進、おもてなしの雰囲気づくりに取り組む地域として景観づくりの方向性が示されています。このような広島市景観計画に対して、本事業により土砂災害が発生した場合、どのような対応をしていただけののでしょうか。	今後の準備書以降の手続において、災害の可能性を考慮し、風力発電設備の配置等の検討を行うとともに、必要に応じて関係機関と協議の上、予防対策を検討します。また、災害対応を含めた施設の維持管理体制については関係行政と十分に協議し、策定いたします。風力発電事業の実施にあたっては、法令等に従い、適切に維持管理を行います。 上記の対応により、湯来温泉・湯の山温泉地区における景観等への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。
275	景観	市間山・立岩山と、猪股から奥ノ原にかけてのエリアの尾根に風車を建てることで、景観が破壊され、圧迫感があるのではないのでしょうか。他県の風力発電を見た時に、周辺との協和がなく異様に感じました。周囲の著名な山からは素晴らしい景観を眺めることができるのに、本事業によって貴重な西中国山地の素晴らしい自然景観が半永久的に失われてしまい、取り返しのつかないことになるのではないかと懸念しています。市間山・立岩山は十方山からよく見えるので、これらの稜線には風車を設置しないでください。もみのき森林公園側や湯来ロッジからも風車が見えてしまいますし、近すぎます。「広島の奥座敷」といわれる湯来温泉から見える景観としてもふさわしくありません。環境影響評価項目としてきちんと調査し、評価してください。また、三段峡からも景観撮影をしようでしょうか。見えないと明示されれば、住民も安心します。風車だけでなく送電線も景観に影響しますので、送電線ルートを明らかにしてください。 もし、景観及び環境の変化により収入が減少した場合、責任の所在はどちらにあるのでしょうか。また、そのような事態に対して保証はしていただけるのでしょうか。 持続可能な社会を目指す上で再生可能エネルギーの重要性は承知しておりますが、そのために地域の持続可能性が脅かされることも危惧しております。真摯な回答をお願いいたします。	今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 三段峡につきましては、谷部であることから、風力発電機は不可視となります。具体的には、風力発電機高さは 150m として風力発電機設置想定範囲に便宜的に配置し、国土地理院の基盤地図情報（10m 標高メッシュ）を用いて作成した可視領域図により判定しております。送電線ルートについては現時点では未定のためお示しすることはできませんが、必要に応じて地域のご関係者様へ説明を致します。 今後、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
276	景観	故郷の自然風景を思い浮かべると、春は朝日に輝く青い新緑、夏は夜の満天の星、秋は紅葉・黄葉、冬は真白な雪景色と、この美しい山々を風力発電の建設工事によって破壊される事は断じて許す事は出来ません。四季折々の風景が一変して周辺に住まわれている住民の皆様方の生活環境も変化し、常に不安な生活となると思います。	今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面等への影響について、住民の皆様からのご懸念が大きいと理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
277	景観	「景観」は「眺望」だけではありません。中国山地のような里山を人々がレクリエーションとして歩くのは、主として森林の美しさ、花や苔など自然景観に心を癒されるからです。このような観点が欠けているように思われます。調査内容に含めてください。感性豊かな人に調査してほしいです。	ご意見いただきましたレクリエーションについては、「人と自然との触れ合いの活動の場」に区分されます。 「人と自然との触れ合いの活動の場」については、環境影響評価手続きに則り適切に、資料調査及び関係自治体へのヒアリングにより抽出し、今後、現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。
278	景観	景観法に記述されている『良好な景観の概念』に関する記述、ならびに、広島県景観条例、広島市景観条例、廿日市市景観条例、安芸太田町長期総合計画における景観に対する概念、安芸太田町長期総合計画における林業経営の将来像などの項目や、景観に関する有識者からの文章なども併せてご精読いただき、景観法を遵守してください。その上で、景観とは眺望点からの（水平見込み角）（俯角）（画面に占める人工物構成率）といった数値で評価するものだけではないという認識を、事業者と地域住民とが共有もしくは擦り合わせる場を設定していただきたいです。方法書にあるような「見え方」だけではなく、地域の『自然』、『歴史』、『文化』、『生活』、『経済活動』等も調査すべきと思いますので、地域をよく知る研究者や住民にヒアリングし、調和できるのかを調査していただきたいと思っております。 そして、環境省が環境影響評価法にて規定する『歴史的文化財的価値のある人文景観資源』の保全について、工事予定当該区域の歴史的・文化的な人文景観価値をよく知る地元住民に対するヒアリングや、『歴史的文化財的価値のある人文景観資源』に対する有効な文献としての当該区域発行の町村誌（史）などの文献を精査し、『景観資源の選定』に至る合意形成の場を丁寧に創出されることを提案いたします。	当該地域の景観に係る法令・計画等についても改めて確認させていただきます。眺望景観の評価については、垂直見込角の算出のほか、フォトモンタージュによる明示を行った上で、環境保全措置による回避・低減を踏まえて行います。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
279	景観	廿日市市は、旧吉和村から西中国山地の環境を保全する施策を引き継いでおり、環境基本計画、景観計画にも重要事項として掲げています。 方法書の各種地図から推測するに、吉和盆地の北と東の山の頂に巨大な風力発電機がずらりと並ぶことになるかと思えます。この景観の変化は、見る人に脅威と圧迫感を強く感じさせるうえ、日光を反射し光って見えることもあります。これは、今ある吉和の景観をひどく損ねるものであり、住民はもとより、吉和地域の壮大な自然と人々が調和した景観を求め訪れている人々の期待を裏切るものであると考えます。準備書においては「軽微な影響」という表現でなく具体的な記述をして下さい。 また、どうしても作りたいのなら人が住んでいない所に計画をするべきです。 今そこに住んでいる人の生存権を脅かす発電計画は即時中止撤回を求めます。	今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面等への影響について、住民の皆様からのご懸念が大きいと理解しております。今後の図書の縦覧及び説明会の実施にあたりましては、分かりやすい表現等、住民の皆様のご理解をいただけるように努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
280	景観	方法書において、景観に対する評価基準に「圧迫感のない」と書かれていましたが、「圧迫感のない」とはどういうレベルでしょうか。主観的な表現であり、非常にあいまいです。上殿大橋や戸河内ふれあいセンターから、どんなに小さくても外国製風車が見えるのはいいですし、自然を求めて山間部にやってきた人たちにとっても違和感を覚えるものだと思います。日本に合う風車の形を提案し、地域にあるもので風車を作ってはいかがですか。CO₂削減にもなると思います。 方法書の調査内容では十分でなく、地域をよく知る専門家や住民、観光客等の意見を参考にし、調査の再検討を求めます。また十分に効果のある影響回避と事後調査を求めます。 それらが十分に行われない場合は、本事業についての計画の大幅な見直し、もしくは中止を要望します。	「既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ 報告書」(2018年、国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構)及び「景観対策ガイドライン(案)」(1981年、UHV送電特別委員会環境部会立地分科会)において、垂直見込角約5.0°(出典2)～約8.0°が風力発電機の見えの大きさが圧迫感をあまり受けない上限とされていることを参考としております。風力発電機の機種は、これまでの実績を踏まえ、性能のほか、維持管理・安全面等を考慮して、今後、選定いたします。 今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。また、具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
281	景観	山間地の来訪者や住民、特に移住者にとっては、自然の景観は重要な要素です。人工物のない自然で雄大な景色に、惹かれ、癒され、この地を訪れたり住む場所として選んだりしています。吉和など、住民の住宅よりも別荘の数が多いです。計画段階で既に「見たくない」という意見を何度も聞いています。静かで豊かな生活をじゃましないでほしいです。地域の観光や移住促進に重大な影響を及ぼすと考えられるため、本事業にあたっては、地域の居住地や主要な生活施設、観光施設、高速道路SA、登山道等人が訪れる場所から「視認できない」状況を目指して、現在の設置計画を見直すべきと考えます。 また、方法書において、景観に対する評価基準に「圧迫感のない」と書かれていましたが、「圧迫感のない」とはどういうレベルでしょうか。主観的な表現であり、非常にあいまいです。自然を求めて山間部へやって来る人にとっては、たとえ小さく見えるだけでも非常に違和感を覚えるものであり、写真を撮る人にとっては、フレームの中に小さく写りこむだけで邪魔になるものです。景観評価の基準にあたっては、方法書に記載のある自治体等や施設管理者の助言やヒアリングに加え、普段から実際に現地を訪れたりする観光客や登山客、また日々の暮らしを営んでいる地域住民へのヒアリングやアンケートなどを行い、現場の視点が十分に取り入れられた計画となるようお願いします。 (国の定める景観法でも、良好な景観のために「地域住民の意向を踏まえること」「地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、一体的な取組がなされなければならない」とあります)	今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や風力発電機の配置等の事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 「既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ 報告書」(2018年、国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構)及び「景観対策ガイドライン(案)」(1981年、UHV送電特別委員会環境部会立地分科会)において、垂直見込角約5.0°(出典2)～約8.0°が風力発電機の見えの大きさが圧迫感をあまり受けない上限とされていることを参考としております。 今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
282	景観	事業計画地の広島市湯来、廿日市市吉和、安芸太田町一帯の西中国山地には群を抜く独立峰はなく、幾筋もの谷と尾根で構成されています。十方山や恐羅漢山、深入山山頂からの眺望は、なだらかな山並みが幾重にも重なり、女性的な優しい景観を見せます。 谷筋には古くからの集落が点在し、そこから見上げると変化に富んだ稜線や V 字谷の向こうに山並みが遠望できます。暮らしの中に風景がある環境です。蛇行する谷筋から見える稜線は、少し移動しただけでも大きく複雑に変化して、多様な風景が見られます。 激しく蛇行する太田川沿いの道路は、わずかに走っただけで方角が 90 度ぐらい幾度も変わるのは珍しくなく、風景は大きく変わります。このため見えている稜線がどの山の稜線なのか判断するのは地元の人でも困難です。このため建設予定地の概略図からは風車が見えるかどうか分かりません。 山に囲まれた地に生まれ育ち、暮らし、仕事をしている人にとって、毎日見ている身近な風景や稜線、山並みは、一人ひとりの心や意識の中に刻み込まれています。景観の価値は皆のものであると同時に、誰のものでもありません。地域住民、登山者、観光客の共有財産である景観を風車は奪います。 そこで、風車が眺望されるすべての集落および山頂、国道・県道・林道の範囲を明らかにし、見え方のモニタージュ画像の作成、公開を求めます。 風車設置による景観棄損は、いかなる対策を講じても悪影響の回避は不可能だと思いますので、計画の白紙撤回を求めます。	風力発電機の可視領域は国土地理院の基盤地図情報（10m 標高メッシュ）を用いて作成しており、その可視領域が最大となるよう、風力発電機の高さを 150m とし、風力発電機設置想定範囲内の全域に 10m 間隔で建っているものと仮定し、作成しております。 この可視領域図を踏まえた上で、方法書に記載のとおり、主要な眺望点及び日常的な眺望点を資料調査及び関係自治体へのヒアリングにより抽出しております。今後、現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。予測については、フォトモニタージュ法による視覚的な表現方法といたします。 上記の結果は、準備書において記載いたします。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
283	景観	風力発電が悪いとは思いませんが大型の風力発電が何基も立ち並んでいる風景はあまり気持ちの良い物ではありません、もっと小型で見た目の良い物（例えばオランダの風車とか風の谷のナウシカに出てくる風車とか～町の名物になるような物）を風の通り道に沢山建てるでは駄目なのではないでしょうか？ 山の上に建てるのならそこに行くまでの道から造らなければなりませんね、せっかく自然の力で電気を作るという良い発想なのに自然を沢山壊してまで建てるのはどうなのでしょう？ 町のため貴方達のため自然のため再度検討されてみてても良いのではないのでしょうか。	風力発電機の機種等は、今後の環境影響評価手続において、現地における風況調査、土木設計等による施工可能性検討結果、各種法令への配慮の検討結果や関係機関との協議結果、並びに、現地調査や予測及び評価結果を踏まえて、環境影響の回避・低減等の諸条件を考慮しつつ、具体的な計画を検討いたします。
284	景観	住民の景観への思いを聞いてください。また、調査会社だけでなく、J-power が現地に行って、地元の有識者と歩かないと景観への思いは評価できないと思います。	今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。景観に係る合意形成の手法について、ご意見を踏まえて検討いたします。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
285	景観	景観を 8.6km 範囲にするといいいながら、どのような景観保護をするのか明らかにしていません。見渡せる風力発電の設置される尾根伝いには、異様な風車が乱立することを考えると、景観保護などには当たらないと思います。山の尾根筋に構造物を建ててもらっては困ります。山頂に立つ高圧送電線も景観を台無しにしますが、この風力発電は規模も大きく山頂の稜線尾根に並ぶのは異様な光景になると思います。	今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。環境保全措置の内容は、調査・予測の結果を踏まえることから、準備書に記載いたします。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面等への影響について、住民の皆様からのご懸念が大きいと理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
286	景観	受け継がれてきた景観の歴史に比べ事業者が行うわずかな事業期間が私達の景観にどのように作用するのか、方法書の内容では調査・予測・評価ができないのではないかと思います。また、どのようにして影響を回避又は軽減できるのかすらわかりません。説明会で、住民の市間山一立岩山ルートを一緒に歩こうという呼び掛けに、事業者は前向きに検討すると答えました。眺望景観の評価基準のように、(水平見込み角)(俯角)(画面に占める人工物構成率)などの数値指標で測定評価できるものではなく、景観は地域に寄り添い、現地を歩き、歴史をしり理解できるものです。そこで以下を求めます。 ①市間山一立岩山などの事業想定区域にあるすべての自然資源を事業責任者は地域の住民などと訪れ歩くこと。 ②方法書に示された眺望点では少なく、風車が眺望されるすべての集落および山頂、国道・県道・林道の範囲を明らかにし、見え方のモニタージュ画像を作成、公開すること。 ③人と自然の触れ合いの場の選定及び調査・予測・評価、影響回避の方法の決定においては、ヘルスツーリズム関連団体・組織、ならびに自然保護の NPO 諸団体、町内観光事業者、地元有識者など合同現地調査を行うこと。 ④景観にまつわる歴史、地元のヒアリングを調査項目に加えること。	風力発電機の可視領域は国土地理院の基盤地図情報(10m 標高メッシュ)を用いて作成しており、その可視領域が最大となるよう、風力発電機の高さは 150m とし、風力発電機設置想定範囲内の全域に 10m 間隔で建っているものと仮定し、作成しております。 この可視領域図を踏まえた上で、方法書に記載のとおり、主要な眺望点及び日常的な眺望点を資料調査及び関係自治体へのヒアリングにより抽出しております。今後、現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。予測については、フォトモンタージュ法による視覚的な表現方法といたします。調査・予測・評価結果や環境保全措置の内容は、上記の過程を踏まえることから、準備書に記載いたします。 今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。景観に係る合意形成の手法について、ご意見を踏まえて検討いたします。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
287	景観	景観調査地点として以下の地点を追加することを提案いたします。 【主要な眺望点】 ・日の平山、五里山（廿日市市吉和地区） ・市間山、鷹ノ巣山・鍋山、高城山（安芸太田町筒賀地区） ・湯来冠山、滝谷山（広島市湯来地区） ・深入山 特に、日の平山、市間山、鷹ノ巣山、滝谷山は、計画地内に含まれており、市間山、湯来冠山は人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点として選定されています。これらの地点が外れている理由も教えてください。また、深入山は、四季を通じ多くの登山者が訪れ、360度の眺望を楽しめる場所であり、安芸太田町の観光にとって重要なポイントです。 【日常の眺望点】 ・中国自動車道・筒賀パーキングエリア、吉和サービスエリア ・安芸太田町・廿日市市吉和地区・広島市湯来町にある全ての寺社・文教・福祉・交流・観光施設 ・つつがライフル射撃場 中国自動車道のPAやSAからは、計画地を高層上部から俯瞰できると思います。上記のポイントは、休憩をとる外訪者への絶好の景観アピール地点であり、事業によって景観へのイメージが改変されることを危惧しています。 寺社関係群は周囲への眺望が良好な場所に立地しており、地域住民の『こころの安らぎの場所』です。これらの『穏やかさを伴う心の景色・景観』に対しての、工事期間中や工事終了後における改変を危惧しています。 文教・福祉・交流・観光関連施設とは、小・中・高等学校、児童・学童施設、図書館、福祉センター、ふれあいプラザや交流農園などをその範囲と考えています。多くの住民が集まる重要な施設であり、特に教育施設においては、次世代へ『歴史的文化的価値のある人文景観資源』を継承していく上で、極めて重要な眺望景観地点であると考えます。 方法書にあるものだけでは不足していますので、地域をよく知る方々の意見を参考に、多くのポイントでの調査をお願いします。 また、方法書において「筒賀高齢者福祉センター」を選定していますが、この地点からは東側しか眺望できず、風車眺望の調査地点としての有効性は認められないと考えます。よって、方法書における調査地点の選定根拠を提示してください。	主要な眺望点は、眺望景観の影響範囲（風力発電機設置想定範囲から 8.6km）内に存在する不特定かつ多数の者が利用している場所として、観光パンフレット・HP 等に掲載されている展望地に加え、関係自治体へのヒアリングにより、情報を収集いたしました。ご意見いただいた地点については、以上に含まなかったことから、選定されておりませんでした。深入山については、影響範囲外となっております。ご意見を踏まえ、主要な眺望点の選定を再検討いたします。 日常的な眺望点は、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所として、地図上の施設・集会場等に加え、関係自治体へのヒアリングにより、情報を収集いたしました。ご意見いただいたとおり、地域内には多数の施設等が存在しますが、同じ地区内では視野が類似することもあり、より視認される、または、多数の方が利用する場所を選定しております。 なお、いずれも、風力発電機の高さを 150m とし、風力発電機設置想定範囲内の全域に 10m 間隔で建っているものと仮定し、国土地理院の基盤地図情報（10m 標高メッシュ）を用いて作成した可視領域図において可視となる場所を選定しております。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
288	景観	市間山・立岩山のエリアと、猪股から奥ノ原にかけてのエリアの多くは筒賀財産区となっています。筒賀財産区では、水土保持機能強化総合モデル事業により複層林施業や路網整備を実施し、維持管理がなされてきました。また、朝日森林文化賞や内閣総理大臣賞、日本秘境百選などを受賞しており、住民の誇りとなっています。また筒賀財産区の構築・継承における歴史的プロセスは、『熟慮の記憶と記録』であり、景観法にある「良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるもの」とはまさにこのことではないでしょうか。こうした新興や地域がかかわってきたプロセスは地域の記憶として重要なものです。 経営計画書や筒賀村史では、防風・防災・自然保護の観点から尾根筋を保護樹帯（禁伐区）として残置することが記載されています。 筒賀財産区は『歴史的文化的価値のある人文景観資源』（特に林業を取り巻く生活・生業景観資源）であると認識しており、文化庁の制定する文化財保護法（第二条第1項第五号）にて規定されている、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と等しい文化的景観価値を有しているか、もしくはそれに準ずる人文的景観資源であると感じています。 そこで、筒賀財産区を『景観資源』として新たに選定してください。さらに、その景観資源を受け継ぎ、継承している地域住民と事業者との景観資源に対する概念の共有、もしくは概念のすり合わせの為に、筒賀財産区への合同現地調査の機会もしくは、行政のみならず地域住民への丁寧なヒアリングを、現地調査作業前に実施することを提案いたします。	行政財産については、地域の住民の方々が大切にされているものであることを十分に踏まえ、今後の事業計画の検討に際しましては、関係機関とも協議の上、適切に対応させていただきます。
289	景観	事業存続が難しくなった場合の風車の解体・撤去や、災害などにより緊急に対応が必要な場合は、関係市町が対応及び費用も含めて負担することが想定されます。これは、住民の生活や経済活動に大きく影響があり、良好な景観における調和ができなくなる可能性が高いです。そのため、住民は強く不安を感じています。このことについて、不安を払しょくするための調査することを求めます。	事業終了後の風力発電機の解体・撤去費用は、弊社が負担いたします。 また、風力発電設備へアクセスするための管理用道路については、事前に自治体と協定等を締結し、管理責任について確認します。当該協定に基づき、災害による緊急対応が必要な場合は、関係行政と緊密かつ迅速に協議しながら、弊社が対応を致します。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
290	景観	安芸太田町長意見において、配慮書に記載された景観資源や主要な眺望環境に限らず、深入山ほか居住地域等も追加した上で予測を行うよう指摘がありましたが、この点について方法書への記載が見当たらず、町長意見が十分に反映されているとは感じられません。このことについて事業者見解を求めます。 また、＜ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例＞及び＜廿日市市景観計画＞以上の整合性を問うことが明記されていませんが、なぜでしょうか。景観への配慮が感じられません。	「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和2年11月）のとおり、市町長意見は、広島県知事からの照会を受け、県知事に意見がなされるものです。それを踏まえ、広島県知事から事業者に向け、意見がなされます。方法書では、県知事意見に対し、事業者見解を述べております。居住地域等の追加選定について、県知事意見を踏まえ、関係自治体へのヒアリングを実施し、調査地点を選定いたしました。深入山については、影響範囲外となっておりますが、ご意見を踏まえ、主要な眺望点の選定を再検討いたします。 予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。ご意見を踏まえ、当該地域の景観に係る法令・計画等との整合性についても留意いたします。
291	景観	事業予定地は、西中国山地国定公園のエリアに隣接します。そのエリアから見える眺望も大きな自然観光資源であり、山々の稜線、瀬戸内海や日本海まで見渡せる眺望も重要な意味を持ちます。その景観の途中に並び立つ人工物である風車の様は、自然景観環境に及ぼす影響が大きいと思います。 したがって、西中国山地国定公園全てのエリアから見える想定図の公開を求めます。	ご意見を踏まえ、眺望景観の影響範囲（風力発電機設置想定範囲から 8.6km）内に該当する西中国山地国定公園のエリアについて、可視領域図と重ねることを検討いたします。住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、情報公開に努めてまいります。
292	景観	知事意見及び市長意見において、配慮書に記載された景観資源や主要な眺望点に限らず、地域で大切にされている身近な景観も含め、地域住民及び自治体等の意見を踏まえて幅広く評価の対象とするよう指摘がありました。しかし、方法書では地域住民へのヒアリングが実施されていないようです。もし地域住民へのヒアリングが実際に行われているのであれば、その詳細な根拠をお示しください。個人情報保護の観点から情報を公開できないのであれば、個人名等は伏せて、ヒアリング内容のみ公開してください。まだヒアリングを実施していない場合は、眺望点や景観資源、景観の固有価値などについて関係機関や行政、住民に丁寧にヒアリングを行ってください。 同時に、計画地周辺の学校の『校歌』や『自然・環境・郷土の歴史・学習プログラム』に含まれる自然・人文景観資源名を調査してください。	地域住民へのヒアリングは実施しておらず、環境影響評価法の手続に則った意見聴取により把握していく考えです。今後も、関係自治体等へのヒアリングを実施し、地域で大切にされている身近な景観や自然・人文景観資源等について、情報収集に努めます。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
293	景観	廿日市市吉和から広島市湯来へ流れる水内川の東山溪谷は、人為的な影響が極めて少ない自然のままの貴重な流れです。並走する狭い県道の交通量は少なく、退避場所に車を止めて散策すれば、溪流や数多くの滝に出会え、自然林などに包まれます。都市住民にとってかけがえない自然環境です。一帯は東山溪谷緑地環境保全地域で、溪谷は比較的小規模です。この近辺での取付道路など風車設置に関わる工事に起因して、少量でも土砂や表層土の流出、大雨による濁水が流れ込むと大切な自然環境、景観は大きな打撃を被る恐れがあります。復元には困難が予想されます。 また、東山溪谷の後背地はもみのき森林公園一帯です。大規模工事による取付道路の建設などは、道路崩壊や大雨による土石流発生が否定できません。結果として東山溪谷が壊滅的な被害を受ける危険性が危惧されます。溪谷の自然環境喪失だけでなく、県道の長期不通さえ考えられます。 そこで、取付道路など関連工事の具体的で正確な工事計画図面の提示と東山溪谷の自然環境、景観に影響を及ぼさない工事の実施計画の提示を求めます。	対象事業実施区域における搬出入路、工事計画等は検討段階であり、準備書以降の図書において記載いたします。今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や工事計画等の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。
294	景観	評価の手法として、「環境影響の回避・低減にかかわる評価」と書かれていますが、「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」（広島県）、「広島市計画」「廿日市市景観計画」との整合性を、環境影響評価の手続きの中で明らかにすべきです。 また、方法書 p344 にある景観での評価方法では環境の回避低減とだけ書かれており、具体性がないと問い合わせたところ、「環境保全措置と垂直視角での評価を主に用いる」との回答でした。具体性のない記述、あいまいな記述は意味を明らかにすべきです。	評価の手法については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和 2 年 11 月）において「調査及び予測の結果に基づいて、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。」とされています。今後の図書の縦覧及び説明会の実施にあたりましては、分かりやすい表現等、住民の皆様のご理解をいただけるように努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
295	景観	環境影響評価の手続きで項目として検討される景観は、景観法に基づいていますが、法の中には、景観の定義はありません。今後、日本の風土にあった概念を歴史学、民俗学、宗教学から検討する必要があります。物理的景観、垂直視角だけでの評価は避けるべきです。 景観について考えるとき忘れてはならないのは、国連環境計画が2005年に公表した「ミレニアム生態系評価」で整理した生物多様性の文化的サービスです。計画地は「物理的景観」だけでなく、人間と自然がつくりあげてきた「文化的景観」として考えるべきです。2005年の文化財保護法改正により、景観は文化財として評価されるようになっていきます。この視点からの調査が必要だと思いますが、方法書にある景観の調査は、物理的景観の調査だけです。文化的景観の調査として、神社、寺が地域の山をどうみてきたのかという聞き取り調査をしてはいかがでしょうか。御神体が山、岩、大木、谷川などになっている小祠も重要です。その場所に立ったとき、たとえ風車が見えなくても、人と山・谷・森とが太古よりつくりあげてきた結果、私たちの中に息づいている精神性を明らかにし、評価すべきです。	「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和2年11月）において、「景観」は主要な眺望点、景観資源、主要な眺望景観を対象としております。それぞれについて、以下のとおり調査とりまとめ・予測を実施することとなっていることから、ご意見の点は特性として、関係自治体へのヒアリング等を実施することを検討いたします。 ----- ① 主要な眺望点 主要な眺望点リスト（名称、理由、発電所設置場所との位置関係等）及び個票（眺望点の写真、眺望特性、利用特性等）を作成し、主要な眺望点及び景観資源と発電所の設置における直接的改変領域を地形図上に図示し、図形計測によって直接的改変を受ける面積を測定するとともに、それらの質的変化等を事例の引用等により予測する。 ② 景観資源の状況 景観資源リスト（名称、理由、発電所設置場所との位置関係等）及び個票（景観資源の写真、資源特性、利用特性等）を作成し、主要な眺望点及び景観資源と発電所の設置における直接的改変領域を地形図上に図示し、図形計測によって直接的改変を受ける面積を測定するとともに、それらの質的変化等を事例の引用等により予測する。 ③ 主要な眺望景観の状況 主要な眺望景観リスト（名称、理由、発電所設置場所との位置関係等）及び個票（眺望景観の写真、資源特性、利用特性等）を作成し、フォトモンタージュ法、透視図法、コンピューターグラフィックス等から最適な手法により眺望の変化を視覚的表現によって予測する。 ----- 評価の手法については、上記手引において「調査及び予測の結果に基づいて、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。」とされています。
296	人と自然との触れ合いの活動の場	計画地内には県立もみのき森林公園が存在しており、計画地周辺には三段峡や立野キャンプ場、湯来温泉、湯来ロッジ、別荘地、スキー場などが分布していて観光客が多いです。 これらの人と自然との触れ合いの活動の場について、景観の棄損や低周波音等による重大な悪影響が生じる可能性が大きいと思います。事業によってこれらの場所に対して生じる可能性のある影響をすべて挙げ、影響を回避するための解決策を科学的根拠に基づいて示してください。 残された自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等、閑静な環境は人をひきつけます。国の指針を守ったとしても、風車騒音は間違いなく閑静な環境をかき乱し、観光資源を奪います。 また、善福寺も住民や門信徒の触れ合いの場となっていますが、調査地点として入っていません。なぜ入れていないのでしょうか。 住民や観光客、移住者にとっての魅力を妨げる事業には反対です。	方法書に記載のとおり、「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和2年11月）に従い、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の範囲と発電所計画に伴う物理的改変域を地形図上に図示等して、改変面積が主要な人と自然との触れ合いの活動の場全体に占める割合等から、それらの質的変化等を事例の引用等により予測することとしております。このほか、資材等の搬出入に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートにおける交通量の変化率を予測し、利用特性への影響を予測することとしております。 また、上記の手引には人と自然との触れ合いの活動の場は、キャンプ場、海水浴場、公園、登山道、遊歩道、自転車道等、自然との触れ合いの活動ができる場とされていることを参考として選定しました。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
297	人と自然との触れ合いの活動の場	西中国山地国定公園及びその周辺山地は、豪雪、急峻なため宮島以上に手つかずの自然が残されており、この貴重な自然を利用して、農林水産業が営まれ、観光資源として活用されてきました。 事業予定地のある吉和地域、安芸太田町、湯来町においては、近年特に若い方々が新しい方法で観光資源の活用を始めています。特に、三段峡の自然は、そこにかかわる人々の努力により、世界的にも認められつつあります。 西中国山地国定公園及びその周辺山地はこのまま人の手をくわえることなく大切に残し、次世代へ承継すべきであると思います。	方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。 今後、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努める所存です。 また、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
298	人と自然との触れ合いの活動の場	「生物多様性ひろしま戦略」では、「もみのき森林公園」が県民にとって重要な場であることが明記されています。また、森林浴の森 100 選に指定されています。事業地にはこの公園が含まれ、かつ、工事の影響が及ぶことが示されているにも関わらず、根拠なく「重大な影響は回避できる」と述べられています。 しかし、県立もみのき森林公園のキャンプ場の利用や自然環境体験活動フィールドとしての利用について、景観の悪化や低周波による健康への影響、環境やフィールドの変化に大きな不安があります。特に、宿泊利用における夜間の騒音や低周波による宿泊中の体調不良などがあると、自然環境体験活動・研修会・キャンプ活動などの会場としての利用が難しくなる恐れがあります。 「もみのき森林公園」の利用者のみならず、登山者等に対して、工事実施予測図や、風力発電供用時の風景モニタージュ等を見せつつ、ヒアリングやアンケート調査を行って意見を収集しなければならないと思います。	方法書に記載のとおり、「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和 2 年 11 月）に従い、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の範囲と発電所計画に伴う物理的改変域を地形図上に図示等して、改変面積が主要な人と自然との触れ合いの活動の場全体に占める割合等から、それらの質的变化等を事例の引用等により予測することとしております。 このほか、資材等の搬出入に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートにおける交通量の変化率を予測し、利用特性への影響を予測することとしております。 もみのき森林公園については、方法書に記載のとおり、施設の稼働に伴う騒音・超低周波音の調査・予測地点を設定しております。 今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。人と自然との触れ合いの活動の場に係る合意形成の手法について、ご意見を踏まえて検討いたします。
299	人と自然との触れ合いの活動の場	配慮書に対する意見⑬「計画地周辺の河川には、溪流釣りやホタル狩りをを楽しむ人々が訪れ、自然との濃厚なふれあいの場になっています。また、体験型プログラムも実施されているのですが」の回答は「今後は、第 6 章に示すとおり、現地調査を行い、必要に応じ（中略）極力低減できるように努めます」であり、回答の中で何度も使われている文章です。ひとつ一つの意見をどう受け止めているのでしょうか、溪流釣り、ホタル狩り、体験型プログラム等具体的に問い合わせ、聞き取りをしているのでしょうか。	周辺河川にて溪流釣り、ホタル狩り、体験型プログラム等が実施されているとのこと、情報をいただき、ありがとうございます。 今後の人と自然との触れ合いの活動の場の現地調査や聞き取り調査において、いただいた情報を参考とさせていただきます。
300	人と自然との触れ合いの活動の場	計画地周辺のもみのき森林公園や龍頭峡、めがひらスキー場まわりでは自然体験活動などが行われています。また、水遊びや山歩き、ホタル狩り、温泉等休養保養の地となっています。ここに、体に悪影響を及ぼす可能性がある巨大な風車を 36 基も建設すると、景観や自然の生物・植物との関わりを阻害され、自然体験活動や休養に影響が及びます。 良好な景観を残し人と自然との触れ合いの活動の場を保全するために、第三者の専門家による正確で公正な現地調査を行い、調和が保たれるよう予測評価を行った結果を公開してください。この現地調査には、自然体験活動を行	今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。人と自然との触れ合いの活動の場に係る合意形成の手法について、ご意見を踏まえて検討いたします。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		っている団体や個人の調査も含めてください。このような調査なしの事後調査や、風車による影響評価は出来ないと考えます。もし、それが出来ない場合は、この事業に対して、不誠実であるとし、事業の中止を求めます。	
301	人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然の触れ合う場所だからこそ、開発しないでそのまま残しておく必要があると思います。この扱いはどのようにするかが、環境評価書には記載されてなく、方法はないままです。	環境影響評価とは、開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体等から意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の見地の観点からよりよい事業計画をつくりあげていくことです。今後、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。
302	人と自然との触れ合いの活動の場	立岩山は古くから数々の文献に登場するよく知られた山です。観音信仰を持ち地域にとって歴史的にも重要な山でもあります。『芸藩通志』には「石窟 上筒賀村、立岩山上にあり、なかに実乗観音あり」と記されています。「山頂に実乗観音をまつてある石窟のある山が立岩山という名の山である」「1135m 峰にある観音を、現在、筒賀の坂原、馬越、布原では「立岩の観音」と呼んでいる。」「吉和村側の村人にもこの峰に観音のあることはよく知られており、「ミノジの観音」と呼ばれている。」「立岩山(1135.0m 峰)へは、筒賀村坂原よりタテイワ谷の右岸へ入り、山頂の観音に至る参道があつて多くの村人が登っていたという。」「観音信仰の盛んであつた明治大正の頃は吉和村石原の教立寺裏より「高崎こうかん道」と呼ばれていた尾根道が付けられ観音まで続いていたが、現在はその跡すらさだかでない。」以上のように、1135m 峰の山頂付近に、石窟があり、観音像が祀られていました。戦後、過疎化とともに廃れてしまいましたが、古くより地域の信仰も厚く、近代以降も盛んでした。筒賀だけでなく、吉和からも参詣者が多かった点も立岩山の重要性を示します。「筒賀村史」(2004 年)には、「この立岩山の頂上には『実乗の観音』という絶壁があり、その下には観音も祀ってあるという」とあります。つまり、岩自体がかつては観音菩薩に見立てられ、その後、岩の麓に観音像の祠が安置された経緯が窺えます。この立岩山観音周辺は、岩山のうえに幅員が狭く、完全掘削除去しないと道幅は確保できません。 また、立岩山のほかにも、冠山(冠は神の意)、連丘寂地山、十方山(尽十方無碍光如来)、小室井山(山岳宗教の修験道場)、女鹿平山は「吉和村誌 第二集 P8～p10 2 山と信仰」において、「吉和の人達は神仏両方に由来する山々に囲まれた中で、意識するしないにかかわらずその信仰的環境に抱かれてきた」として、山々の宗教的な意味を解説しています。また、「小祠を中心にする小祭は即ち祖霊や地主神、山の神、田の神を招いて神と人が共食し、神は山に帰り、人は里にあつて静かに来春を待つ鎮魂の式	情報をお寄せいただき、ありがとうございます。 ご指摘いただきました視点も踏まえ、適切に調査、予測及び評価を実施してまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		と言ってもよい」と古代から生活の中で培ってきた山の精神的な側面を簡潔に表現しています。ジブリ製作の「もののけ姫」の世界を思い起こします。「昔 この国は 深い森に覆われそこには太古からの神々が住んでいた」山に入るのなら、信仰の観点からの調査が必要です。	
303	人と自然との触れ合いの活動の場	調査地点とされている施設等について、現地調査の前に施設利用者や施設利用予定者に対して事前ヒアリングを行い、現地調査に当たっては施設利用者等と合同で調査をすることを提案します。また、新たな調査候補地点を選出するために、行政、有識者、施設管理者、施設使用者、施設使用予定者を交えた、選出プロセスへの合意形成の場の設定を提案します。住民参加のもと、透明性や公平性を十二分に備えての協議、合議、意思決定のプロセスを怠らないようお願いします。この『場の設定』を提起する発起者は、事業者側のみならず地域住民側からの提案も並立可能を前提とすることを提案します。	人と自然との触れ合いの活動の場の利用者に対する聞き取りについては、現地調査の一手法として予定しております。 今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。人と自然との触れ合いの活動の場に係る合意形成の手法について、ご意見を踏まえて検討いたします。
304	人と自然との触れ合いの活動の場	以下の地点・エリアを人と自然との触れ合いの活動の場として選定し、地域住民と合同で調査してください。また、透明性・公平性・公共性のある合意形成へのプロセスを踏まれることを求めます。環境影響に関する調査、予測、評価及び環境保全対策の検討を行った結果、環境影響を回避又は十分低減できない場合は、事業計画を見直すことを求めます。 ・湯来冠山登山道（選定済み） ・打尾谷地区のホタル飛翔エリア ・湯来交流体験センターが実施する各種アクティビティのフィールド ・筒賀財産区の稜線筋エリア ・駄荷エリアにおける、日の平山信仰の対象とされる日の平山 ・立岩・市間・十方山を結ぶ山岳修験や遊行者、杣人らの山道 ・熊崎城や駄荷城跡、周辺古墓群 ・善福寺裏手の山腹にある『石塁』 ・小室井山、高崎王冠山、灰郷スマモ山、鷹ノ巣山	ご意見を踏まえ、人と自然との触れ合いの活動の場の選定を再検討いたします。 今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。人と自然との触れ合いの活動の場に係る合意形成の手法について、ご意見を踏まえて検討いたします。 また、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。
305	人と自然との触れ合いの活動の場	方法書において、配慮書への意見に対する事業者見解として『現地調査において事前ヒアリングをする際には、行政ならびに施設（人と自然の触れ合いの場の）管理者等（など）に対しておこなう』と記述していますが、この“等（など）”を、（施設利用者、利用予定者）という文言に改訂しさらに明文化の上で再記述してください。	人と自然との触れ合いの活動の場の利用者に対する聞き取りについては、現地調査の一手法として予定しております。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
306	人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場の利用予定者の範疇には、安芸太田町が推進するヘルスツーリズム関連団体・組織なども含まれるかと思えます。ヘルスツーリズムは、安芸太田町の設定する長期総合計画の中でも、リーディング・プロジェクトとして位置づけられており、町の将来を構築する上での主要な屋台骨のひとつです。地域に継承された歴史的文化的景観という、『自然と人間の営みにより構築された総合的環境』は、その地域における唯一無二である風景風土的景観資源ではないでしょうか。安芸太田町が推進するヘルスツーリズムとは、そのような風景風土的景観資源が残存点在、保存された地域の自然環境をフィールドとし、そのフィールドに対してできる限り新たな人工の手を加えない方法でおこなう、持続可能性を強く提唱する地域への経済還元行為であると考えます。 そもそもヘルスツーリズムは健康増進を目的としており、騒音・低周波・超低周波による健康被害が報告される風力発電とは相反するものであります。 それだけに、人と自然の触れ合いの場の選定においては、ヘルスツーリズム関連団体・組織、ならびに自然保護の NPO 諸団体、町内観光事業者、地元有識者などと共に行う合同現地調査を加えてもらい、その上で『人と自然の触れ合いの場』追加選定に向けての合意形成の場を丁寧に創出する機会設定を提案いたします。事業想定区域には認定セラピーロードはありませんが、健康被害の懸念がある風力発電施設が森林セラピーに与える影響についても懸念していますので、適切な対応をお願いします。 環境影響に関する調査、予測、評価のプロセスにて、地域住民との間における丁寧な説明の場の創出ならびに、合意形成への過程を、地域住民が納得できる手法にて事業者側から提示がなされない場合には、事業計画を抜本的に見直すことを求めます。	情報をお寄せいただき、ありがとうございます。ご指摘いただきました視点も踏まえ、適切に調査、予測及び評価を実施してまいります。 今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。人と自然との触れ合いの活動の場に係る合意形成の手法について、ご意見を踏まえて検討いたします。 また、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
307	人と自然との触れ合いの活動の場	方法書にも記載のある通り、計画地内には、地元の登山者に愛される市間山、立岩山、湯来冠山への登山道が存在しています。特に市間山・立岩山の縦走路は知られざるブナの聖地であり、登山者は、自然の中で解放されたいとの思いで登山を楽しんでいます。それなのに、低周波による人体への影響や景観の悪化が生じたり、立入禁止範囲などができてしまうのだとしたら、安全安心で快適な登山が出来なくなり、自然環境享受や観光面への影響が心配されます。三重県の青山高原では、「自然や自然景観を求めるハイカーにはそぐわないらしく、ハイカーは非常に減った」と聞いています。また、県内の登山家の方は「地域住民の山林と山を大切にしている気持ちは強いものがある」「突然出てきた計画に住民は驚き、怒りを」との住民感情を持っています。 方法書の調査内容では十分でなく、地域をよく知る専門家の意見を参考にし、調査の再検討及び十分に効果のある影響回避と事後調査を求めます。市間山、立岩山を建設地にすることについて、広島県の主要な山岳団体の意見聴取をして下さい。それをもとに、工事中も含め、本事業によりこれらの貴重な登山道とその周辺の山岳自然を損壊することの無いようお願いいたします。 それらが十分に行われず懸念を払拭することができなければ、本事業についての計画の大幅な見直し、もしくは中止を要望します。 また、方法書で示されている市間山・立岩山の登山道は、不完全な表記となっています。実際には、市間山・立岩山の登山口は2か所（坂原地区と田吹地区）ありますので、修正してください。また、登山道の終点となる立岩山山頂も国土地理院の地図上の立岩山とし、登山道を修正してください。 そのうえで、登山道へのアプローチ道も調査対象として追加するようお願いいたします。	情報をお寄せいただき、ありがとうございます。方法書における市間山・立岩山登山道は、「分県登山ガイド33 広島県の山」（廣田忠彦・井ノ口孝臣 著、平成30年4月出版、山と溪谷社）を参考に、図示いたしました。ご意見を踏まえ、対象とする登山道の範囲を再検討いたします。 今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。また、具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。
308	人と自然との触れ合いの活動の場	山・森林を利用して多くの人がハイキングや登山をしています。「配慮書」の段階で全く無視されていて「方法書」に少し触れられていますが、考え方も調査も全く不十分でずさんです。 市間山・立岩山は登山道だけの細い狭い範囲でしかありません。登山者は登山道を歩けばええすれば良いとお考えでしょうか。周辺の自然林の美しさ・風の音・鳥のさえずり、種々の灌木、草花など周辺の景観、環境が憩いの場を提供してくれます。範囲の図を改めて、よく調査してください。 「配慮書」にも「方法書」にも文献調査をしたと記述してありますが、登山道については全く調べた形跡がありません。最近の書籍のいずれを見ても市間山・立岩山については稜線歩きの気持良さを絶賛しています。	情報をお寄せいただき、ありがとうございます。方法書における市間山・立岩山登山道は、「分県登山ガイド33 広島県の山」（廣田忠彦・井ノ口孝臣 著、平成30年4月出版、山と溪谷社）を参考に、図示いたしました。ご意見を踏まえ、対象とする登山道の範囲を再検討いたします。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
309	人と自然との触れ合いの活動の場	対象事業実施区域内には、地元の登山愛好者に親しまれている市間山、立岩山、湯来冠山への登山道が存在しています。とりわけ市間山・立岩山は周辺の大部分が人工林になった中で、先人たちが残しておいてくれた手つかずの自然林で、ブナなどの広葉樹林帯の稜線歩きができ、秋は紅葉を、初夏には新緑だけでなく、サラサドウダン、ベニドウダンツツジ、ウスギョウラクツツジなどのツツジの花やランの仲間サルメンエビネ（絶滅危惧種）の群落を楽しむことができます。このため、山の案内本にはどれも展望よりも植物群のすばらしさを絶賛しています。「広島島のブナ林四季を歩く 59 山」によると、ここだけ自然林が残ったのは「時の村長が『あそこは自然林を残しておこう』。このツルの一声で決まった」とのことです。このように先人たちが残しておいてくれた手つかずの自然林を壊すことは、自然の中で生きている私達人類への犯罪行為で到底認められません。 工事中も含め今回の事業実施により、これらの貴重な登山道とその周辺の山岳自然を損壊しないでください。	方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。 今後、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 また、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
310	人と自然との触れ合いの活動の場	雑誌「旅」（創刊 750 号 1989.9 日本交通公社）を記念して、全国で秘境 100 選を募集しています。旧筒賀村では、引き明けの森が秘境 100 選の 1 つに選ばれています。また、全国市町村長が推薦する秘境 100 選のうちの 1 カ所に、市間山から立岩山にかけての尾根が選ばれています。その理由は、尾根沿いに林道がないこと、景色が良いこと（瀬戸内海まで見えます）、ブナ林が残ることです。先人たちがつくりあげてきた風土を保全すべきです。	これまで地域のご関係者様が森林を大切に守ってこられたことは認識しております。弊社事業が森林に対してどのような価値を提案できるのか検討させていただきます。
311	人と自然との触れ合いの活動の場	方法書において、湯来温泉の説明文で 1500 年前に発見されたとの記述がありますが、この情報は確かでしょうか。湯来町の郷土史又は、パンフレットや観光案内書の内容ではなく、古い文献で調べて正しい情報を書いてください。 また、湯来温泉周辺は観光客や地元住民の車の往来が激しく渋滞が予想されるので、この点を考慮して影響調査を行ってください。	ご意見いただきました記載については、湯来ロッジ HP の記載を引用したものです。今後、追加の情報収集に努めます。 交通渋滞に関し、資材等の搬出入に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートにおける交通量の変化率を予測し、利用特性への影響を予測することとしております。
312	廃棄物	今まで何の工事をされても残土がきれいに除去されず、10 年以上たった今でも畑で綺麗な野菜ができず困っています。また、残土の仮置き場を計画していますが、筒賀断層が X ランクの活断層であること、豪雨期が毎年訪れることを考慮すると、たとえ一時的であってもこうした行為は災害の危険性が高いと考えます。このため、事業予定地内には残土の仮置き場を設置せず、他の場所で安全に処分してください。なお、広島県内は 2018 年の西日本豪雨災害で出た災害土砂の置き場にも困っている状況です。県内での処理は行わないでください。工事による掘削土砂の量を示したうえで、具体的な残土の処理方法を示すようお願いします。 この問題についての事業者側の具体的な説明と見解を求めます。	工事に伴い発生する残土は、埋戻し及び盛土等により、対象事業実施区域内で可能な限り再利用に努め、造成計画での切土量、盛土量のバランスを取ることで、極力発生しないように努めます。また、場内での土捨て場等の設置について現時点では未定ですが、必要となった場合は、地形や施工性に加えて、植生や河川の分布状況にも配慮して、対象事業実施区域内で処理する計画です。ただし、ご意見を踏まえ、対象事業実施区域外において、他事業での有効活用が行われるよう調整を進めるとともに、専門の処理業者に委託し、対象事業実施区域外で適正に処理することも検討いたします。 対象事業実施区域における掘削、盛土の計画土量や処理計画等の具体的な事業計画は検討段階であり、準備書以降の図書において記載いたします。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
313	廃棄物	調査項目に残土がありますが、通常、調査では残土量が示され、対象実施区域外であれば、「法に従って適切に処理」と簡潔に記載されるだけです。区域内であれば、環境影響評価の対象となりますが、改変される予定の搬出入路は、動物などの調査地点がありません。また、残土に関しては「広島県土砂の適正処理に関する条例」がありますが、方法書に記載されていないのはなぜですか。	残土は、造成計画での切土量、盛土量のバランスを取る、改変を最小化する等の環境保全措置を踏まえ、排出量を予測します。その上で、残土の排出量が、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているかを評価いたします。対象事業実施区域外にて処理を行う場合は、「広島県土砂の適正処理に関する条例」との整合性に留意いたしますが、対象事業実施区域における掘削、盛土の計画土量や処理計画等の具体的な事業計画は検討段階であり、準備書以降の図書において記載いたします。 なお、動物及び生態系の調査地点については、環境類型区分ごとの動物相や餌資源量等を把握することを目的としています。改変面積は風力発電機設置ヤードが最も広くなることから、風力発電機設置想定範囲内の環境類型区分に応じて設定しました。準備書においては、この点も明確となるよう、記載を見直します。
314	廃棄物	将来、役割を終えた風車が産業廃棄物となります。また、電力の生産見込みが大幅に下がるようであれば、撤去の確約が求められます。 風車の撤去、処分のために費用が掛かったり土地改変等があるなど大きな代償を伴うのではないのでしょうか。中国山地の山中に、巨大な鉄の塊を放置すれば、環境に甚大な被害が出るのは明らかです。建設計画だけでは納得できません。具体的な処理方法や処分場所の位置を明確に説明し、住民が納得できるような処分計画を示してください	耐用年数経過後の対応については、現在検討中です。更新（建て替え）又は撤去、原状復旧にあたり発生する費用については予め事業計画の中で見込み、その資金を確保することとしており、事業者が責任をもって負担・対応いたします。 事業終了後の施設の撤去や森林法に基づく植栽復旧計画については関係行政等と協議し、検討いたします。 撤去後の処理方法等について、現時点では未定であることから、今後、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
315	災害	冠山断層の評価を国土地理院の資料に基づいた理由は何故ですか。この冠山断層に対して既設道路の拡幅問題にほとんど影響ないとの見解を示していますが、「冠山断層」ではなく「筒賀断層」であれば影響は大きいと思いますので、適切な対応をお願いします。 また、この冠山断層が活断層であるとの認識を示した記述がないのはなぜでしょうか。学術的に重要な地形・地質ではないとして評価対象とせず、方法書に記載されている住民意見 37 に対して「断層と重複する箇所には設置しない」との説明のみでは不適切だと思います。熊本地震の際に西原村で起きた損傷事故と本事業の風力発電機との比較検討結果を説明し、「断層と重複する箇所には設置しない」ことで風力発電機の倒壊や破損が起きないといえる具体的な根拠を示してください。そもそも、断層の位置について正確に把握しているのでしょうか。また、この活断層が動くことで生じる問題は風力発電機の倒壊等だけでなく、地震による土砂災害も含まれます。住民に多大な被害を与える危険性があるので、詳細な検討・評価を求めるとともに、関係住民への納得のいく説明と合意形成をお願いします。 この問題についての専門家による科学的な根拠に基づく事業者側の具体的な説明と見解を求めます。できないのであれば広島西ウインドファーム事業は白紙撤回すべきであると考えます。	風力発電事業に係る環境影響評価においては、「学術的に重要な地形・地質」を扱うこととなっています。そのため、方法書においては「日本の典型地形」（令和 2 年 3 月閲覧、国土交通省国土地理院 HP）を基に、「冠山断層」という名称を採用しました。 なお、同じ断層が、政府地質調査研究推進本部により「筒賀断層」という名称の活断層として扱われていることは承知しております。よって、準備書においてはこのことも併記するようにいたします。 また、方法書に記載の通り、当該断層と重複する箇所への風力発電機の設置は行いません。ご心配されている風力発電機の倒壊や土砂災害等による影響については環境影響評価の範疇外となりますが、住民の安全を脅かす構造物や、倒壊の危険がある風力発電機を設置することは、法的にも許されないものであると認識しています。よって、ご指摘の活断層についてもその詳細を確認するとともに、各種手続きに基づき適切な設計強度を確保するとともに必要な対策等を講じつつ、事業計画の検討を行ってまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
316	災害	計画地周辺の断層について適切な調査、予測、評価を再度やり直して下さい。 事業実施により、大規模な森林伐採や土地改変が行われます。伐採後の法面对策に対して安全性の確立は保証できますか。地震発生の際の法面崩壊の事例がある以上、予防策になるとはいえません。断層についても納得いく具体的な説明はなく、住民からは不安や不信、疑念の声が上がっています。	風力発電事業に係る環境影響評価においては、「学術的に重要な地形・地質」を扱うこととなっています。現段階の事業計画では学術的に重要な地形・地質への影響の程度は小さいと考えられることから、調査、予測及び評価を実施する考えはありません。 一方で、ご指摘いただいている断層とは、活断層等の事を指しているものと推察します。ご心配されている地震発生時の法面崩壊等の影響については環境影響評価の範疇外となりますが、住民の安全を脅かす構造物や、法面崩壊につながるような施工方法は、法的にも許されないものであると認識しています。よって、ご指摘の活断層についてもその詳細を確認するとともに、各種手続きに基づき適切な設計強度を確保するとともに必要な対策等を講じつつ、事業計画の検討を行ってまいります。
317	災害	事業予定地から発する勾配 15 度以上の溪流についてはその溪流全域についての基盤岩の地質調査はもとより、溪流や斜面の土砂や巨レキ等の堆積状況、溪流や斜面の風化度についての地質調査を求めます。これらの調査の上で、道路や風力発電機の適切な建設場所を選定するとともに、道路や発電機建設場所が土石流の源頭部とならないような工事をするための施策について説明してください。とくに、非変成の「含レキ泥岩」地帯の工事は避け、この地質の箇所が土石流の源頭部とならないような工事を行ってください。また、道路や風力発電建設場所からの排水が溪流に大量に流下することのないような工事をどのように行うかについて、具体的に説明することを求めます。この問題についての事業者側の具体的な説明と見解を求めます。 また、事業予定地から発する溪流で、その上に道路や風力発電機を建設する場合、土石流の発生についてその溪流に応じた調査・予測・評価をしてください。麓に土石流の特別警戒区域がある溪流には、その溪流の土石流の危険度に応じた砂防ダムの建設を求めます。また、膨大な貯水池の設備を用意する必要があると考えます。この問題についての事業者側の具体的な説明と見解を求めます。	事業を実施するにあたり必要な調査を実施するとともに、それを踏まえた事業計画を策定いたします。 なお、現時点では工事の詳細な計画は決まっておりませんが、調査結果を踏まえ、必要な保全措置を講じる等、適切に対応させていただきます。
318	災害	事業実施想定区域は、広島県知事の配慮書に対する意見でも述べられているように、脆弱な地質が予想されている地域です。尾根筋並びに取付道路の拡張に伴い大規模な掘削を行ない、広大な裸地を生ずる建設工事は、近年相次ぐ集中豪雨による沢崩れの原因となることが容易に想定されます。一旦沢崩れが発生すれば、周辺で大規模な砂防工事を実施することとなり、さらなる河川の汚濁を招くことは必至です。地元研究者や有識者から意見を集約し、慎重な地質調査を行ってください。具体的かつ有効な対応策が示せない場合、計画の大幅な見直しを強く要望します。	事業を実施するにあたり必要な調査を実施するとともに、それを踏まえた事業計画を策定いたします。 なお、現時点では工事の詳細な計画は決まっておりませんが、調査結果を踏まえ、必要な保全措置を講じる等、適切に対応させていただきます。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
319	災害	風車の建設に伴う大規模な造成により、規模の大きな土砂災害（がけ崩れ・土石流災害）が発生し、大量の土砂流出を伴う洪水被害も引き起こすことは明瞭です。大量の土砂が下流の河床に堆積すれば河床の上昇も引き起こし、将来の太田川の災害にも結び付きます。近年豪雨の回数が増加し、時間雨量 50mm を超える短時間強雨は 30 年前の 1.4 倍となっています。広島県でも局地的豪雨は時間雨量 80mm を超える例もあります。こういった豪雨に建設される道路の排水不良、造成区域や盛土をした場所からの土砂の流出に、沈砂池や調整池で対応ができるとは考えられません。そのことをどう考えているのかの説明や環境影響評価に記載されていないので、まずはそのことをきちんとしてから方法書の説明をしてください。	ご心配されている土砂災害や洪水等による影響については環境影響評価の範疇外となりますが、住民の安全を脅かす構造物や、土砂災害の危険のある施工を行うことは、法的にも許されないものであると認識しています。よって、各種手続きに基づき適切な設計強度を確保するとともに必要な対策等を講じつつ、事業計画の検討を行ってまいります。
320	災害	事業予定地は急峻な地形や脆い地質をしており、本事業は、住民の命と暮らしに重大な被害を及ぼす危険性が高いと思います。にもかかわらず、災害問題についてほとんど考慮せず、地形や地質については環境影響評価の項目として採用しようとしていません。地質調査をせずにこれまでの計画が出ていることは理解できません。 事業予定地は積雪が多く、大雪時の土砂流出や、凍結・融解の繰り返しにより地盤の崩壊が進みやすい地帯といえます。さらに、事業予定地は 2014 年 8 月に甚大な土石流被害に見舞われた八木地区の阿武山周辺と類似した地質の箇所が多く、ハザードマップを見ても周辺は土石流の特別警戒区域に指定されており、善福寺付近などは土石流危険渓流があります。2018 年 7 月の西日本豪雨では、県内各地で山の中に建設された道路からの表流水や排水不良を原因とする土砂崩壊、さらには道路建設で行った谷埋め土砂の崩壊や法面の盛土の崩壊で甚大な土砂崩れや土石流が発生し、多くの人命が失われました。このほかにも、過去にルース台風時や豪雨発生時に土砂災害が発生しており、これらの事例から、本事業の実施が甚大な土砂災害や土砂流出に伴う洪水被害を引き起こすことは明瞭です。しかしながら、こうした土砂災害について、方法書では抽象的な見解しか示されていません。土砂災害についても環境影響評価項目として選定し、調査、評価をしてください。土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所も含めて慎重に検討すべきです。 土砂災害が発生した場合の損害は計り知れません。事業者として、太田川の環境に変化があった場合の被害額はどの程度を想定しているのでしょうか。また、責任は事業者がとるのでしょうか。自治体に負担させるのでは良くないと思います。事業者責任であるならば、土砂災害に対する対策や被害が起きた場合の対応を、保証も含めて具体的に教えてください。併せて、災害発生後すぐに復旧できない場合の災害防止策も教えてください。もし事業者が対応できないのであれば、その理由を示してください。	風力発電事業に係る環境影響評価においては、「学術的に重要な地形・地質」を扱うこととなっています。現段階の事業計画では学術的に重要な地形・地質への影響の程度は小さいと考えられることから、調査、予測及び評価を実施しない計画としています。 一方で、ご心配されている土砂災害による影響や事業が成り立つ地質の状況であるかの調査については環境影響評価の範疇外となりますが、住民の安全を脅かす構造物や、法面崩壊につながるような施工方法は、法的にも許されないものであると認識しています。よって、各種手続きに基づき適切な設計強度を確保するとともに必要な対策等を講じつつ、事業計画の検討を行ってまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
321	災害	事業予定地には活断層である筒賀断層が存在しており、この活断層は、平成 28 年 7 月 1 日付けの政府の地震調査研究推進本部地震調査会の報告書に記載され、総延長 58km で、活動した場合、最大でマグニチュード 7.8、最大震度 6 強以上と想定されています。同報告書において、筒賀断層は X ランク（すぐに地震が起きることが否定できない断層）と評価されており、この断層が動いた場合、風力発電機の倒壊や事業予定地の道路の崩壊による土砂災害が懸念されます。この政府の報告書について、いつ把握したのでしょうか。また、把握していたのならばなぜこの資料を採用しなかったのでしょうか。筒賀断層が X ランクの評価であることについて事業者の見解をお示ください。 さらに、山地形では地震動が増幅することが知られています。風力発電機を尾根部に建設する場合、この地震動の増幅問題をどのように考慮して建設する計画になっていますか。この問題についての事業者側の具体的な説明と見解を求めます。また、2001 年に実際に起きた芸予地震及び将来起きる可能性のある筒賀断層の活動による地震、南海トラフ地震について、山地形での増幅作用を考慮したシミュレーションを行い、住民にも納得できる説明をしてください。 地震発生による環境の変化や住民の命、生活への被害、土砂災害の発生について、どのように認識していますか。事業展開における防災面での認識の甘さや不誠実な対応に対して、この事業を推進する危険性を一層疑わざるをえません。運用中のリスクとして、地震に対する安全性や保守点検はどのように行われるのでしょうか。	風力発電事業に係る環境影響評価においては、「学術的に重要な地形・地質」を扱うこととなっています。そのため、方法書においては「日本の典型地形」（令和 2 年 3 月閲覧、国土交通省国土地理院 HP）を基に、「冠山断層」という名称を採用しました。 なお、同じ断層が、政府地質調査研究推進本部により「筒賀断層」という名称の活断層として扱われていることは承知しております。よって、準備書においてはこのことも併記するようにいたします。 なお、方法書に記載の通り、当該断層と重複する箇所への風力発電機の設置は行いません。ご心配されている風力発電機の倒壊や道路の崩落、土砂災害等による影響については環境影響評価の範疇外となりますが、住民の安全を脅かす構造物や、倒壊の危険がある風力発電機を設置することは、法的にも許されないものであると認識しています。よって、ご指摘の活断層についてもその詳細を確認するとともに、各種手続きに基づき適切な設計強度を確保するとともに必要な対策等を講じつつ、事業計画の検討を行ってまいります。
322	災害	巨大風力発電計画絶対反対です。マグニチュード 7.8 が想定される筒賀断層、30 年以内に 70～80 パーセントの確率で起こる南海トラフ巨大地震が発生したらどうなるか。それについて予測・評価や具体的な説明も見解もないため、住民が納得できる説明をして下さい。地震による土砂災害の発生についての予防対策や対応、2016 年の熊本地震で貴社の阿蘇にしはらウインドファームの風車がひび割れた事例の検証について、詳細に説明してください。地震は必ず来るため、恐ろしくてとても容認出来るものではありません。活断層の通っている湯来にあえて建設する必要があるのでしょうか。ないはずです。	風力発電事業に係る環境影響評価においては、「学術的に重要な地形・地質」を扱うこととなっています。現段階の事業計画では学術的に重要な地形・地質への影響の程度は小さいと考えられることから、調査、予測及び評価を実施しない計画としています。 一方で、ご心配されている地震や土砂災害による影響については環境影響評価の範疇外となりますが、住民の安全を脅かす構造物や、倒壊の危険がある風力発電機を設置することは、法的にも許されないものであると認識しています。よって、ご指摘の活断層についてもその詳細を確認するとともに、各種手続きに基づき適切な設計強度を確保するとともに必要な対策等を講じつつ、事業計画の検討を行ってまいります。
323	災害	吉和から安芸太田筒賀は筒賀断層による断層谷です。断層谷は断層の影響で岩盤が脆くなっている可能性が十分にあります。また本断層は活断層でありいつ地震が発生してもおかしくない状態です。事業想定区域の搬入道のためと思われる範囲には本断層を遮って道を作る計画になっています。事業者は本断層を冠山断層として記載し、学術的に重要な地形・地質ではないとし、評価の対象にしていません。しかし日本は地震の多い国であり、南海トラフ地震	風力発電事業に係る環境影響評価においては、「学術的に重要な地形・地質」を扱うこととなっています。現段階の事業計画では学術的に重要な地形・地質への影響の程度は小さいと考えられることから、調査、予測及び評価を実施しない計画としています。 一方で、ご心配されている地震や土砂災害による影響については環境影響評価の範疇外となりますが、住民の安全を脅かす構造物や、土砂災害の危険がある施工方法を用いることは、法的にも許さ

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		の発生源とも近い距離にあります。環境影響評価法の求めになくとも地震が十分想定され、土石流等の災害が十分に予想される地域では社会的要請として十分な調査・予測・評価と回避の方法が検討されるべきと言えます。	れないものであると認識しています。よって、ご指摘の活断層についてもその詳細を確認するとともに、各種手続きに基づき適切な設計強度を確保するとともに必要な対策等を講じつつ、事業計画の検討を行ってまいります。
324	災害	当地域は国が定めた豪雪地帯対策特別措置法に定められた豪雪地帯を含み、冬季間の凍結が春に溶けて間隙ができることによる施設の破損、また融雪による造成地区からの土砂流出が予想されます。凍結による破損、融雪に伴う土砂流出及びそれによる水質汚濁を防止するように、現地地形の綿密な実地調査として現地事情に詳しい専門家に立地のアドバイスを受けるべきです。	ご心配されている事業が成り立つ地質の状況であるかの調査については環境影響評価の範疇外となりますが、風力発電機の破損につながるような施工方法は、法的にも許されないものであると認識しています。よって、各種手続きに基づき適切な設計強度を確保するとともに必要な対策等を講じつつ、事業計画の検討を行ってまいります。 また、融雪に伴う周辺水域の水質を汚濁させるほどの土砂の流出は、事業の継続性を左右する問題であると認識しており、そのようなことが生じることが無いよう適切に対応いたします。
325	災害	環境影響評価の手続きの中で取り扱われない代表的な項目である地震、豪雨による土砂災害については、別枠で取り扱われるため、住民に対する説明も別枠で行うべきです。地質調査を行う段階で、住民に対して説明会を開き、事業の進展に向けた同意を得るとともに、地質調査を実施できた場合は、その結果と、調査結果に基づき決定した基礎の構造について、必ず住民説明会を開いて具体的にわかりやすく説明してください。この問題についての事業者側の具体的な説明と見解を求めます。またこの説明会の日程、開催場所等の連絡はどのように入ってきますか。	ご関係する地域の住民の皆様に対して、調査結果等を必要に応じて丁寧に説明させていただきます。連絡方法についても地域の皆様とご相談の上決定します。
326	災害	山地災害危険区域については、林地開発許可の手続きの段階で考慮されます。環境影響評価・評価書が提出された後の手続きです。住民が心配している土砂崩れ、地下水への影響の最終判断は、林地開発許可制度の枠組みで審議されます。広島県森林審議会が開かれますが、非公開であるため、住民は傍聴もできませんし、意見も述べることはできません。土砂災害等の懸念は何も解消されません。 林地開発許可の手続きで提出される書類は、工事計画の内容と重複しています。風車サイト、土地改変を必要とする管理用道路での切土、盛土の量等、審査に関する書類は、事前に公開し、山地災害危険区域に配慮した計画であるのか、住民に説明すべきです。	ご関係する地域の住民の皆様に対して、開発計画や安全対策を必要に応じて丁寧に説明させていただきます。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
327	災害	山の尾根は、風化・侵食が進みやすく地盤が不安定な場所です。「風化の逆転現象」により脆弱になっている地盤では、事業者の言う風速80m/sに耐えうる風車でも地盤自体の強度がそれに耐えられない可能性があります。ボーリング調査だけでなく、岩盤の力学調査や詳細な地表踏査、物理探査を実施する必要があるかと思えます。これは道路の建設についても同様です。 また、事業予定地の地質は、2014年8月に甚大な土石流被害に見舞われた八木地区の地質と似ており、含レキ泥岩やチャート、風化花崗岩等により地質が構成されています。特に含レキ泥岩を含む地質はパイピング崩壊による土石流の引き金となることがあるので、道路建設箇所及び風力発電機設置箇所の詳細な地質調査を実施し、含レキ泥岩の詳細な分布と構造、風化度分布を明示したうえで安全な道路工事を行えるよう慎重に配慮した計画を策定してください。とくに風力発電機建設箇所については、ボーリング調査とともに少なくとも岩盤の亀裂や風化度の分布を調査し、尾根部での滑動等の危険性がないことを証明するとともに、岩盤の力学調査等を行い、支持構造物の支持地盤が、支持構造物の安定に必要な強度を有することを証明してください。このことについて、事業者が実施する地質調査計画とともに道路ならびに風力発電機の建設計画についての具体的な説明と見解を求めます。	ご心配されている事業が成り立つ地質の状況であるかの調査については環境影響評価の範疇外となりますが、風力発電機の倒壊につながるような施工方法は、法的にも許されないものであると認識しています。よって、各種手続きに基づき適切な設計強度を確保するとともに必要な対策等を講じつつ、事業計画の検討を行ってまいります。
328	災害	計画地とその周辺は土砂災害特別警戒区域等に指定され、地盤が脆弱であることが予想される地域です。尾根筋で掘削工事を行い、広大な範囲で裸地を生ずる本事業が、近年相次ぐ集中豪雨による沢崩れの原因となることが予想され、いったん沢崩れが発生すれば、その周辺では大規模な砂防工事を実施することとなり、その砂防ダム工事によるクマタカの繁殖への影響も懸念されます。また、クマタカだけでなく、周辺の沢沿いで繁殖するヤイロチョウやアカショウビンなどのへの影響も同様です。そのため、少なくとも土砂災害特別警戒区域とその隣接地での風車の建設には慎重を期すべきであると考えます。	ご心配されている土砂災害等による影響については環境影響評価の範疇外となりますが、住民の安全を脅かす構造物や、土砂災害の危険がある施工方法を用いることは、法的にも許されないものであると認識しています。よって、各種手続きに基づき適切な設計強度を確保するとともに必要な対策等を講じつつ、事業計画の検討を行ってまいります。
329	災害	「筒賀村有林 経営実態調査報告書」（京都大学農学部半田良一教授ほか3名）によると、筒賀財産区において、「主尾根に沿って保護樹林帯を残置しておくことが、寒風害を回避するために必要であろう」との指摘がありますが、これについて事業者はどのように把握し、理解して本事業を計画しているのでしょうか。尾根の保護樹林帯の残置と本事業との関係について、土砂災害防止の観点からの具体的な説明と見解を求めます。筒賀財産区で策定されている計画書との整合性について、文献を把握していますでしょうか。 また尾根を削ることにより風害が発生し、農作物にも被害が出るので丁寧に調査すべきです。特に台風時の予測などは、苛烈なものを想定していただきたいです。	情報をお寄せいただき、ありがとうございます。文献を確認させていただいております。事業計画についてはご関係者様と協議の上、適切に対応いたします。また、住民の安全を脅かす構造物を設置することは、法的にも許されないものであると認識しています。よって、台風時の影響などにつきましても、各種手続きに基づき適切な設計強度を確保するとともに必要な対策等を講じつつ、事業計画の検討を行ってまいります。 なお、本事業においては風の流れが変わるほどの尾根の造成は予定していないため、本事業の実施に伴う風害は発生しないと考えております。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
330	災害	近年の自然災害の甚大さを考えると、今後、暴風雨等によって風車が壊れないとは考えにくく、風車が倒壊したときの想定がされていません。方法書において東日本大震災では風力発電機の倒壊がなかったとの見解が書かれていますが、直下型地震の兵庫県南部地震と東日本大震災の地震動の違いについてどのように認識しての記述でしょうか。また、東日本大震災では新幹線の電柱が 500 本以上損傷しており、地震による風車の損傷はないという確証が得られません。活断層を考慮せずに建設することは、活断層の活動による地震で損傷しないとの確証があるからと考えているためでしょうか。であるならば、どのような根拠に基づいての確証ですか。この問題についての事業者側の具体的な説明と見解を求めます。 また、災害により風力発電機が破損した場合の対応はどうなっているのでしょうか。故障、破損、倒壊等による撤去が必要となった場合建設時以上の自然破壊が考えられます。撤去の対応やその後の植林、山の整備まで、事業者が責任を持つという誓約をさせていただけるのでしょうか。	風力発電事業に係る環境影響評価においては、「学術的に重要な地形・地質」を扱うこととなっています。現段階の事業計画では学術的に重要な地形・地質への影響の程度は小さいと考えられることから、調査、予測及び評価を実施しない計画としています。ただし、これは、活断層を考慮せずに建設を行うということではありません。 ご心配されている地震や災害による影響については環境影響評価の範疇外となりますが、住民の安全を脅かす構造物や、風力発電機の倒壊につながるような施工方法を用いることは、法的にも許されないものであると認識しています。よって、ご指摘の活断層についてもその詳細を確認するとともに、各種手続きに基づき適切な設計強度を確保するとともに必要な対策等を講じつつ、事業計画の検討を行ってまいります。 なお、事業者としては約 20 年間の事業期間を全うし、また許されるのであれば再度風力発電機を建替えて事業を継続したいと考えておりますが、万が一、風力発電機の故障、破損、倒壊による撤去が生じた場合には、その撤去作業及び撤去後の復旧等についても、事業者の責務であると認識しています。
331	災害	この地域の保安林は、水源涵養保安林・土砂流出防備保安林・土砂崩壊防備保安林で、事業実施区域のほぼ全域が指定されています。市長意見において、区域内にある保安林の伐開に当たっては、水源のかん養や土砂の崩壊の防止の機能を低下させないよう、森林の伐開区域を最小限にすること、河川の源流部における森林の伐開や土地の改変については極力回避することが指摘されています。しかし、方法書においては「影響を極力回避するよう努める」というのみで市長の懸念に丁寧に答えているとは認識できません。 計画地に存在する保安林（水源涵養保安林、土砂流出防備保安林）の指定解除は不適当と考えます。これについて事業者の具体的な説明と見解を求めます。なお、保安林の改訂・解除をする場合は、申請前に自治体や地域住民に丁寧に情報公開するよう求めます。	環境影響評価手続きは、皆様からの環境の保全の見地からのご意見を賜りつつ、より良い計画を策定するための手続きであると認識しております。 本事業は現在、方法書手続きの段階であり、具体的な事業の計画は、今後実施する調査、予測及び評価の結果に基づいて策定するものとなります。そのため、方法書段階では造成計画等はお示しできる段階とはなっておりませんが、今後の工事計画の策定においては、森林伐採面積を可能な限り小さくするなど、影響の回避及び低減に努める所存です。 また、関係許認可の対応については、関係機関と協議し、適切に対応いたします。
332	災害	工事による掘削土砂の量と具体的な残土処理方法を示してください。工事によって掘削された土砂を、事業者は盛土や埋め土に利用すると説明していますが、これは将来の土砂災害の要因となる危険なものです。掘削された土砂の山中からの撤去を求めるとともに、そのための作業行程も明示していただきたい。この問題についての事業者側の具体的な説明と見解を求めます。	本事業は現在、方法書手続きの段階であり、具体的な事業の計画は、今後実施する調査、予測及び評価の結果に基づいて策定するものとなります。そのため、方法書段階では造成計画等はお示しできる段階とはなっておりませんが、準備書においては適切に記載いたします。 なお、ご心配されている残土の処理方法については、住民の安全を脅かすような処理方法とすることは、法的にも許されないものであると認識しています。
333	その他	アセスメントとは何ですか。	「環境アセスメント制度のあらまし」（環境省）によると、環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体等から意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の見地の観点からよりよい事業計画をつくりあげていこうという制度です。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
334	その他	事業による様々な懸念に答えられるだけの内容を持つものでなければ、アセスメントとは言えません。方法書に記載された内容はとても納得できるものではないです。実効ある適切なアセスメントを時間をかけて実施してください。 そもそも、「環境影響評価法」は環境を壊さないように工事を進める前提の法なので、手続的にも問題があると思います。『推進計画ありき』では、憲法など上位法に違反していないのでしょうか？	「環境アセスメント制度のあらまし」（環境省）によると、環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体等から意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の見地の観点からよりよい事業計画をつくりあげていこうという制度です。 本事業は現在方法書手続きの段階となりますが、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努める所存です。
335	その他	環境アセスメントを事業者自身で行うのは客観的ではないと思います。事業者の意向にそのような結果が導き出され、正確性に欠けるのではないのでしょうか。中立な立場の監査みたいなものをぜひとも取り入れてもらいたいです。	「環境アセスメント制度のあらまし」（環境省）によると、環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体等から意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の見地の観点からよりよい事業計画をつくりあげていこうという制度です。 今後も、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努める所存です。
336	その他	意見書は事業者都合で要約したり、順番を並び替えたりしないでください。要約等を行うことで、事業者側の作為が入り環境保全上重要な論点がすり替えられてしまいます。方法書においては、作為が入るから要約しないでほしいという意見に対し、意見者の同意なく一方的に並び替えていましたが、これは不誠実な対応であると感じます。住民等に対しこのように不誠実な対応をする事業者らが、本事業において地域及び環境保全に対して真摯に取り組むとは思えず、このような住民等意見を軽視する事業者の事業に FIT を適用し国民の血税を支払うのは納得いきません。行政や審査会、準備書において、必ず意見書の全文を記載し、誠意ある具体的な見解を示してください。 また、方法書において「環境の保全の見地以外の意見」とされていた意見の中には、十分に「環境の保全の見地からの意見」と思えるものもありました。事業者側の勝手な判断で意見への回答を行わないのは環境影響評価制度を軽視しているといわざるを得ません。	環境影響評価方法書に対して環境の保全の見地からいただいたご意見は、原則として「意見の概要」を整理することとなっております。「逐条解説 環境影響評価法 改訂版」（令和元年 11 月、環境影響評価研究会）においても、意見の「概要」とする理由として、「準備書があまりにも膨大なものとなることを避けるため、準備書には方法書について提出された意見そのものではなく意見の要約を記載すること」とされています。 「環境の保全の見地からの意見」は、基本的に、環境影響評価項目に関する意見を対象としておりますが、住民の皆様に関心を踏まえ、このほか、事業目的及び内容、災害、アセス制度等に対するご意見についても、事業者見解を述べさせていただいております。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
337	その他	配慮書時に提出された意見書について、明確な回答がなく、また計画書にどのように反映されているのかわかりません。時間制限のある説明会の中でいうことのできなかった意見・質問も意見書に記すしかなく、意見書 1 通ごとに本人宛に回答すべきではないでしょうか。 地元住民は騒音や低周波音の健康被害などで生活を脅かされる不安、転住を余儀なくされる心配、千年以上の寺史の存亡危機に不安を覚えています。あなたがたも当地に永住する覚悟があるなら別ですが、「無責任な言動は謹む」と憲法に誓えますか？	ご意見を踏まえ、今後の図書の縦覧及び説明会の実施にあたりましては、分かりやすい表現等、住民の皆様のご理解をいただけるように努めてまいります。 なお、環境影響評価方法書に対して環境の保全の見地からいただいたご意見は、原則として「意見の概要」を整理することとなっております。「逐条解説 環境影響評価法 改訂版」(令和元年 11 月、環境影響評価研究会)においても、意見の「概要」とする理由として、「準備書があまりにも膨大なものとなることを避けるため、準備書には方法書について提出された意見そのものではなく意見の要約を記載すること」とされています。そのため、意見書 1 通ごとの掲載及び事業者見解は控えさせていただきます。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
338	その他	「環境配慮書」の提示の段階で、廿日市の市長らも「意見書」提出をしていましたが、回答がないまま次へ進もうとしているのではないのでしょうか？最も大切なことは住民の生命・人権・健康・生活・環境などを守ることではないのでしょうか？「市長意見書」では、「吉和は 2 キロ以内に 226 軒、500m 以内に 3 軒も家がある、せせらぎ園など老人施設もある。川の汚染で地元吉和漁業組合の人たちも困る」など提出しています。他では学校も近い、こどもの影響など回答がないまま進めるのはおかしいです。なぜ生命・人権・健康・環境優先で住民の意向を尊重し、聴き取り・アンケートなどを採らないのでしょうか。	「発電所に係る環境影響評価の手引」(令和 2 年 11 月)のとおり、市町長意見は、広島県知事からの照会を受け、県知事に意見がなされるものです。それを踏まえ、広島県知事から事業者に向け、意見がなされます。方法書では、県知事意見に対し、事業者見解を述べております。 今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
339	その他	方法書では、配慮書に対する住民からの意見書は 307 通 457 件あったとされています。他事業実施予定地と比較して格段に多く、地域住民の関心の高さの現れです。貴社の受け止めを示してください。また環境の保全の見地以外の意見も相当数あったと推測されます。配慮書・方法書で寄せられたすべての意見書の通数および意見の件数の公開を求めます。また方法書には環境の保全の見地以外の意見例が記載されていました。環境影響評価法の項目でなくとも、寄せられた意見は住民からのコミュニケーションであり、環境保全の見地以外の意見への回答とその公表を求めます。	方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。 なお、環境影響評価方法書に対して環境の保全の見地からいただいたご意見は、原則として「意見の概要」を整理することとなっております。「逐条解説 環境影響評価法 改訂版」(令和元年 11 月、環境影響評価研究会)においても、意見の「概要」とする理由として、「準備書があまりにも膨大なものとなることを避けるため、準備書には方法書について提出された意見そのものではなく意見の要約を記載すること」とされています。「環境の保全の見地からの意見」は、基本的に、環境影響評価項目に関する意見を対象としておりますが、住民の皆様に関心を踏まえ、このほか、事業目的及び内容、災害、アセス制度等に対するご意見についても事業者見解を述べさせていただきます。 今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
340	その他	配慮書に対する意見書は、広島市、廿日市市、安芸太田町、広島県、環境省や経産省、広島県及び広島市の審査会に届けましたか。届けなかったとしたら理由についてご説明ください。意見に対する事業者見解も「努める」「検討する」ばかりで、「確約」は見られません。その場主義の現れだと、理解くらいはできるのでしょうか？ また、このたびの方法書に対する意見書は上記の関係機関に届けますか。届けない場合はその理由について説明ください。良心的な事業者は意見書を県等に届けていることから、貴社の姿勢が問われています。	意見書は、「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和2年11月）等の法令のハンドブックに則り取扱っております。上記に従い、方法書に係る意見書につきましては、意見概要（事業者見解添付）として、経済産業省への届出、関係自治体への送付を行います。 配慮書及び方法書手続は、現地における調査、予測及び評価を実施する前の手続であるため、ご意見に対する事業者見解では今後の取り組みについての考えをお示しするものが多くなっております。 今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえ、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努める所存です。
341	その他	配慮書に対する意見の中で、要約しないことと明記されたものについて、事業者見解として「意見は原則として『意見の概要』を整理しますが、要約しないことと明記されたご意見は、原文のまま記載することにしました」と示しています。方法書に対する意見でも「要約しないでください」と書けば、原文のまま記載されるのでしょうか。それ以前に、配慮書に対する意見を出しても掲載されていない意見が多くあります。どのような基準で選んだのか、明らかにすべきです。	環境影響評価方法書に対して環境の保全の見地からいただいたご意見は、原則として「意見の概要」を整理することとなっております。「逐条解説環境影響評価法 改訂版」（令和元年11月、環境影響評価研究会）においても、意見の「概要」とする理由として、「準備書があまりにも膨大なものとなることを避けるため、準備書には方法書について提出された意見そのものではなく意見の要約を記載すること」とされています。 原文掲載の希望があった場合には、逐条解説の趣旨を逸脱しない範囲で可能な限りその希望に答えたいと考えております。 なお、概要の整理にあたりましては、いずれかの意見書を選定するのではなく、全意見を整理し、類似する意見の趣旨を要約することで整理を行っております。
342	その他	説明会時の配布資料の中で、『「環境保全の見地から意見を有する者からの意見」として、住民の皆様をはじめ、広くから意見を受け付け、反映します。』とありますが、これは準備書の説明会でその内容が明らかになるものなのでしょうか？とても抽象的でわかりにくい思いです。	方法書に係る意見書につきましては、準備書において意見概要として事業者見解とともに掲載いたします。準備書は縦覧を行います。また、意見概要及び事業者見解については、方法書に係る審査にあたり、経済産業省への届出、関係自治体への送付を行います。 ご意見を踏まえ、今後の図書の縦覧及び説明会の実施にあたりましては、分かりやすい表現等、住民の皆様のご理解をいただけるように努めてまいります。
343	その他	この地に風力発電ができることで、移住者が減り、転出者が増えて過疎化が進行してしまうのではないかと懸念しています。また、この地域には別荘地があり、そこに住む方々はこの地域の自然を満喫するために一定期間を過ごすための家を買っているのだと思いますが、本事業により集落のイメージが悪くなり別荘購入者や移住者の誘致活動は大打撃を受けると思っています。もし、風力発電ができることによって人口増加・別荘購入者の増加の見込みがあると言うのであれば統計を見せてください。過疎地を切り捨てるような動行は許容できません。豪州のように、ゴーストタウンにはしないで下さい。過疎化に拍車をかけない自信はありますか？ また、風力発電ができた場合にこの地域での	関係自治体の各種計画を念頭に、本事業の在り方について関係自治体との協議を進めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		人口の減少・別荘を買う人が激減した・土地の価値や別荘の資産価値が下がった等の被害があった場合の保証をしてください。それが無理なら白紙撤回して、貴社が良心的企業であることを示してください。	
344	その他	影響が出るか出ないか、数値基準をクリアするかしないかの議論になりがちですが、人が居住地としてその地域を選ぶかどうかは、「健康被害の恐れがある」「災害のリスクが高い」「風車のある景観が嫌だ」といった、可能性や感情面の理由で十分、判断が成立します。仮に健康被害が出ないとしても、出る可能性がある地域より、可能性のない地域を選ぶのは当然です。そういう意味では、既に全国で多くの反対運動が起こっている風力発電施設が建設されるだけで、地域への負の影響は避けられないと考えています。地域から転出者が増えたり新たな移住者を呼ぶハードルになったりと、過疎が進む地域がますます衰退していくことを懸念しています。実際に地域内では、「建設されるなら転出する」「とにかく見たくない」といった声が複数挙がっています。このことについて、事業者としてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。	関係自治体の各種計画を念頭に、本事業の在り方について関係自治体との協議を進めてまいります。
345	その他	方法書説明会での配布資料には地域への貢献例があります。安芸太田町の温井ダムの建設は約 28 年間の工事期間と総事業費 1750 億円でした。建設当時は多くの作業員が働き、町の活性化に貢献したようでした。しかし工事が終わり作業員が去るとまた元のように戻ります。町の許容範囲を超える需要の増加はオーバーユースを招き、かえって全体の幸福度を減少させるとの指摘もあります。 安芸太田町は移住者を獲得し町の人口を維持させる定住促進を重要な施策としています。新町長は「人口維持大作戦」を掲げ当選しました。風力発電のための風車は騒音・低周波・超低周波による健康被害が報告される中、定住を考える者にはネガティブな要素です。他地域の風力発電施設の周囲では住民が移住をした事例も多くあります。町の人口維持施策にとってもブレーキとなります。自然資源を活用した観光振興と定住促進を施策の柱とする町です。しかし本事業により町の進む方向への悪影響が予想されます。	関係自治体の各種計画を念頭に、本事業の在り方について関係自治体との協議を進めてまいります。
346	その他	2005 年、安芸太田町が天然記念物として指定した「奥ノ原鉱山跡の磁鉄鉱床の露頭（安芸太田町大字上筒賀字奥ノ原山 925 番地の 2)0.074ha」が計画地内にあります。安芸太田町 HP では、「奥ノ原山山頂付近の標高 1020.6m の稜線沿いにある。稜線を 6m あまり掘り下げられており、その付近から西斜面にかけて、南北方向に露天堀りの跡と磁鉄鉱床の露頭が見られる。二畳紀（約 2 億 5 千万年前）の地層に白亜紀末期（約 7 千万年前）に花こう岩が貫入して出来たスカルン鉱床であり、露天堀りの跡と磁鉄鉱床の露頭が見られる。」と解説されています。配慮書に対する住民意見 144 の回答で「回避又は低減」ととどまっていますが、	対象事業実施区域内に分布する「奥ノ原鉱山跡の磁鉄鉱床の露頭」については、事業計画の熟度に応じ、安芸太田町教育委員会と協議を進めてまいります。 「奥ノ原鉱山跡の磁鉄鉱床の露頭」について土地の形質の変更を行う場合は、土壌汚染対策法における届出等の必要性について、関係機関と協議を行います。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		保全するためには、「回避」すべきです。 また、奥ノ原鉱山跡の磁鉄鉱床はスカルン鉱床であり、鉄や銅をはじめ亜鉛や鉛などの金属が、酸化物や硫化物の形で沈殿したものです。土壌汚染対策法では、自然由来の汚染（鉛、ヒ素、フッ素等）についても言及しています。まず、風車サイトおよび搬出入道路工事での土壌汚染に関する文献、簡易調査を行い、そのうえで、土地の形質の変更届出書を県に提出すべきです。	
347	その他	私は太田川の源流域で開発されることに不安を感じています。 コロナウイルスのように、未知の病原体が掘りおこされて動物から人へと感染したりすることはありますか？	許認可関連の関係機関より、本事業の実施に伴う感染症の可能性が指摘された場合は、その指示に従い、事業者として真摯に対応したいと考えております。
348	その他	「気象庁が運用する気象レーダー周辺にも発電用風車の設置が進んでおり、秋田、静岡、松江、沖縄等では、レーダーから 4～30km の距離に複数の風車群が見られます。今後の発電用風車の設置の広まりによって、この他の気象レーダーを含め、観測への影響が懸念される状況にあります」として、「風力発電施設が気象観測レーダーに及ぼす影響」についての解説を掲載しています。そこでは、世界気象機関(WMO)の指針が示されています。気象レーダーが設置されている呉市灰ヶ峰から、風車サイト、湯来滝谷山まで 45km 未満の範囲にあります。WMO の指針・風車が気象レーダー観測に与え得る影響(20～45km)では「通常、最低仰角で風車が観測される。反射強度データにおいて地形クラッタのようなエコーが観測される。動くブレードによってドップラー速度観測に障害を来す可能性がある。」45km 以上では「通常はレーダーに観測されないが、電波の伝搬の状況によっては映りうる」として、「風車の建設をレーダー側に通知することが推奨される」としています。影響を詳細に分析すべきです。	関係機関とも協議の上、適切に対応させていただきます。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
349	その他	今回のような大規模開発に伴う事業展開においては、事業者と住民との間に『合意形成プロセスにおける透明性・公平性・公共性の課題』、『主体（事業者・地域住民・行政など）間の価値評価基準の解釈の相違』、『環境影響評価における、アセスメント評価の科学的知見と知見把握行為の限界』の3つの問題点が存在すると思います。これら3つの問題点の下に、各環境影響評価項目に対する多種多様な懸念が複合的に重なり合い、より大きな相互不信感となつて増幅されていく危険性をはらんでいると考えます。特に、透明性・公平性・公共性を伴う合意形成プロセスの不備や、価値評価基準の解釈の相違を解消する姿勢の無さは、事業者に対する不信感を増すものであると考えます。配慮書に対する広島県知事意見の中でも、住民や自治体に対し丁寧かつ十分な説明を行い、疑問・意見に対して誠意を持って対応し、合意形成に努めるよう指摘があったものの、この指摘に対する事業者側の対応が不十分であると感じています。互いの価値評価基準をすり合わせ、適切に合意形成していくために、透明性、公平性、公共性に配慮した評価手法並びに評価に基づく事業者、請負者、地域住民の合同現地調査を提案します。 また、IEAのTask28に関する丸山氏（名古屋大学大学院環境学研究科教授）の論文から読み取るに、世界各国における風力発電開発諸事例から得られた知見をもとに、国際的エネルギー機関であるIEAにおいては、地域住民と開発側との間に発生する『価値意識の多様性と相違』の存在を認めた上で、その解決策にむけての取り組みを社会的文脈から捉えなおし、相互のステークホルダーの対立関係解消の道筋を今後も検証していく、という見解であると思われます。再生可能エネルギーである風力発電事業は、時代的風潮という社会的文脈からは得てして肯定的に受け取られますが、計画地周辺の住民や自治体側にも、風土形成の歴史的空間軸・時間軸の中で構築してきた固有の社会的文脈が存在しています。本事業の計画地内にある筒賀財産区も、このような地域固有の社会的文脈から編み出された『智慧の結晶群』が保存・継承されているエリアであることを、事業者側には強く認識していただきたいです。 その認識を常に基盤としながら、『手続き的正義』とは何かを再検討していただくことを提案します。また、具体案として以下の3つを提案します。 (1)地域住民にとっての価値への丁寧なヒアリングの機会創出 （地域住民側から事業者へ、住民側の価値を説明するスタイル） (2)地域住民との合同による現地へのモニタリング調査 （地域住民側からも調査候補地選定を提示し、事業者と合議・調査するスタイル） (3)地域住民側からの疑義に対する日常的な対	方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。 ご提示いただいた具体案について、参考にさせていただきます。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		応 （法令上の事業者側からの説明会ではなく、事業者と住民との懇話会スタイル） 上記の具体案をご検討いただき、その結果を現地調査開始前に何らかの形で住民や関係自治体に情報公開してください。	
350	その他	「地域住民や地元自治体に対して丁寧かつ十分な説明を行うとともに、疑問や意見には誠意をもって対応し、合意形成に努めること」という意見に対し、「地域の状況に精通した専門家に意見聴取を行いました。又、今後住民説明会等を通じ、地域住民及び自治体への説明を行い、合意形成に努める」との見解を示していましたが、まず意見聴取した専門家の氏名とその見解を示してください。 また、地域住民との合意形成に努めるとのことですが、反対する住民も多い中で具体的にどうするのか方法を示してください。住民の合意無くして事業を進めようとしているのならば納得できませんし、事業に対して不安や反対の声がある限りは建設すべきではないと思います。住民一人一人の声を聞いて不安を取り除き、地域の未来を考えていただくようお願いします。日程を先延ばししてでも話し合いが必要です。	哺乳類（コウモリ類）、鳥類、両生類（オオサンショウウオ）、植物について、専門家ヒアリングを実施しております。専門家へのヒアリング結果といたしましては方法書第6章に、専門家等の所属、専門分野、実施日時、意見の概要、それに対する事業者の対応を記載しております。専門家等の氏名は、個人情報保護の観点から、掲載を控えております。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
351	その他	資源エネルギー庁による風力発電の事業計画策定ガイドラインには、地域との関係構築の項において、計画初期から地域とのコミュニケーションが求められており、具体的な方法については自治体へ相談するように指示されています。しかし、方法書説明会では、質疑応答は30分のみ、一人一回質問3つまでと限られ、その場で対話をし、疑問や不安を解消することは不可能でした。配慮書に対する一般の意見と事業者の見解でも、何度も「説明会等において合意形成に努める」としていましたが、説明会の様子では住民と合意が形成されているとはとても言い難いように思います。また、住民にも様々なライフスタイルがあり、誰しもが説明会に参加できるとは限りません。方法書説明会でも子供との時間や仕事の時間、大雪による交通障害など関心がありながら参加が難しい方が多くいらっしゃいました。 地域住民との対話を今後どのように行っていくか、具体的な方法を示していただくようお願いします。地域との合意形成のプロセスを慎重に構築し、様々な取り組みで住民の理解を得る方法を検討してください。	ご意見を踏まえ、今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
352	その他	地域の意見（住民の声や知事の意見）などを反映しないでも通過してしまう現行のアセスメントの欠陥をしっかりと補填し、住民合意のないままに強引に工事に入らない約束が必要かと思われます。	事業者としましては、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努める所存です。 また、今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
353	その他	地元住民らが最も懸念するのは、健康被害と土砂災害です。しかし、業者も行政もこれらを軽視しているかのように後回しにしがちです。百歩譲って、被害の因果関係は不明としても、「そんなに答えが出にくい被災などの生じる事業をなぜ進めるのか。明確な答えが出る以前の計画は許されない」との声も多いです。こうした政府の方向性は、水俣病の答えをあいまいにした状況とそっくりではないですか。経済至上主義によるコロナ禍の蔓延や森友問題、加計問題、河井事件と同じです。桜を見る夕食会の問題性もマスコミでやっと再燃したように、欺瞞だらけの風力発電問題にもマスコミと地方行政は監視の役割をしっかりと果たして欲しいです。しかも全国各地でも人災として、反対運動が展開されているではないですか。ネットの時代、その情報は出廻っています。行政や業者は不安な住民に早く誠意ある明確な回答をしてください。法治国家としての義務もあります。	方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
354	その他	この「風力発電建造」に係り、今までの経緯の中で、現時点で、いつ・どこで・誰と誰が・どのような連絡等をもって・どのような協議・合意等をなしてきたかを教えてください。(Jパワーの動機・目的・算段は？＝なぜ自然破壊・人間喪失・動物死滅などの犠牲をもって「開発」	現時点では計画の検討段階であり、特定の方と合意形成を行った経緯はありません。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		の強権発動するのか、当初の連絡事項・訪問挨拶・口約束、名刺の提示、資料提示、文書交換・計画事項・整理事項、その意思形成過程・記録作成・公文書整理、内部での計画・検討・文書整理・記録保管、など)	
355	その他	方法書説明会では時間の都合でまだまだ事業への質問があり、住民の合意は得られていません。さまざまな規模や対象範囲への説明会や話し合いの機会を求めます。また事業計画策定については、行政や地域住民、事業想定区域や事業により影響をうける団体の参画を求めます。野生動物や植物については地域を良く知る専門家を交えた事業計画の策定を求めます。説明会で懸念の多かった土砂災害の対策については地域を良く知る地質の専門家や防災士の参画を求めます。景観については事業想定区域周辺の歴史的・文化的な人文景観価値をよく知る地元住民と市町発行の町村誌（史）などの文献を協同精査・査読した上にて、『景観資源の選定』に至る合意形成を図ることを求めます。	方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。合意形成の手法について、ご意見を踏まえて検討いたします。
356	その他	風車がこれほど近くに建つと、その光によって健康被害が出て、住民の生活や生命が脅かされます。 実際、風力発電を建設した世界各国について、夜間の航空灯点滅による青白い光により健康被害が生じています。特にヨーロッパ諸国では文献も出されて規制されているのにも関わらず、日本ではこの問題が大きくとりあげられておらず、実際に睡眠障害や共鳴振動などのストレスを感じ、鬱病、心臓疾患、内臓疾患、早産、高血圧への影響を受け健康被害への危険性をオープンにされていません。このような睡眠障害、共鳴振動などの健康被害が少しでも懸念されるのであれば、住民が我慢して生活する必要は無いと思います。 このような事態に、どのように対処されるおつもりですか。慰謝料の検討くらいではどうでしょうか。 したがって、方法書の調査内容では十分でなく、地域をよく知る専門家の意見を参考にし、調査の再検討を求めます。また十分に効果のある影響回避と事後調査を求めます。 それらが十分に行われない場合は、本事業についての計画の大幅な見直し、もしくは中止を要望します。	航空障害灯の設置にあたっては、「航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する解説・実施要領」（平成30年3月、国土交通省）に従い届出等を行うとともに、適切に設置いたします。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。また、具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。
357	その他	縦覧を知らせる新聞公告は虫めがねがいるような小さな文字でした。先の縦覧で広島県の意見書はこの点の改善を求めていましたが、それが改善されていないのはなぜですか。住民に広く計画を知らせようという姿勢がありません。何か後ろめたいことがあるのでしょうか。もっと堂々としてください。	地域住民の皆様への周知方法として新聞公告の他各行政にご協力いただき各行政の広報誌に公告文を載せさせていただきました。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
358	その他	新型コロナウイルス感染症での混乱がある中で、事業推進には抗議いたします。事業想定区域は高齢化率が高く、医療機関が脆弱な地域への配慮を求めます。配慮書意見書では「感染症が再流行した際には、説明会の回数や調査の回数を減らすのではなく、感染症拡大が終息するまで事業を休止し、住民の安全を最優先しての事業実施をお願いします。」と要請しました。しかし、今回の方法書説明会が東京などで再度の緊急事態宣言下で開催されたことに抗議いたします。説明会時の事業者の滞在時間・場所、行動はどのようなのでしょうか。何かあれば事業者の責任になります。 貴社が主催する1月29日（仮称）新南大隈ウインドファーム方法書説明会、1月23、24日（仮称）中能登ウインドファーム方法書説明会は新型コロナウイルスの拡大のため中止にしています。2月初旬は感染の増加傾向に歯止めかかり始めた時期ですが緊急事態宣言は3月10日現在も継続されています。また僅か2週間程度で感染の危険性が減少し説明会が実施できるようになったとするならば、環境影響評価法では「天変地異」のみ方法書説明会の中止は認められており、南大隈及び中能登の中止は要件を満たさず違法となるのではないのでしょうか。 環境影響評価法の趣旨を鑑みれば、事業の延期をしてでも多くの住民に事業の理解を促す必要がありました。事業の実施ではなく住民の安全と合意形成を重視することを求めると共に、中止された方法書説明会を延期として新型コロナウイルスの流行の落ち着きを待って開催されることを求めます。	コロナ禍における説明会開催にあたりましては、関係自治体と協議の上、開催させていただく判断をいたしました。説明会の実施におきましては、厚生労働省が公表しました「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』の実践例」を参考に、机、椅子等のアルコール消毒、座席間隔の確保、検温及びマスク着用の徹底、事業者出席者の事前の抗原検査等、リスク低減に努めました。 （仮称）新南大隈ウインドファーム及び（仮称）中能登ウインドファームにつきましては、関係自治体等とも協議の上、説明会の中止を判断いたしました。
359	その他	「方法書説明会に関する留意事項 2013.1 環境省総合環境政策局環境影響評価課」には、説明会での説明すべきことの例として「計画段階配慮書に対する住民の意見の概要及びそれに対する事業者の見解」、「計画段階配慮書から方法書までの検討の経緯」があげられています。これらのことは説明会ではあまり触れられていません。説明会のやり直しをすべきです。	説明会の開催時間が限られることから、説明事項の例うち、方法書の核となる「環境影響評価の項目」「調査・予測・評価の手法」について説明をさせていただきました。また、住民の皆様の関心が高い「事業の目的、意義」「事業の内容」についても説明をしております。今後の説明会等にあたりましては、ご意見を踏まえ、説明事項を検討いたします。
360	その他	配慮書に対する経済産業大臣、広島県知事及び住民の意見に対する事業者の見解はあいまいな表現であり、意見と真摯に向き合っていないように見えます。すべての意見に対して丁寧かつ論理的に見解を述べてください。特に、区域内への環境への影響を回避してください。環境への影響を回避、低減できるとする場合、科学的根拠（事例、実験に基づく複数の専門家による証明）を示してください。 また、方法書の評価内容は、配慮書の内容とほぼ同じであり、進展が見られません。意見書の中には専門的な見地からの具体的な指摘や、一般住民からの切実な不安が多く挙がっており、それに対しては一件ずつ、どのような調査を行い、どのような基準で判断して「影響のない計画」となるのか、より具体的に明確な回答をいただくようお願いします。	配慮書手続は、現地における調査、予測及び評価を実施する前の手続きであるため、ご意見に対する事業者見解では今後の取り組みについての考えをお示しするものが多くなっております。 また、環境影響評価方法書に対して環境の保全の見地からいただいたご意見は、原則として「意見の概要」を整理することとなっております。そのため、意見書1通ごとの掲載及び事業者見解は控えさせていただきます。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。 今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえ、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努める所存です。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
			評価内容がほぼ同様という点については、方法書における第 4 章は計画段階配慮書の写しとなっております。
361	その他	安芸太田町長意見において、「全ての調査項目において明確な根拠を示すことなく『今後の手続きにおいて以上を着実に実施することにより、事業による重大な影響は回避または低減できる可能性が高いものと評価する』と結論づけておられるのは、事業実施ありきの印象を強くするものであり、配慮書の公平性はおろか、今後の環境影響評価の内容そのものの信頼性を著しく損なうものと危惧する。」との指摘がありました。方法書の内容はこの町長の危惧を払拭できる内容となっておらず、町長意見が十分に反映されているとは感じられません。このことについて、事業者側の見解を求めます。	「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和 2 年 11 月）のとおり、市町長意見は、広島県知事からの照会を受け、県知事に意見がなされるものです。それを踏まえ、広島県知事から事業者に向け、意見がなされます。方法書では、県知事意見に対し、事業者見解を述べております。
362	その他	配慮書に対する住民の意見に対する回答で、「今後は、第 6 章に示す通り、現地調査を行い、必要に応じ、専門家や関係自治体等の助言を踏まえ、適切な環境保全措置を検討し、必要に応じてモニタリングを実施することにより、環境への影響を回避低減します」という見解が 50 カ所にありました。住民の意見に配慮するというのが、法の精神です。ですが、審査段階で精査の対象となっていないので、このような繰り返しが行われているものと受け止めざるを得ません。経産省の意見に対する回答、広島県知事の意見に対する回答程度の内容を示すべきです。調査後は明確なご回答をお願いします。 また、真に有効な方法を見いだせなかった場合、その後のモニタリングは負の結果を記録するだけとなります。その後に、環境への影響を回避又は極力低減できるようにとは、すべての環境を元に戻してくれるということでしょうか？ それとも「努力したけどここまでです」と逃げる口実でしょうか？ この項目のみならず、回避又は極力低減できる具体的かつ有効な方法を示し、その方法で自治体、住民の理解を得るための方法書ではないのでしょうか？ すべての項目に関し、具体的かつ有効な方法の提示を強く要望します。	配慮書手続は、現地における調査、予測及び評価を実施する前の手続きであるため、ご意見に対する事業者見解では今後の取り組みについての考えをお示しするものが多くなっております。 今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努める所存です。
363	その他	この風力発電を中止する要因は何になるのでしょうか。多大なる地元住民の熱意か。この意見書の多さや内容、又反対署名の数あるいは県知事、市長、町長議員の反対表明なのか知りたいものです。	弊社としては、本計画の実施についてご理解をいただけるよう取り組んでまいります。事業の検討を中止する要因は様々なことが考えられますが、具体的な要因についてお答えいたしかねます。
364	その他	本事業が静かに進められていることに疑問を感じます。住民への周知が不足している現状では、本事業が住民を無視して進められているように感じます。新聞やテレビ以外に、チラシを配る等配慮すべきではないでしょうか。配慮書時の意見募集など知らない方も多数います。幅広く周知されると何か不都合があるのでしょうか。少なくとも、影響が生じる可能性があると考えられる 5km 圏内の世帯については、各世帯へのお知らせや個別説明、集落ごと説明会などを開催するべきではないでしょうか。また、別荘地に住む方への周知はどのようにし	縦覧及び住民説明会につきましては、環境影響評価法に基づき、日刊新聞紙、広報誌、事業者ホームページにおいてお知らせを掲載させていただきました。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		ていますか？他県に住む方もいると思いますし、計画地からは別荘地が近いのでもう少し配慮してください。気が付いたら出来ていた、知らないうちに自然の景観が変わっていた、といったことのないよう、しっかりと事前に議論する場が必要であり、そのような機運を高める必要があると思います。今後の事業の進め方について、改善を求めます。	
365	その他	思った以上に調査項目や調査地点が多いことに驚きましたが、こういうことは広く知らしめてもらいたいです。	今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
366	その他	降ってわいたような事業計画を知ったのは、環境影響評価方法書の説明会でした。地元は何も知らず、いざ方法書の意見を求めると言われても書けないのが現実です。配慮書の意見も出せずわからないままでした。地元には環境影響評価書を作成する前にきちんと説明をすべきです。環境影響評価書が何を意味するのか全然わかりません。最初からやり直してください。	縦覧及び住民説明会につきましては、環境影響評価法に基づき、日刊新聞紙、広報誌、事業者ホームページにおいてお知らせを掲載させていただきました。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
367	その他	地域住民に対して周知活動が全くされておらず、行政や地主などの賛成を得て周りから固めて、住民に反対させないようにしているかのように見えます。今春には特定の住民のみが計画を知らされていたと聞きました。大多数の一般住民を蚊帳の外に置いて、業者・行政、町内会長だけで打ち合わせ、事を進めているのではないですか。そのような閉ざされた活動で影響を被るのは、被害者側の一般住民です。権限もないのに何故、風車に関しては事柄を隠蔽しているのでしょうか。公表できない事情でもあるのかという疑念も生じています。	配慮書手続きは、事業の早期段階における環境配慮を図るために実施するものであり、また、方法書は具体的な事業計画を検討するにあたり、環境への影響の程度を把握し、その影響の程度に応じて、回避及び低減措置を検討するための手法を記した図書となります。 本事業においては、環境影響評価法に基づき、まさに事業計画の検討段階において方法書の公告・縦覧を実施するとともに、説明会を開催させていただき、皆様からのご意見を頂戴したところです。 縦覧及び住民説明会につきましては、環境影響評価法に基づき、日刊新聞紙、広報誌、事業者ホームページにおいてお知らせを掲載させていただきました。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
368	その他	説明会の際、地元住民が希少動物を見つけた時の対処法を、「一定の基準で方法を検討する」と言われました。是非方法を安芸太田町へ伝えてください。これがない場合、方法書の調査内容では十分でなく、地域をよく知る専門家の意見を参考にし、調査の再検討を求めます。また十分に効果のある影響回避と事後調査を求めます。 それらが、十分に行われない場合は、本事業についての計画の大幅な見直し、もしくは中止を要望します。	希少種の確認情報については、種名、位置情報、写真（個体、確認環境）をいただきたく、情報の収集方法につきましては、安芸太田町と検討いたします。また、いただいた確認情報の取り扱いに留意いたします。 調査方法等については、方法書に記載のとおり、哺乳類（コウモリ類）、鳥類、両生類（オオサンショウウオ）、植物の専門家等の助言を得ております。今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。また、具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
369	その他	方法書は縦覧期間も限られ、閲覧できる場所も、基本的に平日昼間のみに限られています。係員もいないので、疑問が生じた場合、問い合わせ先へ電話するしかありません。丁寧に対応すべきです。 ホームページ上でもダウンロードや印刷ができず、インターネット環境に不具合があるとスムーズに閲覧もできず、読みたいページへのアクセスが非常に困難でした。配慮書に対しての県知事や廿日市市長からの意見書でも、印刷できる状態で公開することとありましたが、改善されていないのはなぜでしょうか。住民意見を真摯に受容しようとするなら、意見提出の利便性も考慮して印刷可能にすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。 また、縦覧場所には持ち帰り用のパンフレットを置き、HPで公開すべきだと思います。	「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和2年11月）に従い、縦覧場所は関係自治体の庁舎及び施設としております。そのため、縦覧時間は、庁舎及び施設の開庁時間に準じておりました。事業情報の流出や著作権保護のため、縦覧図書の印刷は不可とさせていただいております。今後も、住民の皆様へ丁寧なご説明を心掛けるようにいたしますので、ご理解をいただきますよう、お願いいたします。
370	その他	方法書縦覧が始まり、縦覧場所の一つである合人社ウエンディ・ひと・まちプラザに電話しました。広島ではコロナ対策のため、各種公共施設が閉められていたからです。「2月7日まで閉館ですが、受付で縦覧しています。座るところもないですが」との回答でした。事業者は、このことをなぜHP等で掲載しなかったのでしょうか。	縦覧場所に関する周知内容に配慮が足らず、失礼いたしました。ご意見を踏まえ、今後の縦覧にあたって留意いたします。
371	その他	「住民の意見の概要と事業者の見解」の書類には、事業者が周知徹底したことが把握できるように、縦覧者の人数（会場、電子縦覧）、説明会の参加人数が記載されています。が、ある縦覧場所には、人数を把握するための用紙はなく、人数の把握は事業者から伝えられていないとのことでした。どのような方法で周知徹底できたのか、明らかにすべきです。	「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和2年11月）において、意見の概要等の作成に当たっては、公告の日付及び方法、縦覧期間、縦覧場所及び縦覧者数、受け付けた意見数も記載することとされております。このうち、縦覧者数の把握のため、縦覧場所に縦覧者名簿を設置しておりましたが、一部の縦覧場所については、情報管理に支障があるため、関係自治体・施設管理者の要望により、意見書箱及び縦覧者名簿を設置しておりませんでした。書類の作成に当たっては、この点を注記いたします。
372	その他	太陽発電に出力制限をつける話を説明会で説明された方々は知っておられました。なら、環境影響が一番少ない形の作らないという方法をとってほしいです。一番の環境への配慮です。今ある自然再生エネルギーを使いましょう。 方法書の調査内容では十分でなく、地域をよく知る専門家の意見を参考にし、調査の再検討を求めます。また十分に効果のある影響回避と事後調査を求めます。 それらが、十分に行われない場合は、本事業についての計画の大幅な見直し、もしくは中止を要望します。	調査方法等については、方法書に記載のとおり、専門家等の助言を得ながら策定しております。今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。また、具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。
373	その他	吉和小、中学校としましては、SDGsを視点として持続可能な吉和づくりについて学習をすすめています。生徒には、風力発電が有効か否かについて考える場を持ちたいと思います。	本事業は、当該地域の資源である豊かな風力を活用し、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給に資するクリーンエネルギーの供給を通じて、我が国や広島県、広島市、廿日市及び安芸太田町を含む周辺自治体等の取組みに即し、事業を通じて地域経済の発展及び活性化に貢献することを目的としております。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
374	その他	方法書において、積雪のデータが全くありませんでしたが、地盤の凍結問題の検討にも必要な基礎データだと思います。積雪の調査をすべきです。この問題についての事業者の具体的な説明と見解を求めます。	対象事業実施区域の周囲の地域気象観測所は、対象事業実施区域の北東側約 10.8km に位置する加計観測所、北側約 4.0km に位置する内黒山観測所、東側約 5.1km に位置する佐伯湯来観測所ですが、いずれの観測所においても降雪に係る観測は行われておりません。今後、降雪に係る気象データの取得に努めます。
375	その他	住民説明会に参加しましたが、事業者による一方的な説明会であったように感じます。事業者の説明は早口で分かりにくく、質疑の時間も短く、人を選んで質問者を指名していたようで住民に寄り添うような誠意はみられません。資料の事前配布やあらかじめ質問を用意するなどして、質疑の時間を増やしたり、小規模での説明会をたくさん行うなどして住民に不安を与えないよう真摯に対応してください。方法書説明会だけでは不安や疑問を解消できず、不信感しかありません。合意形成のために、地域住民との対話を今後どのように行っていくか、具体的な方法を示していただくようお願いします。 また、会場内の撮影や録音等は禁止されていましたが、透明性を上げるために動画配信などしていただきたいです。説明会に来れない人への配慮もお願いします。なお、説明会を開催する場合は、周知徹底をお願いします。若い世代、特に中高生はこの事業計画を知らない子が多いので、わかりやすく説明し、考える機会を与えてほしいです。 コロナ禍において説明会を予定通り開催するのもやめていただきたいです。 スケジュール通りに進めるための説明会など必要ありません。	本事業の説明会のご出席いただき、誠にありがとうございました。 また、改善点についてご指摘をいただき、ありがとうございます。今後の説明会において、参考とさせていただきます。 なお、今後も、環境影響評価法の手続に則った説明会のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。また、ご意見を踏まえ、今後の図書の縦覧及び説明会の実施にあたりましては、分かりやすい表現等、住民の皆様のご理解をいただけるように努めてまいります。 住民説明会につきましては、環境影響評価法に基づき、日刊新聞紙、広報誌、事業者ホームページにおいてお知らせを掲載させていただきました。 また、コロナ禍における説明会開催にあたりましては、事業者としても非常に判断に迷いましたが、関係自治体等のご意向も伺った上で、開催させていただく判断をいたしました。説明会の実施におきましては、厚生労働省が公表しました「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』の実践例」を参考に、机、椅子等のアルコール消毒、座席間隔の確保、検温及びマスク着用の徹底、事業者出席者の事前の抗原検査等、リスク低減に努めました。
376	その他	地元住民への説明も足りませんし、声を反映させるべきです。不安な中、適格な調査をされるだけでは意味がありません。 もし、説明責任や事前事後の調査が充分に実施されず、生態系や自然動物の影響及び、住民被害が予測されると住民が感じた場合、即座事業の中止を求めることとします。	方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
377	その他	土砂災害や騒音・低周波音による健康被害、シャドーフリッカー、水質の悪化や枯渇、獣害、生態系、景観等々に対して住民から不安や恐怖の声が上がっていますが、12月の説明会では十分な説明はなく住民は理解していません。また、方法書説明会においても環境アセスメント以外の恐れの部分（土木関連）は一つ一つ回答されておらず、低周波の調査も含め、疑問や不安に対して納得や安心はできていません。全ての疑問や不安に回答出来る関係者を集めた説明会を開催しないと誰も納得や安心はしないと思います。 12月に実施され、コロナのために現在中止となっている説明会を再開せずに事業をすすめていることに不安を覚えています。感染を心配するならば、収束まで事業の準備もストップするべきではないでしょうか。また、同じような時期に他所では開催しており不誠実な態度と言わざるを得ません。	ご意見をいただきました通り、2020年12月頃に順次開催させていただいておりました環境影響評価法とは別の地域への説明会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、中断としておりました。こちらの説明会につきましては、順次、再開させていただく予定です。 配慮書手続きは、事業の早期段階における環境配慮を図るために実施するものであり、また、方法書は具体的な事業計画を検討するにあたり、環境への影響の程度を把握し、その影響の程度に応じて、回避及び低減措置を検討するための手法を記した図書となります。本事業においては、環境影響評価法に基づき、まさに事業計画の検討段階において方法書の公告・縦覧を実施するとともに、説明会を開催させていただき、皆様からのご意見を頂戴したところです。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
			後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
378	その他	貴社が全国的に計画している地域への説明会は開催せず、広島西ウインドファーム事業の関係地域へは説明会を開くなど、相手を見て対応する姿勢は信頼できる会社とは思えません。すでに建設されている地域の住民として、建設されればおしまいという現実から建設の白紙撤回を求めます。	コロナ禍における説明会開催にあたりましては、事業者としても非常に判断に迷いましたが、関係自治体等のご意向も伺った上で、開催させていただき判断をいたしました。 なお、同時期に方法書を縦覧いたしました弊社他事業につきましても、同様に関係自治体等のご意向やその地域の状況を踏まえ、適宜、開催の有無の判断を行っております。
379	その他	この地域では高齢者が多く、夜に長時間説明を聞くことは苦痛を伴います。日曜日の昼間に説明会を開催すべきです。地元の人たちの年齢構成を把握して、日程を決めたのでしょうか。周知徹底できたとされるのなら、その理由を明らかにしてください。 また、説明内容は身勝手できれい事に粉飾した内容ばかりです。貴社の昔の立ち位置をPRするなら、原発や温暖化につながった火力発電建設にもたずさわった事も話すべきだと思います。質疑においては回数を限定され、あまりにもおごなりで口封じをしているように思います。今の手法に「誠意」とか「合意」の余地はありません。 そもそも、「説明会」という「目の上」視線で住民の合意が得られるはずがありません。「意見交換会」にするべきです。また、説明会で出た質問・意見も環境影響評価書に載せ、事業者見解を住民に伝える場を設けてください。	説明会の開催場所及び開催日程については関係自治体と協議の上、設定させていただきました。また、住民説明会につきましては、環境影響評価法に基づき、日刊新聞紙、広報誌、事業者ホームページにおいてお知らせを掲載させていただきました。 なお、環境影響評価法において、「方法書の記載事項を周知させるための説明会」を開催することとなっており、今回の開催はこれに基づき実施したものととなります。 しかしながら、方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
380	その他	なぜ一般住民に誠意ある説明をなかなかしないのでしょうか。水面下では自治会や地権者、土建業者など一部の住民に早々と伝えながら、その事さえ伝言されませんでした。これに対して、住民から不信や疑念が増大しています。コロナ禍の終息まで計画段階も延期すべきだと思います。 どうして住民の意見を聞こうとしないのか、一連の手続きを取って行く為の説明会でいいのか。もっと時間をかけ聞く耳を持ち、誠意を持って十分な答弁をしてほしかったです。	配慮書手続きは、事業の早期段階における環境配慮を図るために実施するものであり、また、方法書は具体的な事業計画を検討するにあたり、環境への影響の程度を把握し、その影響の程度に応じて、回避及び低減措置を検討するための手法を記した図書となります。本事業においては、環境影響評価法に基づき、まさに事業計画の検討段階において方法書の公告・縦覧を実施するとともに、説明会を開催させていただき、皆様からのご意見を頂戴したところです。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
381	その他	東北大震災、福島第一原発事故から 10 年。震災直後、環境影響評価審議会での発言の重大性を自分事としてとらえた委員がいます。「この前の東北の地震でも分かりましたように、専門家の委員会というのは非常に曖昧なことしか言わないところもある。確かに的確なことを言っているところがないとは言わない。それで何かが起こったら想定外だと言って逃げる。そんな委員会なら、無い方がよいので、もし私がこの委員会に参加するなら実質のある審議ができるようにしたいと思う」（和歌山共同発電所 1 号機リプレース計画に係る第 8 回環境影響評価審査会議事録）この委員の発言は、説明会での事業者と住民との対話でもあてはまります。	方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
382	その他	なぜ善福寺の門信徒にとって極めて大切な「心の実家」の仏様（阿弥陀如来）を踏みにじり、土足で聖域に踏み込んでくるのですか。善福寺は約 1200 年の歴史があり、往生成仏の門信徒は年間平均十数人、ざっと 2 万人の諸仏がおいでになります。信徒を加えると数倍にもなります。本堂での年回法要は、その故人らとの交流の場でもあります。前住職は、自身が天職と思っていたほどの新聞記者から住職に転身し、無住で荒廃していた田舎の自坊に帰山しました。自らの退職金や門信徒の支援で極楽園の新設や諸堂宇の建て替え、境内には門信徒向けの墓所や納骨堂を完成させ、『花鳥亭』というあずまやに加え、広葉樹やアジサイを列植、本堂内陣や仏具の修復・新調もして善福寺復興のために心血を注いできました。善福寺・極楽園などは自然と一体となった姿で、とても美しいです。寺域の北側には、土石流危険渓流に指定されている日入谷川（蛇ノ谷川）があり、江戸時代に土砂災害から寺域を守るために門信徒が築造した 120m に及ぶ『日谷山の石塁』（旧湯来町文化財、土木遺産）があります。この石塁は、近年「湯来・里山と触れ合う会」（善福寺事務局）や広島西ロータリークラブの方々によって修復されました。また、「湯来・里山と触れ合う会」では観月会や野外演奏会といったイベントも多彩に行われています。 この地に風力発電所を建設するとなれば、騒音・超低周波音による健康被害、西方の裏山の景観悪化、土砂災害被害などが生じます。騒音等の影響は墓参者や参詣者にも影響するでしょうし、お寺で生活する寺族には間違いなく健康被害が起こるのではないのでしょうか。合掌礼拝し西方浄土を念ずる方向に巨大風車ができることで、景観上、信仰上にも違和感や抵抗感など精神的苦痛が生じます。また計画地と寺院とは数百メートルの距離であり、土石流危険渓流である日入谷川は過去に何度か氾濫しており、急峻な地形、脆い花崗岩質ということで、土砂災害により寺院のみならず門信徒宅までも被害を受ける可能性があります。そのような場所で計画されるというのは、建設さえすれば金銭が入るということなのかと疑わしく思います。	方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		このような影響が生じれば、門信徒は遠方へ出て「通寺」にするしかないでしょう。寺を移転しようとしても、莫大な費用が掛かります。お寺は単に1つの住居ではなく、寺族や門信徒の先祖代々の懇念のたまものです。私たちには、それを後世に残す責任があります。1200年を超える長い歴史を、風力発電という20年しか使わないもののために台無しにされることは許されません。事業の実施は諸仏への念を軽視し、信仰の場を乱すことになります。宗教的環境の破壊は諸仏への冒瀆であり、末代に禍根を残す事になります。寺族や門信徒の『心のよりどころ』を奪わないでください。 したがって、環境事業と銘打った、後先を考えない自然破壊事業には断固反対いたします。 工事関係者は責任の無い遠方に住んでいることと思います。この地に住んで、被害がないということを保証してくださいますか？やりっぱなしで無責任ではいけません。必ず善福寺の管理者や関係者の意向に耳を傾けてください。また、事業により寺院に被害がもたらされた場合、修復費用など保証する考えはあるのか、お答えください。 私たちは「嘘か真か」で物事を測るものであり、「損か得か」という考えとは距離があります。どうか少しは「心」を大切にしてください。	
383	その他	令和2年3月に環境省が公表したゾーニングマニュアルによると、風力開発等の大規模開発に対して、地方公共団体が保全エリア、調整エリア、促進エリアの3つにエリア分けしたゾーニングマップの作成を促しています。令和2年3月公表のマニュアルであり、本事業の配慮書、方法書、準備書作成の各過程においてこのマニュアルの順守が求められるかと思えます。そこで、本事業の関係自治体によるゾーニングマップと計画区域との整合性について、情報公開を求めます。なお、関係自治体におけるゾーニングマップの作成が未完である場合は、マップの作成完了まで環境影響評価手続きを一時停止するよう提案いたします。	広島県では、風力発電に係るゾーニングマップは未作成であると認識しています。 本事業におきましては、環境影響評価法に基づき、関係自治体のご意見や審査を踏まえた上で、適切に、事業を進めて参りたいと考えております。
384	その他	空気環境悪化による広範囲にわたる大規模な自然環境破壊が生じることが懸念されます。	風力発電事業に伴う大気汚染の影響については、方法書第6章に示すとおり、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会第22回電力安全小委員会において「風力発電等導入支援事業／環境アセスメント調査早期実施実証事業／環境アセスメント迅速化研究開発事業既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書」（平成30年2月、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）等の現地調査結果を踏まえて環境影響が小さいことが示されていることから、環境影響評価項目として選定しておりません。工事にあたっては、建設機械等の待機時アイドリングストップの徹底等、排出抑制に努めます。
385	その他	森林伐採により森林が減少すると地球温暖化に影響します。この点についてどういったご意見をお持ちなのかお聞きしたいです。	ご意見の通り森林が減少することにより森林のCO₂の吸収量は減少しますが、一方で、風力発電を導入することによるCO₂削減効果も期待されます。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
386	その他	自然にやさしい再生可能エネルギーという欺瞞。太陽光発電や風力発電は、これに該当する発電なのでしょうか？ そもそも始まりは、二酸化炭素を人間が増やし過ぎたことが地球温暖化の原因だと言われ、二酸化炭素を発生させない発電方法が自然にやさしい再生可能エネルギーだと言われるようになりました。では、地球は温暖化しているのでしょうか？ 地球環境は、太陽黒点の影響を大きく受けます。すなわち太陽黒点が減少することで太陽風が弱まり、地球に降り注ぐ宇宙線が増加します。増加した宇宙線は多くの雲を発生させ、それにより日光が遮られ地球は寒冷化します。その逆に太陽黒点が増加すると反対のことが起きます。しかし現実には「氷河期」と「間氷期」をくり返しています。1990 年から現在まで気候の上昇は停滞しており、すでに温暖化は起きていません。問題の国連機関の「IPCC」も報告書で認めています。 又、二酸化炭素（CO₂）についても、土壌微生物研究家の東京工業大学梶山正三氏は、「土の中の微生物がいなくなったら、地球上の動植物は絶滅する。二酸化炭素は合光成を助け微生物を増やす。すなわち炭酸ガスの増加は地球上の森林を増やし動植物を養う。」としています。 古生代の CO₂ 濃度は 65%、恐竜時代の中生代の CO₂ 濃度は 15%で、現代は 0.025～0.04%の低さです。 そして中世に現代よりもっと気温が高くなった時期がありました。中世の温暖期は太陽黒点が最大化した時期と部分的に一致すると主張します。しかし、「IPCC」報告書には、そのことの記述がありません。 そんなことで、私は通説と違う、地球寒冷化説を選びました。しかし現実には、大雪の年の後 3 年間は雪が少なかったです。理論と現実の違いはありますが、今でも地球は温暖化・寒冷化を繰り返しながら、寒冷化に向かっていると思っています。今その学者が増えています。	さまざまなご意見があるところではございますが、日本においては化石燃料の燃焼に伴い発生する温室効果ガスの排出量の削減は、国策として取り組まれているものであると認識しています。 また、再生可能エネルギーは、長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう期待されており、従来の化石燃料に代わるエネルギー供給源として期待が高まっているほか、純国産のエネルギー供給源であることから、エネルギーセキュリティの観点からも期待されています。なかでも風力発電は、国内の導入ポテンシャルが高く、将来的に大型電源としての活用が見込まれることから、その積極的な導入が期待されているものと考えます。
387	その他	風力発電建設によって、地盤・地形・生態系・健康被害、不安になる事がたくさんあります。季節ごとに1回の調査などでは分からないと思いますし、方法書で示された内容ではとても納得できませんので、利害関係のない第三者の地域をよく知る専門家に調査手法の有効性について客観的に評価していただき、その見解を開示してください。 また、第三者の専門家と一緒に、少なくとも安全性や地質、水質、動植物の生息環境などについてしっかり調査していただき、地域との話し合いをもっと増やしてほしいです。建設に当たって事前調査した内容はすべて公表し、十分に効果のある影響回避と事後調査を提案してください。それらが十分に行われない場合は、本事業についての計画の大幅な見直し、もしくは中止を要望します。	方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。 調査方法等については、方法書に記載のとおり、哺乳類（コウモリ類）、鳥類、両生類（オオサンショウウオ）、植物の専門家等の助言を得ながら策定しております。今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。また、具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。 また、環境影響評価法の手続に則った説明会のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
388	その他	判断材料として環境調査が行われるべきではないでしょうか。方法論の話に終始している気がします。これではいつまで経っても解決の糸口は見つからないと思います。	方法書は具体的な事業計画を検討するにあたり、環境への影響の程度を把握し、その影響の程度に応じて、回避及び低減措置を検討するための手法を記した図書となります。本事業においては、環境影響評価法に基づき、まさに事業計画の検討段階において方法書の公告・縦覧を実施するとともに、説明会を開催させていただき、皆様からのご意見を頂戴したところです。 今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。また、その内容については、準備書に記載し、縦覧・説明会・意見聴取を実施いたします。
389	その他	方法書に記載の環境影響評価項目については、風車建設・稼働前後の影響を評価するために、大変重要な手続きだと思えます。現時点では湯来町のありのままの自然をしっかりと調査して頂いて、記録・評価してほしいですが、建設期間中及び稼働後も引き続き継続して調査をされるものと思えます。調査を終了する期限は定められていますか？もしそうだとしたら、それは何故ですか？ 稼働してみないと環境の変化は把握できません。ましてや住民の日常生活・体調への影響もわかりません。稼働して徐々に判明してくるものだと思います。だから我々住民は不安になるのです。 評価項目の個々についても水質でいうと、湯来温泉の泉質・水内川のアマゴ、アユ、ホタル等への影響・生息地を奪われるクマやイノシシ、サル等の住民生活圏への出没・希少動物の生命…心配なことだらけです。	ご理解いただいておりますとおり、今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。また、具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。上記の内容については、準備書に記載し、縦覧・説明会・意見聴取を実施いたします。
390	その他	この地に決定してからの調査ではなく、この地でいいのかの調査や正しい評価、対策を時間をかけて地元住民と考え合い、話し合うべきです。	本事業は全国を対象に行った風力発電事業の候補地選定結果のうち、広島西地域を対象とした事業です。計画段階の事業実施想定区域の設定は、(ア)事業性配慮：風況条件の整理、(イ)規制配慮：法令等の規制を受ける区域への配慮、(ウ)事業性配慮：地形状況・既存道路の整備状況の確認、(エ)環境配慮：学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設等への配慮、(オ)環境配慮：その他の配慮といった検討を経た上で、広島西地域の複数の好風況地点の中から、事業実施想定区域の設定を行っております。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
391	その他	環境影響評価について、調査には、どうしても誤差がでてしまうと思います。水質の調査では、四季に1回だけだったり、土壌の調査は1回と書いてありましたが、誤差をできるだけ減らすためには何をやるのでしょうか。また、動物や植物も同様に、コウモリ類や一般鳥類、渡	ご意見のとおり、調査条件により、調査結果に差が生じるため、本地域の環境を把握するにあたっては、方法書手続として、専門家及び関係自治体からの助言のほか、経済産業省及び関係自治体の審査を踏まえ、調査・予測・評価の方法の妥当性を高めていきます。また、調査・予測・評価の結果及び

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		り鳥の調査などで誤差は減らせるのでしょうか。	環境保全措置等については、準備書手続にて専門家及び関係自治体の助言を得るほか、経済産業省、環境省及び関係自治体の審査を経ていきます。
392	その他	方法書の手続きは、事業者が調査項目・調査地点・調査方法・予測方法・評価方法を示し、検討する場であると認識しています。ところが、この方法書を詳細に読むと、各方法が具体的に示していない箇所、あいまいな記述が目立ちます。代表的な例は調査地点図すべてで書き記されている但し書き「図に示す地点は現時点での想定であり、今後詳細な現地踏査により変更の可能性はある」です。変わるかもしれない(特に現地踏査での変更) 調査地点の何を検討するのでしょうか。方法書検討終了の最終的な調査地点を公開すべきです。現地踏査で変わる地点は、その都度 HP 等で公開すべきです。住民が現地で動植物生態系等を調査しようとしても食い違います。準備書の議論に影響します。	方法書にてご提示している調査地点は、事業計画及び地域特性を踏まえて設定しているのですが、今後の地権者交渉や現地での詳細な地形条件等により、変更の可能性があるため、注記しております。今後の、経済産業省及び関係自治体の審査により、変更の可能性もあります。地点位置の変更の可能性はありますが、調査項目ごとの地点設定の考え方(代表集落、環境類型区分等)の変更は想定しておりません。確定した調査地点については、準備書にて掲載を予定しております。
393	その他	体に影響があるのでしょうか？安全に仕事に行けるかどうか心配です。	今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に生活環境に関する現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。 この、回避及び低減においては、国などから出されている基準などを満足するよう、環境保全措置を検討することとなります。
394	その他	1992 年 スウェーデン カロリンスカ研究所で、高圧送電線から 300m 以内の 50 万人、25 年間の調査で小児白血病の発症リスクは 3mG 以上で 3.8 倍になるという結果が公表され、各国で研究が積み重ねられました。2001 年国際ガン研究機関は、発がん性クラス 2B(おそらく発がん性がある。実験動物の証拠がない)であると発表、2002 年国立環境研究所、全国がんセンターでも 4mG で、リスクが 2.6 倍になると発表しました。しかし、2007 年 WHO の「磁界の暴露低減で小児白血病が減るかどうか不明」という研究結果から、国内での規制が先延ばしになりました。しかし、「全ての利害関係者が、情報を提示した上で意志決定を可能とするための効果的で開かれたコミュニケーションの仕組み」が必要とされ、電磁界情報センター(電気安全環境研究所内)で最新の知見が公開されています。問題が解決したわけではありません。風車間に地下送電線を埋設するのなら、山歩きの人にも影響します。 2011 年日本では $200 \mu T(1 \mu T=10mG)$ の規制値が決められています。イタリア、ドイツ、オランダでの規制値は、$100 \mu T$ であり、イタリアでは注意値として、住宅や学校、遊び場の近くの既存施設では $10 \mu T$、オランダでは子どもが電力線から長時間ばく露される場合、新設される線/新築の住宅に対して適用される勧告 $0.4 \mu T(4mG)$ が決められています。予防原則に徹する国々と日本の違いです。影響に不安があります。 送電線ルートを公表し、環境影響評価の調査項目に電磁波を加え、調査をすべきです。	風力発電機間を繋ぐ送電ケーブルは約 600V～690V であり、住居周りの電線(約 6600V)の 10 分の 1 程度の電圧となります。 「改正主務省令※」においても、電磁波については、風力発電所において環境影響評価を行う参考項目となっていないことから、扱わないこととしております。 ※「発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成 10 年 6 月 12 日通商産業省令第 54 号)」

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
395	その他	2019 年 8 月頃から、秋田県潟上市で相次いで、風力発電によるテレビの受信障害の訴えが起きました。しゃへい障害、反射障害、フラッター障害、自然現象による障害の誘発等が原因とされています。奥湯来地域は元々公共電波（ラジオ、テレビ等）の通信が非常に弱い所であり、風力発電の稼働により、電波障害がより強くなることが懸念されます。送信所、中継所と風車の位置関係を把握したうえで、調査項目に追加すべきです。尚、総務省の九州、東北総合通信局では、「風力発電による地上デジタル放送（放送）受信への影響防止についてのご協力をお願い」を HP に掲載し、対策を呼びかけています。	電波障害については、環境影響評価では取り扱いませんが、住民の皆様のご懸念を踏まえ、適切に配慮を検討してまいります。
396	その他	準備書においては「軽微な影響」という表現でなく具体的な記述をして下さい。	準備書における影響の予測結果も、適切な記載となるよう留意いたします。
397	その他	騒音調査地点位置図で示されている住居等の位置が違います。また、日入谷の集落の住居の点が他の地点よりも小さく見え、善福寺などは点が無いように見えます。もみのき森林公園内の建物も記載がないようですが、なぜでしょうか。 方法書第 3 章で示されている気象庁の気象データを採取した地点図も、観測所位置がすべて違っていきますので、訂正してください。	住居等は、「基盤地図情報 建築物」（国土交通省）のデータについて、ゼンリン住宅地図を用いて居住を判定し、精査したデータとなっております。位置や大きさは、「基盤地図情報 建築物」（国土交通省）に従っております。 観測所の位置つきまして、資料を確認したところ、位置に誤りがあり、大変失礼いたしました。準備書において正しい位置に修正いたします。
398	その他	方法書 404 頁は配慮書の再掲により検討の経緯を明らかにするものですが、「同一のもの」としながら「なお、配慮書に係る関係機関等の協議により変更を行った箇所は、ゴシック体にて示す。」とあるのは矛盾しています。「このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。」の掲示とは別のページに、なお書きを設けるべきです。大変わかりにくく、事業者・委託者への問い合わせをしなければ理解できませんでした。時間を大変とられました。 また、経緯を明らかにするという趣旨はありますが、わかりにくいのでは意味がありません。配慮書にはすでにゴシック体が多用されているので、下波線をつける、斜体字か赤字にするといった明確な方法をとるべきです。	ご意見をいただき、ありがとうございます。ご指摘を踏まえ、今後の図書にあたりましては、分かりやすい表現とし、住民の皆様のご理解をいただけるように努めてまいります。
399	その他	方法書 421 頁の表 7.2-4「風力発電機設置想定範囲から 20km の範囲における学校、病院及び福祉施設等の分布状況」において、広島市の 1.0～1.5km 範囲に 1 施設あるにもかかわらず、計が 0 となっており、認識の甘さを照らしだしています。重要なことであり、大きな影響を住民へ与えることをしっかり認識すべきです。提出前の厳重なチェックを求めます。	図書の記載に誤りがあり、大変失礼いたしました。準備書において適切に修正いたします。
400	その他	方法書 p172 から p175 まで、保安林及び国土防災に係る指定区域が図示してあります。15 万分の 1 の地図では、計画地付近の情報が読み込めません。例えば、水質（水の濁り）の調査地点を検討するとき、土石流危険渓流は重要な情報です。拡大した図を明らかにしてください。 また、保安林の状況については、水源涵養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の種類を明確に	ご意見を踏まえ、今後の図書にあたりましては、分かりやすい表現等、住民の皆様のご理解をいただけるように努めてまいります。保安林の種別につきましては、関係機関に問い合わせたところ、一般に公開されている情報ではないため、今後の関係自治体への聞き取り、協議において情報収集に努めます。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		すべきです。土砂災害を考えると、重要な情報になります。	
401	その他	表層地質図は、風車サイトの位置を決めるときの重要な情報源だと思いますが、方法書 p40にある図では、風車発電機設置想定範囲の地質が読めません。地質図ナビ（産総研）を使って、拡大したものを示すべきです。	ご意見を踏まえ、今後の図書にあたりましては、分かりやすい表現等、住民の皆様のご理解をいただけるように努めてまいります。
402	その他	工事用資材等の搬出入に係る騒音・振動の調査地点は、現地踏査を行い、決定しているのでしょうか。位置図に、住居等が図示してありますが、等の意味は納屋・作業小屋等を含んでいると考えられます。住宅地図等で、実際に住んでいるのか、どうか確認すべきです。	工事用資材等の搬出入に係る騒音・振動の調査地点は、今後の現地踏査や地権者交渉等により決定していきます。ご意見のとおり、居住等について現地確認を行います。
403	その他	方法書 p120 学校、病院等環境の配慮が必要な施設の地図に、よしわ診療所、よしわせせらぎ園が入っていません。2 度目です。配慮書の段階でもありませんでしたので、配慮書に対する廿日市市の市長意見で、「学校、病院等環境の配慮が必要な施設として、追加すべきである」という意見がでています。廿日市市の意見を事業者は読んでいないのでしょうか。現地を歩くことなく、行政に問い合わせることなく、ネット情報「施設一覧 広島県」だけを頼りに作成する環境影響評価書の真偽が問われます。他の事項も、疑いの目で見なければなりません。	図書の記載に誤りがあり、大変失礼いたしました。準備書において適切に修正いたします。
404	その他	住居等の配置を示す地図が二通りあります。ア) 方法書 p201（配慮書段階 騒音の調査・予測結果）と p424（騒音の調査・予測結果）、イ) 方法書 p121（住居等の配置状況）、p300（工事用資材等・・・）、p305（騒音）、p316（風車の影）です。違いが判別できるのは、もみの木森林公園内の施設及び小室井山から南西方向にある 4 地点です。なぜ異なるかを明らかにしてください。また、表記も様々です。住居等、住居等（建屋）、家屋等となっています。違いについて説明してください。	ご意見の図面につきましては、配慮書は「基盤地図情報 建築物」（国土交通省）のデータをそのまま使用しておりましたが、方法書ではそのデータについてゼンリン住宅地図を用いて居住を判定し、精査したデータとなっております。そのため、配慮書の図面及び配慮書と比較する図面については、「基盤地図情報 建築物」（国土交通省）のデータをそのまま使用していることから、図書内で差が出ております。 標記については文言の不統一でした、大変失礼いたしました。 今後の図書にあたりましては、分かりやすい表現等、住民の皆様のご理解をいただけるように努めてまいります。
405	その他	解り易い資料を提供して下さい。専門性の高い資料では伝わりません。	ご意見を踏まえ、今後の図書の縦覧及び説明会の実施にあたりましては、分かりやすい表現等、住民の皆様のご理解をいただけるように努めてまいります。
406	その他	有識者のヒアリング結果が載っていますが、ヒアリングを受けていない地元識者がいます。全ての生物について、それぞれの専門家（野鳥の会、地質学者・防災士、動物学者、植物学者、海洋学者等）に聴取し、科学的根拠のもとその見解を示してください。また、有識者の指摘に対して、検討とか努めるとかで、回避できるとありますが、有識者の指摘する調査の確実な実施を要請します。 したがって、方法書の調査内容では十分でなく、地域をよく知る専門家の意見を参考にし、調査の再検討を求めます。また十分に効果のある影響回避と事後調査を求めます。 それらが十分に行われない場合は、本事業についての計画の大幅な見直し、もしくは中止を	今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。また、具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		要望します。	
407	その他	方法書は生活者や地元の主要産業である自然資源を活かした観光等の視点を踏まえた上で調査をしようとするものでなく限定的です。 また後にどのような影響を及ぼすか、どう対応していくかも明確ではありません。 したがって、方法書の調査内容は充分ではなく、地域を良く知る専門家、事業者等の意見を参考にした調査の再検討を求めます。 十分な影響回避がとれない場合は、本事業の計画の大幅な見直し、もしくは中止を強く要望します。	環境影響評価の項目及び方法等は、「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和 2 年 11 月）等に従っております。方法書手続は、環境影響評価の調査・予測・評価の方法を決める手続であり、現段階で開発事業の影響の程度や環境保全措置について言及するものではありません。 今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。
408	その他	具体的な建設地が確定しないため、具体的な調査ができないとされているようですが、すべての建設可能性を考慮した調査を行ない、回避計画を提示すべきではないでしょうか？具体的な調査をしないまま、何かが起きたら、「影響を回避又は極力低減できるよう努める」はただの逃げ口上にしか聞こえません。方法書であるならば、具体的かつ有効な方法を提示し、住民を納得させてください。	調査は、対象事業実施区域及びその周辺として、変更の可能性のある範囲を対象としております。 今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。その内容については、準備書に記載し、縦覧・説明会・意見聴取を実施いたします。
409	その他	計画段階配慮書について、風力発電機を建設するにあたり考慮しなければならないこと（騒音・動植物の生息環境・風車の影・地質・水質などへの影響）については記載されていますが、それら項目ごとに「具体的にどのように」対処するのかがない（少なくとも記載されていない）にもかかわらず、なぜそれらの評価の結果が「重大な環境影響は低減できる可能性が高いものと評価する」ことができるのでしょうか（言えるとしても「重大な環境影響は低減できる可能性はある」ではないでしょうか。可能性が高いかどうかは「分からない」が適切なのではないのでしょうか）。仮にそれら項目ごとにどのような対処をしていくのかのプロセスが定まっているなら教えていただけないのでしょうか？	計画段階配慮書において、評価結果として、項目ごとに方法書以降の調査等、環境保全措置の留意事項を挙げた上で、重大な環境影響は低減できる可能性が高いものと評価しております。 今後は、環境影響評価の手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。
410	その他	環境影響評価の手続きについて、調査が前倒しになっています。調査は方法書が出来てからではないと全く意味がなく、今行われている調査は意見書を考慮にいれていないので使えないと思います。 前倒し調査の意図や理由、経緯を分かりやすく説明してください。既に行ったその調査内容も明らかにしてください。 既存の 1.3 倍の事業なのですから、調査もこれまで以上に時間をかけ慎重に調査すべきです。調査のやり直しを求めます。	「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和 2 年 11 月）等において、前倒し調査について、「実証事業の成果を踏まえて現況調査等を実施することにより、前倒環境調査の結果を、配慮書段階や方法書段階に活用することで、環境影響評価の質を落とすことなく適切に手続を進めることができ、また、手続全体の迅速化に寄与する。」とされております。方法書に記載の調査項目について、2020 年 9 月より調査を開始しております。住民説明会及び意見書、広島県知事意見、経済産業大臣勧告等を踏まえ、適宜、調査計画の見直しを行ってまいります。なお、調査期間は、事業規模ではなく地域特性に応じて設定する考えであり、上記の調査計画の見直しと合わせて検討いたします。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
411	その他	環境影響評価の手続きでは、これまで方法書で調査内容等を決めて、環境影響調査に入っていました。ところが、政府が決めたアセスの迅速化の方針の中で、前倒し環境調査が認められ、昨年から建設予定地に動植物調査のためのトラップ、カメラ等が置かれていました。また、騒音の調査も昨年から行われています。昨年 10 月前倒し調査が行われていることを知り、「方法書で、検討されてから調査に入るのではなかったのか、制度は変更されているのか」と県に問い合わせると「正式なアセスの段階で突合し、一致すればそのまま調査内容を使う。しなければ、変更する」との回答でした。地域住民からみれば、方法書届け出前の段階で、アセス業者が調査依頼をして回るのは、事業ありきで事がすすんでいるのではないのかと疑わざるを得ません。事業者は、地元自治体にも説明したということですが、住民は何も知らされていません。住民の理解と協力を得るためには、配慮書届け出前に住民に対して丁寧な説明が必要です。	「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和 2 年 11 月）等において、前倒し調査について、「実証事業の成果を踏まえて現況調査等を実施することにより、前倒環境調査の結果を、配慮書段階や方法書段階に活用することで、環境影響評価の質を落とすことなく適切に手続を進めることができ、また、手続全体の迅速化に寄与する。」とされており、方法書に記載の調査項目について、2020 年 9 月より調査を開始しております。住民説明会及び意見書、広島県知事意見、経済産業大臣勸告等を踏まえ、適宜、調査計画の見直しを行ってまいります。 今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
412	その他	昭和の初め、吉和村の時代、電源開発の号令のもとに立岩ダムが建設され、70 戸の民家がダム底に沈むなどして下山という地区が消滅してしまいました。現在、吉和地域内には小規模な太陽光発電設備が点在しています。吉和地域は過去も現在も低酸素社会に十分貢献し続けています。吉和地域において、これ以上、犠牲（住民の健康被害、自然環境破壊等）を払う必要はありません。	本事業による地域への影響の程度については今後十分に調査、予測、評価を行い、住民の皆様へ丁寧にご説明させていただきたいと考えております。
413	その他	旧吉和村の西中国山地国定公園及びその周辺の山地の自然環境保全の理念は、合併時に廿日市市に承継され、廿日市市・佐伯町吉和村合併建設計画においては、吉和地域を中山間ゾーンと位置付け、整備方針に「西中国山地国定公園周辺については、自然環境の保全に十分配慮します。」と記載してあります。 第 6 次廿日市市総合計画においてもその理念は引き継がれ、くらしを守る重点施策の一つに「豊かな自然を次世代につなぐ」を掲げ、吉和地域は森と文化の交流ゾーン（西中国山地の山間部を対象とし、森林資源を生かした文化、スポーツ、レクリエーションの場）と位置付けられています。 本事業は、西中国山地国定公園及びその周辺の山地の一角を大規模に開発し、自然環境を不可逆的に改変し、人および動植物への影響が大きいことが予測されるため、事業予定地及び周辺地域の「自然環境の保全に十分配慮する」ものとはいえ、「豊かな自然を次世代につなぐ」ことができません。	関係自治体の各種計画を念頭に、本事業の在り方について関係自治体との協議を進めてまいります。 今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
414	その他	風力発電建設後、魚と牛に影響はないのでしょうか。搾乳はこれまでの量を確保できるのでしょうか。もし、何かしらの影響があるなら、養魚や酪農を生業としている人の生活にも影響を与えることは必至です。事態への健康被害も心配でなりません。 以上の理由により、人、牛、魚への影響の有無について専門家（第3者）による調査、事後調査を求めます。それが不十分で不安が解消されない場合は事業の大幅な見直し（中止）を求めます。	環境影響評価における「動物」の項目は、動物種や生息地を対象にしているもので、産業（家畜、養魚）は対象外となっております。 騒音、超低周波音及び振動が家畜に与える影響について、国が定める各種のガイドライン、手引き等において、調査・予測・評価手法は確立しておらず、研究・知見等も不十分な現状にあると認識しています。今後も引き続き最新の知見等の情報収集に努めます。 養魚に与える影響については、水質に係る環境影響評価によりみることができると考えます。 地元の皆様の健康に与える影響については、今後は、環境影響評価手続きに則り適切に現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。また、具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、適切に検討いたします。
415	その他	十分な立地調査は行われたのでしょうか？自治体はそれを求めたのでしょうか？活断層等懸念点が多すぎます。 風力発電自体に反対はしませんが電力のニーズがどの程度かハッキリしない現状で性急に、ベストでない立地で計画が進められていることに危機感を感じています。	本事業は全国を対象に行った風力発電事業の候補地選定結果のうち、広島西地域を対象とした事業です。計画段階の事業実施想定区域の設定は、（ア）事業性配慮：風況条件の整理、（イ）規制配慮：法令等の規制を受ける区域への配慮、（ウ）事業性配慮：地形状況・既存道路の整備状況の確認、（エ）環境配慮：学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設等への配慮、（オ）環境配慮：その他の配慮といった検討を経た上で、広島西地域の複数の好風況地点の中から、事業実施想定区域の設定を行っております。 方法書に係る住民説明会や意見書から、本事業による環境面、安全・防災面等への影響について、住民の皆様からのご懸念を理解しております。今後も、環境影響評価法の手続に則った縦覧・説明会・意見聴取のほか、住民の皆様へのご説明の機会を設ける等、引き続き、合意形成に努めてまいります。
416	その他	林業への活用は、林業サイクルとアンマッチです。風力発電の稼働 20 年に対し、林業サイクルは 30～50 年、活用は 1 回かぎりとなります。	森林施業計画を踏まえた路網の整備に伴う伐採・搬出作業の効率化は林業の振興に資するものと考えます。林業ご関係者様とも十分に相談・ご協議しながら計画を検討させていただきます。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
417	その他	林業では、樹木を植えた人が成長を見守りながら、次の世代に伐採を託すという長期的視点で考える必要があります。例として、村有林創立 130 年を超える歴史がある旧筒賀村の林業で何を指してきたのか、読み取れるのは、筒賀村村民全員のためになる、みんなが笑顔になる森林づくりをしてきた歴史です。旧筒賀村村有林は、旧筒賀村のすべてを支えてきました。公共施設の建設にも貢献しています。そして、そのことを誇りに思っているということです。環境影響評価の手続き以前に事業者が考えるべき歴史です。過去の歴史を踏まえて、計画を検討すべきです。 日ノ平山～立岩山～市間山の尾根は、林業の視点からも残すべきです。 1890 年 村有林創設（富の共有のために旧藩時代の入会林を全部村有林にし、主要樹木の伐採禁止、薪炭・柴草山・笹山・ワサビの採取は低料金で貸し出す制度をつくる） 1902 年 かつて共有林でありながら国有林に編入されてしまつて国有林を取り戻す「国有林下戻訴訟」の判決が勝訴となった 1959 年 第 1 次村有林経営計画が発足する（現在、第 13 次計画） 1977 年 第 1 回村有林・植樹祭開催（奥の原山）（合併まで 13 回続く） 1980 年 村有林創設 90 周年記念事業を行い、県知事も入村して県植樹祭を行った 1983 年 水土保全機能強化総合モデル事業 1988 年 朝日森林文化賞受賞 1989 年 立岩山～市間山が、雑誌「旅」市町村長推薦、秘境 100 選に選ばれる 1990 年 森林の公益的機能を重視した緑化の充実と推進に対して内閣総理大臣賞、受賞 1990 年 「悠久の森条例」を定めた。村有林 100 周年の歴史が基盤 1997 年 全国「森林とのふれあい」シンポジウム開催 1999 年 井仁地区「日本棚田百選」に認定（県内唯一）棚田保全事業指定（農林水産省）	旧筒賀村村有林における事業実施にあたりましては、ご関係行政等と十分に協議の上、検討を進めてまいります。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
418	その他	旧筒賀村、奥ノ原山では、1983 年から 1987 年まで「水土保全機能強化総合モデル事業」が実施されました（全国四カ所のうちの一つ）当時、森林の公的機能の重要性が言われ始め、同時にこれまで人が利用してきた資源、樹木をどう育てていくのかを考えるためのモデル事業でした。太陽光線の入射により下層の植生が繁茂し裸地化しないため、地力の維持と土砂の流出防止が図れる複層林の造成、水源涵養機能の向上を図るために、溪流及び林内における地表水ならびに浅い中間流を積極的に浸透させる施設、これに必要な路線網の整備などが行われました。このモデル事業は引き継がれ、1988 年から 1991 年まで「水源地域緊急対策整備事業」として、1992 年から 1998 年まで「水源地域森林総合整備事業」として市間山、鷹ノ巣山、栃山、猪俣山付近に拡大され、水土保全事業が行われています。また、1988 年から 18 年間のデータをもとに、広島県林業試験センターで、この事業が水源涵養等のために有効であったことが検証されています。「広島県林試セ研究報 37(2005 年) 水土保全機能強化総合モデル事業地における森林の変遷と流出特性 ―水源涵養機能を向上させる森林整備の方向性― 山本哲也、池田作太郎」 風車サイト、管理道路は、先人が水源涵養機能等を向上させようと整備してきた森林と重なっています。「水土保全機能強化総合モデル事業」を踏まえて、計画を考えるべきです。	水土保全機能強化総合モデル事業地における事業実施にあたりましては、これまで取り組んでこられた事業を十分に把握したうえで関係行政等と十分に協議し、検討を進めてまいります。
419	その他	計画通り発電機が建設されると、南北 11km、東西 6km の範囲に最大高 150m 超の大型風車 36 基が立ち並び、全国的にも類のない風車群が建設されることになり、稜線のみならず谷筋まで、この範囲に生息が確認されている希少な生物群への影響ははかり知れません。通商産業大臣意見をはじめ、環境大臣、広島県知事、広島市長からも指摘されているとおり、複数の風力発電機の稼働による累積的な影響が懸念されます。そこで、事前に各種生物群、並びに周辺環境に対する累積的な影響の評価を具体的かつ慎重に実施することを求めます。その結果、有効かつ具体的な対応策が提示できない限り、計画の撤回を含む大幅な見直しを行うことを強く求めます。	本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及び風力発電機設置想定範囲を一体と捉えて、調査・予測・評価を実施いたします。今後は、環境影響評価手続きに則り適切に、現地調査を行い、必要に応じ専門家等の助言を踏まえるとともに、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置や事業計画の見直しを検討し、環境への影響を回避又は極力低減できるよう努めます。その内容については、準備書に記載し、縦覧・説明会・意見聴取を実施いたします。
420	その他	西中国山地をとりかこむように、次々と風力発電の計画がすすめられています。 ・ウインドファーム浜田 29 基（島根）一稼働中 ・新浜田ウインドファーム発電事業 17 基（島根）予定 ・島根風力発電 14 基（予定） ・益田匹見風力発電 15 基（島根） ・広島西ウインドファーム 36 基（広島） 私たちの暮らしの中で健康面、生物多様性の保全での視点、景観の視点から、この 3 つの点での累積的な影響の有無について教えてください。「他事業地や事業者に関しては知りません」では無責任です。計画中のものも含めて情報はありますので、そういった影響を定量的と	影響範囲（最も影響が生じる恐れがある景観で検討した場合、風力発電機設置想定範囲から約 8.6 km（風力発電機の垂直見込み角 1.0° 以上となる範囲））を考慮し、現段階では累積的な環境影響は生じないと想定していますが、必要に応じ、関係事業者との情報共有を検討いたします。

No.	分類	一般の意見の概要	事業者の見解
		定性的の両方で測定して下さい。	

表2 環境影響評価方法書について述べられた意見の概要（環境の保全の見地以外の意見）

No.	一般の意見の概要
1	環境影響評価方法については、全国的先例があると思いますので、この方法書を守っていただければ十分だと思います。 道路建設や維持や冬季の除雪を地元業者に受け請せる、風力発電の設置場所を観光地の公園にするなど、設置する際は、何かしらのメリットを与えて下さい。事業に反対するつもりはありません。 根気強く、実現させて下さい。
2	参加された皆さんの意見がとても良かったです！事業者もたじたじでしたね。 安芸太田町の住民のパワーを感じました。たのしい！ 風力発電に対して反対です。
3	「聞こえぬ音」「見えぬウイルス」は厄介です。目や耳で捕らえられなくても、ある物があります。如来さまのお姿は見えなくても、心で感じる事（信心）は可能です。お浄土へ生まれる（往生）のも同じです。見えるものは全て無常で、頼りになりません。むしろ見えない空気やご先祖方があってこそ自分。コロナ禍の蔓延はそれを教示してくれています。 ゼネコンはどうも心の領域に暗いようです。国策とやらをテコに欺瞞と偽善まで駆使して、過疎地に拍車をかけ、地域住民を甘言で分断します。「待った」役のお寺さん方も浮世離れしつつあるのは大問題です。虚偽や表層に埋没し、如来さまの悲願は無論、悲憤さえ覚えぬ低落ぶり。元来、縁起に立脚する仏教は真の「いのち」と生態系重視の担い手です。「悪人正機」の浄土真宗の教義は虚飾に最も厳格です。世論の「情報」も「情」が核心ですが、利便性至上主義のIT化の拡散によって、新たな全体主義の俗世になります。世もいよいよ末なのか。 「最後の芸轍」といわれた学僧・高松悟峯(1869～1939年)さんの「厳護（仏）法城」のお言葉の額。善福寺もそういえば城跡のような構築です。もっとも打算やメリットや見てくれ追求のご時世に備えて。
4	事業が実施されれば、聖地ともいえる善福寺の裏山でバードストライクが生じ、何の罪もない鳥たちの殺戮が繰り返されます。あらゆるいのちを救わんとする阿弥陀さまの御本願に反する行為です。阿弥陀様の悲願、すべてのいのちが心安らぐことのできる阿弥陀さまの世界や浄土往生を願う人々の心は目には見えません。しかし風景や景観のなかには「目にみえないもの」があります。目には見えないけれど、確かにそこには人々の信仰の対象があるのです。風車建設は永い間人々が大切に守り続けてきた「心の風景」を奪います。諸仏への冒涇、宗教心の破壊ともいえる計画に対して、悲しみと憤りをもって中止を求めます。 舍利弗よ。 かの（国）土を、なにが故に名づけて 極楽となすや。 その国の衆生は、 もろもろの、苦しみ あることなく、 ただもろもろの 楽しみを受く。 ゆえに その仏国土を 極楽と 名づく。 「仏説阿弥陀経」（中村元訳） この意見に対して誠実かつ真摯な回答を求めます。
5	立入調査に当たってどのように許可をとるのでしょうか。
6	環境影響が大きくないとしても、事業には反対です。
7	会社名・ウインドファームというのが不自然です。横文字でなく日本語でつけてください。
8	問題を把握し本事業を白紙撤回させるために ①一人ひとりが、この計画を問題視し、他から情報を知り・伝え・運動とする ②住民・市民団体として、定期的集まり、さまざまな計画をたて連帯をする ③ J パワー・政府・自治体に抗い、裁判所、組合、学校、施設、人権・平和・環境団体と連帯 ④報道機関への情報提供 ⑤その他（公開質問・情報公開請求で糾問）

日刊新聞紙における公告等

中国新聞（令和3年1月26日 朝刊5面）

環境影響評価法に基づく（仮称）広島西ウインドファーム事業
環境影響評価法（以下「法」という）を次のとおり縦覧
公表します。また、同法に基づく説明会を開催します。

一、事業者の名称 電源開発株式会社

二、代表者の名称 代表取締役社長 渡部 肇史

三、所在地 東京都中央区銀座六丁目15番1号

四、対象事業の名称 対象事業の種類 発電設備出力
（仮称）広島西ウインドファーム事業 風力
発電 陸上 最大154800キロワット程度

五、対象事業実施区域 広島県広島市 廿日市市 山県郡安芸太田町
広島県広島市 廿日市市 山県郡安芸太田町

六、環境影響を受ける範囲 広島県広島市 廿日市市 山県郡安芸太田町

七、方法書の縦覧 縦覧場所 広島県庁環境県民局環境保全課、広島県西部
厚生環境事務所 広島県西部厚生環境事務所 広島市
市役所 環境局環境保全課、佐伯区役所（環境政策課） 佐伯
区役所 湯来出張所、湯来西公民館、湯来南公民館、合人社ウエ
ンアイヒとまらづら、広島市湯来農村環境改善センター、
広島市湯来交流センター、廿日市市役所環境政策課、
環境政策課、廿日市市吉和支所、廿日市市佐伯支所、安芸太田
町役場（民生生活課）、安芸太田町役場環境課、安芸太田町
役場加計支所、安芸太田町役場安芸出張所、安芸太田町
役場加計支所、令和3年1月26日（火）令和3年2月25日（木）
縦覧時間 開庁時間（午前9時から午後5時まで）
電子縦覧 <https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

八、説明会の開催日時・場所
令和3年2月9日（火）午後6時30分～午後8時
廿日市市吉和福祉センター すこやかホール
令和3年2月10日（水）午後6時30分～午後8時
広島市湯来農村環境改善センター ホール
令和3年2月15日（月）午後6時30分～午後8時
広島市湯来西公民館 ホール
令和3年2月16日（火）午後6時30分～午後8時
安芸太田町戸河内ふれあいセンター ホール
令和3年2月17日（水）午後6時30分～午後8時
安芸太田町川・森文化交流センター やまびこホール
令和3年2月18日（木）午後6時30分～午後8時
安芸太田町簡質福祉センター 2階大集会室
安芸太田町簡質福祉センター 2階大集会室
但し、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、予定を
変更する場合は、右記電子縦覧に掲載します。

九、意見書の提出方法 方法書について、環境保全の見地からの意見
をお持ちの方は、書面により提出することができます。なお、
自由書式ですが、提出書式は電子縦覧のホームページからも
ダウンロードできます。

十、提出方法 氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地
からの意見を記載し、左記まで郵送又は縦覧場所、湯来西
公民館、湯来南公民館、合人社ウエアイヒとまらづら、
広島市湯来農村環境改善センター及び広島市湯来交流センター
を除く、に設置された意見書箱への投函により提出下さい。

提出期限 令和3年1月26日（火）令和3年3月31日（木）
※当日消印有効

十一、意見書の郵送先 お問い合わせ先 電源開発株式会社
再生可能エネルギー本部 風力事業部 事業推進室
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号
TEL 03-6366-6000（午前9時から午後5時まで）
FAX 03-6366-6000（午前9時から午後5時まで）
（土日・休日除く）担当 斎藤 清水

読売新聞（令和3年1月26日 朝刊27面）※広島版

環境影響評価法に基づく（仮称）広島西ウインドファーム事業
環境影響評価法（以下「法」という）を次のとおり縦覧
公表します。また、同法に基づく説明会を開催します。

一、事業者の名称 電源開発株式会社

二、代表者の名称 代表取締役社長 渡部 肇史

三、所在地 東京都中央区銀座六丁目15番1号

四、対象事業の名称 対象事業の種類 発電設備出力
（仮称）広島西ウインドファーム事業 風力
発電 陸上 最大154800キロワット程度

五、対象事業実施区域 広島県広島市 廿日市市 山県郡安芸太田町
広島県広島市 廿日市市 山県郡安芸太田町

六、環境影響を受ける範囲 広島県広島市 廿日市市 山県郡安芸太田町

七、方法書の縦覧 縦覧場所 広島県庁環境県民局環境保全課、広島県西部
厚生環境事務所 広島県西部厚生環境事務所 広島市
市役所 環境局環境保全課、佐伯区役所（環境政策課） 佐伯
区役所 湯来出張所、湯来西公民館、湯来南公民館、合人社ウエ
ンアイヒとまらづら、広島市湯来農村環境改善センター、
広島市湯来交流センター、廿日市市役所環境政策課、
環境政策課、廿日市市吉和支所、廿日市市佐伯支所、安芸太田
町役場（民生生活課）、安芸太田町役場環境課、安芸太田町
役場加計支所、安芸太田町役場安芸出張所、安芸太田町
役場加計支所、令和3年1月26日（火）令和3年2月25日（木）
縦覧時間 開庁時間（午前9時から午後5時まで）
電子縦覧 <https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

八、説明会の開催日時・場所
令和3年2月9日（火）午後6時30分～午後8時
廿日市市吉和福祉センター すこやかホール
令和3年2月10日（水）午後6時30分～午後8時
広島市湯来農村環境改善センター ホール
令和3年2月15日（月）午後6時30分～午後8時
広島市湯来西公民館 ホール
令和3年2月16日（火）午後6時30分～午後8時
安芸太田町戸河内ふれあいセンター ホール
令和3年2月17日（水）午後6時30分～午後8時
安芸太田町川・森文化交流センター やまびこホール
令和3年2月18日（木）午後6時30分～午後8時
安芸太田町簡質福祉センター 2階大集会室
安芸太田町簡質福祉センター 2階大集会室
但し、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、予定を
変更する場合は、右記電子縦覧に掲載します。

九、意見書の提出方法 方法書について、環境保全の見地からの意見
をお持ちの方は、書面により提出することができます。なお、
自由書式ですが、提出書式は電子縦覧のホームページからも
ダウンロードできます。

十、提出方法 氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地
からの意見を記載し、左記まで郵送又は縦覧場所、湯来西
公民館、湯来南公民館、合人社ウエアイヒとまらづら、
広島市湯来農村環境改善センター及び広島市湯来交流センター
を除く、に設置された意見書箱への投函により提出下さい。

提出期限 令和3年1月26日（火）令和3年3月31日（木）
※当日消印有効

十一、意見書の郵送先 お問い合わせ先 電源開発株式会社
再生可能エネルギー本部 風力事業部 事業推進室
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号
TEL 03-6366-6000（午前9時から午後5時まで）
FAX 03-6366-6000（午前9時から午後5時まで）
（土日・休日除く）担当 斎藤 清水

読売新聞（令和3年1月26日 朝刊27面）※備後版

環境影響評価法に基づく（仮称）広島西ウインドファーム事業
環境影響評価法（以下「法」という）を次のとおり縦覧
公表します。また、同法に基づく説明会を開催します。

一、事業者の名称 電源開発株式会社

二、代表者の名称 代表取締役社長 渡部 肇史

三、所在地 東京都中央区銀座六丁目15番1号

四、対象事業の名称 対象事業の種類 発電設備出力
（仮称）広島西ウインドファーム事業 風力
発電 陸上 最大154800キロワット程度

五、対象事業実施区域 広島県広島市 廿日市市 山県郡安芸太田町
広島県広島市 廿日市市 山県郡安芸太田町

六、環境影響を受ける範囲 広島県広島市 廿日市市 山県郡安芸太田町

七、方法書の縦覧 縦覧場所 広島県庁環境県民局環境保全課、広島県西部
厚生環境事務所 広島県西部厚生環境事務所 広島市
市役所 環境局環境保全課、佐伯区役所（環境政策課） 佐伯
区役所 湯来出張所、湯来西公民館、湯来南公民館、合人社ウエ
ンアイヒとまらづら、広島市湯来農村環境改善センター、
広島市湯来交流センター、廿日市市役所環境政策課、
環境政策課、廿日市市吉和支所、廿日市市佐伯支所、安芸太田
町役場（民生生活課）、安芸太田町役場環境課、安芸太田町
役場加計支所、安芸太田町役場安芸出張所、安芸太田町
役場加計支所、令和3年1月26日（火）令和3年2月25日（木）
縦覧時間 開庁時間（午前9時から午後5時まで）
電子縦覧 <https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

八、説明会の開催日時・場所
令和3年2月9日（火）午後6時30分～午後8時
廿日市市吉和福祉センター すこやかホール
令和3年2月10日（水）午後6時30分～午後8時
広島市湯来農村環境改善センター ホール
令和3年2月15日（月）午後6時30分～午後8時
広島市湯来西公民館 ホール
令和3年2月16日（火）午後6時30分～午後8時
安芸太田町戸河内ふれあいセンター ホール
令和3年2月17日（水）午後6時30分～午後8時
安芸太田町川・森文化交流センター やまびこホール
令和3年2月18日（木）午後6時30分～午後8時
安芸太田町簡質福祉センター 2階大集会室
安芸太田町簡質福祉センター 2階大集会室
但し、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、予定を
変更する場合は、右記電子縦覧に掲載します。

九、意見書の提出方法 方法書について、環境保全の見地からの意見
をお持ちの方は、書面により提出することができます。なお、
自由書式ですが、提出書式は電子縦覧のホームページからも
ダウンロードできます。

十、提出方法 氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地
からの意見を記載し、左記まで郵送又は縦覧場所、湯来西
公民館、湯来南公民館、合人社ウエアイヒとまらづら、
広島市湯来農村環境改善センター及び広島市湯来交流センター
を除く、に設置された意見書箱への投函により提出下さい。

提出期限 令和3年1月26日（火）令和3年3月31日（木）
※当日消印有効

十一、意見書の郵送先 お問い合わせ先 電源開発株式会社
再生可能エネルギー本部 風力事業部 事業推進室
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号
TEL 03-6366-6000（午前9時から午後5時まで）
FAX 03-6366-6000（午前9時から午後5時まで）
（土日・休日除く）担当 斎藤 清水

電源開発株式会社ホームページにおけるお知らせ



J-POWERグループ

お問い合わせ JP | EN

企業情報

事業情報

株主・投資家の皆様

環境・社会への取り組み

採用情報

ニュース

知る・学ぶ・楽しむ

[ホーム](#) > [環境・社会への取り組み](#) > [環境への取り組み](#) > [環境アセスメント](#) > [風力発電事業に係る環境影響評価手続き](#) > (仮称) 広島西ウインドファーム事業に係る環境影響評価


風力発電事業に係る環境影響評価手続き (仮称) 広島西ウインドファーム事業に おける風力発電事業

|(仮称) 広島西ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書(以下、「方法書」)

方法書及びこれを要約した書類(以下「要約書」)を環境影響評価法に基づき公表します。

なお、印刷及びダウンロードはできません。

- ・「(仮称) 広島西ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書」の届出及び縦覧について(PDF:138KB)

- ・表紙・目次

- ・第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- ・第2章 対象事業の目的及び内容

- ・第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 3.1.自然的状況

- ・第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 3.2.社会的状況

- ・第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

- ・第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

- ・第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

- ・第7章 その他環境省令で定める事項

- ・第8章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- ・資料編

- ・要約書

- ・ご意見記入用紙(PDF:83KB)

|(仮称) 広島西ウインドファーム事業 計画段階環境配慮書(以下、「配慮書」)

配慮書の閲覧は2020年7月22日に終了しました。

| お問い合わせ先

広島県ホームページにおけるお知らせ



ひろしま未来チャレンジビジョン

チャレンジビジョンとは

人づくり

新たな
経済成長

安心な
暮らしづくり

豊かな
地域づくり

[トップページ](#) > [ecoひろしま～環境情報サイト～](#) > 環境アセスメント 手続中の事業に関する情報

開発補助

検索

Language

防災情報

くらし・教育
・環境・文化

健康・福祉
・子育て

防災・安全

しごと・産業
・観光

まちづくり
・国際交流

県政情報

ecoひろしま～環境情報サイト～

環境アセスメント 手続中の事業に関する情報

[印刷用ページを表示する](#) 掲載日：2021年1月26日

このページでは、「環境影響評価法」と「広島県環境影響評価に関する条例」に基づき、環境アセスメントの手続を実施している事業について、その状況をお知らせしています。

環境影響評価法に基づく手続中の事業（令和3年1月26日現在）

名称・概要	事業者	種類	規模	実施場所	手続の状況	備考
（仮称）新浜田ウインドファーム発電事業	株式会社グリーンパワーインベストメント	風力発電所（陸上）の設置の事業	風力発電所出力：約58,000kw	山県郡北広島町	方法書に対する知事意見を述べました。	
（仮称）益田匹見風力発電事業	アジア風力発電株式会社	風力発電所（陸上）の設置の事業	風力発電所出力：最大60,000kw	益田市匹見町（関係地域：北広島町、安芸太田町）	方法書に対する知事意見を述べました。	
（仮称）広島西ウインドファーム事業	電源開発株式会社	風力発電所（陸上）の設置の事業	風力発電所出力：最大154,800kw	広島市、廿日市市、安芸太田町	方法書を鑑照しています。 方法書は 事業者ホームページ から閲覧することができます。	

広島県環境影響評価条例に基づく手続中の事業（令和2年6月5日現在）

環境行政情報

[環境関係窓口の御案内](#)

[環境に関する計画](#)

[環境白書・データ集](#)

[環境保全関係規程](#)

[公害審査会](#)

[環境行政情報の一覧を見る](#)

環境学習

[環境学習講師](#)

[県民](#)

[事業者](#)

[子ども](#)

地球環境

[地球温暖化](#)

[マイバッグ運動](#)

[エコアクション21](#)

[オゾン層保護](#)

[フロン回収](#)

[地球環境の一覧を見る](#)

瀬戸内海の窓

[瀬戸内海の保全](#)

[せとうち海援隊](#)

[生物調査](#)

[干潟情報](#)

大気・水・土壌環境

[大気](#)

– 150 –

広島市ホームページにおけるお知らせ (2/3)

環境影響評価方法書(方法書)

・縦覧の場所等

広島市内では、次の場所において方法書の縦覧が行われています。

※当該図書は[電源開発株式会社のウェブサイト](#)＜外部リンク＞でも公表されています。

【重要】新型コロナウイルス感染拡大防止のため、臨時休館や開館時間を短縮することがあります。

場所	期間	時間
広島県庁環境県民局環境保全課 (中区基町9番42号 広島県庁東館8階)	令和3年1月26日 (火) から 令和3年2月25日 (木) まで	午前8時30分から 午後5時15分まで
広島県西部厚生環境事務所広島支所 (中区基町10番52号 農林庁舎1階)		
広島市役所環境局環境保全課 (中区国泰寺町一丁目6番34号 市役所本庁舎4階)		
佐伯区役所区政調整課 (佐伯区海老園二丁目5番28号 佐伯区役所3階)		午前8時30分から 午後10時まで
佐伯区役所湯来出張所 (佐伯区湯来町大字和田166番地)		
湯来西公民館 (佐伯区湯来町大字多田2712番地)		
湯来南公民館 (佐伯区湯来町大字伏谷13番地1)		
広島市湯来農村環境改善センター (佐伯区湯来町大字麦谷2501番地)		
広島市湯来交流体験センター (佐伯区湯来町大字多田2563番地1)		
合人社ウェンディひと・まちプラザ (中区袋町6番36号)		午前9時から 午後6時まで
		午前9時30分から 午後10時まで

※公民館及び広島市湯来農村環境改善センターは火曜日、祝日及び2月24日を除く。

※広島市湯来交流体験センターは月曜日を除く。

※合人社ウェンディひと・まちプラザは第3月曜日を除く。

※その他の場所は土曜日、日曜日及び祝日を除く。

・説明会の開催

縦覧期間中、広島市内では、次の場所において説明会が開催されます。

【重要】新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、予定が変更される場合、その旨の案内が[電源開発株式会社のウェブサイト](#)＜外部リンク＞に掲載されます。

場所	開催日	時間
広島市湯来農村環境改善センター (佐伯区湯来町大字麦谷2501番地)	令和3年2月10日 (水)	午後6時30分から 午後8時まで
湯来西公民館 (佐伯区湯来町大字多田2712番地)	令和3年2月15日 (月)	午後6時30分から 午後8時まで

[広島市環境影響評価条例](#)

[環境アセスメントの実施状況](#)

[広島市環境影響評価審査会](#)

[広島市の生物](#)

環境保全関係の届出様式

[環境保全関係の届出様式](#)

公害防止管理者等

[公害防止管理者等](#)

公害紛争処理制度

[公害紛争処理制度](#)

よくある質問

[よくある質問](#)

見つからないときは

よくある質問

広島市ホームページにおけるお知らせ（3/3）

・縦覧及び意見書の提出について

配慮書の縦覧及び意見書の提出は終了しました。

・市長意見の広島県知事への送付について

本市は、この配慮書について、発電所主務省令の規定に基づき、広島県知事から意見を求められたことから、令和2年7月17日に意見を述べました。

→ [（仮称）広島西ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書に対する意見 \[PDFファイル/429KB\]](#)

環境影響評価方法書(方法書)

・縦覧の場所等

広島市内では、次の場所において方法書の縦覧が行われています。

※当該図書は[電源開発株式会社のウェブサイト](#)<外部リンク>でも公表されています。

イ 郵送先

「お問い合わせ先」と同様

・お問い合わせ先

〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号

電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部 風力事業部 事業推進室

TEL 03-3546-9600 ※午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

担当者：斎藤・清水

[内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）](#)

[有害大気汚染物質](#)

放射線

[放射線](#)

環境影響評価（環境アセスメント）

[広島市環境影響評価条例](#)

[環境アセスメントの実施状況](#)

[広島市環境影響評価審査会](#)

[広島市の生物](#)

廿日市市ホームページにおけるお知らせ（1/2）

ちょうどいい、みつけた。

廿日市市

はつかいちし

▶ 本文へ

▶ 利用の仕方

▶ Language

▼

▶ サイトマップ

背景色

白

黒

青

文字サイズ

標準

拡大

検索

[くらしの情報](#) [しごとの情報](#) [観光情報](#) [市政情報](#)

[トップページ](#) > [担当部署で探す](#) > [環境政策課](#) > (仮称)広島西ウインドファーム事業

(仮称)広島西ウインドファーム事業

掲載日:2021年1月26日更新

電源開発株式会社は、廿日市市吉和地域、広島市、山県郡安芸太田町において、風力発電事業を計画しており、現在、環境影響評価法に基づく環境影響評価(環境アセスメント)の手続きが行われています。

※ 環境影響評価(環境アセスメント)制度に関する詳細は、下記のウェブサイトで確認できます

- ・ 環境大臣官房環境影響評価課 [「環境影響評価情報支援ネットワーク」](#)(外部リンク)
- ・ 経済産業省商務情報政策局産業保安グループ電力安全課 [「発電所環境アセスメント情報」](#)(外部リンク)
- ・ 広島県環境県民局環境保全課 [「環境アセスメント」](#)(外部リンク)

事業者情報

事業者の名称・代表者の氏名

電源開発株式会社 代表取締役社長 渡部 肇史

主たる事務所の所在地

東京都中央区銀座六丁目15-1

事業者のウェブサイト

[I-POWER 電源開発株式会社](#) (外部リンク)

事業に関する問い合わせ先

電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部 風力事業部 事業推進室(担当者名:斎藤、清水)
電話番号 03-3546-9600

環境影響評価(環境アセスメント)の手続きの状況

令和2年6月23日 計画段階環境配慮書の公告、縦覧開始

令和2年7月21日 [計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの市長意見 \(PDFファイル 249KB\)](#)を広島県知事に提出

令和2年7月22日 計画段階環境配慮書の縦覧終了

令和2年8月19日 [計画段階環境配慮書に対する広島県知事意見](#) (外部リンク)

令和2年9月17日 [計画段階環境配慮書に対する経済産業大臣意見](#) (外部リンク)

令和3年1月26日 環境影響評価方法書の公告、縦覧開始

環境影響評価方法書の縦覧及び意見書の受付について

環境影響評価法第5条第1項の規定に基づき事業者が作成した「環境影響評価方法書」を次のとおり縦覧します。

また、「環境影響評価方法書」についての環境の保全の見地からの意見を受け付けます。

縦覧書類

「(仮称)広島西ウインドファーム事業環境影響評価方法書」及び「同要約書」

縦覧場所

- ・ 環境政策課(下平良一丁目11-1 市役所本庁舎6階)
- ・ 佐伯支所(環境産業グループ)(津田1989)
- ・ 吉和支所(環境産業建設グループ)(吉和3425-1)

廿日市市ホームページにおけるお知らせ (2/2)

電子縦覧

縦覧書類は、下記の事業者のウェブサイトで確認できます。

[I-POWERー風力発電事業に係る環境影響評価手続きー\(仮称\)広島西ウインドファーム事業における風力発電事業\(外部リンク\)](#)

縦覧期間と縦覧時間

令和3年1月26日(火曜日)から令和3年2月25日(木曜日)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)
8時30分から17時15分まで

閲覧用紙の記入

「(仮称)広島西ウインドファーム事業環境影響評価方法書」又は「同要約書」をご覧になった方は、差し支えなければ、備え付けの閲覧用紙に住所、氏名等をご記入ください。

意見書の受付

「(仮称)広島西ウインドファーム事業環境影響評価方法書」又は「同要約書」について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、備え付けの意見記入用紙に記入の上、縦覧場所に設置されている意見書箱に投かんいただくか、下記宛先までご郵送ください。

【意見書受付期間】

令和3年1月26日(火曜日)から令和3年3月11日(木曜日)まで
郵送の場合、令和3年3月11日(木曜日)消印有効

【意見書宛先】

〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15-1
電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室 斎藤又は清水宛て

環境影響評価方法書説明会の開催について

環境影響評価法第7条の2の規定に基づく「環境影響評価方法書」の記載事項を周知させるための説明会が、事業者により次のとおり開催されます。

開催日時

令和3年2月9日(火曜日) 18時30分から

開催場所

吉和福祉センター すこやかホール(吉和1771-1)

安芸太田町ホームページにおけるお知らせ (1/2)



暮らしの情報

〈仮称〉広島西ウインドファーム事業

令和2年6月23日より、電源開発株式会社は、【〈仮称〉広島西ウインドファーム事業】について環境影響評価手続きを開始しました。電源開発株式会社は、国内100か所以上の発電施設を持つ半官半民の電力会社です。
このたび、その電源開発株式会社が、町内の立岩山ー市間山間および奥ノ原山ー鷹ノ巣山間の尾根を含む地域で36基の風車を建設し、総発電量15万kwを超える風力発電施設の計画【〈仮称〉広島西ウインドファーム事業】を計画されました。
町としても、今後情報収集を進め、広く町民に情報を発信してまいります。

事業者情報

事業の名称・代表者の所在地

電源開発株式会社 代表取締役 渡部 肇史
東京都中央区銀座六丁目15番1号

[電源開発株式会社 \(I-POWER\)](#)

対象事業の種類及び発電設備出力等

種類 : 風力発電所(陸上)
発電設備出力 : 1基 4,300kw × 36基 最大154,800kw

対象事業の実施想定区域

安芸太田町、広島市(湯来地区)、廿日市市(吉和地区)

事業に関する問い合わせ先

電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部 風力事業部 事業推進室(担当:斎藤)
電話 03-3546-9600

環境影響評価(環境アセスメント)の手続き状況

令和2年6月23日 計画段階環境配慮書の公表、縦覧開始
令和2年7月22日 計画段階環境配慮書に対する町長意見書を広島県知事に提出
令和2年7月22日 計画段階環境配慮書の縦覧終了
令和3年1月26日 環境影響評価方法書の公告、縦覧開始

計画段階環境配慮書(配慮書)

配慮書の縦覧及び意見書の提出は終了しました。(令和2年6月23日～令和2年7月22日)

・計画段階環境配慮書に対する町長意見を広島県知事へ提出しました。(令和2年7月22日)

[計画段階環境配慮書に対する町長意見書](#) [PDF形式 9KB]

環境影響評価方法書(方法書)

環境影響評価法に基づく【〈仮称〉広島西ウインドファーム事業 環境影響評価方法書】の縦覧および説明会の開催について

【縦覧書類】

・〈仮称〉広島西ウインドファーム事業 環境影響評価方法書

【縦覧場所】

・役場本庁(住民生活課) ・加計支所 ・簡賀支所 ・安野出張所

【縦覧期間】

令和3年1月26日(火)～令和3年2月25日(木) 土日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

【電子縦覧】

・<https://www.ipower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

安芸太田町ホームページにおけるお知らせ (2/2)

【説明会の開催日時・場所】

- ・令和3年2月16日(火) 午後6時30分～午後8時 戸内ふれあいセンター ホール
 - ・令和3年2月17日(水) 午後6時30分～午後8時 川・森・文化交流センター やまびこホール
 - ・令和3年2月18日(木) 午後6時30分～午後8時 筒賀福祉センター 2階大集會室
- ※ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、予定を変更する場合、上記電子縦覧URLに掲載されます。

【意見書の提出】

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見を、書面(日本語)により提出できます。
なお、自由書式ですが、提出書面は電子縦覧のホームページからもダウンロードできます。

- ①提出方法…氏名、住所、方法書の名称、ご意見を記載し、下記まで郵送または縦覧場所に設置する意見書箱へ投函ください。
- ②提出期間…令和3年1月26(火)～令和3年3月11日(木)※当日消印有効

●意見書の提出先およびお問い合わせ先

〒104-8165 東京都中央区銀座6丁目15番1号
電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部 風力事業部 事業推進室
電話 03-3546-9600 担当:斎藤、清水 (午前9時～午後5時(土日・祝日を除く))

広島県・国の環境影響評価の手続き状況

広島県

[広島県知事意見](#) 

環境省

[環境大臣意見\(配慮書\)](#) 

経済産業省

[経済産業大臣意見\(配慮書\)](#) 

今後の縦覧等の予定

事業者提供概略工程

・風況観測	令和2年12月末頃まで
・環境影響評価 配慮書	令和2年6月23日～令和2年7月22日(縦覧終了)
・環境影響評価 方法書	令和3年1月26日～令和3年2月25日(意見の提出は令和3年3月11日まで)
・環境影響評価 準備書	令和3年12月頃(住民説明会有)～1カ月縦覧
・各種許認可手続き	令和4年4月頃 ～ 着工まで
・環境影響評価 評価書	令和5年3月頃 ～ 1カ月縦覧
・工事着工	令和6年4月頃 ～

環境影響評価(環境アセスメント)制度について

環境影響評価(環境アセスメント)制度に関する詳細は、下記から確認できます。

[環境大臣官房環境影響評価課「環境影響評価情報支援ネットワーク」](#) 

[経済産業省商務情報政策局産業保安グループ電力安全課「発電所環境アセスメント情報」](#) 

[広島県環境県民局環境保全課「環境アセスメント」](#) 

ご意見記入用紙

「(仮称) 広島西ウインドファーム事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称) 広島西ウインドファーム事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、本用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入のうえ、ご投函ください。

令和 3 年 月 日

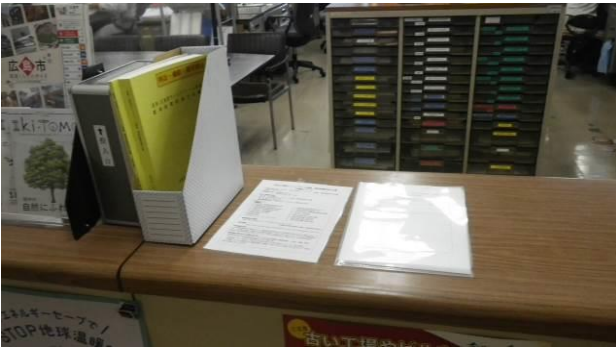
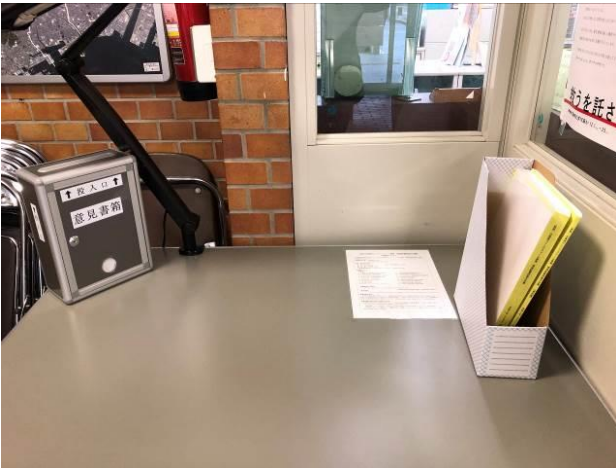
ご住所	〒 ー
ご氏名	

環境の保全の見地からのご意見（日本語により意見の理由を含めて記入してください）

- ※ 環境影響評価法施行規則の規定より、氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の記入をお願いします。
- ※ 本用紙に記入いただいた情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。

[参考資料]

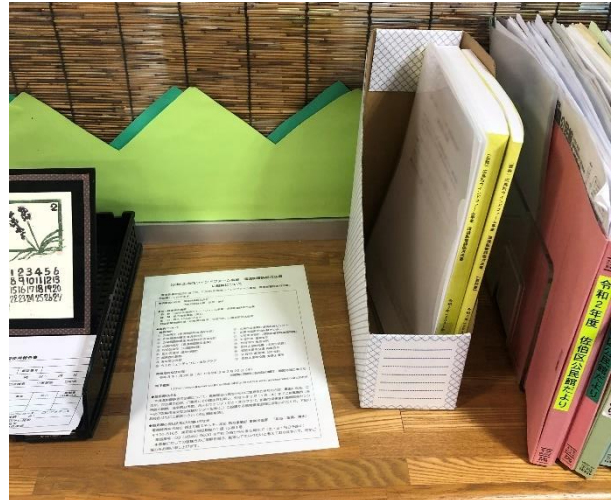
縦覧状況 (1/3)

広島県環境県民局環境保全課 	広島県西部厚生環境事務所 
広島県西部厚生環境事務所広島支所 	広島市役所環境局環境保全課 
佐伯区役所区政調整課 	佐伯区役所湯来出張所 

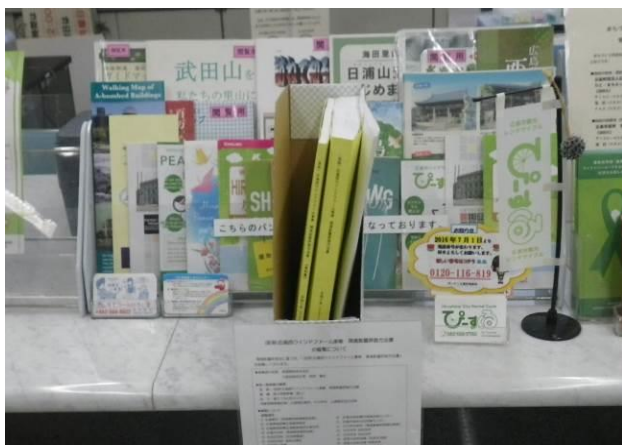
湯来西公民館



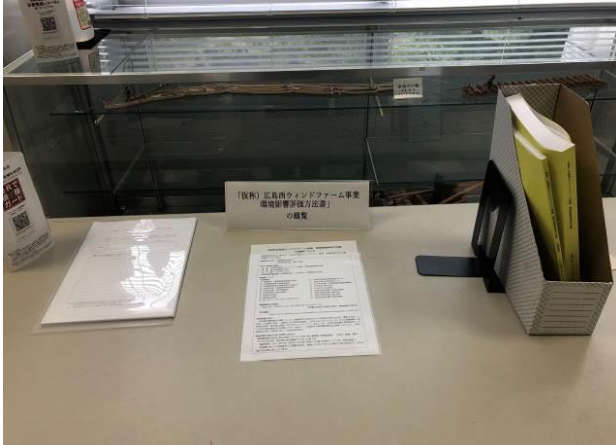
湯来南公民館



合人社ウェンディひと・まちプラザ



広島市湯来農村環境改善センター



広島市湯来交流体験センター



廿日市市役所環境産業部環境政策課



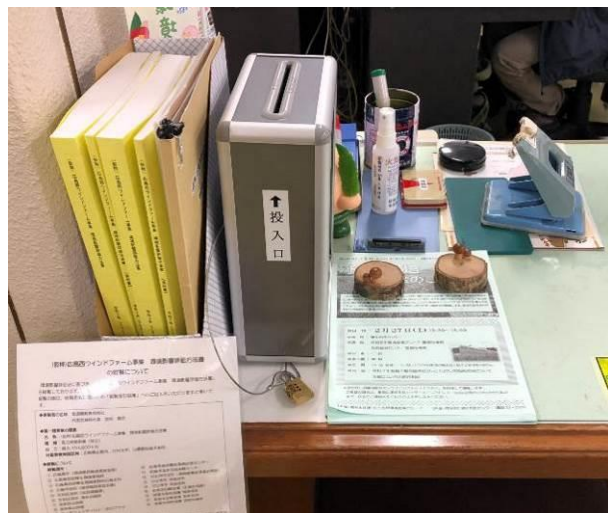
[参考資料]

縦覧状況 (3/3)

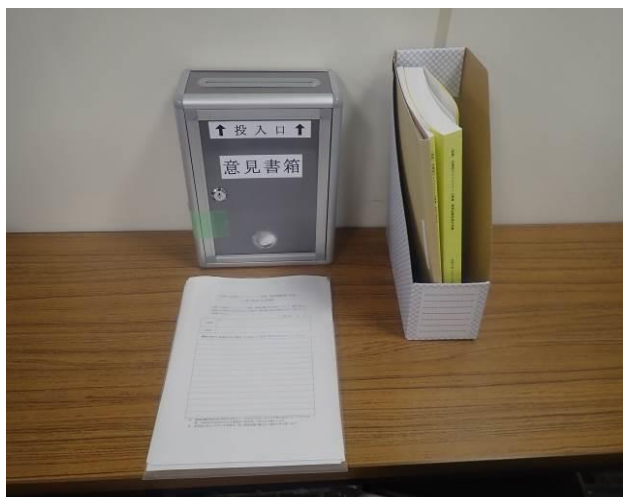
廿日市市吉和支所



廿日市市佐伯支所



安芸太田町役場住民生活課



安芸太田町役場筒賀支所



安芸太田町役場加計支所



安芸太田町役場安野出張所

